

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）  
整備事業に係る環境影響評価方法書

平成 31 年 2 月

江 南 市



## はじめに

本環境影響評価方法書は、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町のごみ処理を広域化する尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年 愛知県条例第47号）に基づき、平成30年8月に公表した「尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書」及び平成30年11月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価の対象とする項目や調査手法等を検討し、まとめたものである。



# 目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1-1	(1)
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	2-1	(3)
2.1 都市計画対象事業の目的	2-1	(3)
2.1.1 事業の目的	2-1	(3)
2.1.2 ごみ処理施設の現状	2-2	(4)
2.1.3 広域化実施計画の概要	2-3	(5)
2.1.4 新ごみ処理施設整備計画の概要	2-3	(5)
2.1.5 建設地の決定経緯	2-5	(7)
2.2 都市計画対象事業の内容	2-8	(10)
2.2.1 都市計画対象事業の種類	2-8	(10)
2.2.2 都市計画対象事業の規模	2-8	(10)
2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置	2-8	(10)
2.2.4 都市計画対象事業の諸元	2-10	(12)
2.2.5 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及び その内容	2-20	(22)
2.2.6 都市計画対象事業に係る工事計画の概要	2-26	(28)
2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項	2-27	(29)
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1	(31)
3.1 自然的状況	3-3	(33)
3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況	3-3	(33)
3.1.2 騒音に係る環境の状況	3-16	(46)
3.1.3 振動に係る環境の状況	3-19	(49)
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	3-19	(49)
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-19	(49)
3.1.6 地形及び地質の状況	3-23	(53)
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	3-26	(56)
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-31	(61)
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	3-60	(90)
3.2 社会的状況	3-71	(101)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-71	(101)
3.2.2 土地利用の状況	3-73	(103)
3.2.3 都市計画の状況	3-76	(106)
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-79	(109)
3.2.5 交通の状況	3-81	(111)
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に 必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-85	(115)
3.2.7 下水道の整備の状況	3-89	(119)

3.2.8	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の 環境の保全に関する施策の内容	3-90	(120)
3.2.9	その他都市計画配慮書対象事業に関し必要な事項	3-134	(164)
<b>第4章</b>	<b>計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果</b>	4-1	(169)
4.1	大気質	4-1	(169)
4.1.1	調査結果	4-1	(169)
4.1.2	予測	4-2	(170)
4.1.3	評価	4-9	(177)
4.2	景観	4-10	(178)
4.2.1	調査結果	4-10	(178)
4.2.2	予測	4-17	(185)
4.2.3	評価	4-31	(199)
4.3	総合評価	4-32	(200)
<b>第5章</b>	<b>配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の 見解</b>	5-1	(203)
5.1	配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況	5-1	(203)
5.2	配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者 の見解	5-2	(204)
<b>第6章</b>	<b>配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画 決定権者の見解</b>	6-1	(209)
6.1	配慮書についての縦覧状況	6-1	(209)
6.2	配慮書の案についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の 見解	6-1	(209)
<b>第7章</b>	<b>都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び 評価の手法</b>	7-1	(213)
7.1	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由	7-1	(213)
7.2	調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	7-8	(220)
<b>第8章</b>	<b>方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地</b>	8-1	(271)
用語解説		9-1	(273)

## 第 1 章 都市計画決定権者の名称



## 第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

江南市

(参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 尾張北部環境組合

代表者 : 管理者 澤田 和延

所在地 : 江南市赤童子町大堀 90 番地

---

(備考)

本事業は、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号) の手続を伴う事業であることから、都市計画決定権者である江南市が、「愛知県環境影響評価条例」(平成 10 年 愛知県条例第 47 号) 第 31 条の規定に基づき、環境影響評価手続を行うものである。



## 第2章 都市計画対象事業の目的及び内容



### 2.1 都市計画対象事業の目的

#### 2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト削減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指しており、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下「2市2町」という。）においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合することとされた。

2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）は、この「広域化計画」を踏まえ、平成21年6月に、新ごみ処理施設の建設を目的として「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、その後、平成28年7月には、2市2町の人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため、広域化実施計画の改訂（以下「広域化実施計画（改訂版）」という。）を行い、平成37年度の新ごみ処理施設稼働を目標とした。

このような状況を踏まえ、2市2町は、構成団体の意向を反映しながら、ごみ処理を共同で独立した事業として実施することにより、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくため、平成29年4月に一部事務組合「尾張北部環境組合」を設置した。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

### 2.1.2 ごみ処理施設の現状

2市2町では、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて、一般廃棄物の処理を行っている。しかし、両施設とも供用開始より30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表2.1.1 既存施設の概要

施設名		犬山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
設置主体		犬山市	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)
所在地		犬山市大字塔野地字田口洞 39番地 128	大口町河北一丁目 131番地
処理対象区域		犬山市	江南市、大口町、扶桑町
焼却 処理 施設	処理能力	135 t/日 (67.5 t/日×2炉)	150 t/日 (75 t/日×2炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉 (全連続式焼却施設)	流動床式焼却炉 (全連続式焼却施設)
	供用開始	昭和58年4月 (平成20年度 大規模補修工事実施)	昭和57年11月 (平成23年度 基幹整備補修工事実施)
粗大 ごみ 処理 施設	処理能力	30 t / 5 h	30 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別	破碎・選別
	供用開始	昭和59年12月	昭和57年11月

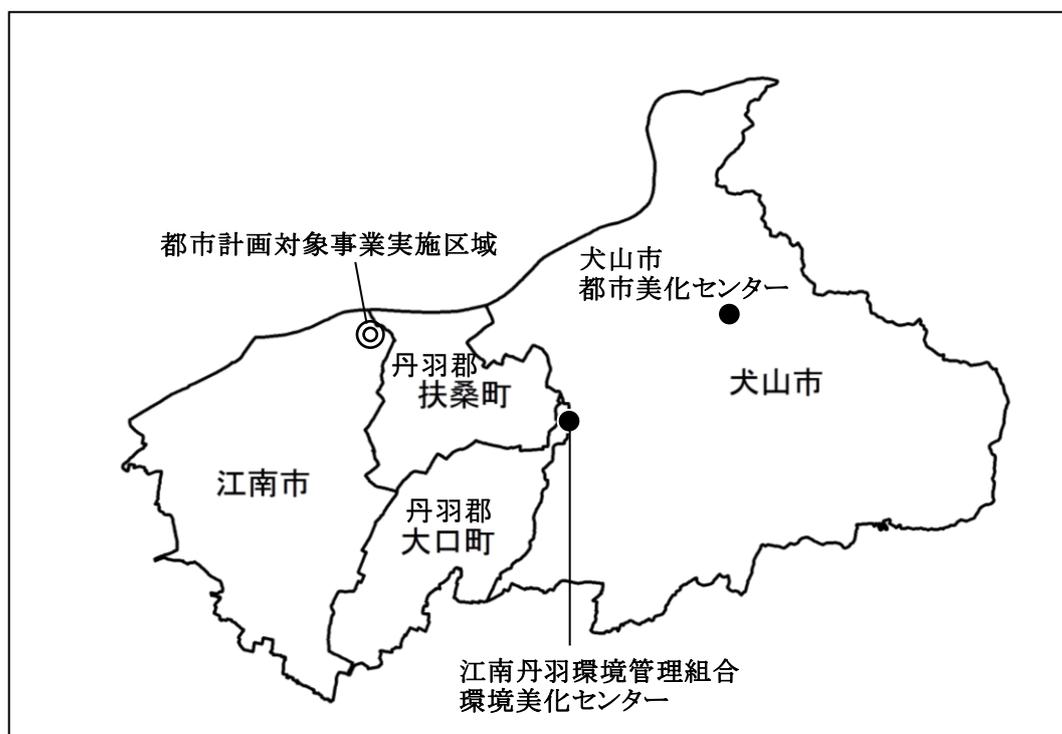


図2.1.1 既存施設の位置

### 2.1.3 広域化実施計画の概要

第1小ブロック会議では、新ごみ処理施設の整備計画や施設の完成に向けた対応等、2市2町がごみ処理事業に共同で取り組むための「広域化実施計画」を平成21年6月に策定し、その後7年が経過し、2市2町の人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため、「広域化実施計画」を改訂した。「広域化実施計画（改訂版）」では、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とし、平成37年度の新ごみ処理施設の稼働を目標としており、「広域化の基本理念と基本方針」、「中間処理計画」、「新ごみ処理施設整備計画」などの基本的な方針を示している。このうち、「広域化の基本理念及び基本方針」を以下に示す。

#### (1) 基本理念

第1小ブロック会議が行う資源循環型社会における、安全で環境にやさしいごみ処理は、住民、事業者、行政が共に手を携え、協働愛を持つことにより、進むべき方向を「共に考え」、地域づくりを「共に担う」、地域の皆が自立と共助の精神を持ち、この地域独自のシステムを構築することで実現するものとする。

#### (2) 基本方針

循環型社会の形成に向けて、基本理念のもと住民・事業者・行政が協働し、それぞれが責任ある自主的な行動によって、一般廃棄物の「排出抑制」、「資源化」をできる限り推進する。その上で、基本方針として、次に示す8つの方針を基にごみ処理広域化の推進を図る。

- ① 迅速、安全、環境にやさしいごみ処理の実現
- ② 減量化、資源化の拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現
- ③ 地域との調和を考慮し、地域に密着した（コミュニティ型）施設の実現
- ④ ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に発電・売電できる施設の実現
- ⑤ ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築
- ⑥ 公平性を基本とした運用・費用分担の構築
- ⑦ 最終処分量を極力削減する施設の実現
- ⑧ 経済性に優れた施設の実現と運営

### 2.1.4 新ごみ処理施設整備計画の概要

「広域化実施計画（改訂版）」を踏まえ、第1小ブロック会議では、新たなごみ処理施設の整備事業について住民の意見を反映させるため、「新ごみ処理施設整備検討委員会」を設置し検討を行い、平成29年2月に「新ごみ処理施設整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定した。

この中で、施設整備に関する基本的な事項についての方向性を示すとともに、広域化施設として、ごみ焼却施設とともに、粗大ごみ処理施設を併設することとしている。

その概要は以下のとおりである。

#### ①ごみの減量化・資源化について

（減量化・資源化の考え方）

- ・各市町のごみ処理基本計画により、減量化・資源化は、各市町が主体性を持って取り組む。
- ・ごみ処理基本計画に示された目標達成時のごみ量をもとに、その後のごみ量を予測し、施設

規模を算出する。

(減量化・資源化のための施策)

- ・各市町の状況等に応じた施策を実施し、目標達成に努める。

②施設規模について

(処理対象廃棄物)

- ・処理対象廃棄物には廃プラスチック類を含む。

(施設規模について)

- ・施設規模は「広域化実施計画(改訂版)」のとおり、施設稼働開始から7年間のうち最大となる平成37年度(供用開始年度)の処理量に、災害廃棄物及びし尿処理施設の汚泥等を加えて197t/日とする。

(粗大ごみ処理施設について)

- ・新施設には粗大ごみ処理施設を併設する。

③ごみ処理方式について

- ・技術の成熟度、処理の安定性の面から、比較的採用実績の多い「ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「ガス化溶融炉・シャフト式」、「ガス化溶融炉・流動床式」の4つの処理方式を候補とする。
- ・今後、焼却残渣のリサイクルの実現性、リサイクルできない場合の最終処分先の確保の可能性、コストなどに留意し、それらを総合的に、専門家等により構成する委員会で検討する。

④余熱利用について

- ・余熱利用は場内での電力や温水利用を優先する。そのうえで、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。

⑤公害防止、環境保全について

- ・住民とともに公害を防止、監視するためのシステムを構築する。
- ・最新の環境保全対策技術の導入を検討する。
- ・法令遵守とともにより環境に配慮した方策を検討する。

⑥施設配置、動線等について

- ・搬入車両による渋滞を想定した対策を検討する。
- ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置し、騒音振動等の対策をする等、周辺環境に配慮する。
- ・動線の区分により、見学者等の安全を確保するとともに場内での事故を防止する。

⑦環境学習、啓発について

- ・環境学習、啓発については、「住民の親しみやすさ」、「社会見学機能」、「住民に開かれた施設」を基本的な考え方とする。
- ・環境学習・啓発施設は、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の視点を取り込んだものとすることを検討する。
- ・環境学習・啓発施設の運営は、行政だけでなく、NPO、民間、ボランティア等を主体とするとも検討する。

### 2.1.5 建設地の決定経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで尾張北部地域の関係市町では広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきた。尾張北部ブロックを構成する4市2町（犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）では、平成13年8月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成15年2月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。

その後、尾張北部ブロックは平成17年11月に、当面、第1小ブロック（2市2町）と第2小ブロック（小牧市及び岩倉市）の2つの小ブロックに分け、それぞれ施設を建設することとし、平成22年5月には、2市2町で構成する第1小ブロック会議で犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。

そのような中、既存の両施設も稼働後30年以上経過し、老朽化への対応も必要で先送りできない状況もあったことから、建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている。

江南市による候補地の選定にあたっては、市内の3ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。

江南市による候補地の評価基準を表2.1.2に、評価結果を表2.1.3に、候補地の位置を図2.1.2に示す。

表2.1.2 江南市による評価基準

評価項目		評価基準		
		○	△	×
基本要素	敷地面積の確保	4 ha以上の整形地が確保できる	3 ha以上4 ha未満の整形地が確保できる	3 ha未満の整形地が確保できる
	アクセスのしやすさ	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない
重要要素	用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である	地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である	地権者が非常に多く土地取得が困難である
	近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅等が200戸未満である	周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である	周囲500m以内の住宅等が500戸以上である
	運搬経費の安さ	構成市町からの運搬経費が一番安い	構成市町からの運搬経費は中間的なものである	構成市町からの運搬経費が他に比べて極めて高い
参考要素	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない	—	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある
	搬入道路における集落等の通過	集落等を通さず施設に搬入が可能	施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する
	行政計画とのつりあい	土地利用構想、土地利用計画上支障がない	土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない	土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある
	土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である	地形上の問題により造成上の開発投資が必要である	急峻な地形等により土地造成が困難である
	土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	—	現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている

表2.1.3 江南市による評価結果

評価項目			中般若町 北浦		宮田町 河沼		五明町 福森		曾本町 二子前		小折町 八反畑	
			評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点
基本要素	○: 5点 △: 3点 ×: 1点	敷地面積の確保	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
		アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	△	3	△	3
重要要素	○: 10点 △: 6点 ×: 2点	用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
		近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
		運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	△	6	△	6
参考要素	○: 3点 △: 2点 ×: 1点	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	×	1	○	3	○	3	×	1	×	1
		搬入道路における集落等の通過	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3
		行政計画とのつりあい	○	3	○	3	○	3	○	3	△	2
		土地造成のしやすさ	△	2	○	3	○	3	○	3	○	3
		土地利用の現況	○	3	○	3	×	1	×	1	×	1
合計得点			48		37		37		33		36	

江南市は平成24年12月の第1小ブロック会議において、評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。

そして、平成28年3月の第1小ブロック会議において、こうした江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。



図2.1.2 候補地の位置

## 2.2 都市計画対象事業の内容

### 2.2.1 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する  
ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

### 2.2.2 都市計画対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：197 t / 日

### 2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置

位置：江南市中般若町北浦地内（図 2.2.1 参照）

面積：約 3.0ha

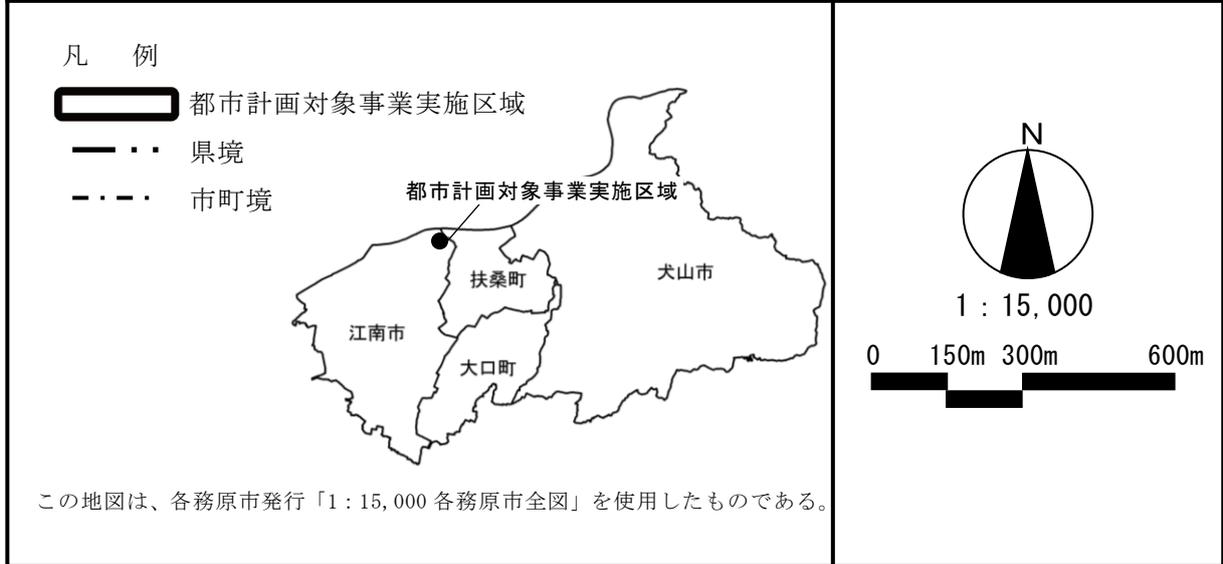
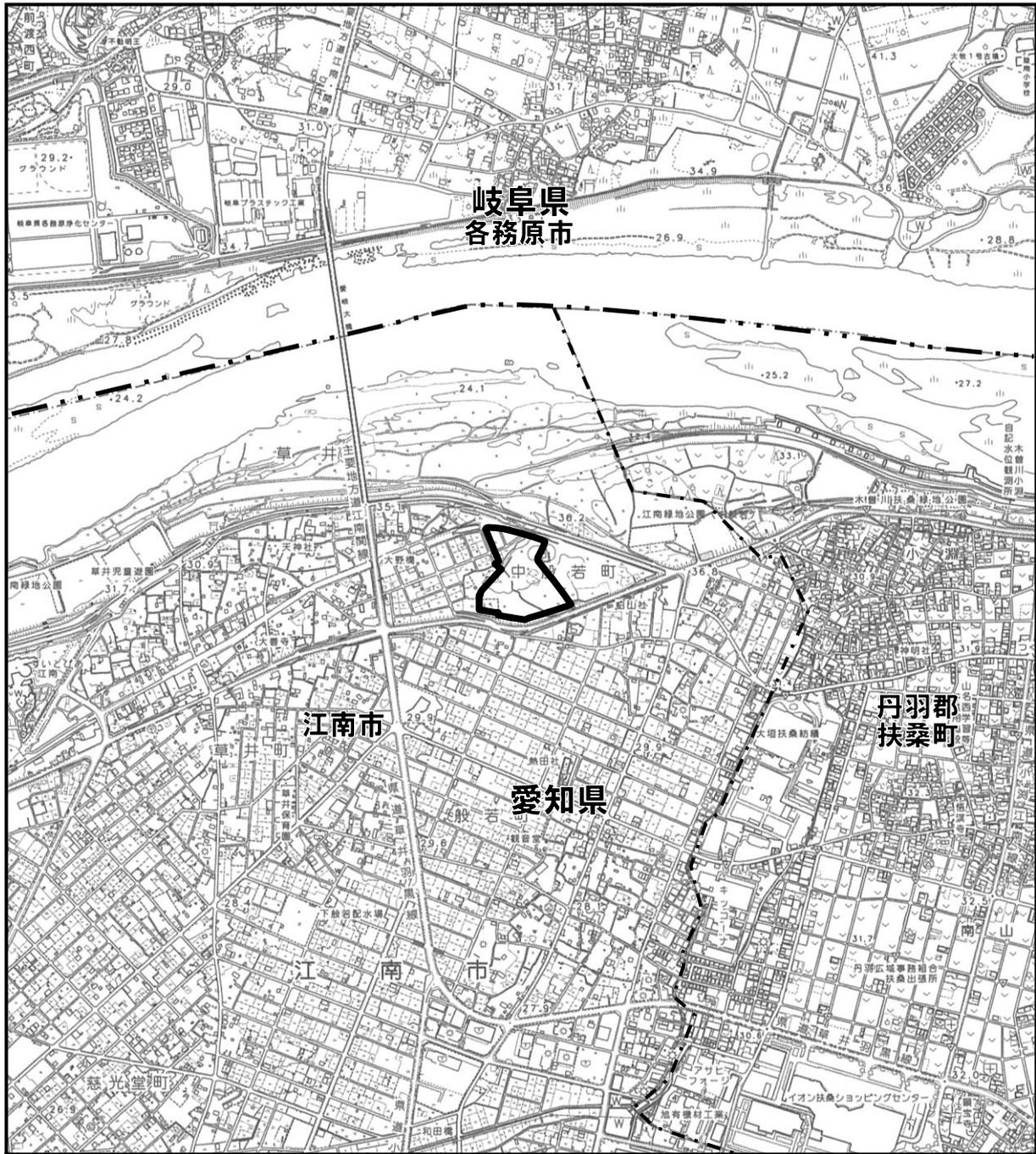


図2.2.1 都市計画対象事業実施区域の位置

## 2.2.4 都市計画対象事業の諸元

### 2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において都市計画対象事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）に設置するごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は、表 2.2.1 に示すとおりである。本事業では、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設を設置する計画である。

表2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	197 t / 日
	処理方式	未定（以下の処理方式から決定） ・ ストーカ式焼却炉＋灰の外部資源化 ・ ガス化溶融炉・シャフト式 ・ ガス化溶融炉・流動床式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。）
	運転計画	24 時間連続運転
粗大ごみ処理施設	処理能力	15 t / 日
	処理方式	破碎・選別
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		平成 37 年度

### 2.2.4.2 処理能力の算定

#### (1) ごみ焼却施設

計画施設の処理能力は 197 t / 日（24 h）を計画している。

処理能力については、「広域化実施計画（改訂版）」及び「整備計画」において、以下のとおり算出されている。

#### ① 計画処理量

計画処理量は、「整備計画」において、計画施設の稼働目標年度（平成 37 年度）の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣（処理後可燃物）の可燃ごみ焼却処理量に、し尿処理施設（愛北クリーンセンター）のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。その算定方法は以下に示すとおりである。

#### <可燃ごみ焼却処理量>

計画施設で処理を行う可燃ごみ焼却処理量の目標値は、「広域化実施計画（改訂版）」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、表 2.2.2 及び図 2.2.2 に示すとおり算出されている。

可燃ごみ焼却処理量は、計画施設の稼働目標年度である平成 37 年度に、49,569 t / 年で最大になると推計される。

表2.2.2 人口推計及び可燃ごみ焼却処理量（目標値）

年度	人口 (人)	目標値		
		可燃ごみ (t/年)	処理後可燃物 (t/年)	合計 (t/年)
H30	231,312	49,490	2,063	51,553
H31	230,589	49,280	2,056	51,336
H32	229,785	48,937	2,040	50,977
H33	228,753	48,666	2,027	50,693
H34	227,686	48,387	2,014	50,401
H35	226,583	48,220	2,007	50,227
H36	225,467	47,822	1,990	49,812
H37	224,248	47,590	1,979	49,569
H38	222,869	47,333	1,966	49,299
H39	221,474	47,186	1,959	49,145
H40	220,077	46,813	1,941	48,754
H41	218,668	46,558	1,929	48,487
H42	217,225	46,291	1,917	48,208
H43	215,707	46,119	1,909	48,028

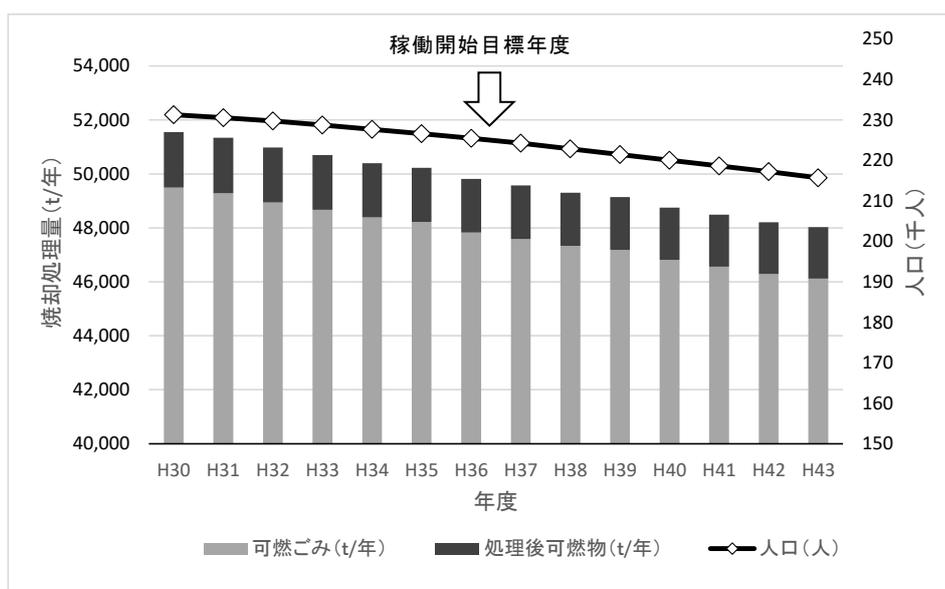


図2.2.2 人口推計及び可燃ごみ焼却処理量（目標値）

<し渣及び脱水汚泥処理量>

し尿処理施設（愛北クリーンセンター）からのし渣及び脱水汚泥の処理量については、し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成 37 年度では、2,249 t/年になると推計している。

<災害廃棄物の処理量>

災害廃棄物量（選別後の可燃物）については、「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成 27 年 9 月 愛知県）より、表 2.2.3 に示すとおり推計されており、2 市 2 町の合計である 2,640 t を処理対象とする。なお、この推計値は、南海

トラフ地震を想定して推計されたものである。

この処理対象の災害廃棄物（2,640 t）を3年間で処理することとし、災害廃棄物の処理量は880 t/年になると推計される。

表2.2.3 災害廃棄物量（推計値）

単位：t

市町	選別前		選別後
	災害廃棄物	津波堆積物	可燃物
犬山市	6,494	0	653
江南市	7,760	0	1,016
大口町	4,136	0	391
扶桑町	4,484	0	580
合計	—	—	2,640

<平成37年度における計画処理量>

上記の可燃ごみ、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物の年間処理量より算出した、平成37年度における計画処理量は表2.2.4に示すとおりであり、1日あたり144.38 tとなる。

表2.2.4 平成37年度における計画処理量

区分	処理量	
	年間（t/年） ①	1日あたり（t/日） ①÷365日
可燃ごみ	49,569	135.81
し渣及び脱水汚泥	2,249	6.16
災害廃棄物	880	2.41
合計	—	144.38

② ごみ焼却処理能力

ごみ焼却処理能力は、1日あたりに処理する能力を示し、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」(環境省通知 環廃対発第031215002号 平成15年12月15日)に基づき、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{処理対象ごみ量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \div \text{調整稼働率 (c)}$$

a 処理対象ごみ量：144.38 t/日

b 実稼働率：実稼働日数（365日－85日<sup>注)</sup>）÷365日

注) 補修整備期間（30日）＋補修点検期間（15日×2回）＋全停止期間（7日）  
＋起動に要する日数（3日×3回）＋停止に要する日数（3日×3回）

c 調整稼働率：0.96

注) 調整稼働率：正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数。

これにより、ごみ焼却施設の処理能力は、

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (144.38 \text{ t/日}) (a) \div ((365 \text{ 日} - 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) (b) \div 0.96 (c) \\ &= 196.05 \text{ t/日} \approx 197 \text{ t/日} \end{aligned}$$

### 2.2.4.3 処理方式の選定

処理方式については、平成 30 年度に専門家等により構成するごみ処理方式検討委員会において、技術的かつ詳細な検討を行った結果を踏まえ、以下の 3 方式を選定の対象とした。

- ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化
- ガス化溶融炉・シャフト式
- ガス化溶融炉・流動床式

なお、灰の外部処理については、「整備計画」において、「ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築」、「最終処分量を極力削減する施設の実現」が基本方針として定められていることに基づき、資源化業者へのアンケート調査により焼却灰等の全量資源化の長期的な受入れが可能であることが確認できたため、「灰の外部資源化」とすることとした。各処理方式の処理フローは、図 2.2.3(1)～(3)に示すとおりである。

また、「ストーカ式焼却炉+灰溶融」及び「流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」については、プラントメーカーへヒアリングを実施した際に回答がなかった（プラントメーカーにおいて当該事業における諸条件を勘案して最も適切な処理方式とされなかった）こと、新設が少ないこと等から選定の対象から除外することとした。

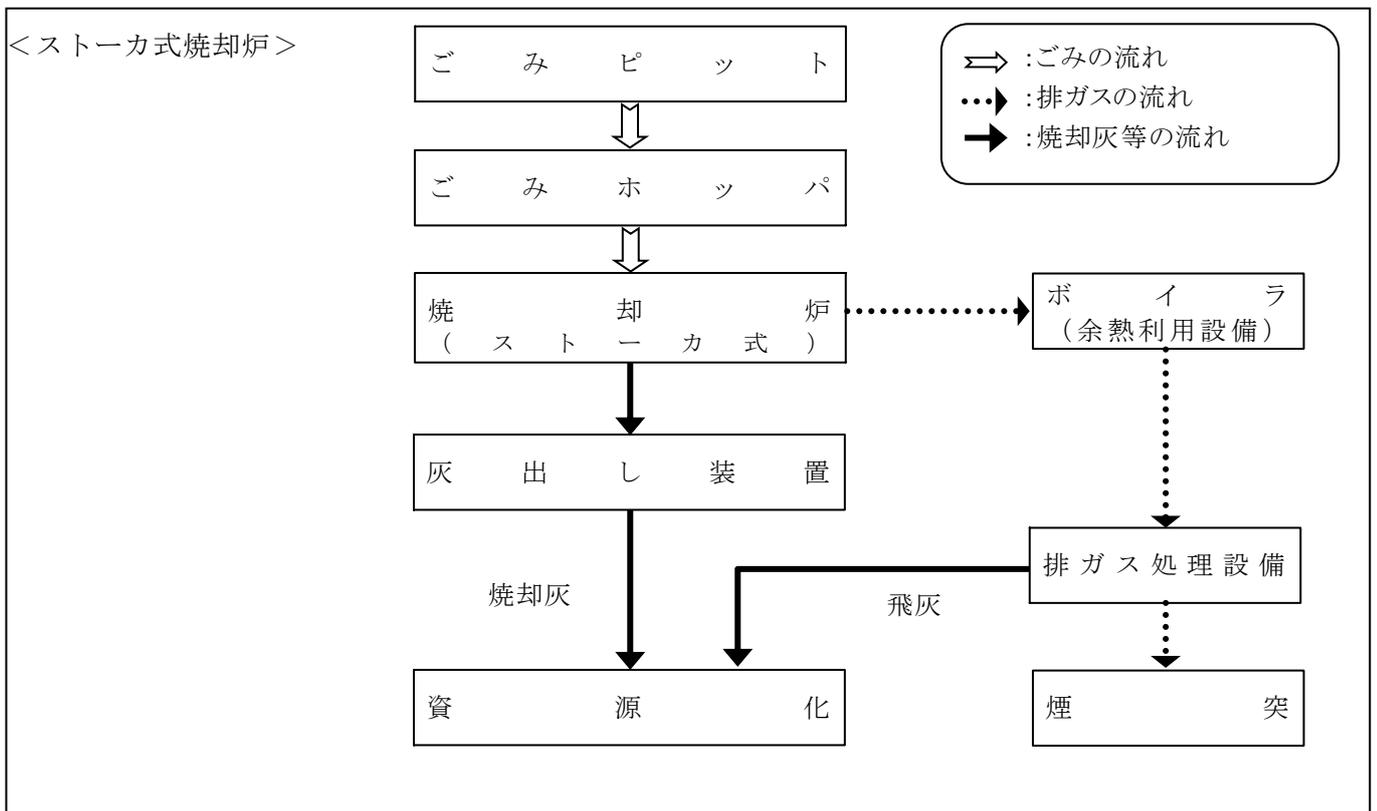


図 2.2.3(1) ストーカ式焼却炉の基本フロー

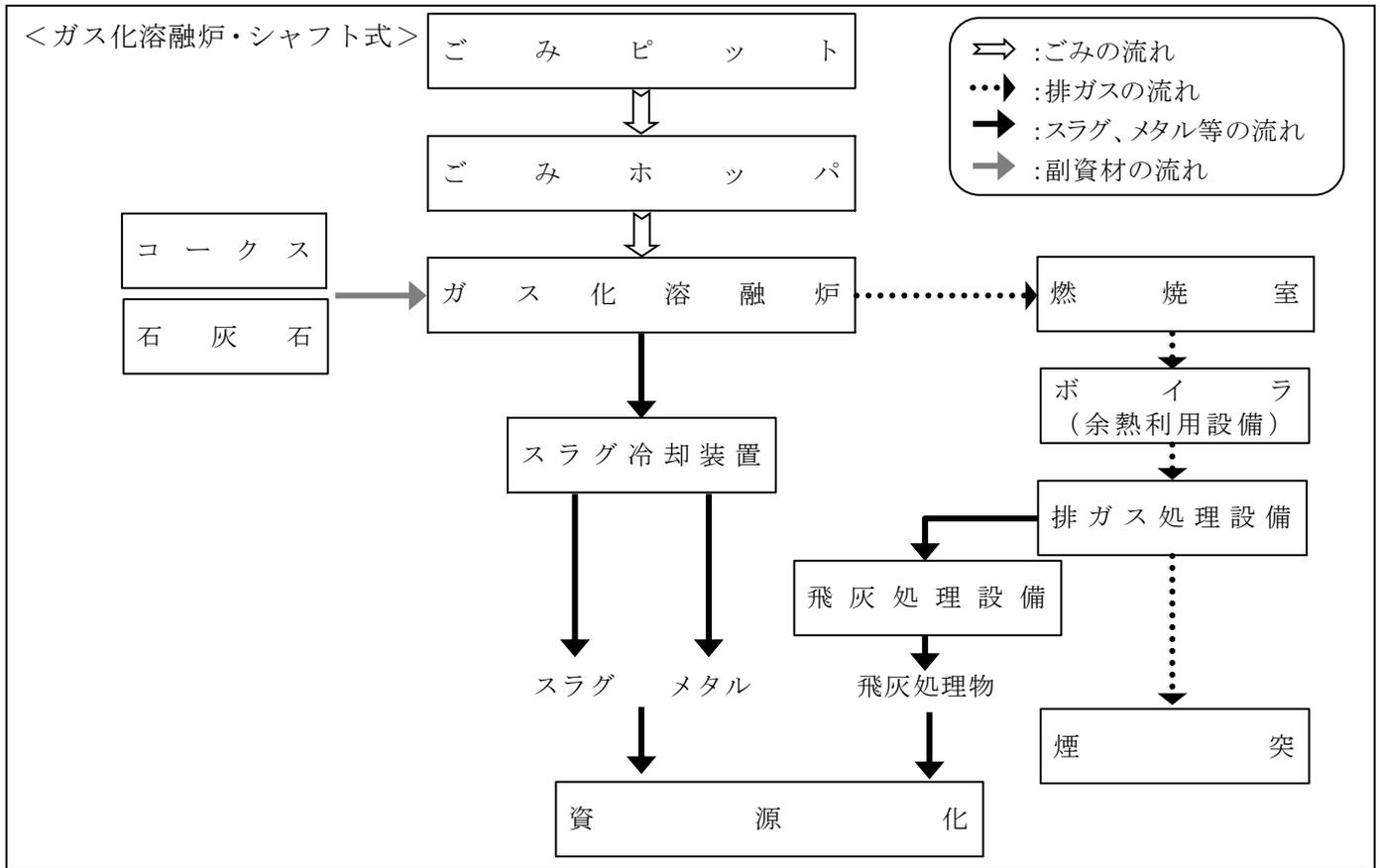


図 2.2.3(2) ガス化溶融炉・シャフト式の基本フロー

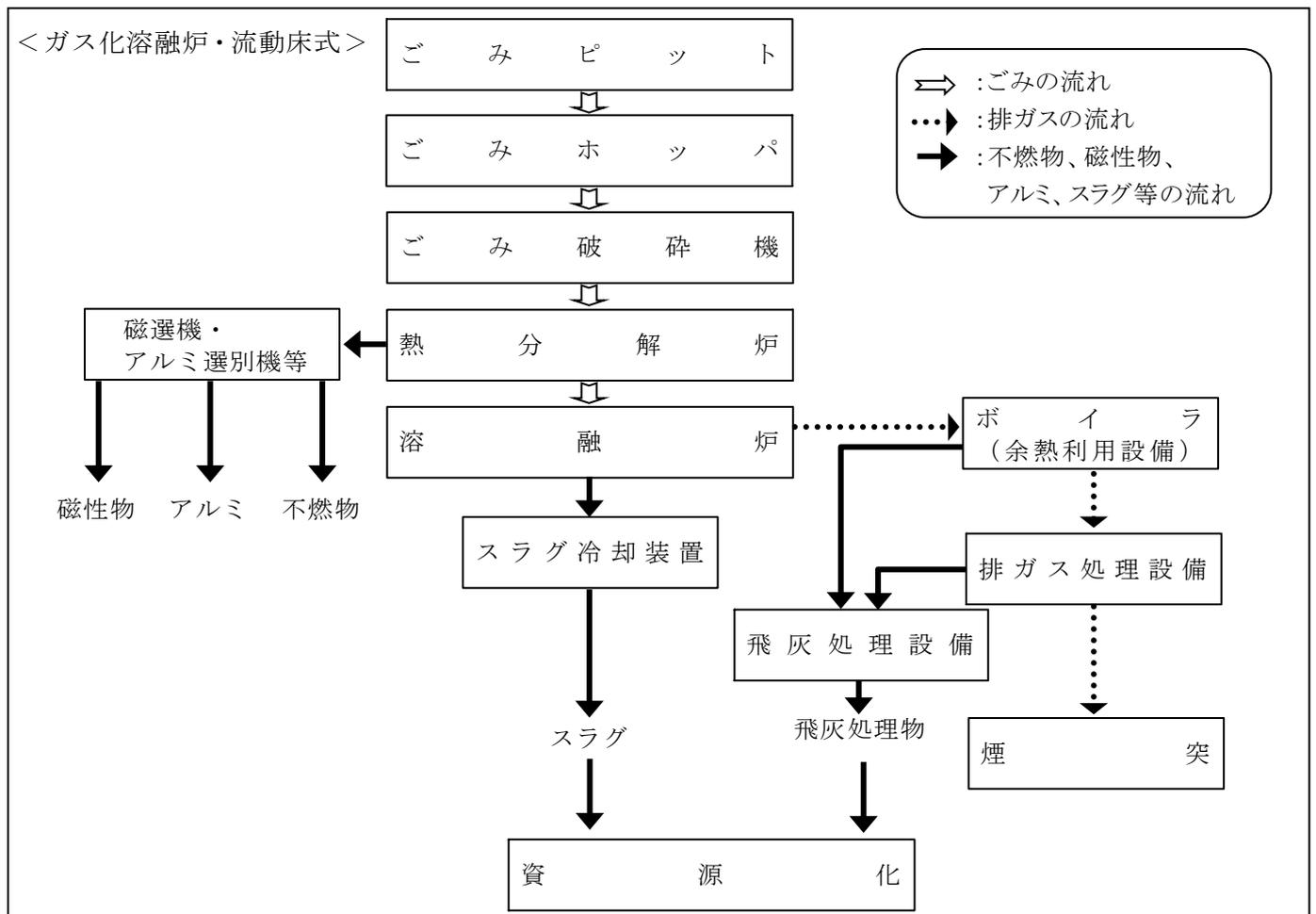


図 2.2.3(3) ガス化溶融炉・流動床式の基本フロー

## 2.2.4.4 公害防止基準

本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、法令遵守とともにより環境に配慮した方策を検討し、周辺住民等と公害防止協定等を締結するとともに、協定の遵守の履行を確認するための組織として、公害防止委員会等を設置する計画である。

参考として、既存施設の自主規制値等及び計画施設に係る法令等による規制基準値を表 2.2.5 に示す。既存施設の自主規制値は法令に基づく基準値に比べ厳しく定めているが、本施設においてもこの考え方を踏襲し、さらなる項目の精査と併せて同等または排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表2.2.5 既存施設の自主規制値等

項 目	単 位	計画施設に係る 法令等による 規制基準値	既存施設の自主規制値及び法規制値				
			犬山市都市美化 センター		江南丹羽環境 管理組合 環境美化センター		
			注3) 自主規制値	法規 制値	注3) 自主規制値	法規 制値	
注1) 排出 ガス	硫黄酸化物(SOx)	—	K 値=9.0	100ppm	K 値 =9.0	—	K 値 =9.0
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.04	0.05	0.15	0.02	0.15
	窒素酸化物(NOx)	ppm	250	—	250	—	250
	塩化水素(HCl)	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	700	—	700	—	700
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.1	—	5	1	5
	水銀注2)	μg/m <sup>3</sup>	30	—	50	—	50
悪 臭	臭気指数	—	18	—	12	10	18
騒 音	昼 (8時～19時)	dB	60	55	60	—	60
	朝・夕 (6時～8時、 19時～22時)	dB	55	—	55	—	55
	夜 (22時～6時)	dB	50	45	50	—	50
振 動	昼間 (7時～20時)	dB	65	—	65	—	65
	夜間 (20時～翌7時)	dB	60	—	60	—	60

注1) 排出ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却炉から排出される水銀について、排出基準が定められた。

注3) 自主規制値は、法令とは別に自主的に規制を設けている値である。

## 2.2.4.5 排ガス処理計画

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する。

## 2.2.4.6 給排水計画

### (1) 給水計画

給水は、上水等を使用する計画である。

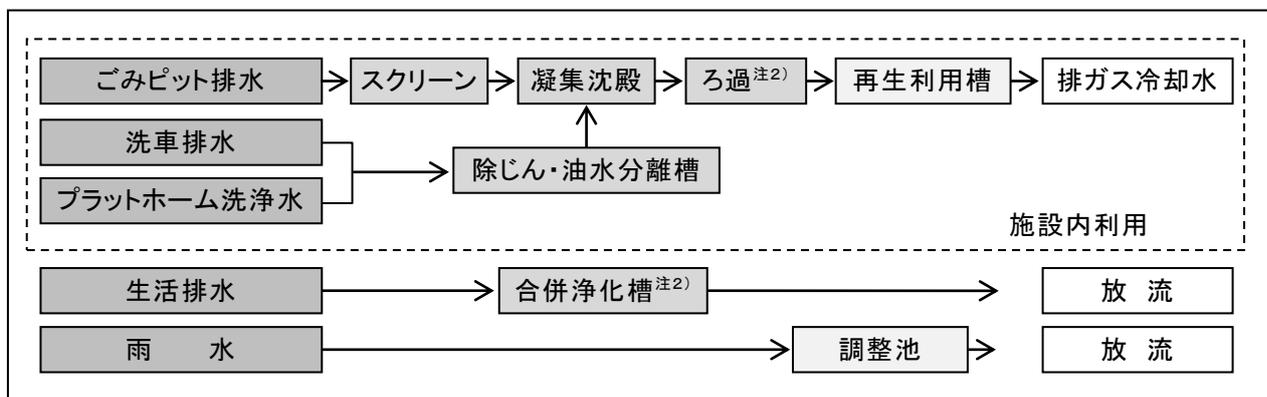
### (2) 排水計画

生活排水処理水（合併浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、

公共用水域への排水は行わない。

生活排水については合併浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。また、雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。なお、既存の排水路（側溝）は鴨川排水路へ合流しており、排水する雨水等は、最終的には木曾川に放流される。

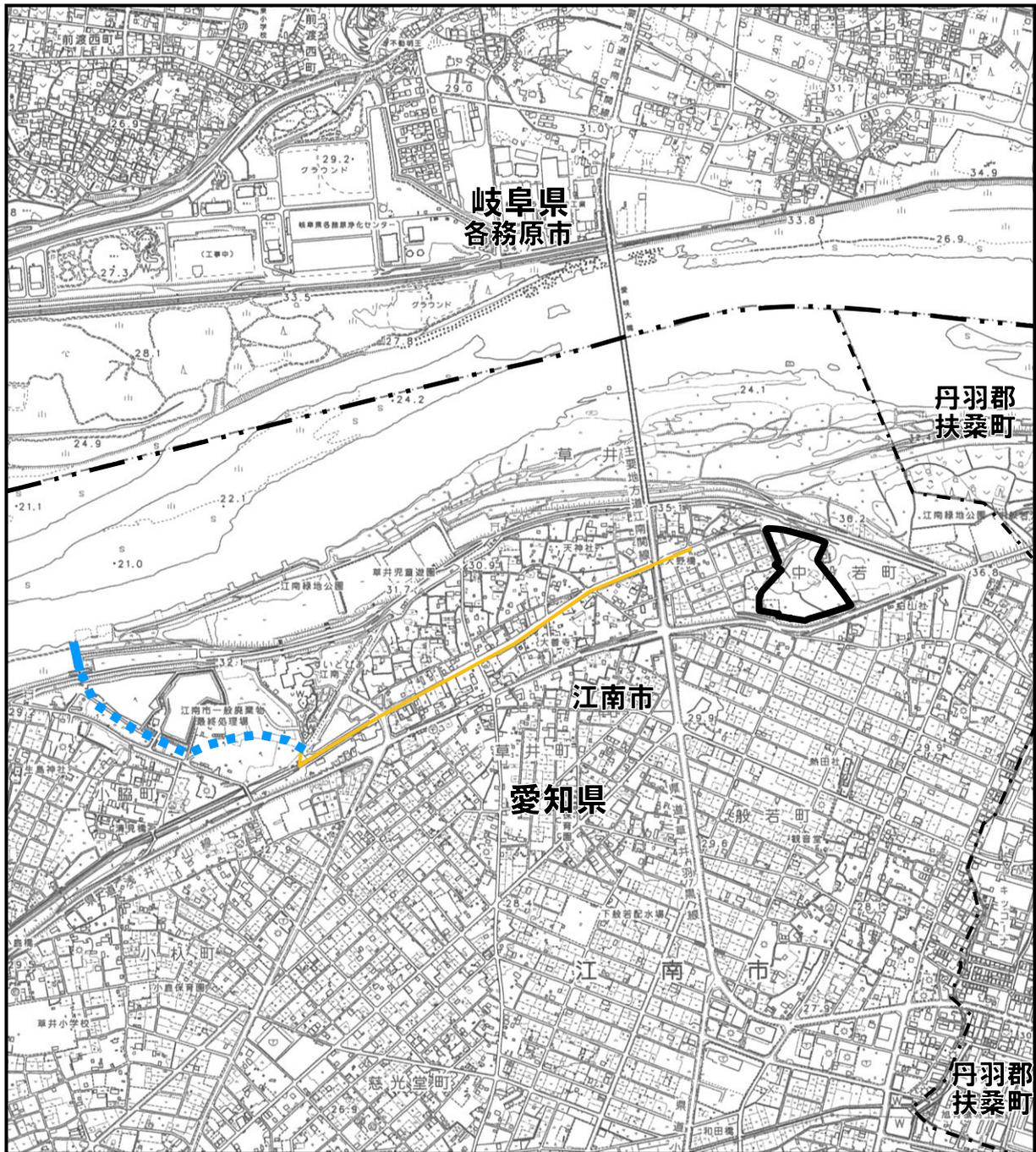
排水処理のフローは図 2.2.4 に、現段階で計画している排水ルートは図 2.2.5 に示す。



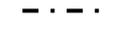
注 1) 湿式の排ガス処理設備を設置する場合には、上記に加え処理排水が発生する。

注 2) 排水の処理に伴い汚泥が発生する。

図2.2.4 排水の処理フロー



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  排水ルート（鴨川排水路※）  
※宮田導水路の排水路（余水）も合流している。
-  排水ルート（側溝）

注1) 排水ルートのうち、暗渠部分は点線で示した。  
 注2) 事業実施区域内及び事業実施区域から既存の排水路までのルートについては未定である。  
 この地図は、各務原市発行「1：15,000 各務原市全図」を使用したものである。

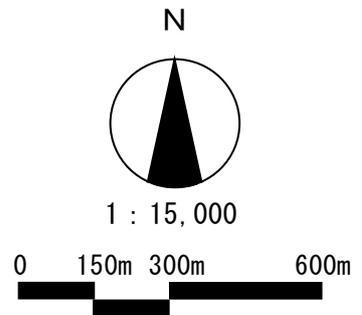


図2.2.5 排水ルート

#### 2.2.4.7 収集運搬関連

##### (1) 収集区域

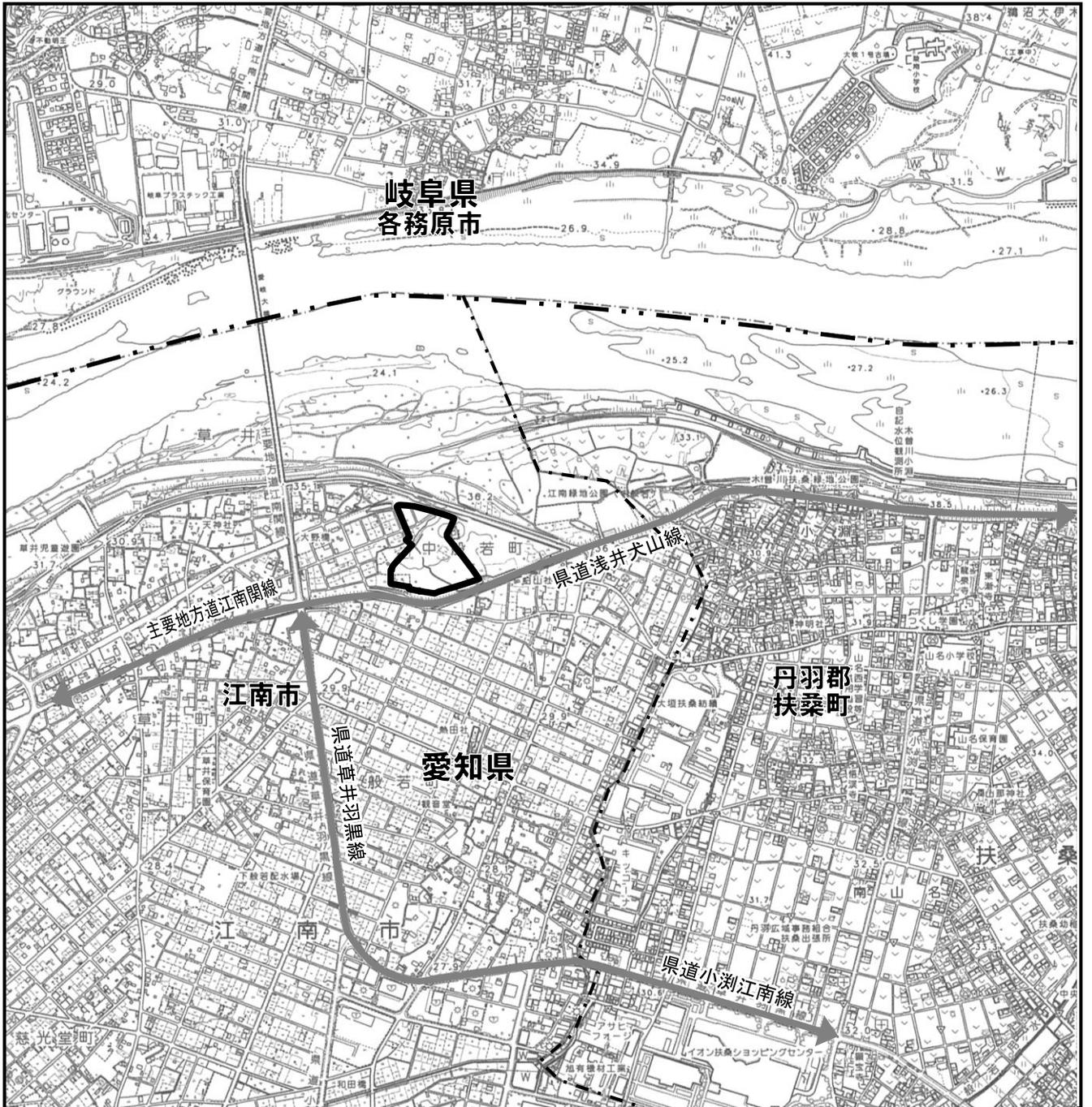
廃棄物の収集区域は、2市2町の全域とする。

##### (2) 廃棄物運搬車両等の主な走行経路

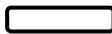
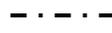
廃棄物運搬車両等の関係車両の想定される主な走行経路を図 2.2.6 に示す。

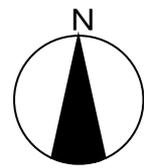
また、平成 28 年度における犬山市都市美化センターへの廃棄物運搬車両等の関係車両は、日平均で約 90 台、江南丹羽環境管理組合環境美化センターへの廃棄物運搬車両等の関係車両は、日平均で約 85 台である。

なお、犬山市都市美化センターへの日平均台数のごみ処理量等に比べ江南丹羽環境管理組合環境美化センターよりも多くなっている理由としては、住民等が直接ごみを持ち込む車両の数が江南丹羽環境管理組合環境美化センターよりも多いためである。



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  主な走行経路



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 10,000 各務原市都市計画基本図No.02」を使用したものである。

図 2.2.6 関係車両の主要走行経路

## 2.2.5 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容

### 2.2.5.1 複数案を絞り込んだ経緯

本事業における計画案について、平成30年8月に公表した「尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）において、煙突配置に関する2案（煙突東側配置、煙突西側配置）を複数案として、環境面から「大気質」と「景観」について周辺環境への影響の比較検討を行った。

一方、都市計画手続きの一環として同時期に公表した「尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る構想段階評価書」（以下「構想段階評価書」という。）においては、都市計画の観点から「都市計画の一体性・整合性の確保」や「適切な規模及び必要な位置への配置」などについても比較検討を行った。

#### (1) 配慮書における複数案

配慮書では、図2.2.7に示す煙突配置の複数案を設定し、「大気質」及び「景観」について、周辺環境への影響の比較検討を行った。

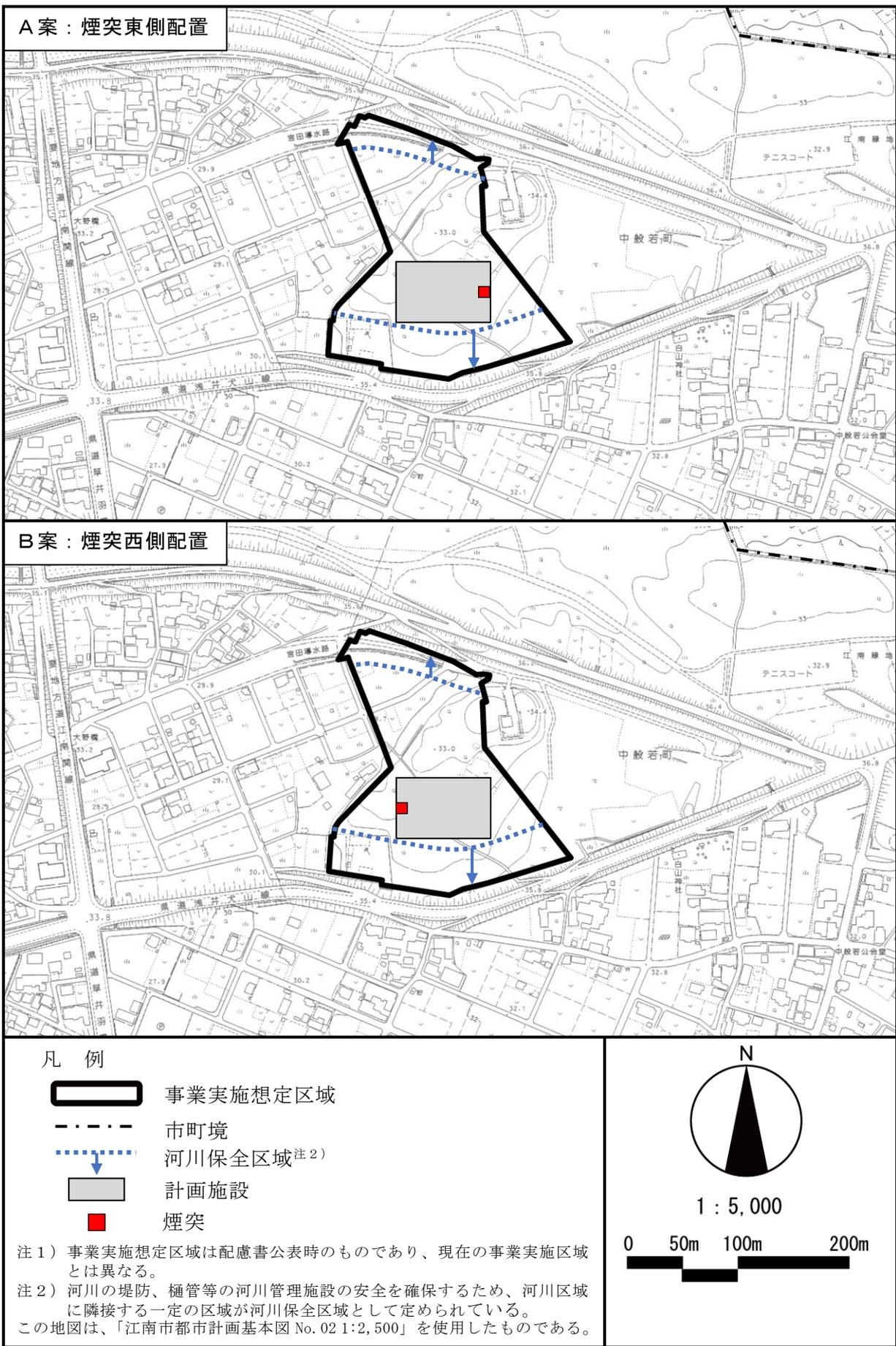


図 2.2.7 配慮書において設定した複数案

## (2) 配慮書の総合評価

計画段階配慮事項について、評価結果を整理した総合評価は、表 2.2.6 に示すとおりである。

### ① 大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

### ② 景観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価する。

また、眺望景観への影響について、対象計画案を比較すると、地点①と地点②でトレードオフの関係が見られる。

いずれの案についても、事業実施想定区域から離れた地点（地点④～地点⑥）については、眺望景観の変化は小さいものの、事業実施想定区域近傍の地点（地点①～地点③、地点⑦、地点⑧）については影響がみられることから、緩衝緑地帯の設置や、デザイン・色彩等への配慮を講じる必要があり、これにより環境に配慮した案になるものと評価する。

なお、調査、予測及び評価の結果の詳細については、「第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果」に示すとおりである。

表2.2.6 配慮書の総合評価

計画段階 配慮事項	項目		予測結果		総合評価
			A案 (煙突東側配置)	B案 (煙突西側配置)	
大気質	最大着地濃度地点の将来濃度 (年平均値)  (寄与濃度+バックグラウンド濃度)	二酸化硫黄	0.0045 ppm		【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予測結果は同様の値となる。  【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないとして評価する。
		窒素酸化物	0.0122 ppm		
		浮遊粒子状物質	0.0181 mg/m <sup>3</sup>		
		ダイオキシン類	0.0145 pg-TEQ/m <sup>3</sup>		
景 観	直接改変による影響		なし		【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設が存在が重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価する。
	眺望景観への影響 (仰角)	①西側最寄住居付近	11.1度	16.2度	【対象計画案による比較】 地点①と地点②でトレードオフの関係が見られる。  【重大な影響の有無】 事業実施想定区域から離れた地点(地点④～地点⑥)については、眺望景観の変化は小さいものの、事業実施想定区域近傍の地点(地点①～地点③、地点⑦、地点⑧)については影響がみられることから、緩衝緑地帯の設置や、デザイン・色彩等への配慮を講じる必要があり、これにより環境に配慮した案になるものと評価する。
		②南側最寄住居付近	26.3度	19.5度	
		③木曾川沿川サイクリングロード付近	13.9度	15.4度	
	眺望景観への影響 (垂直視角)	①西側最寄住居付近	5.6度 [11.6度] <sup>注)</sup>	10.2度 [16.7度] <sup>注)</sup>	
		②南側最寄住居付近	16.4度	9.6度	
		③木曾川沿川サイクリングロード付近	8.6度	8.8度	

注) [ ] は、別事業での活用が検討されているエリアが更地となった場合の垂直視角を示している。

(3) 構想段階の評価結果

都市計画の観点から比較評価した結果は、表 2.2.7 に示すとおりである。

表2.2.7 構想段階評価結果

評価分野	評価項目		評価結果	
			A案 (煙突東側配置)	B案 (煙突西側配置)
都市計画の 一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れる。	
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合の視点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられる。	
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられる。	
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられる。	
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考える。	
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できる。		
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な保持	大気質	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じない。
	人と自然との豊かな触れあいの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源の改変	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはない。
			主要な眺望点から新施設（煙突）を望む仰角	○ ○ 事業実施想定区域近傍の地点については影響を及ぼすと考えられる。また、複数案の比較では、近傍の地点においてA案では南側住宅地、B案では西側住宅地への影響が大きくトレードオフの関係が見られる。
円滑な都市活動の確保			「都市計画の一体性・総合性の確保」参照	
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討する。	
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模		○ 規模は適正と考えられる。	
	事業コストの適正		○ 事業コストは適正と考えられる。	
	事業期間長期化リスク		○ 事業期間長期化リスクはないと考えられる。	
	都市計画の観点からの位置の適正		「都市計画の一体性・総合性の確保」参照	
総合評価			○	○

注) 各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」、「同等」の場合は「○」とした。

### 2.2.5.2 複数案から単一案に絞り込む検討の結果

配慮書における複数案の比較では、大気質についてはいずれの対象計画案においても重大な影響は生じないこと、景観では眺望景観への影響について、近傍の地点でトレードオフの関係が見られることから、すべて同等の評価とした。

また、構想段階評価書の案における複数案の比較についても、すべての項目について同等の評価とした。

一方、配慮書では、「事業計画の策定にあたっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること」、「事業実施区域の近隣に住居が存在することから、煙突の位置だけでなく、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」などの愛知県知事意見が通知された。

これらの意見を踏まえ、複数案から単一案への絞り込みにあたっては、第1小ブロック会議が策定した、当該施設整備に関する基本的事項についての方向性を定めた「新ごみ処理施設整備計画」において、施設配置、動線等について、「周辺の交通の安心・安全を図るとともに、周辺の交通に影響を及ぼさないような渋滞対策を図ることを第一に考える」としていることから、周辺道路が渋滞しないような対策として「施設場内の搬入車両動線を長く確保することができる煙突の配置」について検討を行うこととした。

県道浅井犬山線から事業実施区域への進入口の位置については、交通処理の観点から主要地方道江南関線との信号交差点からの距離をできるだけ大きく取る必要があることから、図2.2.8に示すとおり搬入車両は事業実施区域の南東側から搬入出をすることが考えられる。その場合、施設場内での搬入車両動線をより長く確保するためには搬入車両が集めたごみを投入するごみピットを東側に配置し、搬入車両動線が計画施設を周回するように配置することでより長く確保することが可能となるため、B案（煙突西側配置）が望ましいと考えられる。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、より周辺交通に影響を及ぼさないと考えられるB案（煙突西側配置）を選定結果とした。

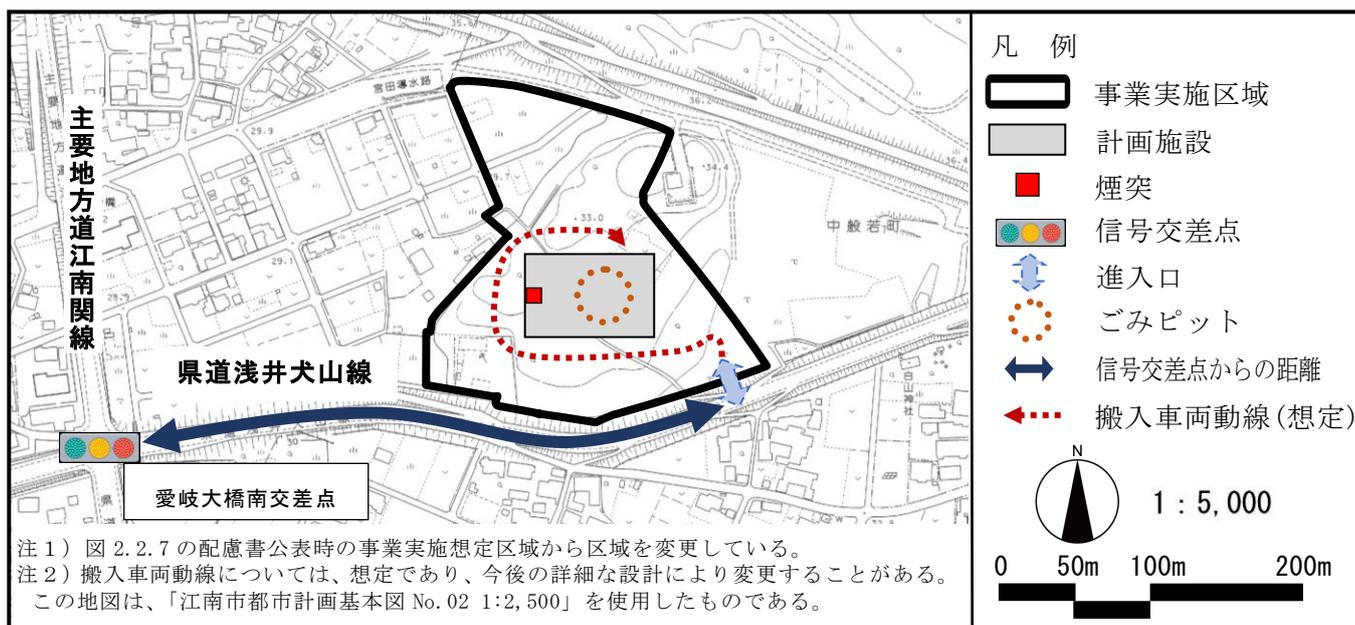


図2.2.8 計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）

## 2.2.6 都市計画対象事業に係る工事計画の概要

本事業における工事工程は、表 2.2.9 に示すとおりである。

本事業の工事は、事業実施区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定している。

また、工事中の資材等運搬車両等の主な走行経路は廃棄物運搬車両等と同様であると想定され、図 2.2.6 に示すとおりである。

表2.2.9 工事工程表（予定）

年度 項目	平成 33年度 (1年目)	平成 34年度 (2年目)	平成 35年度 (3年目)	平成 36年度 (4年目)	平成 37年度 (5年目)
造成工事	→				
土木・建築工事		→	→	→	
プラント設備工事			→	→	
外構工事				→	
供用					→

## 2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項

### 2.2.7.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生育、生息環境、景観等への配慮について検討を行った。

### 2.2.7.2 環境保全の配慮の内容

対象事業の計画策定時における環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

#### ①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

環境の自然的構成要素である大気質、騒音、水質等を良好な状態で保持し、臭気の漏洩等を防止するための環境配慮事項を以下に示す。

〈工事中〉

- ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。
- ・工事中の資材等運搬車両については、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努める。
- ・適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
- ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。

〈供用時〉

- ・高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図る。また、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止及び除去、定期的な調査を実施して、適正に管理する。
- ・設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音・振動の低減に努める。
- ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。
- ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・生活排水処理水（合併浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。
- ・生活排水及び雨水は、適正に処理を行った後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。

- ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
- ・廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努める。

## ②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物及び植物に関して、重要な種を含めてその生息、生育環境を、また、地域を特徴づける生態系を保全するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・工事中は排出ガス対策型及び、低騒音型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施する。
- ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。

## ③人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

人と自然との豊かな触れ合いの場、歴史的文化的環境を保持するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。
- ・緩衝緑地帯を設け、圧迫感の軽減に努める。

## ④環境への負荷を把握し、低減を図ることによる環境の保全

地球規模の環境問題に係る諸要素、廃棄物等について、環境への負荷の低減を図るための環境配慮事項を以下に示す。

〈工事中〉

- ・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
- ・工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。

〈供用時〉

- ・余熱利用は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。
- ・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

### 第3章 都市計画対象事業が実施されるべき 区域及びその周囲の概況



### 第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握するにあたっては、図 3.1 に示す範囲（以下「事業実施区域及びその周囲」という。）を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、事業実施区域及びその周囲の範囲は事業実施区域から概ね半径 3 km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200 t / 日～660 t / 日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1 km 程度の結果であった。

また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県江南市、犬山市、大口町、扶桑町及び岐阜県各務原市の全域を範囲とした。



- 凡 例
- 事業実施区域
  - 県境
  - 市町境



1 : 40,000



この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図 3.1 事業実施区域及びその周囲

### 3.1 自然的状況

#### 3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況

##### 3.1.1.1 気象

事業実施区域の位置する江南市は木曾川左岸扇状地であり、温暖な気候となっている。また、冬季には「伊吹おろし」と呼ばれる冷たい北西風が吹く日が多くみられる。

事業実施区域及びその周囲には気象観測所が存在しないため、事業実施区域から北西約12.5kmの位置にある岐阜地方気象台の観測結果により、気温、降水量及び日照時間を把握した。また、風向・風速については、事業実施区域の最寄りの一般環境大気測定局である江南市古知野町測定局の観測結果により把握した。

岐阜地方気象台及び江南市古知野町測定局の位置は図3.1.1に示すとおりである。

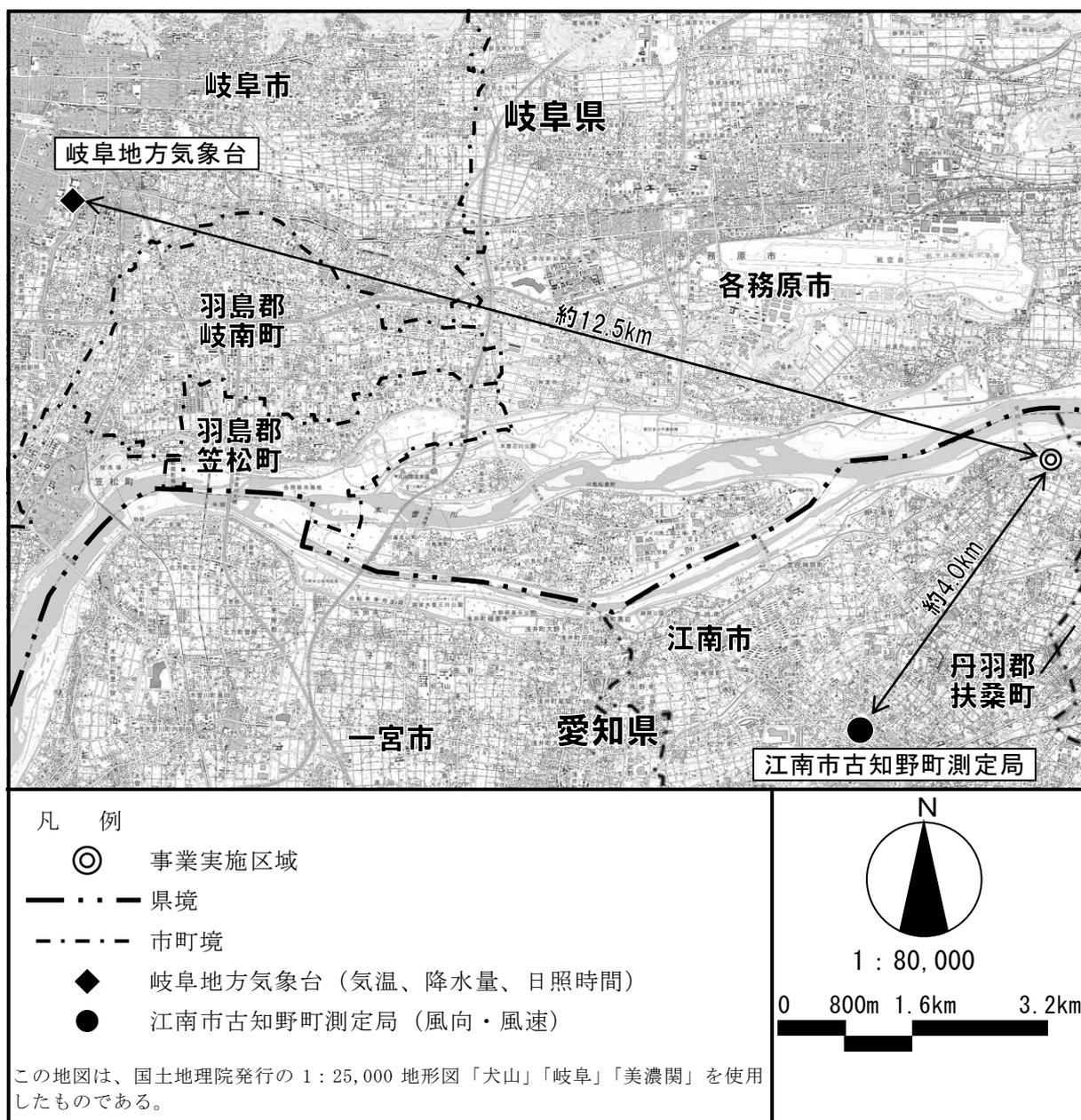


図3.1.1 気象観測地点

(1) 気温・降水量

岐阜地方気象台における平成 25～29 年の月別平均気温は、表 3.1.1 に、月別降水量は表 3.1.2 に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図 3.1.2 に示すとおりである。

平成 25～29 年の 5 年平均値は、年間平均気温が 16.3℃であり、月別平均気温は 8 月が 28.3℃で最も高く、1 月が 4.7℃で最も低くなっている。

また、降水量については、5 年平均値は年間降水量が 1,942.6mm であり、月別降水量は 8 月が 258.2mm で最も高く、1 月が 67.6mm で最も低くなっている。なお、平成 29 年 10 月は、1 日で 195.5 mm の記録的な大雨など、大型台風上陸の影響により降水量が多くなっている。

表 3.1.1 岐阜地方気象台における月別平均気温（平成 25～29 年）

単位：℃

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 間 平均値
平成 25 年	3.9	4.5	10.2	13.7	19.4	23.9	28.0	29.3	24.9	20.2	11.3	6.3	16.3
平成 26 年	4.5	5.2	9.1	14.6	19.7	24.3	27.3	27.0	23.6	19.0	13.2	5.2	16.1
平成 27 年	4.9	5.5	9.4	15.2	21.3	22.6	26.8	28.2	23.0	18.2	14.2	9.2	16.5
平成 28 年	5.7	6.3	10.4	15.7	20.6	23.1	27.0	28.9	25.3	19.5	12.6	8.0	16.9
平成 29 年	4.5	5.0	8.3	14.7	20.6	22.4	28.1	28.1	23.6	18.1	11.4	5.6	15.9
平均値	4.7	5.3	9.5	14.8	20.3	23.3	27.4	28.3	24.1	19.0	12.5	6.9	16.3

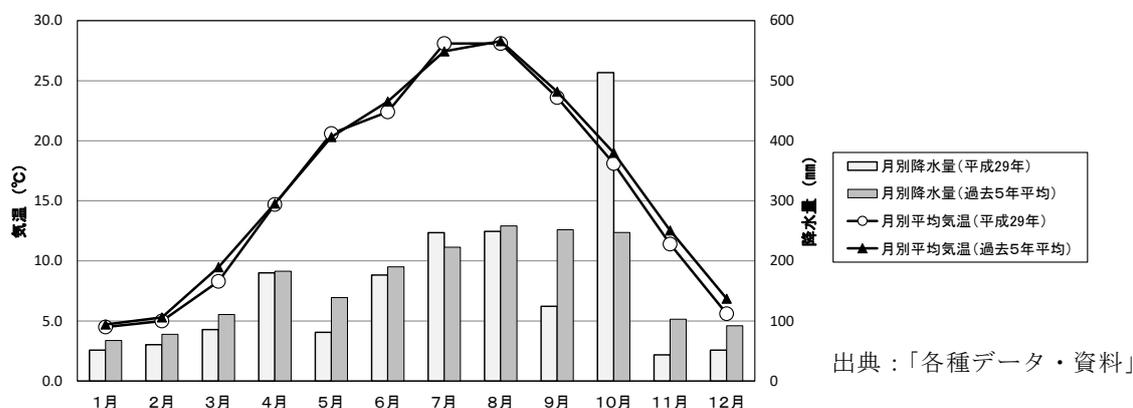
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3.1.2 岐阜地方気象台における月別降水量（平成 25～29 年）

単位：mm

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 間 降水量
平成 25 年	72.5	89.0	35.0	202.5	150.5	139.5	264.0	178.0	334.0	252.5	91.0	67.0	1,875.5
平成 26 年	48.0	112.5	162.5	100.0	144.0	87.5	122.0	367.0	132.0	213.0	116.5	114.0	1,719.0
平成 27 年	98.5	36.0	164.5	175.0	132.5	275.5	296.0	388.5	316.5	79.5	169.0	135.0	2,266.5
平成 28 年	67.5	90.5	107.0	256.0	186.0	271.0	184.5	108.5	352.0	178.0	94.5	92.5	1,988.0
平成 29 年	51.5	60.5	85.5	180.0	81.0	176.5	247.0	249.0	124.5	513.5	43.5	51.5	1,864.0
平均値	67.6	77.7	110.9	182.7	138.8	190.0	222.7	258.2	251.8	247.3	102.9	92.0	1,942.6

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



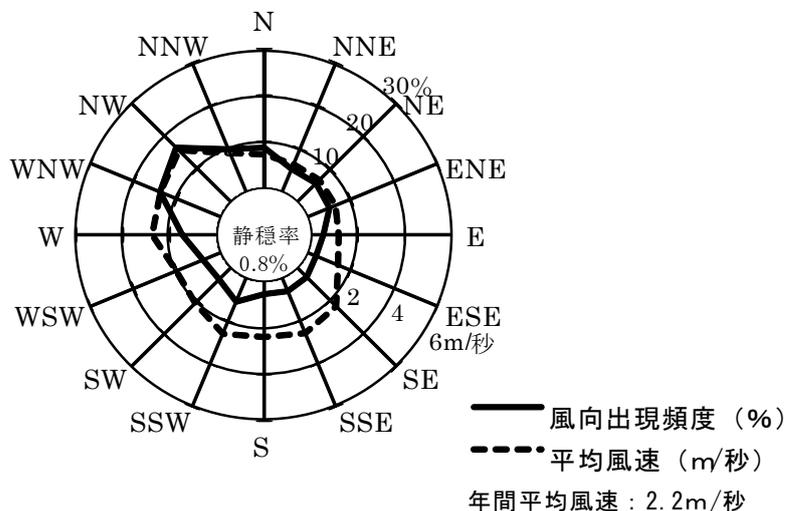
出典：「各種データ・資料」

図 3.1.2 岐阜地方気象台における月別平均気温及び降水量（平成 25～29 年）

(2) 風向・風速

江南市古知野町測定局（一般環境大気測定局）における平成29年度の風配図は図3.1.3に示すとおりである。

平成29年度の風配図をみると風向出現頻度は北西（NW）の風が14.0%と最も多く、年間平均風速は2.2m/秒となっている。



風向	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE
出現頻度 (%)	9.8	5.9	5.9	5.7	2.8	2.3	2.5	2.4
平均風速 (m/秒)	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.7	2.3	2.5
風向	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
出現頻度 (%)	2.0	4.4	3.5	4.9	9.0	13.7	14.0	10.6
平均風速 (m/秒)	2.2	2.6	2.2	2.4	3.0	2.8	2.9	1.8

注) 静穏 : 0.2m/秒以下。

出典 : 「愛知県大気汚染常時監視結果」(愛知県ホームページ)

図3.1.3 江南市古知野町測定局における風向・風速及び出現頻度（平成29年度）

(3) 日照時間

岐阜地方気象台における平成 25～29 年の月別日照時間は、表 3.1.3 及び図 3.1.4 に示すとおりである。

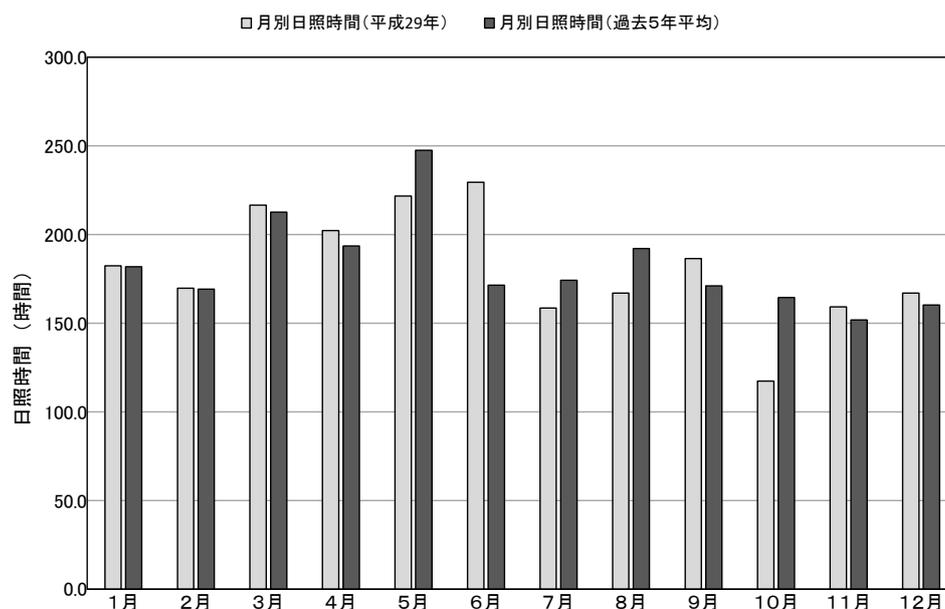
平成 25～29 年の 5 年平均値は、年間日照時間が 2,190.3 時間であり、月別日照時間は 5 月が 247.6 時間で最も長く、11 月が 151.8 時間で最も短くなっている。

表 3.1.3 岐阜地方気象台における月別日照時間（平成 25～29 年）

単位：時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間日照時間
平成 25 年	193.4	152.3	214.2	212.9	281.2	138.5	199.6	259.8	209.7	144.3	158.9	150.8	2,315.6
平成 26 年	201.7	179.4	208.4	227.3	274.1	183.2	186.9	97.4	193.9	161.7	151.8	142.9	2,208.7
平成 27 年	158.7	165.8	195.0	162.7	249.2	147.9	144.2	198.2	163.3	242.8	127.7	159.6	2,115.1
平成 28 年	172.9	178.8	229.3	163.0	211.7	158.3	181.8	238.3	102.0	156.3	161.3	180.8	2,134.5
平成 29 年	182.4	169.7	216.6	202.2	221.7	229.5	158.6	167.0	186.5	117.3	159.2	167.0	2,177.7
平均値	181.8	169.2	212.7	193.6	247.6	171.5	174.2	192.1	171.1	164.5	151.8	160.2	2,190.3

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.1.4 岐阜地方気象台における月別日照時間（平成 25～29 年）

### 3.1.1.2 大気質

事業実施区域及びその周囲の大気質については、半径約3kmの範囲内に大気汚染常時監視測定局が存在しないことから、対象範囲を広げ、図3.1.5に示す範囲に位置する大気汚染常時監視測定局3局（江南市古知野町測定局、犬山消防署測定局、蘇原中央町観測所）における大気質の測定結果を用いて把握した。これらはいずれも一般環境大気測定局である。各測定局における常時監視測定項目は表3.1.4に、各測定局の位置は図3.1.5に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については、各務原市内で実施された測定結果を用いた。ダイオキシン類の測定地点は、図3.1.6に示すとおりである。

なお、図3.1.5に示す範囲には、自動車排出ガス測定局、有害大気汚染物質測定地点及び降下ばいじん測定地点は存在しない。

表 3.1.4 各測定局における測定項目

県	測定年度	測定局・測定地点	測定項目						事業実施区域からの距離
			二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	ダイオキシン類	
愛知県	平成29年度	江南市古知野町測定局		○	○	○			約4.0km
		犬山消防署測定局	○	○	○	○	○		約4.9km
岐阜県	平成29年度	蘇原中央町観測所	○	○	○	○	○		約4.3km
		鶉沼市民サービスセンター						○	約4.2km
		各務原市産業文化センター						○	約5.0km
	平成28年度	川島市民サービスセンター						○	約5.9km
そはらふれあいセンター							○	約5.7km	

注) ダイオキシン類については、同一地点における経年的な測定が行われていないことから、参考として配慮書段階で示した平成28年度の測定結果もあわせて記載した。

出典：「平成29年度 大気汚染調査結果」（平成30年6月 愛知県）

「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

「環境報告書 平成30年度版」（平成30年 各務原市）

「環境報告書 平成29年度版」（平成29年 各務原市）

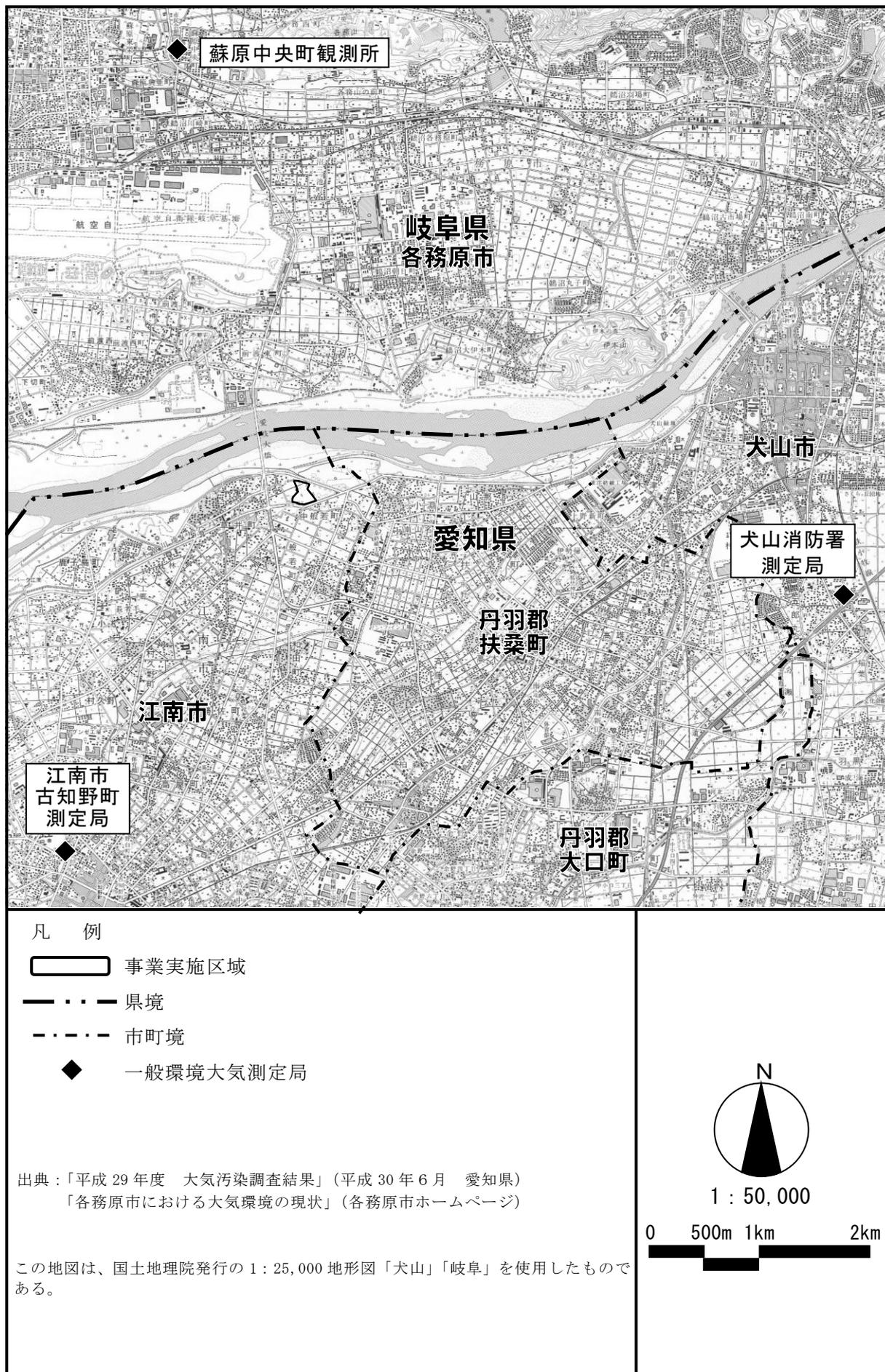


図 3.1.5 一般環境大気測定局の位置



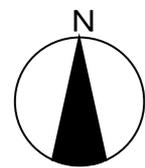
凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- ダイオキシン類測定地点（平成 29 年度）
- ダイオキシン類測定地点（平成 28 年度）

注) ダイオキシン類については、同一地点における経年的な測定が行われていないことから、参考として配慮書段階で示した平成 28 年度の測定地点もあわせて記載した。

出典：「環境報告書 平成 30 年度版」（平成 30 年 各務原市）  
 「環境報告書 平成 29 年度版」（平成 29 年 各務原市）

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」「美濃関」を使用したものである。



1 : 50,000



図 3.1.6 ダイオキシン類測定地点

(1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、二酸化硫黄の平成 29 年度の測定結果は表 3.1.5 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.7 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果をみると、いずれの測定局においても環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の 2% 除外値<sup>注)</sup>の経年変化をみると、過去 5 年間ににおいてはいずれの測定局も環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばいで推移している。

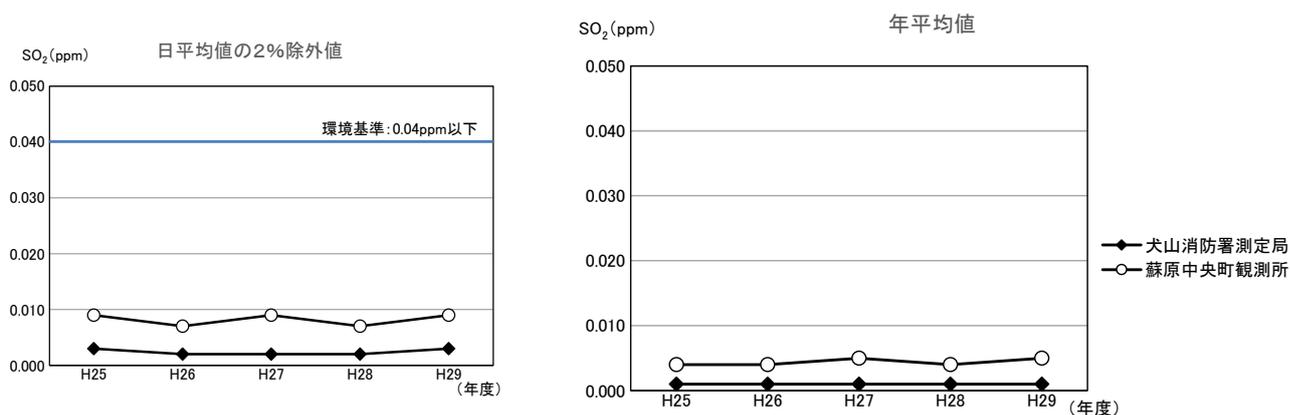
注) 1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2% 分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。

表 3.1.5 二酸化硫黄の測定結果（平成 29 年度）

測定局	年平均値 (ppm)	短期的評価				長期的評価		環境基準との比較 <sup>注)</sup> (達成○・非達成×)
		1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を連続して超えた日数とその割合		日平均値の 2% 除外値	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	
		(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無○)	
犬山消防署測定局	0.001	0	0.0	0	0.0	0.003	○	○
蘇原中央町観測所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.009	○	○

注) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと）達成局。

出典：「平成29年度 大気汚染調査結果」（平成30年 6 月 愛知県）  
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



出典：「平成25～29年度 大気汚染調査結果」（愛知県）  
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.7 二酸化硫黄の経年変化

(2) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、二酸化窒素の平成 29 年度の測定結果は表 3.1.6 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.8 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準を達成している。

また、日平均値の年間 98% 値<sup>注)</sup>の経年変化をみると、過去 5 年間ににおいてはすべての測定局で環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばいで推移している。

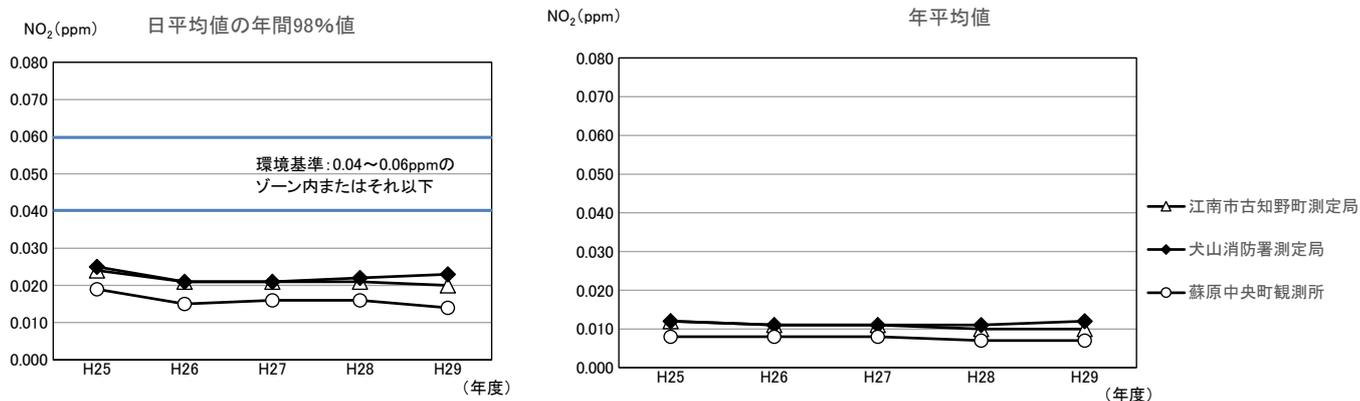
注) 1 年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて 98% 目に該当する日平均値。

表 3.1.6 二酸化窒素の測定結果 (平成 29 年度)

測定局	年平均値	環境基準との比較				1 時間値の最高値	長期的評価	
		1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		1 日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合			日平均値の年間98%値	環境基準との比較 <sup>注)</sup>
		(時間)	(%)	(日)	(%)			
江南市古知野町測定局	0.010	0	0.0	0	0.0	0.100	0.020	○
犬山消防署測定局	0.012	0	0.0	0	0.0	0.098	0.023	○
蘇原中央町観測所	0.007	0	0.0	0	0.0	0.035	0.014	○

注) ○は長期的評価による環境基準(日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること)達成局。

出典:「平成29年度 大気汚染調査結果」(平成30年 6月 愛知県)  
「各務原市における大気環境の現状」(各務原市ホームページ)



出典:「平成25~29年度 大気汚染調査結果」(愛知県)  
「各務原市における大気環境の現状」(各務原市ホームページ)

図 3.1.8 二酸化窒素の経年変化

### (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、浮遊粒子状物質の平成 29 年度の測定結果は表 3.1.7 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.9 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果をみると、犬山消防署測定局での短期的評価の環境基準は非達成であったが、それ以外の測定局では環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の 2% 除外値の経年変化をみると、過去 5 年間においてはすべての測定局で環境基準を達成しており、年平均値は平成 26 年度以降減少傾向となっている。

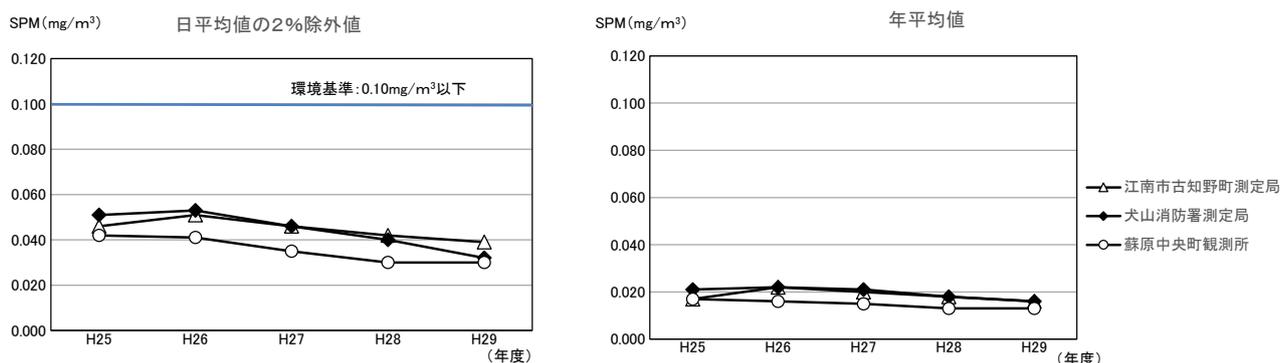
表 3.1.7 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	短期的評価				長期的評価			
		1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		環境基準との比較 <sup>注1)</sup> (達成○・非達成×)	日平均値の 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準との比較 <sup>注2)</sup> (達成○・非達成×)
		(時間)	(%)	(日)	(%)				
江南市古知野町測定局	0.016	0	0.0	0	0.0	○	0.039	○	○
犬山消防署測定局	0.016	1	0.0	0	0.0	×	0.032	○	○
蘇原中央町観測所	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.030	○	○

注 1) ○は短期的評価による環境基準（1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下で、かつ、1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であること）達成局。

注 2) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続していないこと）達成局。

出典：「平成29年度 大気汚染調査結果」（平成30年 6月 愛知県）  
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



出典：「平成25～29年度 大気汚染調査結果」（愛知県）  
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.9 浮遊粒子状物質の経年変化

(4) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、光化学オキシダントの平成29年度の測定結果は表3.1.8に、過去5年間の経年変化は図3.1.10に示すとおりである。

平成29年度の光化学オキシダントの昼間の年平均値は0.031~0.035ppmであり、すべての測定局において環境基準を達成していない。

また、昼間の1時間値の最高値の経年変化をみると、過去5年間において、すべての測定局で環境基準非達成の状況であり、昼間年平均値は概ね横ばい傾向となっている。

なお、光化学オキシダントについて近年の環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3.1.8 光化学オキシダントの測定結果（平成29年度）

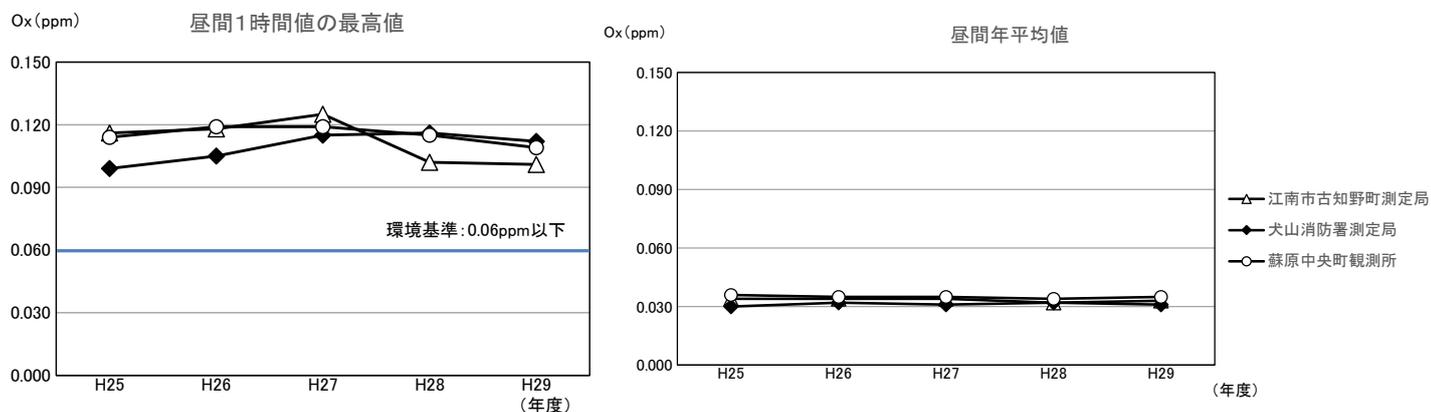
測定局	昼間 年平均値 (ppm)	短期的評価				環境基準 との比較 <sup>注2)</sup> (達成○・非達成×)	昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)
		昼間 <sup>注1)</sup> の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数 及び日数とその割合					
		(時間)	(%)	(日)	(%)		
江南市 古知野町 測定局	0.033	401	7.5	88	24.3	×	0.101
犬山消防署 測定局	0.031	330	6.1	74	20.3	×	0.112
蘇原中央町 観測所	0.035	501	9.6	94	26.0	×	0.109

注1) 昼間とは5時~20時を示す。

注2) ×は短期的評価による環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）非達成局。

出典：「平成29年度 大気汚染調査結果」（平成30年6月 愛知県）

「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



出典：「平成25~29年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.10 光化学オキシダントの経年変化

(5) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、微小粒子状物質の平成 29 年度の測定結果は表 3.1.9 に、過去 5 年間の年平均値の経年変化は図 3.1.11 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果をみると、いずれの測定局においても環境基準の長期的評価（短期基準、長期基準）を達成している。

また、年平均値の経年変化をみると、いずれの測定局においても環境基準（長期基準）を達成しており、平成 26 年度以降減少傾向となっている。

表 3.1.9 微小粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

測定局	長期的評価 <sup>注1)</sup>					
	短期基準 (1日平均値)			長期基準		
	1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1日平均値の 年間98%値	環境基準 との比較 <sup>注2)</sup>	年平均値	環境基準 との比較 <sup>注3)</sup>
	(日)	(%)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	(達成○・ 非達成×)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	(達成○・ 非達成×)
犬山消防署 測定局	0	0.0	25.3	○	10.1	○
蘇原中央町 観測所	0	0.0	21.3	○	7.6	○

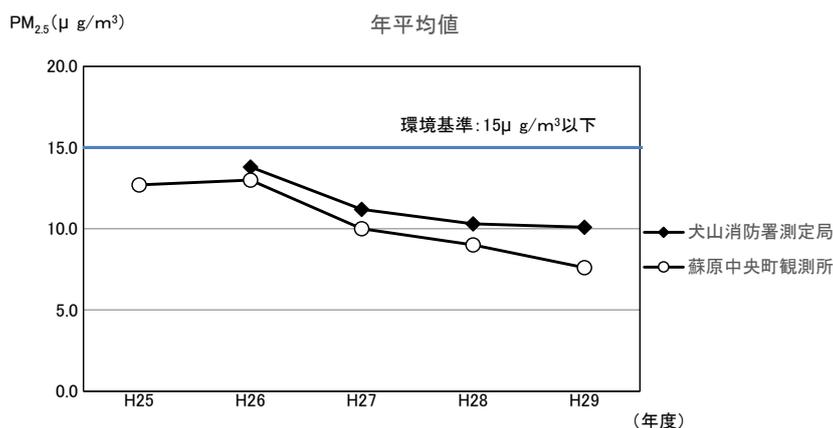
注1) 愛知県では、名古屋大気環境測定所において黄砂の測定を行っており、黄砂の影響を除いた環境基準の達成状況に違いは見られなかった。

注2) ○は短期基準による環境基準（1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）達成局。

注3) ○は長期基準による環境基準（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）達成局。

出典：「平成29年度 大気汚染調査結果」（平成30年6月 愛知県）

「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



注) 犬山消防署測定局では平成25年度より測定が実施されており、平成25年度については、有効測定日数（1日平均に係る欠測が1日（24時間）のうち4時間を超えない日）が250日未満（66日）であったため、長期的評価の対象としていない。

出典：「平成26～29年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.11 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

(6) ダイオキシン類

事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類の測定結果は、表 3.1.10 に示すとおりである。

平成 28 年度及び平成 29 年度には各務原市内の計 4 地点で測定が行われており、測定結果をみるといずれの地点も環境基準（年平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成している。

表 3.1.10 ダイオキシン類の測定結果

測定年度	測定地点	測定結果	環境基準の 達成状況 <sup>注1)</sup>
		(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	(達成○・非達成×)
平成 29 年度	鵜沼市民サービスセンター	0.009	○
	各務原市産業文化センター	0.009	○
平成 28 年度	川島市民サービスセンター	0.009	○
	そはらふれあいセンター	0.014	○

注 1) ○は環境基準（年間平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること）達成局。

注 2) ダイオキシン類については、同一地点における経年的な測定が行われていないことから、参考として配慮書段階で示した平成 28 年度の測定結果もあわせて記載した。

注 3) 四季の測定は行われておらず、平成 29 年度については 11 月 27 日～11 月 28 日、平成 28 年度については 11 月 24 日～11 月 25 日のみの測定となっている。

出典：「環境報告書 平成 30 年度版」（平成 30 年 各務原市）

「環境報告書 平成 29 年度版」（平成 29 年 各務原市）

### 3.1.2 騒音に係る環境の状況

#### 3.1.2.1 環境騒音

事業実施区域及びその周囲における環境騒音の調査結果は、表 3.1.11 に、調査地点は図 3.1.12 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲では江南市内の 6 地点で調査されており、調査結果をみると、すべての地点において環境基準を達成している。

表3.1.11 環境騒音調査結果（平成28年度、昼間）

No.	測定地点	用途地域	環境基準 地域類型 <sup>注2)</sup>	等価騒音 レベル <sup>注3)</sup> (デシベル)	結果
1	草井保育園	市街化調整区域	B	50.2	適合
2	草井小学校	市街化調整区域	B	45.0	適合
3	古知野北小学校	市街化調整区域	B	47.1	適合
4	古知野高校	第1種住居地域	A	46.8	適合
5	江南厚生病院	第1種住居地域	B	51.7	適合
6	江南団地	第1種中高層 住居専用地域	A	43.6	適合

注1) 表中の番号は、図3.1.12中の番号と対応する。

注2) 環境基準は以下のとおりである。

A類型：55デシベル      B類型：55デシベル

注3) 等価騒音レベルとは、騒音レベルの平均値をいう。

出典：「公害に関する資料」（平成29年12月 江南市）

#### 3.1.2.2 道路交通騒音

事業実施区域及びその周囲における道路交通騒音の調査結果は表 3.1.12 に、調査地点は図 3.1.12 に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市内には調査地点が 2 地点あり、平成 28 年度における環境基準達成率はいずれの地点も昼夜ともに 100.0%となっている。また、各務原市内の調査結果については、いずれの地点も環境基準達成率は 80%前後となっている。

なお、要請限度に係る調査は、事業実施区域及びその周囲では実施されていない。

表3.1.12 道路交通騒音調査結果（平成28年度）

道路名	番号	測定地点	騒音レベル <sup>注2)</sup>		評価区間			評価対象戸数(戸)	昼夜とも基準値以下(%)
			昼間(デシベル)	夜間(デシベル)	起点	終点	区間延長(m)		
一宮犬山線	A	江森町東	66	61	江南市古知野町桃源	江南市江森町東	2.7	499	100.0
里小牧北方江南線	<sup>注3)</sup> 一	前飛保町西町	67	60	江南市宮田町南野	江南市古知野町花霞	3.1	742	100.0
一般国道21号	B	各務原市鵜沼羽場町3丁目	74	69	各務原市鵜沼東町	各務原市各務おがせ町	2.3	124	80.65
	C	各務原市鵜沼川崎町2丁目	75	71	各務原市鵜沼三ツ池町	各務原市蘇原三柿野町	1.7	333	77.18
	D	各務原市蘇原三柿野町	74	69	各務原市蘇原三柿野町	各務原市三井北町	2.6	322	81.68

注1) 表中の番号は、図3.1.12中の番号と対応する。

注2) 時間区分は、昼間：午前6時～午後10時まで、夜間：午後10時～翌日の午前6時。

注3) 評価区間は事業実施区域及びその周囲の範囲内に存在しているものの、測定地点は範囲外である。

出典：「公害に関する資料」（平成29年12月 江南市）

「環境展望台（自動車騒音の常時監視結果）」（国立環境研究所ホームページ）

### 3.1.2.3 航空機騒音

各務原市内には航空自衛隊が使用している岐阜飛行場があり、航空機の離着陸に伴い騒音が発生することから、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、定点観測調査が行われている。

事業実施区域及びその周囲における航空機騒音の調査結果は表3.1.13に、調査地点は図3.1.12に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には調査地点が1地点あり、調査結果をみると、春季、秋季ともに環境基準を達成している。

表3.1.13 航空機騒音の調査結果（平成28年度）

単位：デシベル

調査地点	類型 <sup>注1)</sup>	騒音値(L <sub>den</sub> ) <sup>注2)</sup>		年間値	環境基準
		春季	秋季		
各務原市鵜沼朝日町2-384-1	Ⅱ	59	59	59	62以下

注1) 類型区分は次のとおりである。

I…専ら住居の用に供される地域

Ⅱ…I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

注2) L<sub>den</sub>とは、「時間帯補正等価騒音レベル」と呼ばれ、昼間、夕方、夜間の時間帯に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベルのことである。

出典：「平成29年 環境白書」（岐阜県）

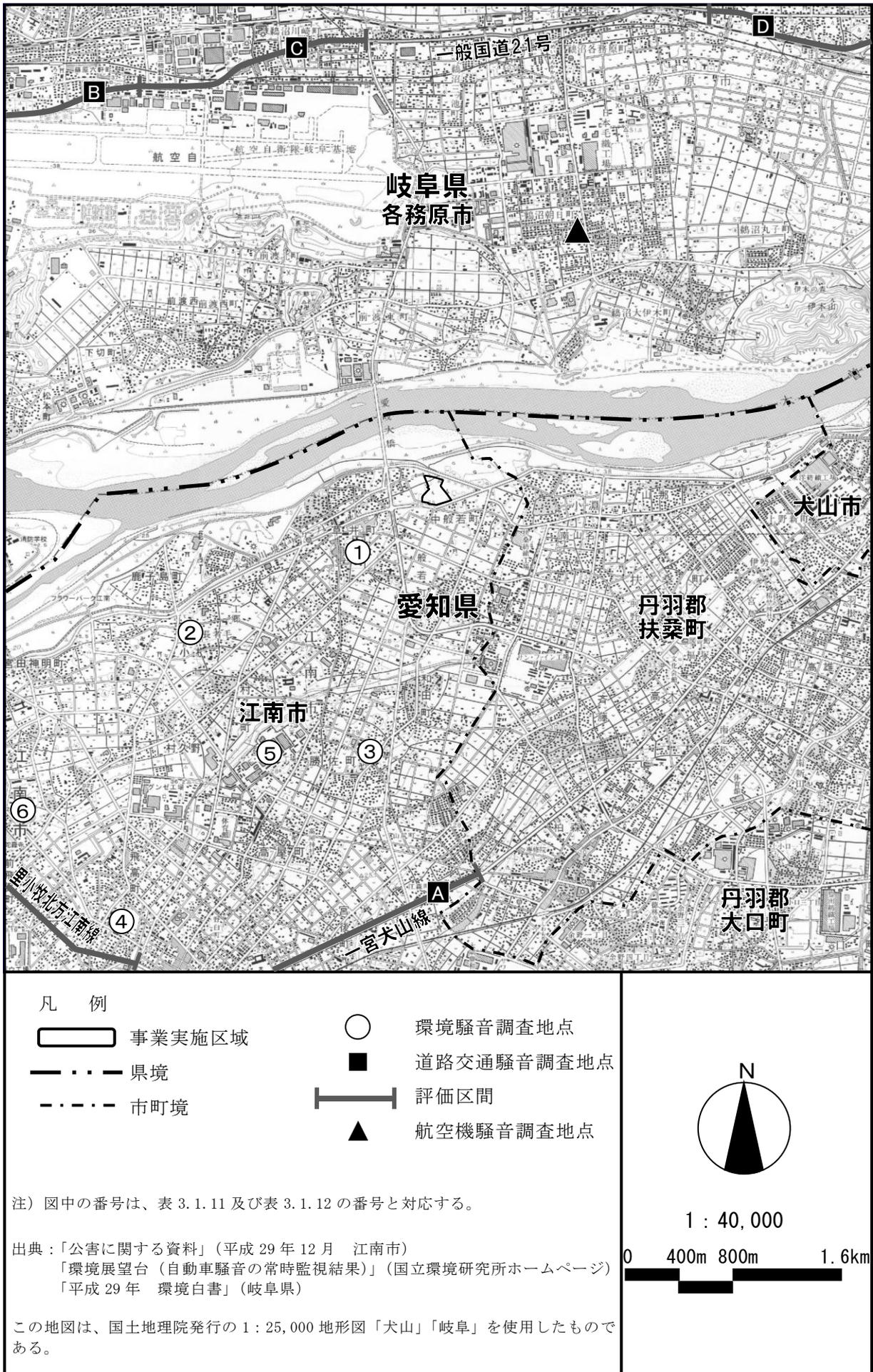


図 3.1.12 騒音に係る調査地点

### 3.1.3 振動に係る環境の状況

事業実施区域及びその周囲において、振動に係る調査は実施されていない。

### 3.1.4 悪臭に係る環境の状況

事業実施区域及びその周囲において、悪臭に係る調査は実施されていない。

### 3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

#### 3.1.5.1 水象

事業実施区域及びその周囲における主要な河川及び用水路等の分布状況は、図 3.1.13 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の主要な河川としては、事業実施区域北側に流れる木曾川や、南側を流れる般若川、青木川などがある。また、事業実施区域近傍に流れる宮田用水をはじめ、多数の用水路等が整備されている。

#### 3.1.5.2 水質

事業実施区域及びその周囲の河川の水質の調査結果は表 3.1.14 に、調査地点は図 3.1.14 に示すとおりである。

環境基準等の適合状況をみると、類型指定されている木曾川（草井町宮西地内）については、環境基準に適合している。なお、般若川及び般若用排水については、類型指定はされていないが、江南市の行政目標としてD類型を準用しており、これと比較すると、般若川（村久野町平河地内）について BOD の超過がみられるものの、その他の項目については、いずれの地点でも行政目標値に適合している。

なお、事業実施区域及びその周囲において、ダイオキシン類に係る調査は実施されていない。

#### 3.1.5.3 水底の底質

事業実施区域及びその周囲において、水底の底質に係る調査は実施されていない。

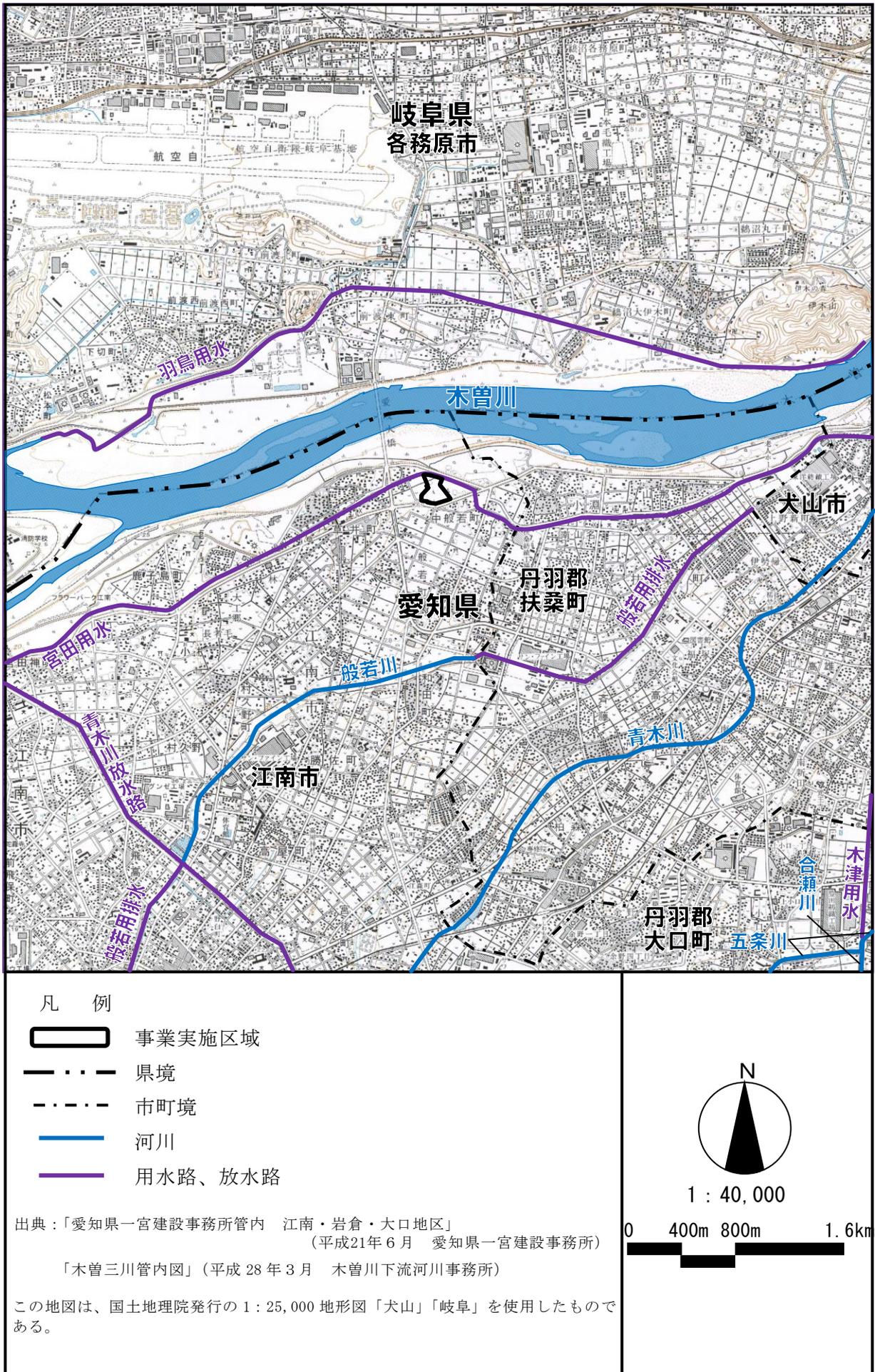


図 3. 1. 13 主要な河川・用水路等の分布状況

表3.1.14 河川の水質調査結果（平成28年度）

項目		測定地点名	河川等			環境基準等	
			木曾川下流	般若川	般若用排水		
			草井町 宮西地内	村久野町 平河地内	飛高町 中町地内		
環境基準類型		A	D <sup>注1)</sup>	D <sup>注1)</sup>	A	D	
生活環境項目	pH		7.8	7.9	8.1	6.5～8.5	6.0～8.5
	DO (mg/L)		11.3	9.1	8.2	7.5以上	2以上
	BOD (mg/L)		1.1	25.0	6.0	2以下	8以下
	COD (mg/L)		2.2	14.7	8.6	—	—
	SS (mg/L)		2	5.3	2.5	25以下	100以下
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		—	—	—	1,000以下	—
	N-ヘキサノ抽出物質 (mg/L)		—	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)		—	—	—	—	—
	全リン (mg/L)		—	—	—	—	—
	全亜鉛 (mg/L)		—	—	—	—	—
健康項目	カドミウム (mg/L)		検出せず	検出せず	検出せず	0.003以下	
	全シアン (mg/L)		検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと	
	鉛 (mg/L)		検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下	
	六価クロム (mg/L)		検出せず	検出せず	検出せず	0.05以下	
	砒素 (mg/L)		検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下	
	総水銀 (mg/L)		検出せず	検出せず	検出せず	0.0005以下	
	アルキル水銀 (mg/L)		—	—	—	検出されないこと	
	PCB (mg/L)		—	—	—	検出されないこと	
	ジクロロメタン (mg/L)		—	検出せず	—	0.02以下	
	四塩化炭素 (mg/L)		—	検出せず	—	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		—	検出せず	—	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		—	検出せず	—	0.1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		—	検出せず	—	0.04以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		—	検出せず	—	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		—	検出せず	—	0.006以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)		—	検出せず	—	0.01以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)		—	検出せず	—	0.01以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		—	検出せず	—	0.002以下	
	チウラム (mg/L)		—	検出せず	—	0.006以下	
	シマジン (mg/L)		—	検出せず	—	0.003以下	
	チオベンカルブ (mg/L)		—	検出せず	—	0.02以下	
	ベンゼン (mg/L)		—	検出せず	—	0.01以下	
	セレン (mg/L)		—	検出せず	—	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.6	2.1	<0.4	10以下		
ふっ素 (mg/L)		0.3	検出せず	検出せず	0.8以下		
ほう素 (mg/L)		検出せず	検出せず	検出せず	1以下		
1,4-ジオキサン (mg/L)		検出せず	—	—	0.05以下		

注1) 類型指定されていないが、江南市の行政目標としてD類型を準用しており、表中の「 」は、行政目標値を超過していることを示す。

注2) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示す。

注3) 表中の「検出せず」は検出下限未満であることを、「—」は調査を行っていない、または環境基準等が設定されていないこと、「<」は定量下限値未満であることを示す。

出典：「公害に関する資料」（平成29年12月 江南市）

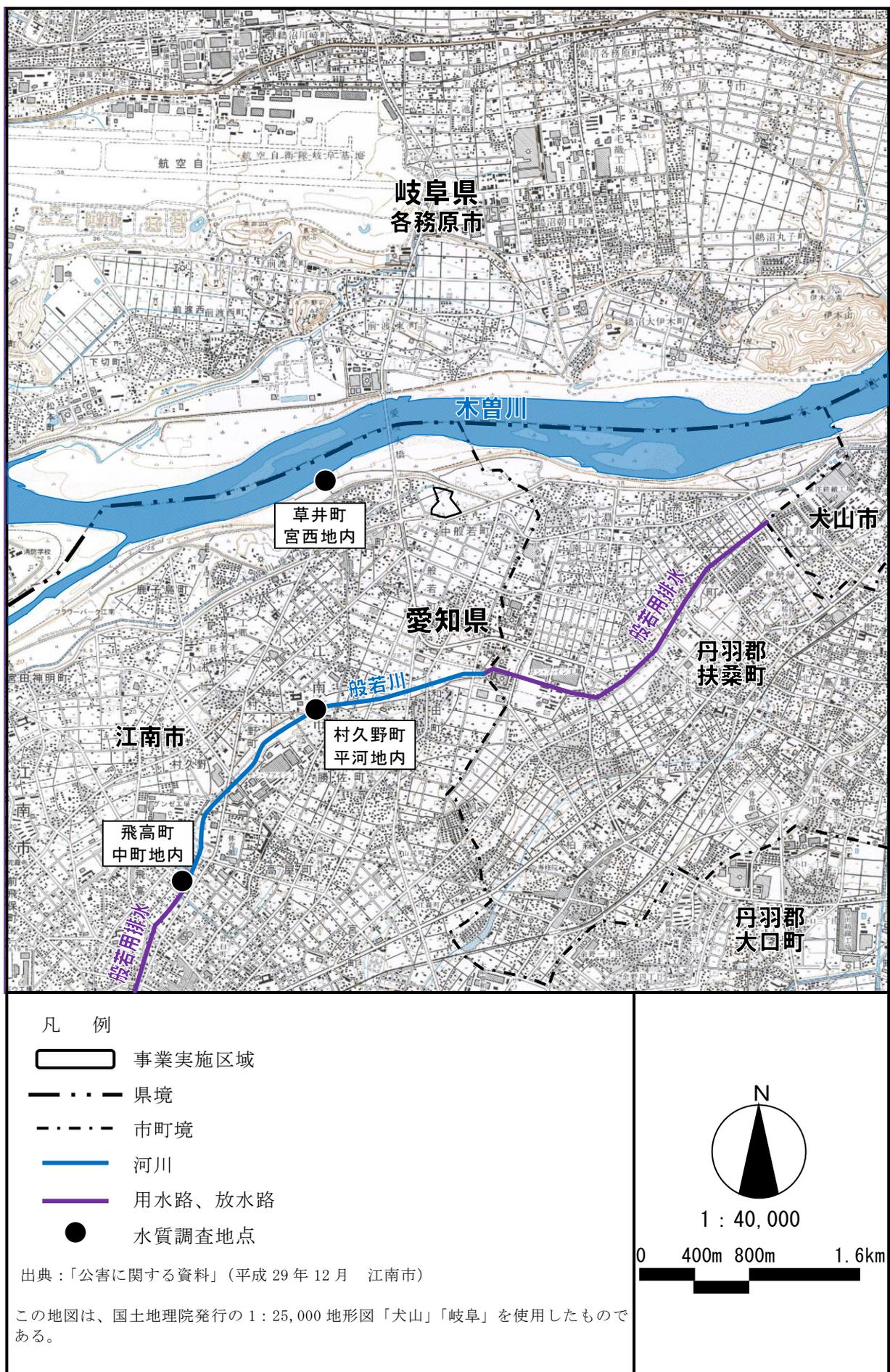


図 3.1.14 河川の水質調査地点

### 3.1.6 地形及び地質の状況

#### 3.1.6.1 地形

事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3.1.15 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲は、中部日本の急峻な山地から運搬されてきた土砂が堆積して形成された犬山扇状地に含まれ、事業実施区域は低地の扇状地となっている。北側には河原を挟み木曾川が流れ、対岸には低地の扇状地や砂礫台地（下位）が広がっている。

#### 3.1.6.2 地質

事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1.16 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には自然堤防堆積物の砂及び礫や、旧中州堆積物の礫・砂及び泥を主とする層が広がっている。また、木曾川を挟んだ岐阜県側は主に、各務原段丘堆積物の礫・砂及び軽石となっており、そのほかに上麻生ユニットのチャートや関段丘堆積物の礫及び砂などが点在してみられる。

#### 3.1.6.3 重要な地形・地質

「日本の地形レッドデータブック 第1集」（1994年2月小泉・青木編）や「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 愛知県」（平成元年 環境庁）等によると、事業実施区域及びその周囲には重要な地形・地質は存在していない。

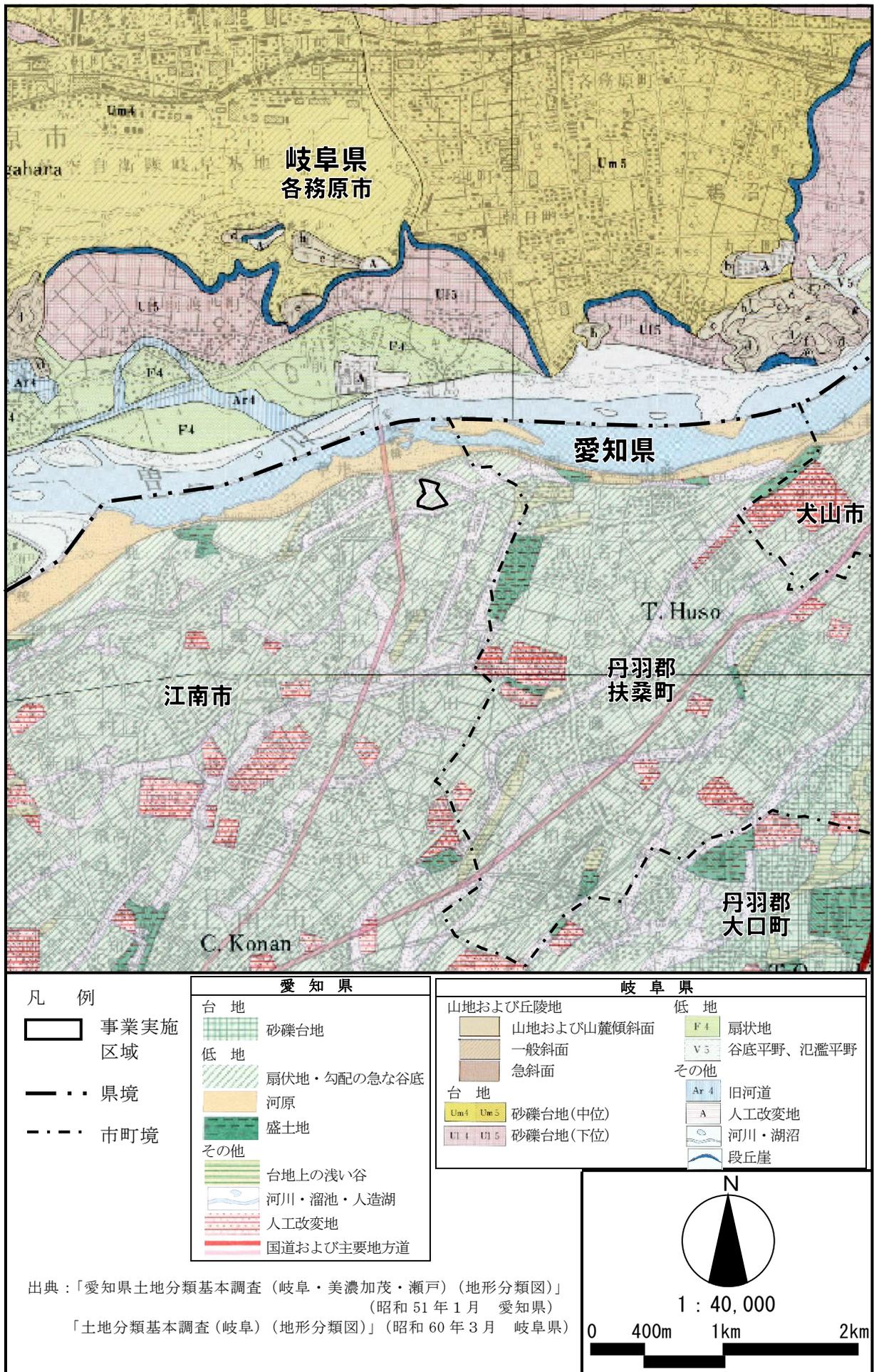


図 3.1.15 地形分類図

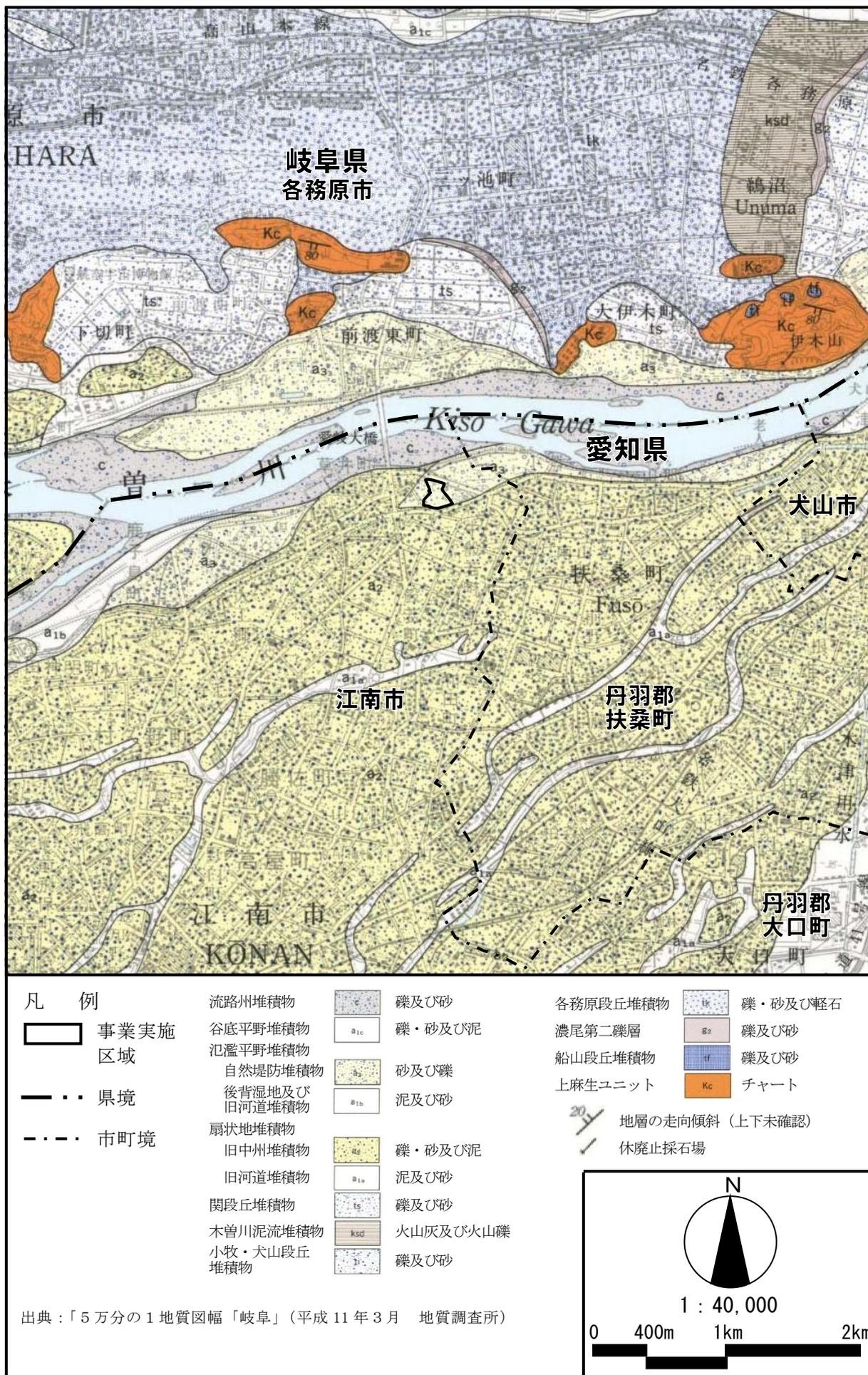
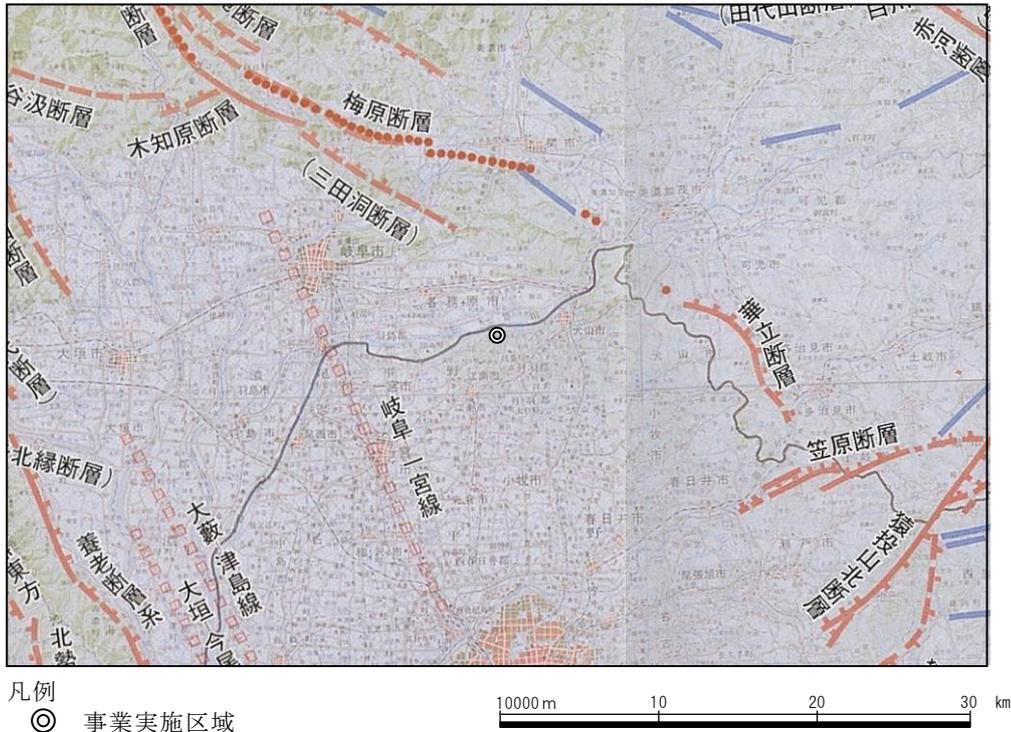


図 3.1.16 表層地質図

### 3.1.6.4 断層

事業実施区域が位置する愛知県北部及びその周囲の活断層の状況は、図 3.1.17 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、活断層は存在しない。



出典：愛知県活断層アトラス（平成 9 年 9 月 愛知県）

図 3.1.17 活断層の位置

### 3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況

#### 3.1.7.1 地盤沈下

事業実施区域及びその周囲における地盤沈下の状況は、表 3.1.15 に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市では 13 地点で水準測量が実施されており、平成 29 年における変動量の平均は -0.8 mm で、地盤沈下の目安としている 1 cm 以上の沈下はみられなかった。また、その他の市町においても、1 cm 以上の沈下はみられなかった。なお、大口町及び各務原市については、調査が実施されていない。

表 3.1.15 地盤沈下の状況（平成 29 年）

市町名	有効水準点数	沈下点数	変動量 (mm)		
			平均	最大 (-)	最低 (+)
江南市	13 (13)	12 (0)	-0.8 (+4.6)	-4.2 (+3.4)	+0.3 (+5.8)
犬山市	7 (7)	6 (0)	-1.3 (+6.3)	-2.5 (+3.9)	+0.2 (+8.6)
扶桑町	2 (2)	2 (0)	-0.7 (+5.7)	-0.7 (+5.6)	-0.7 (+5.8)

注) ( ) 内は、前回測量時である平成 28 年数値。

出典：「平成 29 年 地盤沈下調査結果」(平成 30 年 8 月 愛知県)

### 3.1.7.2 地下水

事業実施区域及びその周囲における地下水質調査結果は、表 3.1.16(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の地下水質の調査としては、地下水質の概況を把握するための概況調査が2地点、過去に地下水汚染が判明した地域の継続的な監視を行うための定期モニタリング（継続監視）調査が2地点で実施されている。

概況調査の結果をみると、いずれの地点もすべての項目で環境基準に適合している。

また、定期モニタリングの調査結果をみると、各務原市鵜沼各務原町にてテトラクロロエチレンが環境基準を超過している。

表 3.1.16(1) 地下水質調査結果（平成 28 年度、概況調査）

調査区分	単位	扶桑町 大字高雄	各務原市 鵜沼各務原町	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出しない	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.04	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	検出しない	検出されないこと
P C B	mg/L	<0.0005	検出しない	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	—	8.2	—
亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.002	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.1	8.2	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.1	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注2) 表中の「—」は、調査を行っていない、または環境基準が設定されていないことを示す。

注3) 項目の名称は、調査実施時点の名称を用いている。なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、平成28年3月29日付けの環境省告示第31号において、「塩化ビニルモノマー」の名称が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されている。

出典：「平成28年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について」（愛知県ホームページ）

「地下水の水質調査結果（平成28年度）」（岐阜県ホームページ）

表 3.1.16(2) 地下水質調査結果（平成 29 年度、定期モニタリング調査）

調査区分	単位	各務原市 鵜沼各務原町	各務原市 鵜沼大伊木町	環境基準
カドミウム	mg/L	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	検出されないこと
P C B	mg/L	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.016	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	—	10	—
亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.002	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	10	10 以下
ふっ素	mg/L	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	0.05 以下

注 1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注 2) 表中の「—」は、調査を行っていない、または環境基準が設定されていないことを示す。

注 3) 表中の「0.016」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「地下水の水質調査結果（平成 29 年度）」（岐阜県ホームページ）

### 3.1.7.3 土壌

#### (1) 土壌

事業実施区域及びその周囲の土壌図は、図 3.1.18 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、粗粒褐色低地土壌の鵜多須 B 統や褐色低地土壌の福地 B 統などが分布し、事業実施区域内は粗粒褐色低地土壌の古知野統となっている。鵜多須 B 統や古知野統などの褐色低地土は主に江南市内に分布し、代表的な畑土壌である。

#### (2) 土壌汚染

事業実施区域及びその周囲の土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況は、表 3.1.17 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、要措置区域及び形質変更時要届出区域には指定されていない。

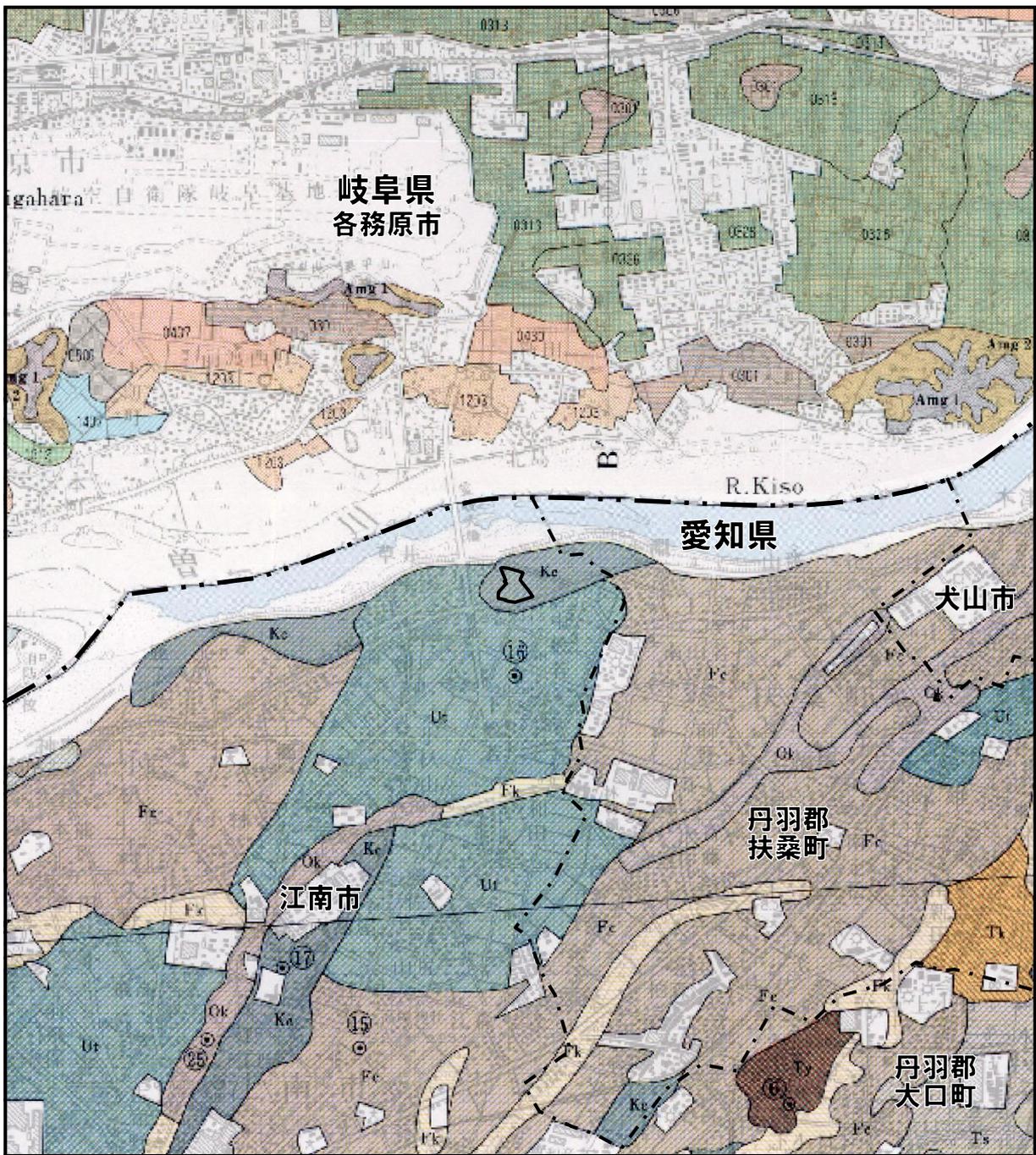
表3.1.17 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況

種別	所在地	指定年月日 告示番号	指定区域の 面積	基準に適合しない 特定有害物質
形質変更時 要届出区域	各務原市蘇原三柿野字中之島142番、字 宮裏187番、字宮東202番2及び字村裏 297番の各一部	H29.2.24 第78号	1,300m <sup>2</sup>	鉛

出典：「土壌汚染対策法に基づく指定区域（平成30年10月9日現在）」（岐阜県ホームページ）

#### (3) 土地利用の履歴

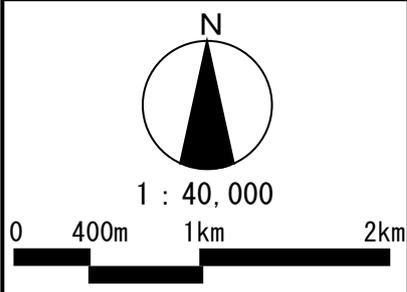
「地図・空中写真閲覧サービス」（国土交通省国土地理院ホームページ）によると、事業実施区域の土地利用は、昭和 50 年の時点において農用地や森林となっており、平成 18 年ごろまで大きな変化はない。その後事業実施区域北側の木曾川河川敷の堤防道路等が整備され、平成 20 年ごろ以降は主に森林となっている。



- 凡 例
- 事業実施区域
  - 県境
  - 市町境

愛知県	
台地及び低地土壌(農地土壌)	
黒ボク土壌	高雄統
多湿黒ボク土壌	外山統
褐色低地土壌	福地B統
粗粒褐色低地土壌	鵜多須B統
	古知野統
灰色低地土壌	深津統
粗粒灰色低地土壌	大草統

岐阜県	
台地及び低地の土壌(農地土壌)	
厚層黒ボク土壌	褐色低地土壌
黒ボク土壌	粗粒灰色低地土壌 (未区分他)
多湿黒ボク土壌	グライ土壌
山地及び丘陵地の土壌(林地土壌)	
乾性赤色系褐色森林土壌	Amg 1 雨乞1統
赤色系褐色森林土壌	Amg 2 雨乞2統



出典：「愛知県土地分類基本調査(岐阜・美濃加茂・瀬戸)(土壌図)」  
 (昭和51年1月 愛知県)  
 「土地分類基本調査(岐阜)(土壌図)」(昭和60年3月 岐阜県)

図 3.1.18 土壌図

### 3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 3.1.8.1 動物

##### (1) 動物相の概要

事業実施区域及びその周囲の動物の状況については、表 3.1.18 に示す既存資料により整理した。

表 3.1.18 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
①	「レッドデータブックあいち 2009」 (平成 21 年 3 月 愛知県)  「第三次レッドリスト レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」 (平成 27 年 3 月 愛知県)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類、貝類）のうち、江南市、犬山市、大口町、扶桑町を含むメッシュ内で確認されている種  「第三次レッドリスト レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」については、江南市、犬山市、大口町、扶桑町で確認されている種
②	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版- 岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」 (平成 22 年 8 月 岐阜県)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類）のうち、愛知県に接する各務原市の南側にかかるメッシュ内で確認されている種
③	「愛知の野鳥 1995」 (愛知県農地林務部自然保護課)	江南市、犬山市、大口町、扶桑町を含むメッシュ内で確認されている種
④	「自然環境保全基礎調査第 2 回～第 6 回」 (1978 年～2005 年 環境省)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類）のうち、江南市、犬山市、大口町、扶桑町、各務原市を含むメッシュ内で確認されている種
⑤	「河川環境データベース」 (平成 18 年～平成 27 年 国土交通省)	木曾川の河川区域内に設定された調査地点のうち、事業実施区域に最も近接した調査地区（複数の調査地点のまとまり）で確認されている種

① 哺乳類

事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類は、表 3.1.19 に示すとおり、6 目 13 科 23 種である。

雑木林や草地に生息するホンダタヌキ、ホンドキツネ、河川敷等水辺環境を利用するアブラコウモリなどが確認されている。

また、ヌートリアやアライグマなどの外来種も確認されている。

表 3.1.19 確認種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	モグラ目(食虫目)	トガリネズミ科	カワネズミ	<i>Chimarrogale platycephala</i>	●	-	-	-	-
2		モグラ科	ヒミズ	<i>Urotrichus talpoides</i>	-	-	-	●	-
3			ミズラモグラ	<i>Euroscaptor mizura</i>	●	-	-	-	-
4			アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>	●	-	-	-	-
5			コウベモグラ	<i>Mogera wogura</i>	●	-	-	●	-
6	コウモリ目(翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus cornutus cornutus</i>	-	-	-	●	-
7			キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>	-	-	-	●	-
8		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>	-	-	-	●	-
9	サル目(霊長目)	オナガザル科	ニホンザル	<i>Macaca fuscata fuscata</i>	-	-	-	●	-
10	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>	-	-	-	●	-
11	ネズミ目(齧歯目)	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>	●	-	-	●	-
12		ネズミ科	ハタネズミ	<i>Microtus montebelli montebelli</i>	●	-	-	●	-
13			アカネズミ	<i>Apodemus speciosus speciosus</i>	-	-	-	●	●
14			ヒメネズミ	<i>Apodemus argenteus argenteus</i>	-	-	-	●	-
15			カヤネズミ	<i>Micromys minutus japonicus</i>	-	●	-	-	-
16			クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>	-	-	-	●	-
17		ヌートリア科	ヌートリア	<i>Myocastor coypus</i>	-	-	-	●	-
18	ネコ目(食肉目)	アライグマ科	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>	-	-	-	●	-
19		イヌ科	ホンダタヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides viverrinus</i>	-	-	-	●	●
20			ホンドキツネ	<i>Vulpes vulpes japonica</i>	-	-	-	●	●
21		イタチ科	イタチ	<i>Mustela itatsi itatsi</i>	-	-	-	●	-
22			アナグマ	<i>Meles meles anakuma</i>	●	-	-	●	-
-			イタチ属の一種	<i>Mustela sp.</i>	-	-	-	-	●
23	ジャコウネコ科	ハクビシン	<i>Paguma larvata</i>	-	-	-	●	-	
	6目	13科	23種		7種	1種	0種	19種	4種

注)表中の①～⑤は表3.1.18の番号と対応する。

② 鳥類

事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類は、表 3.1.20(1)～(3)に示すとおり、19 目 50 科 183 種である。

河川敷や水田等耕作地を利用するサギ科、クイナ科、チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されているほか、タカ科、フクロウ科などの生態系上位種も確認されている。

また、ソウシチョウなどの外来種も確認されている。

表 3.1.20(1) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus</i>	-	-	●	●	●
2			ヤマドリ	<i>Syrnaticus soemmerringii</i>	-	-	-	●	-
3			キジ	<i>Phasianus colchicus</i>	-	-	●	●	●
4	カモ目	カモ科	コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>	-	-	●	-	●
5			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>	-	-	●	-	-
6			オカヨシガモ	<i>Anas strepera</i>	-	-	●	-	●
7			ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>	-	-	●	●	●
8			ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>	-	-	●	●	●
9			マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>	-	-	●	●	●
10			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>	-	-	●	●	●
11			ハシビロガモ	<i>Anas clypeata</i>	-	-	●	●	-
12			オナガガモ	<i>Anas acuta</i>	-	-	●	●	●
13			トモエガモ	<i>Anas formosa</i>	-	-	●	●	-
14			コガモ	<i>Anas crecca</i>	-	-	●	●	●
15			アヒル	<i>Anas platyrhynchos</i> var. <i>domesticus</i>	-	-	-	-	●
16			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>	-	-	●	●	●
17			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	-	-	●	-	●
18			スズガモ	<i>Aythya marila</i>	-	-	●	-	-
19	ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>	-	-	●	-	●		
20	ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>	-	-	●	-	●		
21	カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>	-	-	●	●	-		
22	ウミアイサ	<i>Mergus serrator</i>	-	-	●	●	●		
23	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>	-	●	●	●	-
24			カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>	-	-	●	●	-
25			ハジロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis</i>	-	-	-	-	●
26	ハト目	ハト科	ドバト	<i>Columba livia</i>	-	-	●	●	●
27			キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>	-	-	●	●	●
28			アオバト	<i>Treron sieboldii</i>	-	-	●	-	-
29	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	<i>Calonectris leucomelas</i>	-	-	●	-	-
30	カツオドリ目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>	-	-	●	●	●
31	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>	-	●	-	-	-
32			ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>	-	-	●	●	●
33			ササゴイ	<i>Butorides striata</i>	-	-	●	-	●
34			アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>	-	-	●	●	-
35			アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>	-	-	●	●	●
36			ダイサギ	<i>Ardea alba</i>	-	-	●	●	●
37			チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>	-	-	●	●	-
38			コサギ	<i>Egretta garzetta</i>	-	-	●	●	●
39			ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus aquaticus</i>	-	-	●
40	ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>			-	●	●	●	-
41	バン	<i>Gallinula chloropus</i>			-	-	●	●	-
42	オオバン	<i>Fulica atra</i>			-	-	●	-	●
43	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	<i>Hierococcyx hypervythrus</i>	-	-	●	-	-
44			ホトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>	-	-	●	-	●
45			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>	-	-	●	-	-
46			カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>	-	-	●	●	●
47	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>	-	●	●	-	
48	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>	-	-	●	-	-
49			アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>	-	-	●	-	-
50			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis</i>	-	-	●	-	●
51	チドリ目	チドリ科	タゲリ	<i>Vanellus vanellus</i>	-	-	●	●	-
52			ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	-	-	●	●	-
53			ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>	-	-	●	-	-
54			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	-	-	●	●	-
55			コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>	-	-	●	●	●
56			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>	-	●	-	-	-

表3. 1. 20(2) 確認種一覧 (鳥類)

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤	
57	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	-	-	●	-	-	
58			オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	-	-	●	-	-	
59			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>	-	-	●	-	-	
60			チュウシャクシギ	<i>Numenius phaeopus</i>	-	-	●	-	-	
61			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>	-	-	●	-	-	
62			アオアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>	-	-	●	-	-	
63			クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>	-	-	●	●	●	
64			タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>	-	-	●	-	-	
65			キアシシギ	<i>Heteroscelus brevipes</i>	-	-	●	-	-	
66			イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>	-	-	●	●	●	
67			トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>	-	-	●	-	-	
68			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>	-	-	●	●	-	
69			タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>	-	●	-	-	-
70			ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>	-	-	●	-	-
71			カモメ科	ユリカモメ	<i>Larus ridibundus</i>	-	-	●	●	●
72				ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>	-	-	●	-	●
73				カモメ	<i>Larus canus</i>	-	-	●	-	-
74				セグロカモメ	<i>Larus argentatus</i>	-	-	●	-	●
75				コアジサシ	<i>Sterna albifrons</i>	-	●	●	●	-
76	アジサシ	<i>Sterna hirundo</i>		-	-	●	-	-		
77	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	-	-	●	-	-	
78	タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>	-	●	●	-	-		
79		トビ	<i>Milvus migrans</i>	-	-	●	●	●		
80		オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	-	-	●	-	-		
81		チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>	-	-	●	-	-		
82		ハイイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>	-	-	●	-	-		
83		アカハラダカ	<i>Accipiter soloensis</i>	-	-	●	-	-		
84		ツミ	<i>Accipiter gularis</i>	-	●	●	-	-		
85		ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>	-	●	●	●	-		
86		オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	-	●	●	-	-		
87		サシバ	<i>Butastur indicus</i>	-	●	●	●	-		
88		ノスリ	<i>Buteo buteo</i>	-	-	●	●	●		
89		クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>	-	●	●	-	-		
90	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	<i>Otus lempiji</i>	-	-	●	-	-	
91			コノハズク	<i>Otus sunia</i>	-	-	●	-	-	
92			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>	-	●	●	-	-	
93			アオバズク	<i>Ninox scutulata</i>	-	-	●	●	-	
94			トラフズク	<i>Asio otus</i>	-	-	●	-	-	
95			ゴミズク	<i>Asio flammeus</i>	-	-	●	-	-	
96	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>	-	-	●	●	●	
97	キツツキ目	キツツキ科	ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>	-	●	●	●	-	
98			アリスイ	<i>Jynx torquilla</i>	-	-	●	-	-	
99			コゲラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>	-	-	●	●	●	
100			アカゲラ	<i>Dendrocopos major</i>	-	-	●	●	●	
101	アオゲラ	<i>Picus awokera</i>	-	-	●	●	-			
102	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>	-	-	●	-	●	
103			チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo</i>	-	-	●	-	-	
104			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	-	●	●	-	-	
105	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>	-	-	●	●	-	
106		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>	-	-	●	●	-	
107		モズ科	モズ	<i>Lanius bucephalus</i>	-	-	●	●	●	
108		アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>	-	-	●	-	-		
109		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>	-	-	●	●	●	
110			ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>	-	-	●	●	●	
111			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>	-	-	●	●	●	
112		キクイタダキ科	キクイタダキ	<i>Regulus regulus</i>	-	-	●	●	-	
113		ツリスガラ科	ツリスガラ	<i>Remiz pendulinus</i>	-	-	●	-	-	
114		シジュウカラ科	ヤマガラ	<i>Poecile varius</i>	-	-	●	●	-	
115			ヒガラ	<i>Periparus ater</i>	-	-	-	●	-	
116			シジュウカラ	<i>Parus minor</i>	-	-	●	●	●	
117		ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>	-	-	●	●	●	
118		ツバメ科	ショウドウツバメ	<i>Riparia riparia</i>	-	-	●	-	-	
119			ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>	-	-	●	●	●	
120			コシアカツバメ	<i>Hirundo daurica</i>	-	-	●	●	●	
121			イワツバメ	<i>Delichon dasypus</i>	-	-	●	-	●	
122			ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>	-	-	●	●	●
123	ウグイス科	ウグイス	<i>Cettia diphone</i>	-	-	●	●	-		
124		ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>	-	-	●	●	-		
125	エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>	-	-	●	●	●		
126	ムシクイ科	メボソムシクイ	<i>Phylloscopus xanthodryas</i>	-	-	●	-	-		
127		エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>	-	-	●	-	-		
128		センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>	-	-	●	-	-		

表3.1.20(3) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤	
129	スズメ目	メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>	-	-	●	●	●	
130		ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>	-	-	●	●	●	
131		セッカ科	セッカ	<i>Cisticola juncidis</i>	-	-	●	●	●	
132		レンジャク科	キレンジャク	<i>Bombycilla garrulus</i>	-	-	●	-	-	
133			ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>	-	-	●	-	●	
134		ミンサザイ科	ミンサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>	-	-	●	●	-	
135		ムクドリ科	ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>	-	-	●	●	●	
136			コムクドリ	<i>Agropsar philippensis</i>	-	-	●	-	-	
137		ヒタキ科	マミジロ	<i>Zoothera sibirica</i>	-	●	●	-	-	
138			トラツグミ	<i>Zoothera dauma</i>	-	●	●	●	-	
139			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>	-	-	●	-	-	
140			マミチャジナイ	<i>Turdus obscurus</i>	-	-	●	-	-	
141			シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>	-	-	●	●	●	
142			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>	-	-	●	●	-	
143			ツグミ	<i>Turdus naumanni</i>	-	-	●	●	●	
144			コマドリ	<i>Luscinia akahige</i>	-	-	●	-	-	
145			コルリ	<i>Luscinia cyane</i>	-	-	●	-	-	
146			ルリヒタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>	-	-	●	●	●	
147			ジョウヒタキ	<i>Phoenicurus auroreus</i>	-	-	●	●	●	
148			ノヒタキ	<i>Saxicola torquatus</i>	-	-	●	-	-	
149			インヒヨドリ	<i>Monticola solitarius</i>	-	-	●	-	-	
150			エソビタキ	<i>Muscicapa griseisticta</i>	-	-	●	-	-	
151			サメビタキ	<i>Muscicapa sibirica</i>	-	-	●	-	-	
152			コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>	-	-	●	●	-	
153			キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>	-	-	●	●	●	
154			ムギマキ	<i>Ficedula mugimaki</i>	-	-	●	-	-	
155			オオルリ	<i>Cyanoptila cyanomelana</i>	-	-	●	●	-	
156		イワヒバリ科	カヤクグリ	<i>Prunella rubida</i>	-	-	●	●	-	
157		スズメ科	ニューナイスズメ	<i>Passer rutilans</i>	-	-	●	-	-	
158			スズメ	<i>Passer montanus</i>	-	-	●	●	●	
159		セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>	-	-	●	●	●	
160			ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>	-	-	●	●	●	
161			セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>	-	-	●	●	●	
162			ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	-	-	●	●	-	
163			タヒバリ	<i>Anthus rubescens</i>	-	-	●	●	●	
164		アトリ科	アトリ	<i>Fringilla montifringilla</i>	-	-	●	●	●	
165			カララヒワ	<i>Chloris sinica</i>	-	-	●	●	●	
166			マヒワ	<i>Carduelis spinus</i>	-	-	●	●	●	
167			ベニマシコ	<i>Uragus sibiricus</i>	-	-	●	●	●	
168			ウン	<i>Pyrrhula pyrrhula</i>	-	-	●	●	-	
169			シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>	-	-	●	●	●	
170			コイカル	<i>Eophona migratoria</i>	-	-	●	-	-	
171			イカル	<i>Eophona personata</i>	-	-	●	●	●	
172		ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>	-	-	●	●	●	
173			ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>	-	-	●	-	-	
174			カシラダカ	<i>Emberiza rustica</i>	-	-	●	●	●	
175			ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans</i>	-	-	●	●	-	
176			ノジロ	<i>Emberiza sulphurata</i>	-	-	●	-	-	
177			アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>	-	-	●	●	●	
178			クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>	-	-	●	-	-	
179			オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus</i>	-	-	●	-	●	
180		チメドリ科	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>	-	-	-	-	●	
181		カエデチョウ科	ベニスズメ	<i>Amandava amandava</i>	-	-	-	●	-	
182		インコ目	インコ科	セキセイインコ	<i>Melopsittacus undulatus</i>	-	-	-	●	-
183				ワカケホンセイインコ	<i>Psittacula krameri manillensis</i>	-	-	-	●	-
		19目	50科	183種		0種	18種	171種	100種	77種

注) 表中の①～⑤は表3.1.18の番号と対応する。

③ 爬虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類は、表 3.1.21 に示すとおり、2目6科9種である。

河川敷や耕作地を利用するニホンカナヘビやシマヘビ、ため池等の湛水を利用するクサガメなどが確認されている。

また、ミシシippアカミミガメなどの外来種も確認されている。

表 3.1.21 確認種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>	-	●	-	●	-
2			クサガメ	<i>Chinemys reevesii</i>	-	●	-	●	-
3		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	<i>Trachemys scripta elegans</i>	-	-	-	●	●
4		スッポン科	スッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>	-	-	-	●	-
5	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ	<i>Plestiodon japonicus</i>	-	-	-	●	-
6		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>	-	-	-	-	●
7		ナミヘビ科	タカチホヘビ	<i>Achalinus spinalis</i>	●	-	-	-	-
8			シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>	-	-	-	●	●
9			シロマダラ	<i>Dinodon orientale</i>	●	-	-	-	-
	2目	6科	9種	2種	2種	0種	6種	3種	

注) 表中の①～⑤は表3.1.18の番号と対応する。

④ 両生類

事業実施区域及びその周囲で見られる両生類は、表 3.1.22 に示すとおり、2目5科11種である。

河川の渓流域から中流域に生息するオオサンショウウオやカジカガエル、ため池や水田、耕作地を生息環境とするアズマヒキガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエルなどが確認されている。

また、ウシガエルなどの外来種も確認されている。

表 3.1.22 確認種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	有尾目	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i>	●	●	-	●	-
2	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	<i>Bufo japonicus formosus</i>	-	-	-	●	-
3			アマガエル科	ニホンアマガエル	<i>Hyla japonica</i>	-	-	-	●
4		アカガエル科	ヤマアカガエル	<i>Rana ornativentris</i>	●	-	-	-	-
5			トノサマガエル	<i>Rana nigromaculata</i>	-	-	-	●	-
6			ナゴヤダルマガエル	<i>Rana porosa brevipoda</i>	●	-	-	●	-
7			ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i>	-	-	-	●	●
8			ツチガエル	<i>Rana rugosa</i>	●	-	-	●	-
9			ヌマガエル	<i>Fejervarya limnocharis</i>	-	-	-	-	●
10			アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	<i>Rhacophorus schlegelii</i>	-	-	-	-
11		カジカガエル		<i>Buergeria buergeri</i>	●	-	-	-	-
	2目	5科	11種	5種	1種	0種	7種	4種	

注) 表中の①～⑤は表3.1.18の番号と対応する。

⑤ 魚類

事業実施区域及びその周囲で見られる魚類は、表 3.1.23 に示すとおり、7 目 12 科 36 種である。

河川や水田を利用するドジョウ、ナマズ、アユ、止水域を利用するミナミメダカ等が確認されている。

また、オオクチバス、カダヤシ、カムルチーなどの外来種も確認されている。

表 3.1.23 確認種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤	
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	-	-	-	●	-	
2	コイ目	コイ科	コイ	<i>Cyprinus carpio</i>	-	-	-	●	-	
3			ギンブナ	<i>Carassius sp.</i>	-	-	-	●	●	
4			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>	-	-	-	●	-	
5			カネヒラ	<i>Acheilognathus rhombeus</i>	-	-	-	●	-	
6			イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>	-	-	-	●	-	
7			タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	-	-	-	●	●	
8			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis rasborella</i>	-	-	-	●	-	
9			オイカワ	<i>Opsariichthys platypus</i>	-	-	-	●	●	
10			カワムツ	<i>Candidia temminckii</i>	-	-	-	-	●	
11			アブラハヤ	<i>Phoxinus lagowskii steindachneri</i>	-	-	-	-	●	
12			ウグイ	<i>Tribolodon hakonensis</i>	-	-	-	●	●	
13			モツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i>	-	-	-	●	●	
14			カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i>	-	-	-	●	-	
15			タモロコ	<i>Gnathopogon elongatus elongatus</i>	-	-	-	●	●	
16			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>	-	-	-	●	-	
17			カマツカ	<i>Pseudogobio esocinus esocinus</i>	-	-	-	●	●	
18			ニゴイ	<i>Hemibarbus barbuis</i>	-	-	-	-	●	
-				ニゴイの一種	<i>Hemibarbus sp.</i>	-	-	-	●	●
19				スゴモロコ類	<i>Squalidus chankaensis</i> subsp.	-	-	-	-	●
20	ドジョウ科		ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	-	-	-	●	-	
21			シマドジョウ類	<i>Cobitis biwae</i>	-	-	-	●	-	
22	ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>	-	-	-	●	-	
23		ナマズ科	ナマズ	<i>Silurus asotus</i>	-	-	-	-	●	
24		アカザ科	アカザ	<i>Liobagrus reinii</i>	-	-	-	●	-	
25	サケ目	アユ科	アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i>	-	-	-	●	●	
26	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>	-	-	-	-	●	
27	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	-	-	-	●	-	
28	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus macrochirus</i>	-	-	-	●	●	
29			オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>	-	-	-	●	●	
30		ハゼ科	ウキゴリ	<i>Gymnogobius urotaenia</i>	-	-	-	-	●	
31			カワヨシノボリ	<i>Rhinogobius flumineus</i>	-	-	-	-	●	
32			シマヨシノボリ	<i>Rhinogobius nagovae</i>	-	-	-	-	●	
33			トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius sp. TO</i>	●	-	-	-	-	
34			旧トウヨシノボリ	<i>Rhinogobius kurodai morphotype unidentified</i>	-	-	-	-	●	
-			ヨシノボリの一種	<i>Rhinogobius sp.</i>	-	-	-	-	●	
35			スマチチブ	<i>Tridentiger brevispinis</i>	-	-	-	-	●	
36			タイワンドジョウ科	カムルチー	<i>Channa argus</i>	-	-	-	-	●
	7目	12科	36種		1種	0種	0種	25種	24種	

注) 表中の①～⑤は表3.1.18の番号と対応する。

⑥ 昆虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類は、表 3.1.24 に示すとおり、15 目 499 種である。

調査範囲に木曾川の河川敷を含み、水田等の水辺環境が多いことから、トンボ目が多く確認されているが、樹林地が少ないことを反映し、大型のコウチュウ目は少ない。

耕作地や河川敷の草地に生息するバッタ目や草地性のカメムシ目が確認されている。

表 3.1.24 確認種一覧（昆虫類）

目 名	主な確認種	種 数
カゲロウ目（蜉蝣目）	モンカゲロウ、フタバコカゲロウ	4
トンボ目（蜻蛉目）	オオアオイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマ、オニヤンマ、シオカラトンボ	46
ゴキブリ目（網翅目）	モリチャバネゴキブリ	2
カマキリ目（蠍螂目）	コカマキリ	1
ハサミムシ目（革翅目）	ヒゲジロハサミムシ	2
カワゲラ目（セキ翅目）	オオヤマカワゲラ	2
バッタ目（直翅目）	ツユムシ、ヤブキリ、アオマツムシ、トノサマバッタ、ツチイナゴ、ハラヒシバッタ	29
カメムシ目（半翅目）	アオバハゴロモ、クマゼミ、ホオズキカメムシ、クサギカメムシ、ヒメアメンボ、マツモムシ	56
アミメカゲロウ目（脈翅目）	ヒロバカゲロウ、ホシウスバカゲロウ	3
シリアゲムシ目（長翅目）	ヤマトシリアゲ	1
トビケラ目（毛翅目）	ウルマーシマトビケラ、ニンギョウトビケラ	19
チョウ目（鱗翅目）	ミドリヒョウモン、キアゲハ、モンキチョウ、オオシカシバ、マメキシタバ	100
ハエ目（双翅目）	マドガガンボ、ウスイロユスリカ、シオヤアブ、センチニクバエ	35
コウチュウ目（鞘翅目）	アオゴミムシ、ホソセスジゲンゴロウ、アオドウガネ、ヨモギハムシ	150
ハチ目（膜翅目）	アズマオオズアリ、キイロスズメバチ、オオモンクロベッコウ	49
15 目	499 種	

⑦ クモ類

事業実施区域及びその周囲で見られるクモ類は、表 3.1.25 に示すとおり、1 目 16 科 46 種である。

セスジアカムネグモ、ヒノマルコモリグモ、メキリグモなど地表徘徊性のクモが多く確認されている。

表 3.1.25 確認種一覧 (クモ類)

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤	
1	クモ目	ジグモ科	ジグモ	<i>Atypus karschi</i>	-	-	-	-	●	
2		カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ	<i>Antrodiaetus roretzi</i>	●	-	-	-	-	
3		トタテグモ科	キシノウエトタテグモ	<i>Latouchia swinhoei typica</i>	●	-	-	-	-	
4		サラゲモ科	ハラジロムナキグモ	<i>Diplocephalooides saganus</i>	-	-	-	-	●	
5			ノコギリヒザグモ	<i>Erigone prominens</i>	-	-	-	-	●	
6			クロナンキングモ	<i>Hylyphantes graminicola</i>	-	-	-	-	●	
7			ズナガヌカグモ	<i>Savignia kawachiensis</i>	-	-	-	-	●	
8			アトグロアカムネグモ	<i>Ummeliata feminea</i>	-	-	-	-	●	
9			セスジアカムネグモ	<i>Ummeliata insecticeps</i>	-	-	-	-	●	
-			サラゲモ科の一種	Linyphiidae sp.	-	-	-	-	-	●
10			アシナガグモ科	キララシロカネグモ	<i>Leucauge subgemmea</i>	-	-	-	-	●
11				アシナガグモ	<i>Tetragnatha praedonia</i>	-	-	-	-	●
12		コガネグモ科	キザハシオニグモ	<i>Araneus abscissus</i>	-	-	-	-	●	
13			ナカムラオニグモ	<i>Araneus cornutus</i>	-	-	-	-	●	
14			ビジョオニグモ	<i>Araneus mitificus</i>	-	-	-	-	●	
15			ムツボシオニグモ	<i>Araniella yaginumai</i>	-	-	-	-	●	
16			コガネグモ	<i>Argiope amoena</i>	●	-	-	-	-	
17			トリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne bufo</i>	●	-	-	-	-	
18			オオトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne inaequalis</i>	●	-	-	-	-	
19			アカイロトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne yunoharuensis</i>	●	-	-	-	-	
20			ヤマシロオニグモ	<i>Neoscona scylla</i>	-	-	-	-	●	
-			コガネグモ科の一種	Araneidae sp.	-	-	-	-	-	●
21		コモリグモ科	エビチャコモリグモ	<i>Arctosa ebicha</i>	-	-	-	-	●	
22			フジイコモリグモ	<i>Arctosa fujii</i>	-	-	-	-	●	
23			ヒノマルコモリグモ	<i>Arctosa japonica</i>	-	-	-	-	●	
24			ハラクロコモリグモ	<i>Lycosa coelestis</i>	-	-	-	-	●	
25			ウツキコモリグモ	<i>Pardosa astrigera</i>	-	-	-	-	●	
26			ハリゲコモリグモ	<i>Pardosa laura</i>	-	-	-	-	●	
27			キクヅキコモリグモ	<i>Pardosa pseudoannulata</i>	-	-	-	-	●	
28			イモコモリグモ	<i>Pirata piratooides</i>	-	-	-	-	●	
29			チビコモリグモ	<i>Pirata procurvus</i>	-	-	-	-	●	
30			アライトコモリグモ	<i>Trochosa ruricola</i>	-	-	-	-	●	
-			コモリグモ科の一種	Lycosidae sp.	-	-	-	-	-	●
31		キシダグモ科	イオウイロハシリグモ	<i>Dolomedes sulfureus</i>	-	-	-	-	●	
32		ササグモ科	ササグモ	<i>Oxyopes sertatus</i>	-	-	-	-	●	
33		タナグモ科	クサグモ	<i>Agelena limbata</i>	-	-	-	-	●	
34			コクサグモ	<i>Agelena opulenta</i>	-	-	-	-	●	
-			Agelena属の一種	Agelena sp.	-	-	-	-	-	●
35		ウエムラグモ科	イタチグモ	<i>Itatsina praticola</i>	-	-	-	-	●	
36		フクログモ科	ヒメフクログモ	<i>Clubiona kurilensis</i>	-	-	-	-	●	
37			トビイロフクログモ	<i>Clubiona lena</i>	-	-	-	-	●	
-			Clubiona属の一種	Clubiona sp.	-	-	-	-	-	●
38		ワシグモ科	トラフワシグモ	<i>Drassodes serratidens</i>	-	-	-	-	●	
39			メキリグモ	<i>Gnaphosa kompirensis</i>	-	-	-	-	●	
40		エビグモ科	Philodromus属の一種	Philodromus sp.	-	-	-	-	●	
41		カニグモ科	ハナグモ	<i>Misumenops tricuspidatus</i>	-	-	-	-	●	
42	ハエトリグモ科	ネコハエトリ	<i>Carrhotus xanthogramma</i>	-	-	-	-	●		
43		アリグモ	<i>Myrmarachne japonica</i>	-	-	-	-	●		
44		メスジロハエトリ	<i>Phintella versicolor</i>	-	-	-	-	●		
45		イナズマハエトリ	<i>Pseudicius vulpes</i>	-	-	-	-	●		
46		Phintella属の一種	Phintella sp.	-	-	-	-	-	●	
-		ハエトリグモ科の一種	Salticidae sp.	-	-	-	-	-	●	
	1目	16科	46種		6種	0種	0種	0種	46種	

注) 表中の①～⑤は表3.1.18の番号と対応する。

⑧ 貝類、底生動物

事業実施区域及びその周囲で見られる貝類、底生動物は、表 3.1.26(1)～(3)に示すとおり、25目71科145種である。

水質の良いところに生息する種、悪いところに生息する種それぞれが確認されている他、スクミリンゴガイ等の外来種も確認されている。

表3.1.26(1) 確認種一覧（貝類、底生動物）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	ニナ目(中腹足目)	ヤマタニシ科	ヤマタニシ	<i>Cyclophorus herklotsi</i>	-	-	-	●	-
2	-	ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ(亜種)	<i>Palaina pusilla</i> sp.	-	-	-	●	-
3	三岐鰓目	サンカクアタマウズムシ科	ナミウズムシ	<i>Dugesia japonica</i>	-	-	-	-	●
4	原始紐舌目	リンゴガイ科	スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)	<i>Pomacea canaliculata</i>	-	-	-	●	-
5	-	タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>	-	-	-	●	-
6	-	-	オオタニシ	<i>Cipangopaludina japonica</i>	-	-	-	●	-
7	-	-	ヒメタニシ	<i>Sinotaia quadrata histrica</i>	-	-	-	●	-
8	盤足目	カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>	-	●	-	-	-
9	-	-	カワニナ	<i>Semisulcospira libertina</i>	-	-	-	●	●
-	-	-	カワニナ属の一種	<i>Semisulcospira</i> sp.	-	-	-	-	●
10	-	-	チリメンカワニナ	<i>Semisulcospira reiniana</i>	-	-	-	●	●
11	基眼目	カワコザラガイ科	カワコザラガイ	<i>Laevapex nipponica</i>	-	-	-	-	-
12	-	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	<i>Fossaria ollula</i>	-	-	-	●	●
13	-	-	ハブタエモノアラガイ	<i>Pseudosuccinea columella</i>	-	-	-	-	●
14	-	-	モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>	-	-	-	●	-
-	-	-	モノアラガイ科	<i>Lymanacidae</i> sp.	-	-	-	-	●
15	-	サカマキガイ科	サカマキガイ	<i>Physa acuta</i>	-	-	-	●	●
16	-	ヒラマキガイ科	カワネジガイ	<i>Camptoceras hirasei</i>	-	●	-	-	-
17	-	-	ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus chinensis spirillus</i>	-	-	-	●	-
18	-	-	ヒメヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus pulcher</i>	-	-	-	●	-
-	-	-	ヒラマキガイ科の一種	<i>Planorbidae</i> sp.	-	-	-	-	●
19	マイマイ目(柄眼目)	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	<i>Mirus reinianus</i>	-	-	-	●	-
20	-	キセルガイ科	ナミコキセル(亜種)	<i>Euphaedusa tau tau</i> sp.	-	-	-	●	-
21	-	-	エルベリギセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca erberi</i>	-	-	-	●	-
22	-	オカチョウジガイ科(オカクチキレガイ科)	オカチョウジガイ	<i>Allopeas clavulinum kyotoense</i>	-	-	-	●	-
23	-	ナメクジ科	ナメクジ	<i>Meghimatium bilineatum</i>	-	-	-	●	-
24	-	-	ヤマナメクジ	<i>Meghimatium fruhstorferi</i>	-	-	-	●	-
25	-	オカモノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ	<i>Neosuccinea horticola</i>	-	-	-	●	-
26	-	ベッコウマイマイ科	ナヒメベッコウ(亜種)	<i>Yamatochlamys vaga vaga</i> sp.	-	-	-	●	-
27	-	-	ウラジロベッコウ	<i>Urazirochlamys doenitzii</i>	-	-	-	●	-
28	-	コウラナメクジ科	チャコウラナメクジ	<i>Limax marginatus</i>	-	-	-	●	-
29	-	ニッポンマイマイ科(ナンバンマイマイ科)	ニッポンマイマイ(亜種)	<i>Satsuma japonica japonica</i> sp.	-	-	-	●	-
30	-	オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ	<i>Acusta despecta sieboldiana</i>	-	-	-	●	-
31	-	-	オオケマイマイ(亜種)	<i>Aegista vulgivaga vulgivaga</i> sp.	-	-	-	●	-
32	-	-	オナジマイマイ	<i>Bradybaena similaris</i>	-	-	-	●	-
33	-	-	ヒラマイマイ(亜種)	<i>Euhadra eoa eoa</i> sp.	-	-	-	●	-
34	-	-	クロイワマイマイ(亜種)	<i>Euhadra senckenbergiana senckenbergiana</i> sp.	-	-	-	●	-
35	-	-	マメマイマイ(亜種)	<i>Trishonlita commoda commoda</i> sp.	-	-	-	●	-
36	イシガイ目	イシガイ科	ドブガイ	<i>Anodonta woodiana</i>	-	-	-	●	-
-	-	-	ドブガイ属の一種	<i>Anodonta</i> sp.	-	-	-	-	●
37	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマシジミ	<i>Corbicula japonica</i>	-	-	-	●	-
38	-	-	マシジミ	<i>Corbicula leana</i>	-	●	-	●	-
-	-	-	シジミ属の一種	<i>Corbicula</i> sp.	-	-	-	-	●
39	-	マシジミ科	マシジミ属の一種	<i>Pisidium</i> sp.	-	-	-	-	●
40	オヨギミズ目	オヨギミズ科	オヨギミズ属の一種	<i>Lumbriculus</i> sp.	-	-	-	-	●
41	イトミズ目	ミズミズ科	エラムミズ	<i>Branchiura sowerbyi</i>	-	-	-	-	●
42	-	-	モトムラユリミズ	<i>Limnodrilus claparedianus</i>	-	-	-	-	●
43	-	-	ユリミズ	<i>Limnodrilus hoffmeisteri</i>	-	-	-	-	●
44	-	-	ハヤセミズミズ	<i>Piquetiella denticulata</i>	-	-	-	-	●
45	吻蛭目	ヒラタビル科	ハバヒロビル	<i>Alboglossiphonia lata</i>	-	-	-	-	●
46	吻無蛭目	インビル科	シマイシビル	<i>Dina lineata</i>	-	-	-	-	●
47	-	-	ナミシビル	<i>Erpobdella octoculata</i>	-	-	-	-	●
-	-	-	インビル科の一種	<i>Erpobdellidae</i> sp.	-	-	-	-	●
48	エビ目	ヌマエビ科	カワヌマエビ属の一種	<i>Neocaridina</i> sp.	-	-	-	-	●
49	ヨコエビ目	マズヨコエビ科	フロリダマズヨコエビ	<i>Crangonx floridanus</i>	-	-	-	-	●
50	ワラジムシ目	ミズムシ科(甲)	ミズムシ(甲)	<i>Asellus hilgendorfi</i>	-	-	-	-	●
51	エビ目	スジエビ科	スジエビ	<i>Palaemon paucidens</i>	-	-	-	-	●
52	-	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>	-	-	-	-	●
53	カゲロウ目(蜉蝣目)	コカゲロウ科	ミツオミジカオフトバコカゲロウ	<i>Acentrella gnom</i>	-	-	-	-	●
54	-	-	フタバコカゲロウ	<i>Baetiella japonica</i>	-	-	-	-	●
55	-	-	フタモンコカゲロウ	<i>Baetis taiwanensis</i>	-	-	-	-	●
56	-	-	コカゲロウ	<i>Baetis</i> sp. 1	-	-	-	-	●
57	-	-	ウスイロフトヒゴカゲロウ	<i>Labioaetis atrebatinus orientalis</i>	-	-	-	-	●

表3.1.26(2) 確認種一覧(貝類、底生動物)

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤			
58	カゲロウ目(蜉蝣目)	コカゲロウ科	トゲエラトビロコカゲロウ	<i>Nigrobaetis acinaciger</i>	-	-	-	-	●			
59			ヒメウスバコカゲロウ属の一種	<i>Proclleon</i> sp.	-	-	-	-	●			
60		ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ	ウデマカリコカゲロウ	<i>Tenuibaetis flexifemora</i>	-	-	-	-	●		
61				シロタニガワカゲロウ	<i>Ecdyonurus voshidae</i>	-	-	-	-	●		
-				タニガワカゲロウ属の一種	<i>Ecdyonurus</i> sp.	-	-	-	-	-	●	
62				ウエノヒラタカゲロウ	<i>Epeorus curvatulus</i>	-	-	-	-	-	●	
63				ナミヒラタカゲロウ	<i>Epeorus ikanonis</i>	-	-	-	-	-	●	
64				エルモンヒラタカゲロウ	<i>Epeorus latifolium</i>	-	-	-	-	-	●	
-				ヒラタカゲロウ属の一種	<i>Epeorus</i> sp.	-	-	-	-	-	●	
65		モンカゲロウ科	トウヨウモンカゲロウ	モンカゲロウ属の一種	<i>Ephemera orientalis</i>	-	-	-	-	●		
66				モンカゲロウ属の一種	<i>Ephemera</i> sp.	-	-	-	-	●		
67		シロイロカゲロウ科	オオシロカゲロウ	<i>Ephoron shigae</i>	-	-	-	-	●			
68		カワカゲロウ科	キイロカワカゲロウ	<i>Potamanthus formosus</i>	-	-	-	-	●			
69		マダラカゲロウ科	オオクママダラカゲロウ	シリナガマダラカゲロウ	<i>Cincticostella elongatula</i>	-	-	-	-	●		
70				シリナガマダラカゲロウ	<i>Ephacarella longicaudata</i>	-	-	-	-	●		
71				エラブタマダラカゲロウ	<i>Torleya japonica</i>	-	-	-	-	●		
72				アカマダラカゲロウ	<i>Uracanthella punctisetae</i>	-	-	-	-	●		
73				トンボ目(蜻蛉目)	イトトンボ科	クロイトトンボ属の一種	<i>Paracercion</i> sp.	-	-	-	-	●
74		モノサシトンボ科	モノサシトンボ			<i>Copera annulata</i>	-	-	-	-	●	
75		カワトンボ科	ハクトンボ			ハクトンボ	<i>Atrocalopteryx atrata</i>	-	-	-	-	●
-						カワトンボ科の一種	<i>Calopterygidae</i> sp.	-	-	-	-	●
76		サナエトンボ科	ヤマサナエ			Asiagomphus melaenops	<i>Asiagomphus melaenops</i>	-	-	-	-	●
77	Davidius sp.					<i>Davidius</i> sp.	-	-	-	-	●	
78	オナガサナエ					<i>Melligomphus viridicostus</i>	-	-	-	-	●	
79	コオニヤンマ					<i>Sieboldius albardae</i>	-	-	-	-	●	
80	エゾトンボ科	コヤマトンボ	<i>Macromia amphigena amphigena</i>			-	-	-	-	●		
81	カワゲラ目(セキ翅目)	オナシカワゲラ科	オナシカワゲラ属の一種			<i>Nemoura</i> sp.	-	-	-	-	●	
82			カワゲラ科	カミムラカワゲラ	<i>Kamimuria tibialis</i>	-	-	-	-	●		
83		フクツメカワゲラ属の一種		<i>Neoperla</i> sp.	-	-	-	-	●			
84		ニシオヤマカワゲラ		<i>Ovamia cryptomeria</i>	-	-	-	-	●			
-		カワゲラ科の一種	<i>Perlidae</i> sp.	-	-	-	-	●				
85	アミメカワゲラ科	ヤマトヒメカワゲラ	<i>Stavsolus japonicus</i>	-	-	-	-	●				
86	カメムシ目(半翅目)	アメンボ科	アメンボ	<i>Aquarius paludum paludum</i>	-	-	-	-	●			
87			ヤスマツアメンボ	<i>Gerris insularis</i>	-	-	-	-	●			
88		カタビロアメンボ科	ナガラカタビロアメンボ属の一種	<i>Pseudovelgia</i> sp.	-	-	-	-	●			
89		ミズムシ科(昆)	チビミズムシ属の一種	<i>Micronecta</i> sp.	-	-	-	-	●			
90		マルミズムシ科	マルミズムシ	<i>Paraplea japonica</i>	-	-	-	-	●			
91		ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	ヘビトンボ	<i>Protohermes grandis</i>	-	-	-	-	●		
92				ネグロセンブリ	<i>Sialis japonica</i>	-	-	-	-	●		
93	アミメカゲロウ目(脈翅目)	ヒロバカゲロウ科	ヒロバカゲロウ科	<i>Osmiidae</i> sp.	-	-	-	-	●			
94	トビケラ目(毛翅目)	シマトビケラ科	ナミコガタシマトビケラ	<i>Cheumatopsyche infascia</i>	-	-	-	-	●			
95			コガタシマトビケラ属の一種	<i>Cheumatopsyche</i> sp.	-	-	-	-	●			
96			ウルマシマトビケラ	<i>Hydropsyche orientalis</i>	-	-	-	-	●			
97			ナカハラシマトビケラ	<i>Hydropsyche setensis</i>	-	-	-	-	●			
98			オオシマトビケラ	<i>Macrostemum radiatum</i>	-	-	-	-	●			
-			シマトビケラ科の一種	<i>Hydropsychidae</i> sp.	-	-	-	-	●			
99			クダトビケラ科	クダトビケラ属の一種	<i>Psychomyia</i> sp.	-	-	-	-	●		
100			ヒゲナガカワトビケラ科	ヒゲナガカワトビケラ	Stenopsyche marmorata	<i>Stenopsyche marmorata</i>	-	-	-	-	●	
101					Stenopsyche sp.	<i>Stenopsyche</i> sp.	-	-	-	-	●	
102			ヤマトビケラ科	コヤマトビケラ属の一種	Aganetus sp.	<i>Aganetus</i> sp.	-	-	-	-	●	
103					Yamatopsyche sp.	<i>Yamatopsyche</i> sp.	-	-	-	-	●	
104			ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属の一種	<i>Hydroptila</i> sp.	-	-	-	-	●		
105			ナガラトビケラ科	ムナゴナガラトビケラ	Rhyacophila nigrocephala	<i>Rhyacophila nigrocephala</i>	-	-	-	-	●	
106		Rhyacophila shikotsuensis			<i>Rhyacophila shikotsuensis</i>	-	-	-	-	●		
107		Rhyacophila vamanakensis			<i>Rhyacophila vamanakensis</i>	-	-	-	-	●		
108		コエグリトビケラ科	コエグリトビケラ属の一種	<i>Apatania</i> sp.	-	-	-	-	●			
109		ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	Goera japonica	<i>Goera japonica</i>	-	-	-	-	●		
110				Goera kawamotonis	<i>Goera kawamotonis</i>	-	-	-	-	●		
111		カクツツトビケラ科	カクツツトビケラ属の一種	<i>Lepidostoma</i> sp.	-	-	-	-	●			
112		ヒゲナガトビケラ科	アオヒゲナガトビケラ属の一種	Mystacides sp.	<i>Mystacides</i> sp.	-	-	-	-	●		
113				クサツミトビケラ属の一種	<i>Oecetis</i> sp.	-	-	-	-	●		
114		エグリトビケラ科	ヒメセトトビケラ属の一種	Trichosetodes sp.	<i>Trichosetodes</i> sp.	-	-	-	-	●		
-				キリバナトビケラ属の一種	<i>Limnephilus</i> sp.	-	-	-	-	●		
115		トビイロトビケラ科	トビイロトビケラ	Nothopsyche pallipes	<i>Nothopsyche pallipes</i>	-	-	-	-	●		
116				Molanna moesta	<i>Molanna moesta</i>	-	-	-	-	●		
117		ホソバトビケラ科	ホソバトビケラ	<i>Gumaga orientalis</i>	-	-	-	-	●			
118		ハエ目(双翅目)	ガガンボ科	ウスバガガンボ属の一種	<i>Antocha</i> sp.	-	-	-	-	●		
119	ガガンボ属の一種			<i>Tipula</i> sp.	-	-	-	-	●			
120	ユスリカ科		ハダカユスリカ属の一種	Cardiocladius sp.	<i>Cardiocladius</i> sp.	-	-	-	-	●		
121				Chironomus sp.	<i>Chironomus</i> sp.	-	-	-	-	●		
122				Cladotanytarsus sp.	<i>Cladotanytarsus</i> sp.	-	-	-	-	●		
123				Eukiefferiella sp.	<i>Eukiefferiella</i> sp.	-	-	-	-	●		
124				Macropelopia sp.	<i>Macropelopia</i> sp.	-	-	-	-	●		
125				Micronsectra sp.	<i>Micronsectra</i> sp.	-	-	-	-	●		
126				Orthocladus sp.	<i>Orthocladus</i> sp.	-	-	-	-	●		
127				Pagastia sp.	<i>Pagastia</i> sp.	-	-	-	-	●		
128				Parakiefferiella sp.	<i>Parakiefferiella</i> sp.	-	-	-	-	●		
129				Polypedilum sp.	<i>Polypedilum</i> sp.	-	-	-	-	●		
130				Rheotanytarsus sp.	<i>Rheotanytarsus</i> sp.	-	-	-	-	●		
131				Stictochironomus akizukii	<i>Stictochironomus akizukii</i>	-	-	-	-	●		
-				Stictochironomus sp.	<i>Stictochironomus</i> sp.	-	-	-	-	●		
132	Sympothastia sp.	<i>Sympothastia</i> sp.	-	-	-	-	●					
133	Tanytarsus sp.	<i>Tanytarsus</i> sp.	-	-	-	-	●					
134	Tvetenia sp.	<i>Tvetenia</i> sp.	-	-	-	-	●					

表3.1.26(3) 確認種一覧（貝類、底生動物）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤	
135	コウチュウ目(鞘翅目)	ゲンゴロウ科	モンキマメゲンゴロウ	<i>Platambus pictipennis</i>	-	-	-	-	●	
136			モンキマメゲンゴロウ属の一種	<i>Platambus</i> sp.	-	-	-	-	●	
137		ミズスマシ科	オナガミズスマシ属の一種	<i>Orectochilus</i> sp.	-	-	-	-	●	
138		ヒメドロムシ科	イブシアシナガドロムシ	<i>Stenelmis nipponica</i>	-	-	-	-	●	
139			アシナガミドロムシ	<i>Stenelmis vulgaris</i>	-	-	-	-	●	
140			アワツヤドロムシ	<i>Zaitzevia awana</i>	-	-	-	-	●	
141			ツヤドロムシ属の一種	<i>Zaitzevia</i> sp.	-	-	-	-	●	
142			クシヒゲマルヒラタドロムシ	<i>Eubrianax granicollis</i>	-	-	-	-	●	
143			マルヒラタドロムシ	<i>Eubrianax ramicornis</i>	-	-	-	-	●	
144			ヒラタドロムシ	<i>Mataeopsephus japonicus</i>	-	-	-	-	●	
145		マスタチビヒラタドロムシ	<i>Malacopsephenoides japonicus</i>	-	-	-	-	●		
		25目	71科	145種		0種	3種	0種	34種	126種

注)表中の①～⑤は表3.1.18の番号と対応する。

(2) 重要な動物種

確認された種のうち、重要な動物種を抽出した。重要な動物種の選定根拠は表 3.1.27 に、その選定基準は表 3.1.28 に示すとおりである。

表3.1.27 重要な動物の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物(特天)</li> <li>・国指定天然記念物(国天)</li> </ul>
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日 法律第75号 平成30年1月26日 一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種(国内)</li> <li>・国際希少野生動植物種(国際)</li> <li>・特定国内希少野生動植物種(特国内)</li> <li>・緊急指定種(緊急)</li> </ul>
III	「環境省第4次レッドリスト2018年改訂」 (平成30年5月 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I類(CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧IA類(CR)</li> <li>・絶滅危惧IB類(EN)</li> <li>・絶滅危惧II類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・地域個体群(LP)</li> </ul>
IV	「レッドリストあいち2015」 (平成27年1月 愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I類(CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧IA類(CR)</li> <li>・絶滅危惧IB類(EN)</li> <li>・絶滅危惧II類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・地域個体群(LP)</li> </ul>
V	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版 -岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」 (平成22年8月 岐阜県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I類(I)</li> <li>・絶滅危惧II類(II)</li> <li>・準絶滅危惧(準)</li> <li>・情報不足(不足)</li> </ul>

表3.1.28 重要な動物の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物 (国天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
II	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種 (国内希少野生動植物種を除く。) であって、政令で定めるものをいう
	特定国希少野生動植物種 (特国内)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種 (緊急)	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
III	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
V	地域個体群 (LP)	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
	絶滅危惧 I 類 (I)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧 II 類 (II)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (準)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (不足)	評価するだけの情報が不足している種

注) 表中の I ~ V は表3.1.26の番号と対応する。

① 哺乳類

事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類の重要種は、表 3.1.29 に示すとおり、5 目 7 科 11 種である。

愛知県内は市街化が進み、小規模な個体群が点在するモグラ科は減少傾向にあり、ノウサギやニホンリスは痕跡等の生息する記録が低下したまま回復せず、重要種となっている。

表 3.1.29 重要種一覧 (哺乳類)

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	カワネズミ	<i>Chimarrogale platycephala</i>	-	-	-	VU	-
2			ミズラモグラ	<i>Euroscaptor mizura</i>	-	-	NT	CR	準
3			アズマモグラ	<i>Mogera imazumii</i>	-	-	-	VU	-
4			コウベモグラ	<i>Mogera wogura</i>	-	-	-	LP※	-
5	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus cornutus cornutus</i>	-	-	-	NT	-
6			キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>	-	-	-	NT	-
7	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>	-	-	-	NT	-
8	ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>	-	-	-	NT	-
9		ネズミ科	ハタネズミ	<i>Microtus montebelli montebelli</i>	-	-	-	NT	-
10			カヤネズミ	<i>Micromys minutus japonicus</i>	-	-	-	VU	準
11	ネコ目 (食肉目)	イタチ科	アナグマ	<i>Meles meles anakuma</i>	-	-	-	DD	-
	5目	7科	11種		0種	0種	1種	11種	2種

注1) ※は、名古屋城外堀の個体群。

注2) 表中の I ~ V は表3.1.27の番号と対応する。

② 鳥類

事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類の重要種は、表 3. 1. 30 に示すとおり、16 目 28 科 63 種である。

樹林地、干潟や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する鳥類が該当している。

表3. 1. 30 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ	<i>Syrnaticus soemmerringii</i>	-	-	-	-	準
2	カモ目	カモ科	オンドリ	<i>Aix galericulata</i>	-	-	DD	NT	準
3			トモエガモ	<i>Anas formosa</i>	-	-	VU	VU	-
4			カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>	-	-	-	-	VU
5	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>	-	-	-	-	準
6	ハト目	ハト科	アオバト	<i>Treron sieboldii</i>	-	-	-	-	不足
7	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	<i>Calonectris leucomelas</i>	-	-	-	-	-
8	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>	-	-	NT	CR	II
9			チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>	-	-	NT	-	-
10	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Fallus aquaticus</i>	-	-	-	NT	-
11			ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>	-	-	NT	VU	II
12			バン	<i>Gallinula chloropus</i>	-	-	-	VU	-
13	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	<i>Hierococcyx hypervtrus</i>	-	-	-	VU	-
14			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>	-	-	-	NT	-
15			カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>	-	-	-	VU	-
16	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>	-	-	NT	EN	準
17	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>	-	-	-	-	不足
18	チドリ目	チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	-	-	DD	-	-
19			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	-	-	-	VU	-
20			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>	-	-	-	VU	準
21		シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	-	-	-	NT	-
22			オオシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	-	-	NT	CR	II
23			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>	-	-	-	VU	-
24			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>	-	-	-	VU	-
25			タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>	-	-	-	VU	EN
26			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>	-	-	NT	NT	-
27		タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>	-	-	VU	EN	準
28		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>	-	-	VU	CR	-
29		カモメ科	ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>	-	-	-	-	-
30			コアジサシ	<i>Sterna albifrons</i>	-	-	VU	EN	II
31	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Fandion haliaetus</i>	-	-	NT	VU	-
32		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>	-	-	NT	VU	準
33			オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	国天	国内 国際	VU	-	-
34			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>	-	国内	EN	CR	-
35			ハイロチュウヒ	<i>Circus cvaneus</i>	-	-	-	VU	-
36			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>	-	-	-	NT	不足
37			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>	-	-	NT	-	準
38			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	-	-	NT	NT	準
39			サシバ	<i>Butastur indicus</i>	-	-	VU	VU	準
40			クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>	-	国内	EN	EN	II
41	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	<i>Otus lempii</i>	-	-	-	NT	不足
42			コノハズク	<i>Otus sunia</i>	-	-	-	CR	II
43			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>	-	-	-	NT	準
44			アオバズク	<i>Ninox scutulata</i>	-	-	-	EN	準
45			コミミズク	<i>Asio flammeus</i>	-	-	-	VU	-
46	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>	-	-	-	CR	準
47	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>	-	-	-	-	-
48			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	-	国内	VU	VU	準
49	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>	-	-	VU	-	準
50		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>	-	-	-	-	準
51		モズ科	アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>	-	-	EN	-	I
52		ムシクイ科	センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>	-	-	-	-	準
53		ミンサザイ科	ミンサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>	-	-	-	NT	-
54		ヒタキ科	マミジロ	<i>Zoothera sibirica</i>	-	-	-	CR	不足
55			トラツグミ	<i>Zoothera dauma</i>	-	-	-	-	不足
56			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>	-	-	-	CR	-
57			コマドリ	<i>Luscinia akahige</i>	-	-	-	CR	-
58			コルリ	<i>Luscinia cvane</i>	-	-	-	NT	-
59			コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>	-	-	-	NT	準
60		セキレイ科	ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	-	-	-	EX	-
61		ホオジロ科	ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>	-	-	-	CR	準
62			ノジコ	<i>Emberiza sulphurata</i>	-	-	NT	CR	準
63			クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>	-	-	-	-	不足
	16目	28科	63種		1種	4種	26種	46種	34種

注) 表中の I ~ V は表 3. 1. 27 の番号と対応する。

③ 爬虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類の重要種は、表 3.1.31 に示すとおり、2 目 3 科 5 種である。

表 3.1.31 重要種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>	-	-	NT	NT	準	
2			クサガメ	<i>Chinemys reevesii</i>	-	-	-	-	不足	
3	有鱗目	スッポン科	スッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>	-	-	DD	DD	不足	
4			ナミヘビ科	タカチホヘビ	<i>Achalinus spinalis</i>	-	-	-	DD	-
5			シロマダラ	<i>Dinodon orientale</i>	-	-	-	DD	-	
	2目	3科	5種		0種	0種	2種	4種	3種	

注) 表中の I～V は表 3.1.27 の番号と対応する。

④ 両生類

事業実施区域及びその周囲で見られる両生類の重要種は、表 3.1.32 に示すとおり、2 目 3 科 6 種である。

渓流域に生息する種が多く該当しているが、事業実施区域及びその周囲には類似環境は少ない。

表 3.1.32 重要種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	有尾目	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i>	-	国際	VU	EN	II
2	無尾目	アカガエル科	ヤマアカガエル	<i>Rana ornativentris</i>	-	-	-	DD	-
3			トノサマガエル	<i>Rana nigromaculata</i>	-	-	NT	-	-
4			ナゴヤダルマガエル	<i>Rana porosa brevipoda</i>	-	-	EN	VU	II
5			ツチガエル	<i>Rana rugosa</i>	-	-	-	DD	-
6			アオガエル科	カジカガエル	<i>Buergeria buergeri</i>	-	-	-	NT
	2目	3科	6種		0種	1種	3種	5種	2種

注) 表中の I～V は表 3.1.27 の番号と対応する。

⑤ 魚類

事業実施区域及びその周囲で見られる魚類の重要種は、表 3.1.33 に示すとおり、5 目 7 科 12 種である。

水田を含む止水域から緩流域に生息する種が多く該当しており、放棄水田や、乾田、大規模圃場の導入といった営農方法の転換による影響を受けた種が多い。

表 3.1.33 重要種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	-	-	EN	EN	-	
2	コイ目	コイ科	コイ	<i>Cyprinus carpio</i>	-	-	-	DD	-	
3			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>	-	-	NT	CR	準	
4			イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>	-	-	CR	DD	I	
5			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis rasborella</i>	-	-	EN	EN	I	
6			カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i>	-	-	NT	CR	-	
7			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>	-	-	VU	NT	-	
8			ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	-	-	DD	VU	-
9			ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>	国天	-	EN	CR
10		アカザ科	アカザ	<i>Liobagrus reinii</i>	-	-	VU	NT	-	
11	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Orzias latipes</i>	-	-	VU	NT	-	
12	スズキ目	ハゼ科	トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius sp. TO</i>	-	-	NT	CR	準	
	5目	7科	12種		1種	0種	11種	12種	5種	

注) 表中の I～V は表 3.1.27 の番号と対応する。

⑥ 昆虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類の重要種は、表 3.1.34 に示すとおり、7 目 30 科 46 種である。

鳥類と同様、樹林地、干潟や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する種が該当している。

表 3.1.34 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	
1	トンボ目(蜻蛉目)	アオイトンボ科	コバナアオイトンボ	<i>Lestes japonicus</i>	-	-	EN	CR	I	
2		イトトンボ科	ムスジイトトンボ	<i>Cercion sexlineatum</i>	-	-	-	-	準	
3			ベニイトトンボ	<i>Ceragrion nipponicum</i>	-	-	NT	VU	II	
4		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	<i>Aeschnophlebia anisoptera</i>	-	-	NT	NT	不足	
5			アオヤンマ	<i>Aeschnophlebia longistigma</i>	-	-	NT	EN	II	
6			マルタンヤンマ	<i>Anaciaeschna martini</i>	-	-	-	-	不足	
7		サナエトンボ科	ボンサナエ	<i>Gomphus postocularis</i>	-	-	-	-	準	
8			ナゴヤサナエ	<i>Stylurus nagoyanus</i>	-	-	VU	NT	準	
9		エソトンボ科	トラフトンボ	<i>Epiptera marginata</i>	-	-	-	NT	準	
10			ハネビロエソトンボ	<i>Somatochlora clavata</i>	-	-	VU	VU	準	
11		トンボ科	ベッコウトンボ	<i>Libellula angelina</i>	-	国内	CR	CR	I	
12			マイコアカネ	<i>Sympetrum kunkelji</i>	-	-	-	-	準	
13			マダラナニウトンボ	<i>Sympetrum maculatum</i>	-	-	EN	EN	I	
14	ゴキブリ目(網翅目)	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	<i>Panesthia angustipennis spadica</i>	-	-	-	NT	-	
15	カメムシ目(半翅目)	クンバイウンカ科	ハウチウンカ	<i>Trypetimorpha japonica</i>	-	-	VU	-	-	
16		アメンボ科	オオアメンボ	<i>Aquarius elongatus</i>	-	-	-	NT	-	
17		イトアメンボ科	イトアメンボ	<i>Hydrometra albolineata</i>	-	-	VU	VU	-	
18		コオイムシ科	タガメ	<i>Lethocerus deyrolli</i>	-	-	VU	EN	II	
19		タイコウチ科	ヒメタイコウチ	<i>Nepa hoffmanni</i>	-	-	-	NT	II	
20	トビケラ目(毛翅目)	コエグリトビケラ科	イワコエグリトビケラ	<i>Manophylax futabae</i>	-	-	-	NT	-	
21	チョウ目(鱗翅目)	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ	<i>Phragmataecia castaneae</i>	-	-	NT	-	不足	
22		セセリチョウ科	ホノバセセリ	<i>Isoteinon lamprospilus lamprospilus</i>	-	-	-	NT	-	
23			ミヤマチャバネセセリ	<i>Pelopidas jansonis</i>	-	-	-	EN	準	
24			シジミチョウ科	ミドリシジミ	<i>Neozephyrus japonicus</i>	-	-	-	II	
25		ジャノメチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	<i>Argronome laodice japonica</i>	-	-	VU	NT	準	
26			オオウラギンスジヒョウモン	<i>Argronome ruslana lvsippe</i>	-	-	-	NT	-	
27			ヒメヒカゲ本州中部亜種	<i>Coenonympha oedippus</i>	-	-	-	CR	I	
28			オオムラサキ	<i>Sasakia charonda charonda</i>	-	-	NT	NT	-	
29			ウラナミジャノメ本土亜種	<i>Ypthima multistriata</i>	-	-	VU	VU	I	
30			アゲハチョウ科	ギフチョウ	<i>Luehdorffia japonica</i>	-	-	VU	VU	準
31		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	<i>Eurema laeta betheseba</i>	-	-	EN	-	II	
32			スジボソヤマキチョウ	<i>Gonepteryx aspasia nipponica</i>	-	-	-	CR	-	
33		ツトガ科	ゴマフツトガ	<i>Chilo pulveratus</i>	-	-	NT	-	不足	
34		シャクガ科	クワトゲエダシャク	<i>Apochlisma excavata</i>	-	-	NT	-	不足	
35		コウチュウ目(鞘翅目)	オサムシ科	オオトックリゴミムシ	<i>Oodes vicarius</i>	-	-	NT	NT	-
36			オオヒョウタンゴミムシ	<i>Scarites sulcatus</i>	-	-	NT	VU	II	
37	ハンミョウ科		アイヌハンミョウ	<i>Cicindela gemmata aino</i>	-	-	NT	NT	-	
38	ミズスマシ科		ミズスマシ	<i>Gyrinus japonicus</i>	-	-	VU	VU	-	
39	ムカシゲンゴロウ科		ギフムカシゲンゴロウ	<i>Phreatodytes elongatus</i>	-	-	EN	-	I	
40	シデムシ科		ヤマトモンシデムシ	<i>Nicrophorus japonicus</i>	-	-	NT	VU	準	
41	コガネムシ科		クロモンマクノコガネ	<i>Aphodius variabilis</i>	-	-	NT	EN	I	
42			マルエンマコガネ	<i>Onthophagus viduus</i>	-	-	-	-	I	
43			アカマダラハナムグリ	<i>Poecilophilides rusticola</i>	-	-	DD	NT	準	
44			ヨツボシカミキリ	<i>Stenyrhinum quadrinotatum</i>	-	-	EN	EN	不足	
45	ハチ目(膜翅目)	アナバチ科	キゴシジガバチ	<i>Sceliphron madraspatanum kohli</i>	-	-	-	NT	-	
46		ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ	<i>Megachile kobensis</i>	-	-	-	NT	-	
	7目	30科	46種		0種	1種	28種	34種	32種	

注) 表中の I ~ V は表 3.1.27 の番号と対応する。

⑦ クモ類

事業実施区域及びその周囲で見られるクモ類の重要種は、表 3.1.35 に示すとおり、1 目 4 科 7 種である。

表 3.1.35 重要種一覧（クモ類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	クモ目	カネコタテグモ科	カネコタテグモ	<i>Antrodiaetus roretzi</i>	-	-	NT	VU	-
2		トタテグモ科	キシノウエトタテグモ	<i>Latouchia swinhoei typica</i>	-	-	NT	VU	-
3		コガネグモ科	コガネグモ	<i>Argiope amoena</i>	-	-	-	NT	-
4			トリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne bufo</i>	-	-	-	NT	-
5			オオトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne inaequalis</i>	-	-	-	NT	-
6			アカイロトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne vunoharuensis</i>	-	-	-	NT	-
7		コモリグモ科	エビチャコモリグモ	<i>Arctosa ebicha</i>	-	-	-	EN	-
	1目	4科	7種		0種	0種	2種	7種	0種

注) 表中の I ~ V は表 3.1.27 の番号と対応する。

⑧ 貝類、底生動物

事業実施区域及びその周囲で見られる貝類、底生動物の重要種は、表 3.1.36 に示すとおり、6 目 8 科 12 種である。

陸産貝類が数種類該当する他、水田等の浅い止水域に生息する種が多く該当している。

表 3.1.36 重要種一覧（貝類、底生動物）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	原始紐舌目	タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>	-	-	VU	NT	準
2			オオタニシ	<i>Cipangopaludina japonica</i>	-	-	NT	-	-
3	盤足目	カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>	-	-	NT	NT	準
4	基眼目	モノアラガイ科	モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>	-	-	NT	NT	-
5		ヒラマキガイ科	カワネジガイ	<i>Camptoceras hirasei</i>	-	-	CR+EN	EX	I
6			ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus chinensis spirillus</i>	-	-	DD	DD	-
7			ヒメヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus pulcher</i>	-	-	EN	-	-
8	マイマイ目(柄眼目)	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	<i>Mirus reinianus</i>	-	-	-	NT	-
9		キセルガイ科	エルバリキセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca erberi</i>	-	-	DD	-	-
10	イシガイ目	イシガイ科	ドブガイ	<i>Anodonta woodiana</i>	-	-	-	NT	-
11	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>	-	-	NT	-	-
12			マシジミ	<i>Corbicula leana</i>	-	-	VU	VU	準
	6目	8科	12種		0種	0種	10種	8種	4種

注) 表中の I ~ V は表 3.1.27 の番号と対応する。

### 3.1.8.2 植物

#### (1) 植物相の概要

「平成 29 年版 環境白書」（平成 29 年 12 月 愛知県）によると、愛知県の気候は一般に温暖で、夏期多雨、冬期小雨型となっている。このような気候の影響を受け、植物区分は奥三河山地の一部が温帯に属する他は、暖帯に属している。

植生は、潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などにわずかに残っているにすぎない。

一方、丘陵から山地部の多くの部分はスギ及びヒノキを中心とした人工林となっており、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林（二次林）地域が見られる。

事業実施区域及びその周囲の植生図は図 3.1.19(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域は主にシイ・カシ二次林で、木曾川の両岸に点在する二次林の一つとなっている。

事業実施区域及びその周囲は市街地及び耕作地が多い地帯であり、畑雑草群落が多い地帯となっている。シイ・カシ二次林以外の樹林地としては、ケネザサーコナラ群集があげられる。そのほか木曾川の河川敷にはヤナギ低木群落、ヨシクラス、オギ群集がパッチ状に広がっている。

また、事業実施区域及びその周囲の植物の状況については、表 3.1.37 に示す既存文献により整理した。

事業実施区域及びその周囲で見られる植物は、表 3.1.38 に示すとおり、122 科 628 種である。

シデコブシやミカワシオガマ等の「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種が複数種確認されている。

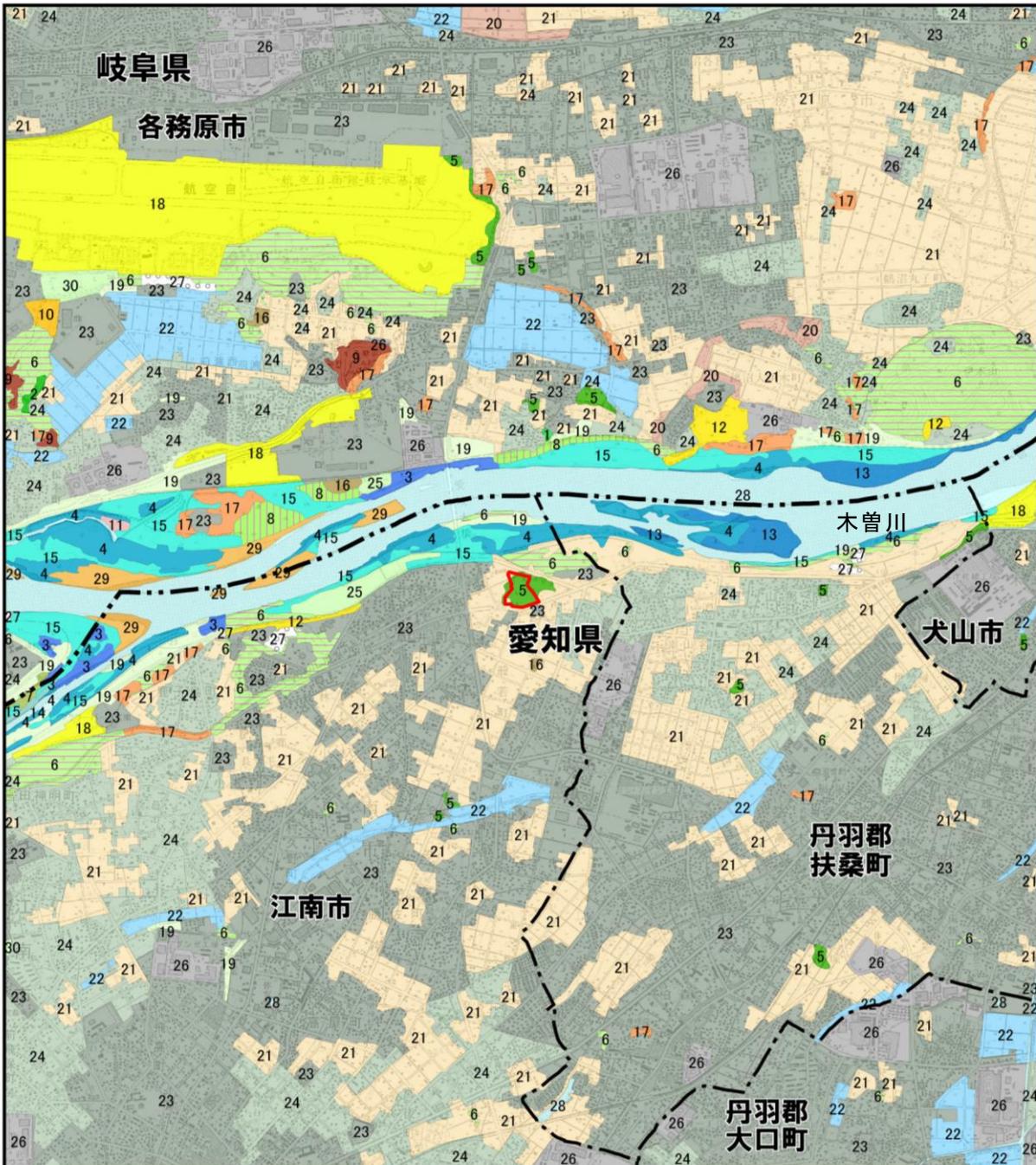
表 3.1.37 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
①	「レッドデータブックあいち 2009」 （平成 21 年 3 月 愛知県）  「第三次レッドリスト レッドリスト あいち 2015 新掲載種の解説」 （平成 27 年 3 月 愛知県）	江南市、犬山市、大口町、扶桑町を含むメッシュ内で確認されている種
②	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）改訂版- 岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」 （平成 26 年 3 月 岐阜県）	愛知県に接する各務原市の南側にかかるメッシュ内で確認されている種
③	「河川環境データベース」 （平成 18 年～平成 28 年 国土交通省）	木曾川の河川区域内に設定された調査地点のうち、事業実施区域に最も近接した調査地区（複数の調査地点のまとまり）で確認されている種

表 3.1.38 植物確認種数

分類群名				科数	種数	①	②	③
シダ植物				15	41	15	13	17
種子植物	裸子植物			1	2	0	0	2
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	63	245	20	45	188
			合弁花類	26	154	26	32	103
		単子葉植物		17	186	27	69	107
				122科	628種	88種	159種	417種

注) 表中の①～③は表3.1.37の番号と対応する。



凡例

- 事業実施区域
- · · — 県境
- · · - 市町境

出典：「第3～6回自然環境基礎保全基礎調査」  
(生物多様性センターホームページ)

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。



1 : 40,000



図 3.1.19(1) 現存植生図

凡 例

1	シラカシ群集	16	スギ・ヒノキ・サワラ植林
2	アラカシ群落	17	竹林
3	ヤナギ高木群落(VI)	18	ゴルフ場・芝地
4	ヤナギ低木群落(VI)	19	路傍・空地雑草群落
5	シイ・カシ二次林	20	果樹園
6	ケネザサーコナラ群集	21	畑雑草群落
7	アカメガシワーカーラスザンショウ群落	22	水田雑草群落
8	ムクノキ群落	23	市街地
9	モチツツジアカマツ群集	24	緑の多い住宅地
10	低木群落	25	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
11	クズ群落	26	工場地帯
12	ススキ群団(VII)	27	造成地
13	ヨシクラス	28	開放水域
14	ツルヨシ群集	29	自然裸地
15	オギ群集	30	残存・植栽樹群地

出典：「第3～6回自然環境基礎保全基礎調査」（生物多様性センターホームページ）

図 3.1.19(2) 現存植生図（凡例）

(2) 重要な植物種

確認された種のうち、重要な植物種を抽出した。重要な植物種の選定根拠は表 3.1.39 に、その選定基準は表 3.1.40 に示すとおりである。

表3.1.39 重要な植物の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物(特天)</li> <li>・国指定天然記念物(国天)</li> </ul>
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日 法律第75号 平成30年1月26日 一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種(国内)</li> <li>・国際希少野生動植物種(国際)</li> <li>・特定国内希少野生動植物種(特国天)</li> <li>・緊急指定種(緊急)</li> </ul>
III	「環境省第4次レッドリスト2018年改訂」 (平成30年5月 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I類(CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧IA類(CR)</li> <li>・絶滅危惧IB類(EN)</li> <li>・絶滅危惧II類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・地域個体群(LP)</li> </ul>
IV	「レッドリストあいち2015」 (平成27年1月 愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I類(CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧IA類(CR)</li> <li>・絶滅危惧IB類(EN)</li> <li>・絶滅危惧II類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・地域個体群(LP)</li> </ul>
V	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版 - 岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-」 (平成26年3月 岐阜県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I類(I)</li> <li>・絶滅危惧II類(II)</li> <li>・準絶滅危惧(準)</li> <li>・情報不足(不足)</li> </ul>

表3.1.40 重要な植物の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物（特天）	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物（国天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
II	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	特定国内希少野生動植物種（特国天）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種（緊急）	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
III	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群（LP）	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
V	絶滅危惧Ⅰ類（Ⅰ）	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧Ⅱ類（Ⅱ）	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧（準）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（不足）	評価するだけの情報が不足している種

注) 表中のⅠ～Ⅴは表3.1.39の番号と対応する。

事業実施区域及びその周囲で見られる植物の重要種は、表 3.1.41(1)～(3)に示すとおり、73科212種である。

動物種と同様、樹林地や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生育する植物種が該当している。

表 3.1.41(1) 重要種一覧 (植物)

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	ヒカゲノカズラ科	ヤチスギラン	<i>Lycopodium inundatum</i>	-	-	-	EN	II
2	ミズニラ科	ミズニラ	<i>Isoetes japonica</i>	-	-	NT	NT	I
3	トクサ科	イヌスギナ	<i>Equisetum palustre</i>	-	-	-	VU	I
4	ハナヤスリ科	コハナヤスリ	<i>Ophioglossum thermale</i> var. <i>nipponicum</i>	-	-	-	-	I
5	キジノオシダ科	タカサゴキジノオ	<i>Plagiogyria adnata</i>	-	-	-	VU	II
6	ミズワラビ科	ハコネシダ	<i>Adiantum monochlamys</i>	-	-	-	-	II
7	シシラン科	タキミシダ	<i>Antrophyum obovatum</i>	-	-	EN	EN	I
8	チャセンシダ科	カミガモシダ	<i>Asplenium oligophlebium</i>	-	-	-	EN	準
9		オクタマシダ	<i>Asplenium pseudowilfordii</i>	-	-	VU	VU	II
10	オシダ科	ミドリカナワラビ	<i>Arachniodes nipponica</i>	-	-	-	-	II
11		ミヤコヤブソテツ	<i>Cyrtium fortunei</i> var. <i>intermedium</i>	-	-	-	-	準
12		タカサゴシダ	<i>Drvopteris formosana</i>	-	-	NT	EN	-
13		ヌカイタチシダ	<i>Drvopteris gymnosora</i>	-	-	-	NT	-
14		オワセベニシダ	<i>Drvopteris ryo-itona</i>	-	-	-	VU	II
15		ナガバノイタチシダ	<i>Drvopteris sparsa</i>	-	-	-	-	II
16		アスカイノデ	<i>Polystichum fibrillosopaleaceum</i>	-	-	-	-	I
17	ヒメシダ科	ツクシヤワランシダ	<i>Thelypteris hattorii</i> var. <i>nemoralis</i>	-	-	-	VU	II
18	メシダ科	ウスバシゲシダ	<i>Deparia</i> sp.	-	-	VU	VU	-
19		ウスバミヤマノゴリシダ	<i>Diplazium mettenianum</i> var. <i>tenuifolium</i>	-	-	-	VU	-
20	ウラボシ科	ミカワノキシノブ	<i>Lepisorus mikawanus</i>	-	-	-	EN	-
21		ヤノネシダ	<i>Neocheiropteris subhastata</i>	-	-	-	-	II
22		アオネカズラ	<i>Polypodium niponicum</i>	-	-	-	-	II
23		イワオモダカ	<i>Pyrrosia tricuspis</i>	-	-	-	EN	II
24	デンジソウ科	デンジソウ	<i>Marsilea quadrifolia</i>	-	-	VU	CR	I
25		キヌヤナギ	<i>Salix kinuyanagi</i>	-	-	-	NT	-
26	カバノキ科	サクラバハノキ	<i>Alnus trabeculosa</i>	-	-	NT	-	準
27	ブナ科	シリブカガシ	<i>Lithocarpus glabra</i>	-	-	-	VU	不足
28		クヌギ	<i>Quercus acutissima</i>	-	-	-	-	不足
29		フモトミズナラ	<i>Quercus serrata</i> Murray subsp. <i>mongolicoides</i>	-	-	-	NT	準
30	イラクサ科	ミヤコミズ	<i>Pilea kiotensis</i>	-	-	-	CR	I
31	ヤドリギ科	マツグミ	<i>Taxillus kaempferi</i>	-	-	-	-	準
32	タデ科	ウナギツカミ	<i>Persicaria aestiva</i>	-	-	-	-	準
33		ヤナギヌカボ	<i>Persicaria foliosa</i> var. <i>paludicola</i>	-	-	VU	-	II
34		ナガバノウナギツカミ	<i>Persicaria hastatosagittata</i>	-	-	NT	NT	準
35		サデクサ	<i>Persicaria maackiana</i>	-	-	-	-	準
36		コミソノバ	<i>Persicaria mikawana</i>	-	-	-	NT	-
37		ホノバノウナギツカミ	<i>Persicaria praetermissa</i>	-	-	-	-	準
38		ヌカボタデ	<i>Persicaria taquetii</i>	-	-	VU	VU	準
39		コギンギシ	<i>Rumex nipponicus</i>	-	-	VU	-	II
40	ナデシコ科	ピランジ	<i>Silene keiskei</i> var. <i>minus</i>	-	-	-	-	I
41	モクレン科	シデコブシ	<i>Magnolia stellata</i>	-	-	NT	VU	II
42	クスノキ科	イヌガシ	<i>Neolitsea aciculata</i>	-	-	-	-	II
43	キンボウゲ科	カザグルマ	<i>Clematis patens</i>	-	-	NT	EN	II
44		サバノオ	<i>Dichocarpum dicarpon</i>	-	-	-	-	I
45		オキナグサ	<i>Pulsatilla cernua</i>	-	-	VU	CR	I
46	メギ科	ヘビノボラズ	<i>Berberis sieboldii</i>	-	-	-	NT	II
47	スイレン科	オニバス	<i>Eurvale ferox</i>	-	-	VU	CR	I
48		オグラコウホネ	<i>Nuphar oguraense</i>	-	-	VU	CR	I
49		ヒメコウホネ	<i>Nuphar subintegerrimum</i>	-	-	VU	EN	I
50		ヒツジグサ	<i>Nymphaea tetragona</i> var. <i>angusta</i>	-	-	-	-	準
51	マツモ科	マツモ	<i>Ceratophyllum demersum</i>	-	-	-	-	準
52	ウマノスズクサ科	タンザワウマノスズクサ	<i>Aristolochia kaempferi</i> var. <i>tanzawana</i>	-	-	-	-	I
53	ボタン科	ヤマシヤクヤク	<i>Paeonia japonica</i>	-	-	NT	VU	II
54	オトギリソウ科	ヒメオトギリ	<i>Hypericum japonicum</i>	-	-	-	-	II
55	モウセンゴケ科	イシモチソウ	<i>Drosera peltata</i> var. <i>nipponica</i>	-	-	NT	EN	II
56		トウカイコモウセンゴケ	<i>Drosera tokaiensis</i>	-	-	-	-	準
57	アブラナ科	ミズタガラシ	<i>Cardamine lyrata</i>	-	-	-	NT	-
58		コイヌガラシ	<i>Rorippa cantoniensis</i>	-	-	NT	-	I
59	バンケイソウ科	ツメレンゲ	<i>Orostachys japonicus</i>	-	-	NT	NT	準
60	ユキバナタ科	ヤブサンザシ	<i>Ribes fasciculatum</i>	-	-	-	VU	-
61		ナメタダイモンジソウ	<i>Saxifraga fortunei</i> var. <i>suwoensis</i>	-	-	-	NT	-
62	バラ科	カワラサイコ	<i>Potentilla chinensis</i>	-	-	-	VU	準
63		エチゴツルキジムシロ	<i>Potentilla tovaensis</i>	-	-	-	EN	-
64		マメナシ	<i>Pyrus calleryana</i>	-	-	EN	CR	I
65		ヤマナシ	<i>Pyrus pyrifolia</i>	-	-	-	-	不足
66	マメ科	イヌハギ	<i>Lespedeza tomentosa</i>	-	-	VU	VU	準
67		マキエハギ	<i>Lespedeza virgata</i>	-	-	-	-	準
68		ツルフジバカマ	<i>Vicia amoena</i>	-	-	-	-	準
69	ヒメハギ科	カキノハグサ	<i>Polygala reinii</i>	-	-	-	-	II
70	カエデ科	カラコギカエデ	<i>Acer ginnala</i> var. <i>aidzuense</i>	-	-	-	VU	-
71	ジンチョウゲ科	コショウノキ	<i>Daphne kiusiana</i>	-	-	-	-	II
72	ウリ科	ゴキヅル	<i>Actinostemma lobatum</i>	-	-	-	-	準
73	ミソハギ科	ミズマツバ	<i>Rotala pusilla</i>	-	-	VU	-	-
74	ヒシ科	ヒメヒシ	<i>Trapa incisa</i>	-	-	VU	EN	I

表 3.1.41(2) 重要種一覧 (植物)

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V
75	アカバナ科	ウスゲチヨウジタデ	<i>Ludwigia greatrexii</i>	-	-	NT	-	-
76		ミスユキノシタ	<i>Ludwigia ovalis</i>	-	-	-	-	準
77	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	<i>Myriophyllum oguraense</i>	-	-	VU	CR	I
78		タチモ	<i>Myriophyllum ussuriense</i>	-	-	NT	NT	I
79	セリ科	ドクゼリ	<i>Cicuta virosa</i>	-	-	-	-	II
80		イブキボウフウ	<i>Seseli libanotis</i> ssp. <i>japonica</i>	-	-	-	VU	準
81	イワウメ科	ナンカイヒメイワカガミ	<i>Schizocodon ilicifolius</i> Maxim. var. <i>nankaiensis</i>	-	-	-	-	II
82		オオイワカガミ	<i>Schizocodon soldanelloides</i> var. <i>magnus</i>	-	-	-	VU	-
83	ツツジ科	イワナシ	<i>Epigaea asiatica</i>	-	-	-	CR	-
84	ヤブコウジ科	カラタチバナ	<i>Ardisia crispa</i>	-	-	-	-	準
85	モクセイ科	ヒトツバタゴ	<i>Chionanthus retusus</i>	-	-	VU	EN	II
86	マチン科	アイナエ	<i>Mitrasacme pygmaea</i>	-	-	-	-	II
87	リンドウ科	イヌセンブリ	<i>Swertia diluta</i> var. <i>tosaensis</i>	-	-	VU	NT	I
88	ミツガシワ科	ガガブタ	<i>Nymphoides indica</i>	-	-	NT	NT	I
89		アサザ	<i>Nymphoides peltata</i>	-	-	NT	EN	I
90	ガガイモ科	クサナギオゴケ	<i>Cynanchum katoi</i>	-	-	VU	NT	I
91		スズサイコ	<i>Cynanchum paniculatum</i>	-	-	NT	-	準
92	アカネ科	ジュズネノキ	<i>Damnacanthus macrophyllus</i>	-	-	-	-	I
93		キクムグラ	<i>Galium kikumugura</i>	-	-	-	NT	-
94	ヒルガオ科	マメダオシ	<i>Cuscuta australis</i>	-	-	CR	EX	不足
95	ムラサキ科	ホタルカズラ	<i>Lithospermum zollingeri</i>	-	-	-	EN	準
96		ミズタバコ	<i>Trigonotis brevipes</i>	-	-	-	NT	-
97	シソ科	ジュウニヒトエ	<i>Ajuga nipponensis</i>	-	-	-	VU	-
98		ミズネコノオ	<i>Eusteralis stellata</i>	-	-	NT	EN	I
99		ミズトラノオ	<i>Eusteralis vatabeana</i>	-	-	VU	VU	I
100		シモバシラ	<i>Keiskea japonica</i>	-	-	-	-	I
101		ダンドタムラソウ	<i>Salvia lutescens</i> (Koidz.) Koidz. var. <i>stolonifera</i>	-	-	-	EN	II
102		ミゾコウジュ	<i>Salvia plebeia</i>	-	-	NT	-	-
103		ヒメナミキ	<i>Scutellaria dependens</i>	-	-	-	-	準
104		ホナガタツナミソウ	<i>Scutellaria maekawae</i>	-	-	-	-	準
105	ゴマノハグサ科	ゴマクサ	<i>Centranthera cochinchinensis</i> ssp. <i>lutea</i>	-	-	VU	VU	-
106		オオアブノメ	<i>Gratiola japonica</i>	-	-	VU	VU	II
107		シソクサ	<i>Limnophila chinensis</i> ssp. <i>aromatica</i>	-	-	-	-	準
108		ヒロハスズメノトウガラシ	<i>Lindernia antipoda</i> var. <i>verbenifolia</i>	-	-	-	EN	-
109		ミカワシオガマ	<i>Pedicularis resupinata</i> var. <i>microphylla</i>	-	-	VU	EN	II
110		ヒキヨモギ	<i>Siphonostegia chinensis</i>	-	-	-	NT	I
111		オオヒキヨモギ	<i>Siphonostegia laeta</i>	-	-	VU	-	II
112		イヌノフグリ	<i>Veronica polita</i> var. <i>lilacina</i>	-	-	VU	-	II
113		カワヂシャ	<i>Veronica undulata</i>	-	-	NT	-	-
114	タヌキモ科	イタカムシトリスミレ	<i>Pinguicula vulgaris</i> L. var. <i>floribunda</i>	-	-	-	-	I
115		ウツクスキモ	<i>Utricularia aurea</i>	-	-	VU	VU	-
116		ミカワタヌキモ	<i>Utricularia exoleta</i>	-	-	VU	EN	I
117		ヒメタヌキモ	<i>Utricularia minor</i>	-	-	NT	EN	I
118		ヒメミカキグサ	<i>Utricularia minutissima</i>	-	-	EN	EN	I
119		イヌタヌキモ	<i>Utricularia tenuicaulis</i>	-	-	NT	-	I
120		ムラサキミカキグサ	<i>Utricularia uliginosa</i>	-	-	NT	NT	-
121	オミナエシ科	オミナエシ	<i>Patrinia scabiosaefolia</i>	-	-	-	-	準
122	キキョウ科	キキョウ	<i>Platycodon grandiflorum</i>	-	-	VU	VU	準
123	キク科	ヒメシオン	<i>Aster fastigiatus</i>	-	-	-	VU	-
124		ムラサキトキシソウ	<i>Centipeda</i> sp.	-	-	-	NT	-
125		シロバナタカアザミ	<i>Cirsium pendulum</i> f. <i>albiflorum</i>	-	-	-	EN	-
126		フジバカマ	<i>Eupatorium japonicum</i>	-	-	NT	EN	準
127		スイラン	<i>Hololeion krameri</i>	-	-	-	-	準
128		カセンソウ	<i>Inula salicina</i> var. <i>asiatica</i>	-	-	-	EN	II
129		カララニガナ	<i>Ixeris tamagawaensis</i>	-	-	NT	-	I
130		ヤマタバコ	<i>Ligularia angusta</i>	-	-	CR	EX	-
131		オカオグルマ	<i>Senecio integrifolius</i> ssp. <i>fauriei</i>	-	-	-	-	II
132		アオヤギバナ	<i>Solidago yokusaiana</i>	-	-	-	VU	-
133	トチカガミ科	ヤナギスズバ	<i>Blyxa japonica</i>	-	-	-	-	II
134		ミズオオバコ	<i>Ottelia japonica</i>	-	-	VU	-	I
135		コウガイモ	<i>Vallisneria denseserrulata</i>	-	-	-	VU	II
136	ヒルムシロ科	ヒルムシロ	<i>Potamogeton distinctus</i>	-	-	-	NT	I
137		イトモ	<i>Potamogeton pusillus</i>	-	-	NT	NT	II
138	イバラモ科	サガミトリゲモ	<i>Najas indica</i>	-	-	VU	VU	I
139		イトトリゲモ	<i>Najas japonica</i>	-	-	NT	-	I
140		イバラモ	<i>Najas marina</i>	-	-	-	EN	I
141		オオトリゲモ	<i>Najas oguraensis</i>	-	-	-	NT	I
142	ユリ科	キイトラッキョウ	<i>Allium virgunculae</i> var. <i>kiiense</i>	-	-	VU	VU	II
143		キジカクシ	<i>Asparagus schoberioides</i>	-	-	-	EX	II
144		ミノシライトソウ	<i>Chionographis hisauchiana</i>	-	-	EN	-	I
145		ミノコバイモ	<i>Fritillaria japonica</i>	-	-	VU	EN	I
146		コシノコバイモ	<i>Fritillaria japonica</i> var. <i>koidzumiana</i>	-	-	CR	EN	II
147		ヤマユリ	<i>Lilium auratum</i>	-	-	-	-	I
148		コオニユリ	<i>Lilium leichlinii</i> var. <i>tigrinum</i>	-	-	-	-	準

表 3. 1. 41 (3) 重要種一覧 (植物)

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V
149	ユリ科	サクライソウ	<i>Petrosavia sakuraii</i>	-	-	EN	CR	I
150		ミカワバイケイソウ	<i>Veratrum stamineum</i> var. <i>micranthum</i>	-	-	VU	EN	II
151	アヤメ科	カキツバタ	<i>Iris laevigata</i>	-	-	NT	VU	II
152		アヤメ	<i>Iris sanguinea</i>	-	-	-	EN	-
153	ヒナノシヤクジョウ科	シロシヤクジョウ	<i>Burmanna cryptopetala</i>	-	-	-	-	I
154	イグサ科	ホソイ	<i>Juncus setchuensis</i> var. <i>effusoides</i>	-	-	-	-	準
155	ホシクサ科	シラタマホシクサ	<i>Eriocaulon nudicuspe</i>	-	-	VU	VU	II
156	イネ科	ヒメコスカグサ	<i>Agrostis nipponensis</i>	-	-	NT	-	準
157		ヒナザサ	<i>Coelachne japonica</i>	-	-	NT	VU	準
158		ヌマカゼクサ	<i>Eragrostis aquatica</i>	-	-	-	-	II
159		コゴメカゼクサ	<i>Eragrostis japonica</i>	-	-	-	VU	I
160		ウンヌケモドキ	<i>Eulalia quadrinervis</i>	-	-	NT	VU	II
161		ウンヌケ	<i>Eulalia speciosa</i>	-	-	VU	NT	I
162		トウササクサ	<i>Lophatherum sinense</i>	-	-	-	NT	-
163		ウキシバ	<i>Pseudoraphis ukishiba</i>	-	-	-	NT	-
164		シダミコザサ	<i>Sasa samaniana</i> Nakai var. <i>yoshinoi</i> <i>S. Suzuki</i> form. <i>Hidejiroana</i>	-	-	-	VU	-
165	ミクリ科	ミクリ	<i>Sparganium erectum</i> ssp. <i>stoloniferum</i>	-	-	NT	VU	I
166		ナガエミクリ	<i>Sparganium japonicum</i>	-	-	NT	-	-
167	カヤツリグサ科	オオアオスゲ	<i>Carex breviculmis</i> ssp. <i>lonchophora</i>	-	-	-	-	II
168		ケタガネソウ	<i>Carex ciliatomarginata</i>	-	-	-	-	I
169		オオタマツリスゲ	<i>Carex filipes</i> Franch. et Sav. var. <i>rouvana</i>	-	-	-	EN	I
170		クロヒナスゲ	<i>Carex gifuensis</i>	-	-	-	-	II
171		アイズスゲ	<i>Carex hondoensis</i>	-	-	-	VU	-
172		オキナワジュズスゲ	<i>Carex ischnostachya</i> var. <i>fastigiata</i>	-	-	-	-	準
173		エシノホンモンジスゲ	<i>Carex stenostachys</i>	-	-	-	VU	-
174		ヒメモエギスゲ	<i>Carex tristachya</i> var. <i>pocilliformis</i>	-	-	-	VU	-
175		オオシロガヤツリ	<i>Cyperus nipponicus</i> var. <i>spiralis</i>	-	-	-	EN	準
176		コアゼテンツキ	<i>Fimbristylis aestivalis</i>	-	-	-	-	II
177		トネテンツキ	<i>Fimbristylis stauntonii</i> var. <i>tonensis</i>	-	-	VU	VU	I
178		マツカサススキ	<i>Scirpus mitsukurianus</i>	-	-	-	-	II
179		シズイ	<i>Scirpus nipponicus</i>	-	-	-	VU	II
180		ウキヤガラ	<i>Scirpus vagara</i>	-	-	-	-	II
181		コシンジュガヤ	<i>Scleria parvula</i>	-	-	-	-	準
182	ラン科	ヒナラン	<i>Amitostigma gracile</i>	-	-	EN	EX	I
183		イワチドリ	<i>Amitostigma keiskei</i>	-	-	EN	EX	I
184		マメゾタラン	<i>Bulbophyllum drymoglossum</i>	-	-	NT	-	準
185		ムギラン	<i>Bulbophyllum inconspicuum</i>	-	-	NT	-	準
186		エビネ	<i>Calanthe discolor</i>	-	-	NT	NT	II
187		ナツエビネ	<i>Calanthe reflexa</i>	-	-	VU	VU	I
188		サルメンエビネ	<i>Calanthe tricarinata</i>	-	-	VU	-	I
189		ギンラン	<i>Cephalanthera erecta</i>	-	-	-	-	準
190		キンラン	<i>Cephalanthera falcata</i>	-	-	VU	NT	II
191		モイワラン	<i>Cremastra aphylla</i> Yukawa	-	-	CR	-	不足
192		マヤラン	<i>Cymbidium nipponicum</i>	-	-	VU	CR	I
193		クマガイソウ	<i>Cypripedium japonicum</i>	-	-	VU	VU	I
194		セッコク	<i>Dendrobium moniliforme</i>	-	-	-	NT	I
195		カキラン	<i>Epipactis thunbergii</i>	-	-	-	-	準
196		ツチアケビ	<i>Galeola septentrionalis</i>	-	-	-	-	準
197		アキザキヤツシロラン	<i>Gastrodia verrucosa</i>	-	-	-	VU	準
198		シュスラン	<i>Goodyera velutina</i>	-	-	-	VU	I
199		サギソウ	<i>Habenaria radiata</i>	-	-	NT	VU	I
200		ムヨウラン	<i>Lecanorchis japonica</i>	-	-	-	-	I
201		キイムヨウラン	<i>Lecanorchis japonica</i> Blume var. <i>kiensis</i>	-	-	-	-	I
202		エンシュウムヨウラン	<i>Lecanorchis suginoana</i>	-	-	-	-	II
203		セイタカスズムシソウ	<i>Liparis japonica</i>	-	-	-	EN	I
204		スズムシソウ	<i>Liparis makinoana</i>	-	-	-	CR	I
205		ウチヨウラン	<i>Orchis graminifolia</i>	-	-	VU	EN	I
206		コケイラン	<i>Oreorchis patens</i>	-	-	-	-	準
207		イヌマムカゴ	<i>Platanthera tinumae</i>	-	-	EN	EN	I
208		ハシナガヤマサギソウ	<i>Platanthera mandarinorum</i> Rchb.f. subsp. <i>mandarinorum</i> var. <i>mandarinorum</i>	-	-	-	-	I
209		トキノソウ	<i>Pogonia japonica</i>	-	-	NT	EN	I
210		ヤマトキノソウ	<i>Pogonia minor</i>	-	-	-	VU	I
211		マツラン	<i>Saccolabium matsuran</i>	-	-	VU	EN	II
212		クモラン	<i>Taeniophyllum glandulosum</i>	-	-	-	-	I
	73科	212種		0種	0種	88種	126種	174種

注) 表中の I ~ IV は表 3. 1. 38 の番号と対応する。

また、重要な植物として、事業実施区域及びその周囲の指定文化財となっている植物及び巨樹・巨木林の分布状況は、表 3.1.42 に、その位置は図 3.1.20 に示すとおりである。

重要な植物としては、江南市内のクロガネモチや扶桑町内のケヤキ等があげられるが、事業実施区域内には指定文化財となっている植物や巨樹・巨木林は分布していない。

表 3.1.42 重要な植物の分布状況

No.	樹種	樹高 (m)	幹周 (m)	樹齢	所在地	備考
1	サクラ	—	—	—	江南市草井町～一宮市北方町	天然記念物 (国) 木曾川堤 (サクラ)
2	ムク	13	4.2	—	江南市前飛保町	天然記念物 (市)
3	ボダイジュ	10	1.42	—	江南市草井町	天然記念物 (市)
4	クロガネモチ	24.2	2.85	約 400 年	江南市高屋町	天然記念物 (市) 第 6 回巨樹巨木林調査では幹周 3.20m
5	モッコク	11.8	1.4	—	江南市宮後町	天然記念物 (市)
6	ヒガンザクラ	13	2.1	約 300 年	江南市前飛保町	天然記念物 (市)
7	サルスバリ	8	北東 1.3 南西 1.5	170～220 年	江南市山尻町	天然記念物 (市)
8	クスノキ	25	3.50	—	丹羽郡扶桑町柏森	
9	イチヨウ	20	3.50	—	丹羽郡扶桑町柏森	
10	ケヤキ	30	4	—	丹羽郡扶桑町南山名	天然記念物 (町) 第 6 回巨樹巨木林調査では幹周 4.5m
11	クスノキ	30	3.90	—	丹羽郡扶桑町高木	
12	クスノキ	20	4.00	—	丹羽郡扶桑町南山名	
13	ムクノキ	18	3.20	—	丹羽郡扶桑町斎藤	
14	イロハモミジ	26	2.6	—	丹羽郡扶桑町小淵	天然記念物 (町)
15	アベマキ	20	3.00	—	丹羽郡扶桑町高雄	
16	ムクノキ	30	4.22	—	各務原市前渡東町	
17	ヤマザクラ	20	3.55	—	各務原市鶴沼	

注) 表中の番号は、図 3.1.20 の番号に対応する。

出典：「巨樹巨木林調査 (第 6 回) 愛知県」(生物多様性センターホームページ)

「巨樹巨木林調査 (第 6 回) 岐阜県」(生物多様性センターホームページ)

「市指定文化財一覧」(江南市ホームページ)

「文化財」(扶桑町ホームページ)

### (3) 重要な植物群落

事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の分布状況は表 3.1.43 に、その位置は図 3.1.20 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の特定植物群落は各務原市内の 1 箇所となっており、事業実施区域内には分布していない。

表 3.1.43 特定植物群落の分布状況

相観コード名称	特定植物群名	市名	選定基準	標高 (m)		面積 (ha)
				最低	最高	
暖温帯常緑広葉高木林	熊野神社のシラカシ林	各務原市	A、E、G	350	350	0.8

選定基準 A：原生林もしくはそれに近い自然林 (特に照葉樹林についてはもれのないように注意すること)

E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの (武蔵野の雑木林、社寺林等)

G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

出典：「特定植物群落調査 (第 2 回) 岐阜県」(生物多様性センターホームページ)



凡例

- |   |        |   |        |
|---|--------|---|--------|
|  | 事業実施区域 |  | 重要な植物  |
|  | 県境     |  | 特定植物群落 |
|  | 市町境    |   |        |

注) 図中の番号は、表 3.1.42 の番号に対応する。

出典：「巨樹巨木林調査（第 6 回） 愛知県」（生物多様性センターホームページ）  
「巨樹巨木林調査（第 6 回） 岐阜県」（生物多様性センターホームページ）  
「市指定文化財一覧」（江南市ホームページ）  
「文化財」（扶桑町ホームページ）  
「特定植物群落調査（第 2 回）岐阜県」（生物多様性センターホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

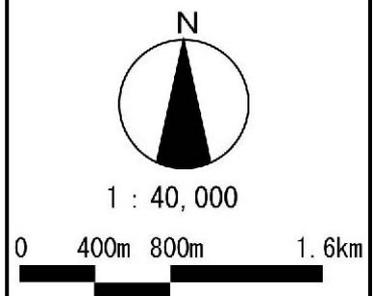


図 3.1.20 重要な植物の分布状況

### 3.1.8.3 生態系

植生自然度区分基準は、表 3.1.44 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲は、植生自然度が 1～2 の耕作地（畑）、市街地、緑の多い住宅地が多く、北側に流れる木曾川の河川区域内に植生自然度が 7～8 の河畔林や湿性草地在が広がっている。樹林地は少なく、事業実施区域を含め、小規模な二次林が点在する。起伏はほとんどないが、河川区域内のみ標高が低くなっている。

事業実施区域及び周囲の環境は、二次林、耕作地（畑）、河川、市街地に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

#### (1) 二次林、耕作地（畑）

事業実施区域の二次林、耕作地は乾燥しており、ため池や水路等水域は見られない。そのため、乾いた草地、二次林に生息する種の生息環境となっていると考えられる。また、事業実施区域周辺には市街地が広がっているため、中型以上の哺乳類や、鳥類の生態系上位種は少ないと考えられるが、河川区域内と一体的に利用している種は生息している可能性がある。

これらのことから、生態系上位種は哺乳類の中型以下の種、耕作地や市街地に順応可能で二次林や草地を営巣環境とする鳥類、ヘビ等の爬虫類で構成され、特殊性の種に該当する種は想定できない。事業実施区域内には水域がみられないため、水域を生息環境とする両生類、トンボ目、水生生物は極めて少ないと考えられる。

#### (2) 河川

事業実施区域周辺の河川区域にはヨシクラス等の高茎湿性草地、ヤナギ群落等がパッチ状に分布するため、生態系上位種は河川区域内を主要な生息環境とする中型哺乳類やサギ等の鳥類が該当する可能性がある。

また、ヨシ原に依存するカヤネズミ等、特殊性の種が生息している可能性はある。

さらに、河川区域内に流れの緩い場所があれば、両生類や水生昆虫の生息環境となり得、典型性に該当する種が生息している可能性はある。

表 3.1.44 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターホームページ）

### 3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

#### 3.1.9.1 景観

##### (1) 景観資源

事業実施区域及びその周囲の景観資源の状況は表 3.1.45 に、その位置は図 3.1.21 に示すとおりである。

愛知県では、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 愛知県条例第 6 号）に基づき、地域の良好な景観を「美しい愛知づくり景観資源 600 選」として指定している。事業実施区域及びその周囲では、事業実施区域東側の木曾川扶桑緑地公園や西側のすいとびあ江南等が指定されている。

なお、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境図 愛知県」（平成元年 環境庁）及び「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境図 岐阜県」（平成元年 環境庁）において指定されている景観資源は存在しない。

表 3.1.45 景観資源の状況

No.	名称	所在地	風景群
1	国営木曾三川公園 フラワーパーク江南	江南市小杣町一色	木曾三川公園
2	すいとびあ江南	江南市草井町西	—
3	曼陀羅寺	江南市前飛保町寺町	—
4	木曾川扶桑緑地公園	扶桑町小湊、山那	木曾川扶桑緑地公園
5	木曾川扶桑緑地公園 より望む国宝犬山城	扶桑町山那	木曾川扶桑緑地公園
6	扶桑町柏森東山自然林	扶桑町柏森	—

注) 表中の番号は、図 3.1.21 中の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

「マップあいち（景観資源）」（愛知県ホームページ）

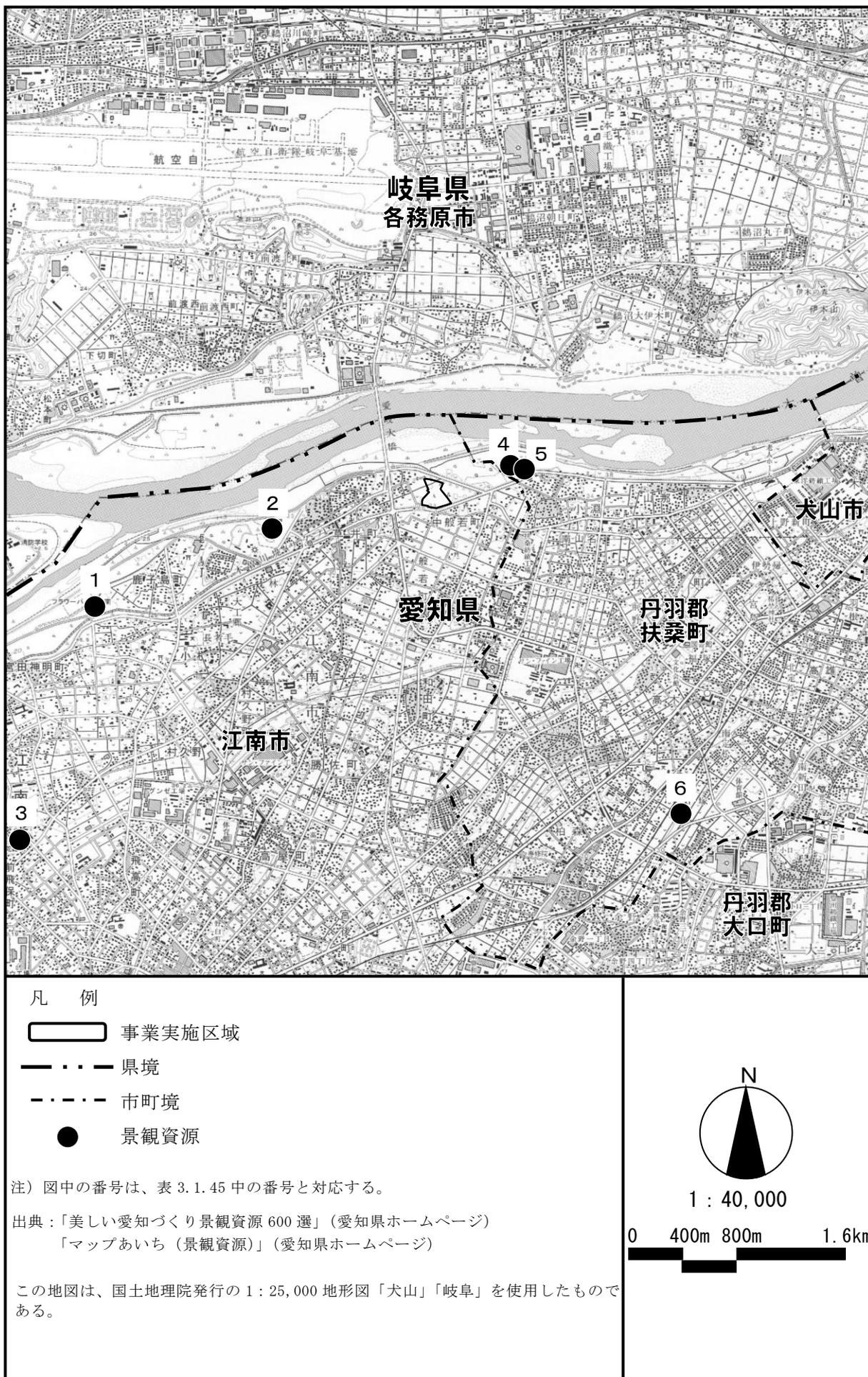


図 3.1.21 景観資源の分布状況

(2) 主要な眺望点等

事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の概要は表 3.1.46 に、その位置は図 3.1.22 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点としては、すいとびあ江南、江南緑地公園（中般若）、木曽川沿川サイクリングロード、木曽川扶桑緑地公園があげられる。

表 3.1.46 主要な眺望点の概要

No.	主要な眺望点	概要
1	すいとびあ江南	地上約 47.25m のスカイルームからの雄大な木曽川の流れや遠く名古屋の高層ビル群など濃尾平野を見渡すことができる。 研修及び市民の憩いの場として建設され、周辺は桜並木に取り囲まれている。
2	江南緑地公園（中般若）	昔の堤防である猿尾堤が良好な状態で残っており、その景観を望むことができる。
3	木曽川沿川サイクリングロード	犬山市から一宮市までの約 18km を木曽川に沿って整備されたサイクリングロード。雄大な木曽川河川敷の景観を眺め、四季を感じながらのウォーキングやサイクリングができる。
4	木曽川扶桑緑地公園	木曽川の清流に面した大自然を舞台に、河川敷に広がる約 10 ヘクタールの広大なアメニティスペース。特にサイクリングロードは木曽川の美しい自然を眺めながら散策することができる。 また、木曽川扶桑緑地公園より望む国宝犬山城は、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」にも選定されている。

注) 表中の番号は、図 3.1.22 中の番号と対応する。

出典：「観光案内」（江南市観光協会ホームページ）

『遊歩道・サイクリングロード』について」（江南市ホームページ）

「名物・名所自慢」（扶桑町ホームページ）



- 凡 例
-  事業実施区域
  -  県境
  -  市町境
  -  主要な眺望点

注) 図中の番号は、表 3.1.46 中の番号と対応する。

出典：「観光案内」（江南市観光協会ホームページ）  
 「『遊歩道・サイクリングロード』について」（江南市ホームページ）  
 「名物・名所自慢」（扶桑町ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

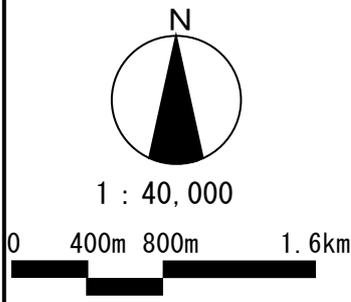


図 3.1.22 主要な眺望点の分布状況

### 3.1.9.2 人と自然との触れ合いの活動の状況

事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の概要は表 3.1.47 に、その位置は図 3.1.23 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場としては、木曾川河川敷に整備されている江南緑地公園や木曾川扶桑緑地公園、地域整備の核となっているすいとびあ江南などがあげられる。

表 3.1.47 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	概要
1	すいとびあ江南	すいとびあ江南を核として、木曾川をはじめ恵まれた自然を生かし、中小河川の水辺を蘇えらせるなど、木曾川左岸一帯の地区が整備された。 水と緑と健康の宿となっており、周辺は桜並木に取り囲まれている。
2	国営木曾三川公園 フラワーパーク江南	都市生活空間においてゆとりとうるおいを実感できる花と緑豊かな美しい環境を創出し、多くの人に参加・体験できる公園として設置された。四季折々の花々や緑に囲まれた空間となっている。
3	木曾川堤のサクラ	木曾川堤防上に植えられた桜並木で、国の名勝及び天然記念物に指定されている。
4	江南緑地公園（草井）	すいとびあ江南の眼下に広がる木曾川河川敷を利用した公園。広大な芝生広場などが整備されている。
5	江南緑地公園（中般若）	テニスコートやバーベキュー場が整備された緑地公園。昔の堤防である猿尾堤が良好な状態で残っている。
6	曼陀羅寺公園	曼陀羅寺の境内にあり、特に毎年4月中旬から5月下旬にかけて藤を始めとした様々な花を楽しむことの出来る公園。12種類約60本の藤が植えられ、「曼陀羅寺の藤」として藤の名所となっている。
7	木曾川犬山緑地	木曾川沿岸にあり、木曾川の雄大な流れを眺めながらサイクリングやテニスを楽しむことができる緑地公園となっている。
8	木曾川扶桑緑地公園	サイクリングロードや散策の森が整備されており、サイクリングロードからは木曾川にやってくる野鳥を見ることが出来る。
9	いこいの広場・伊木の森	国営木曾三川公園に位置する伊木山は、各務原市の代表的な里山として親しまれている。ベンチやテーブル、休憩所も整備され、より快適に山登りが楽しめるようになっている。
10	炉畑遺跡公園	縄文時代中期から後期の集落遺跡。縄文時代の風景や生活スタイルを見学できる緑豊かな公園として整備されている。
11	各務原浄化公園 (各務原浄化センター)	きれいな水と健康で快適な暮らしを確保するため整備が図られている各務原浄化センター内に、ゲートボール場、野球場、デイキャンプ場などが整備されている。

注) 表中の番号は、図 3.1.23 中の番号と対応する。

出典：「観光案内」(江南市観光協会ホームページ)

「すいとびあ江南について」(すいとびあ江南ホームページ)

「ご案内-フラワーパーク江南」(国営木曾三川公園ホームページ)

「公園一覧」(江南市ホームページ)

「施設案内」(犬山市ホームページ)

「名物・名所自慢」(扶桑町ホームページ)

「AichiNow」(愛知県観光協会ホームページ)

「施設案内」(各務原市ホームページ)

「公園」(各務原市ホームページ)



図 3.1.23 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

### 3.1.9.3 地域の歴史的文化的特性を生かした環境

#### (1) 指定文化財等

事業実施区域及びその周囲における指定文化財等の状況は表 3.1.48 に、その位置は図 3.1.24 に示すとおりである。

事業実施区域内には、指定文化財等は存在していない。

また、事業実施区域近傍の文化財としては、国指定の記念物（名勝、天然記念物）である木曾川堤（桜）や江南市のその他の文化財に指定されている猿尾などがあげられる。

なお、文化財の状況の把握は、主に野外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、登録有形文化財を対象とした。

表3.1.48 指定文化財等の状況

県	市町	種別	指定	No.	名称	所在地	
愛知県	江南市	建造物	国	1	曼陀羅寺正堂	前飛保町	
			国	2	曼陀羅寺書院	前飛保町	
			県	3	曼陀羅寺地藏堂	前飛保町	
			県	4	宮後八幡社本殿	宮後町	
			市	5	曼陀羅堂	前飛保町	
		名勝	国	6	木曾川堤（桜）	草井町～一宮市北方町	
		国					
		天然記念物	市	7	むく	前飛保町	
			市	8	ぼだいじゅ	草井町	
			市	9	くろがねもち	高屋町	
			市	10	もっこく	宮後町	
			市	11	彼岸桜	前飛保町	
			市	12	百日紅（サルスベリ）	山尻町	
	その他の文化財 <sup>注1)</sup>		市	13	猿尾	中般若町	
	犬山市	名勝	国	14	木曾川	栗栖～木津地内	
	大口町	建造物	町	15	徳林寺の中門	余野二丁目 201	
			町	16	徳林寺の山門	余野二丁目 201	
	扶桑町	史跡	町	17	善光寺塚古墳	上小口一丁目 128	
			建造物	町	18	専修院東門	柏森字乙西屋敷 62
		史跡	県	19	長泉塚古墳	高雄字中屋敷 37-1	
			町	20	船塚古墳	高雄字定松郷 135-1	
			町	21	恵心庵	高木 379・381	
			町	22	悟溪屋敷	南山名字本郷 94-1	
			町	23	旧岩手村跡の塚	小淵字中島 1567	
			町	24	般若用水元杵跡	小淵字南堀場 1415-3～4	
			町	25	小淵の渡し跡	小淵字小淵新開 1185・1186	
		天然記念物	町	26	山那神社のケヤキ	南山名字森 1	
			町	27	イロハモミジ	小淵字中島 1567	
		登録有形文化財		国	28	覚王寺本堂	高雄南屋敷 135
				国	29	覚王寺庫裏	高雄南屋敷 135
				国	30	覚王寺大日堂	高雄南屋敷 135
				国	31	覚王寺鐘楼	高雄南屋敷 135
国	32			覚王寺山門	高雄南屋敷 135		
岐阜県	各務原市	史跡	県	33	炉畑遺跡	鵜沼三ツ池町 6 丁目 341	
			県	34	坊の塚古墳	鵜沼羽場町 5 丁目 26 外 3 筆	
			市	35	大牧一号古墳	鵜沼大伊木町 4 丁目 425	
			市	36	大伊木山西古墳	鵜沼大伊木町 2 丁目 162-1	
			市	37	承久の乱合戦供養塔	前渡東町大字矢熊 1975	
	名勝	国	38	木曾川	鵜沼木曾川畔		
	登録有形文化財	国	39	皆楽座	鵜沼羽場町		
		国	40	栗木家住宅主屋	鵜沼羽場町		

注1) 江南市文化財保護条例に基づく指定文化財には指定されていないものの、貴重な史跡としてその他の文化財に位置づけられている。

注2) 表中の番号は、図3.1.24中の番号と対応する。

出典：「文化財の紹介」（江南市ホームページ）

「犬山市の文化財」（犬山市ホームページ）

「史跡・文化財」（大口町ホームページ）

「大口町くらしマップ」（大口町ホームページ）

「文化財マップ」（扶桑町ホームページ）

「愛知県の国・県指定文化財と国の登録文化財」（文化財ナビ愛知）

「文化財」（各務原市ホームページ）

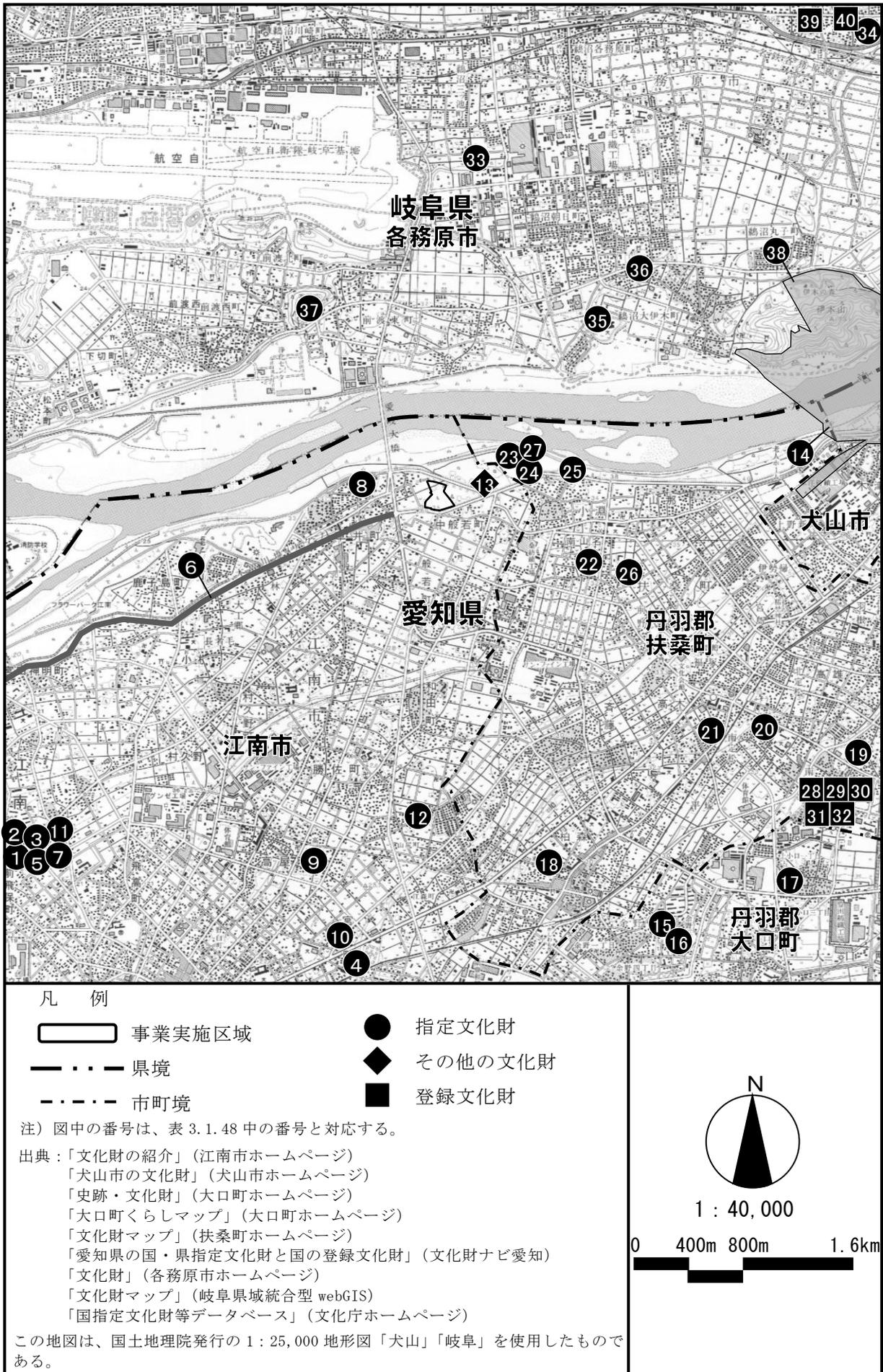


図 3.1.24 指定文化財等の分布状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地

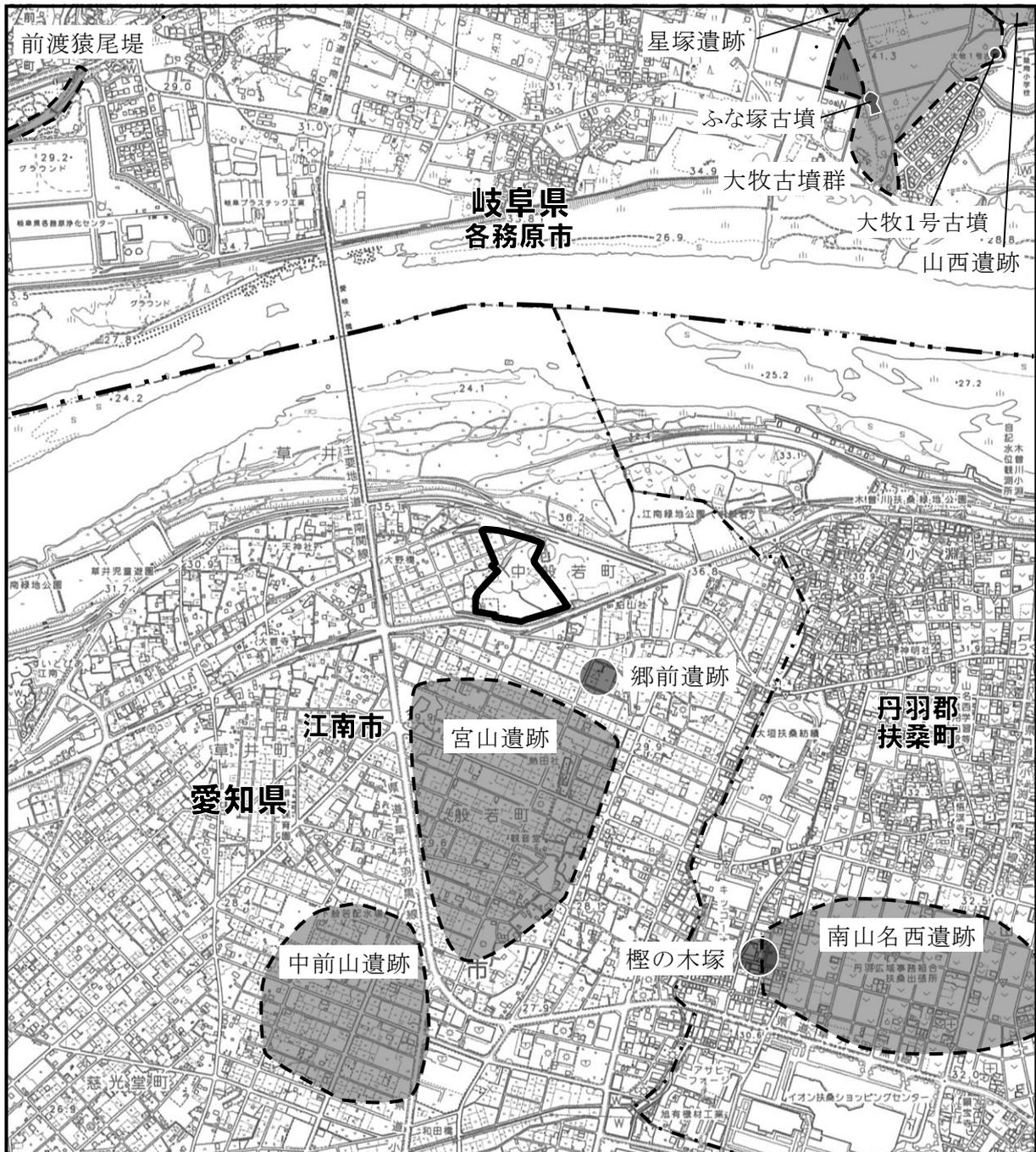
事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.1.49 に、その位置は図 3.1.25 に示すとおりである。

事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

表 3.1.49 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

名称	種別	時代	所在地
郷前遺跡	遺物散布地	中世	江南市中般若町西
宮山遺跡	遺物散布地	古墳・奈良・平安・中世	江南市般若町宮山、他
中前山遺跡	遺物散布地	古墳・奈良・平安・中世	江南市般若町中山、前山
檜の木塚	その他の墓	古墳	扶桑町南山名字名護根
南山名西遺跡	遺物散布地	中世	扶桑町南山名字仲畑、他
星塚遺跡	散布地、古墳	旧石器～縄文時代	各務原市鵜沼朝日町3丁目
山西遺跡	散布地、古墳群	縄文時代～中世	各務原市鵜沼朝日町5丁目 各務原市鵜沼大伊木町2、4丁目
大牧古墳群	古墳群	古墳時代	各務原市鵜沼大伊木町4丁目
前渡猿尾堤	その他	近世	各務原市前渡西町

出典：「マップあいち」（愛知県ホームページ）  
「岐阜県各務原市遺跡地図」（各務原市教育委員会）



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 周知の埋蔵文化財包蔵地

出典：「マップあいち」（愛知県ホームページ）  
 「岐阜県各務原市遺跡地図」（各務原市教育委員会）

この地図は、各務原市発行「1：15,000 各務原市全図」を使用したものである。

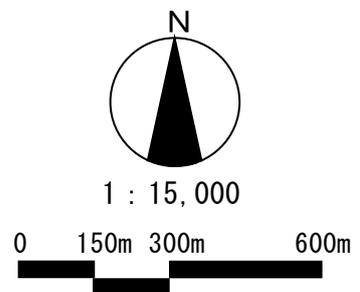


図 3.1.25 周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### 3.2.1.1 人口の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における人口及び世帯数の状況は表3.2.1に、人口及び世帯数の推移グラフは図3.2.1(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の平成28年の人口は98,334人、世帯数は37,567戸となっている。

また、犬山市は人口が74,225人、世帯数が28,638戸、大口町は人口が23,576人、世帯数が8,540戸、扶桑町は人口が33,943人、世帯数が12,902戸、各務原市は人口が144,967人、世帯数が53,974戸となっている。

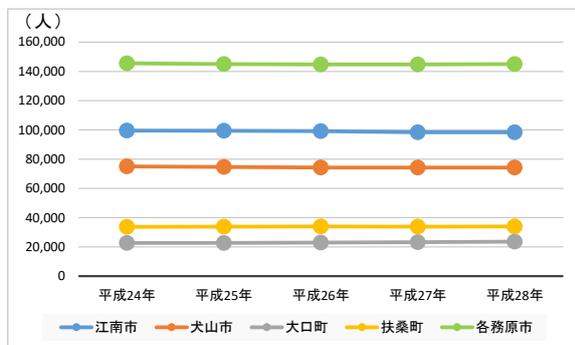
また、事業実施区域及びその周囲の5市町における人口及び世帯数の推移は、概ね横ばいである。

表3.2.1 人口及び世帯数の状況

各年10月1日現在

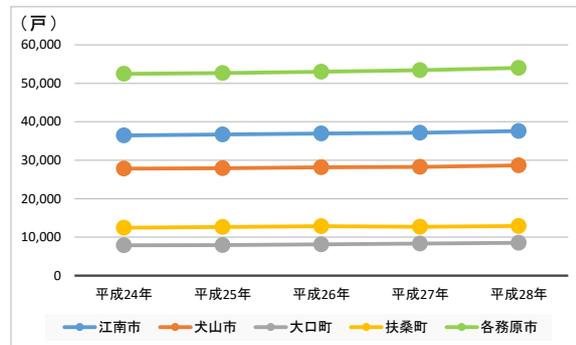
市町	愛知県								岐阜県	
	江南市		犬山市		大口町		扶桑町		各務原市	
項目	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)
平成24年	99,579	36,448	75,061	27,825	22,637	7,884	33,742	12,460	145,459	52,435
平成25年	99,328	36,699	74,656	27,906	22,679	7,955	33,854	12,656	144,964	52,673
平成26年	99,083	36,926	74,294	28,139	22,922	8,125	33,927	12,819	144,669	52,998
平成27年	98,359	37,130	74,308	28,269	23,274	8,316	33,806	12,679	144,734	53,421
平成28年	98,334	37,567	74,225	28,638	23,576	8,540	33,943	12,902	144,967	53,974

出典：「平成25～29年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）  
「岐阜県統計書（平成24～28年）」（岐阜県ホームページ）



出典：「平成25～29年度刊愛知県統計年鑑」  
（愛知県ホームページ）  
「岐阜県統計書（平成24～28年）」  
（岐阜県ホームページ）

図3.2.1(1) 人口の推移の状況



出典：「平成25～29年度刊愛知県統計年鑑」  
（愛知県ホームページ）  
「岐阜県統計書（平成24～28年）」  
（岐阜県ホームページ）

図3.2.1(2) 世帯数の推移の状況

### 3.2.1.2 産業の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表3.2.2に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市は、就業人口が29,805人、事業所数が3,536事業所となっている。業種別にみると、卸売業・小売業が就業人口で6,360人、事業所数で796事業所と最も多くなっている。

また、犬山市は就業人口が31,354人、事業所数が3,323事業所、大口町は就業人口が24,451人、事業所数が942事業所、扶桑町は就業人口が9,411人、事業所数が1,141事業所、各務原市は就業人口が60,965人、事業所数が5,738事業所となっている。

表3.2.2 産業分類別就業人口及び事業所数の状況

平成26年7月1日現在

県		愛知県								岐阜県		
市 町		江南市		犬山市		大口町		扶桑町		各務原市		
産業分類	区分	人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所	
	第一次産業	農林漁業	109	6	32	5	50	6	66	3	72	11
総数		109	6	32	5	50	6	66	3	72	11	
構成比 (%)		0.4	0.2	0.1	0.2	0.2	0.6	0.7	0.3	0.1	0.2	
第二次産業	鉱業・採石業 ・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	11	2	23	4	
	建設業	1,733	346	1,126	243	594	87	440	74	2,764	509	
	製造業	5,591	503	11,983	393	13,446	188	1,950	162	20,883	990	
	総数	7,324	849	13,109	636	14,040	275	2,390	236	23,647	1,499	
	構成比 (%)	24.6	24.0	41.8	19.1	57.4	29.2	25.4	20.7	38.8	26.1	
第三次産業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	-	-	30	1	-	-	-	-	137	7	
	情報通信業	356	20	190	20	2	1	15	4	277	30	
	運輸業 ・郵便業	1,919	53	2,026	68	1,947	62	266	17	2,149	111	
	卸売業 ・小売業	6,360	796	4,132	567	2,978	219	2,401	274	10,931	1,333	
	金融業・保険業	480	46	383	35	35	8	98	12	726	69	
	不動産業 ・物品賃貸業	480	126	452	97	84	20	307	75	641	179	
	学術研究 ・専門・技術 サービス業	423	113	598	96	834	20	133	36	1,230	202	
	宿泊業・飲食 サービス業	3,283	484	2,341	353	1,024	100	1,477	163	5,995	748	
	生活関連 ・サービス業 ・娯楽業	1,720	362	1,199	221	422	69	417	107	2,634	527	
	教育 ・学習支援業	1,022	189	1,149	113	260	35	287	58	1,405	237	
	医療・福祉	4,975	291	3,443	180	1,739	68	918	86	5,791	412	
	複合 サービス業	362	17	246	14	42	3	158	6	455	31	
	サービス業 (他に分類 されないもの)	992	184	2,024	159	994	56	478	64	4,875	342	
	総数		22,372	2,681	18,213	2,682	10,361	661	6,955	902	37,246	4,228
	構成比 (%)		75.1	75.8	58.1	80.7	42.4	70.2	73.9	79.1	61.1	73.7
計		29,805	3,536	31,354	3,323	24,451	942	9,411	1,141	60,965	5,738	

注) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典: 「平成29年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

「平成29年岐阜県統計書」(岐阜県ホームページ)

### 3.2.2 土地利用の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における土地利用の状況は表3.2.3(1)、(2)に、土地利用現況図は図3.2.2(1)に、事業実施区域周辺の空中写真は図3.2.2(2)示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市は、住宅地の割合が31.5%と最も多くなっており、次いで畑が18.7%、道路が14.6%となっている。

また、犬山市は森林・原野の割合が45.9%、大口町は田の割合が28.3%、扶桑町は住宅地の割合が31.4%、各務原市は宅地の割合が26.8%と最も多くなっている。

事業実施区域は主に森林となっており、事業実施区域周辺の土地利用状況は、北側は主に河川、南側は主に農用地及び建物用地となっている。

表3.2.3(1) 土地利用の状況（愛知県）

平成27年4月1日現在

市 町	江南市		犬山市		大口町		扶桑町		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
行政面積	3,020	100.0	7,490	100.0	1,361	100.0	1,119	100.0	
宅地	住宅地	951	31.5	750	10.0	257	18.9	351	31.4
	その他 <sup>注1)</sup>	391	12.9	424	5.7	244	17.9	142	12.7
農用地	田	108	3.6	620	8.3	385	28.3	72	6.4
	畑	564	18.7	295	3.9	117	8.6	198	17.7
森林・原野	-	-	3,437	45.9	-	-	-	-	
道路	440	14.6	444	5.9	178	13.1	144	12.9	
水面・河川・水路	257	8.5	496	6.6	68	5.0	120	10.7	
その他 <sup>注2)</sup>	310	10.3	1,024	13.7	113	8.3	91	8.1	

注1) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

注2) 行政面積から、「宅地」、「農用地」、「森林・原野」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

注3) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「平成29年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

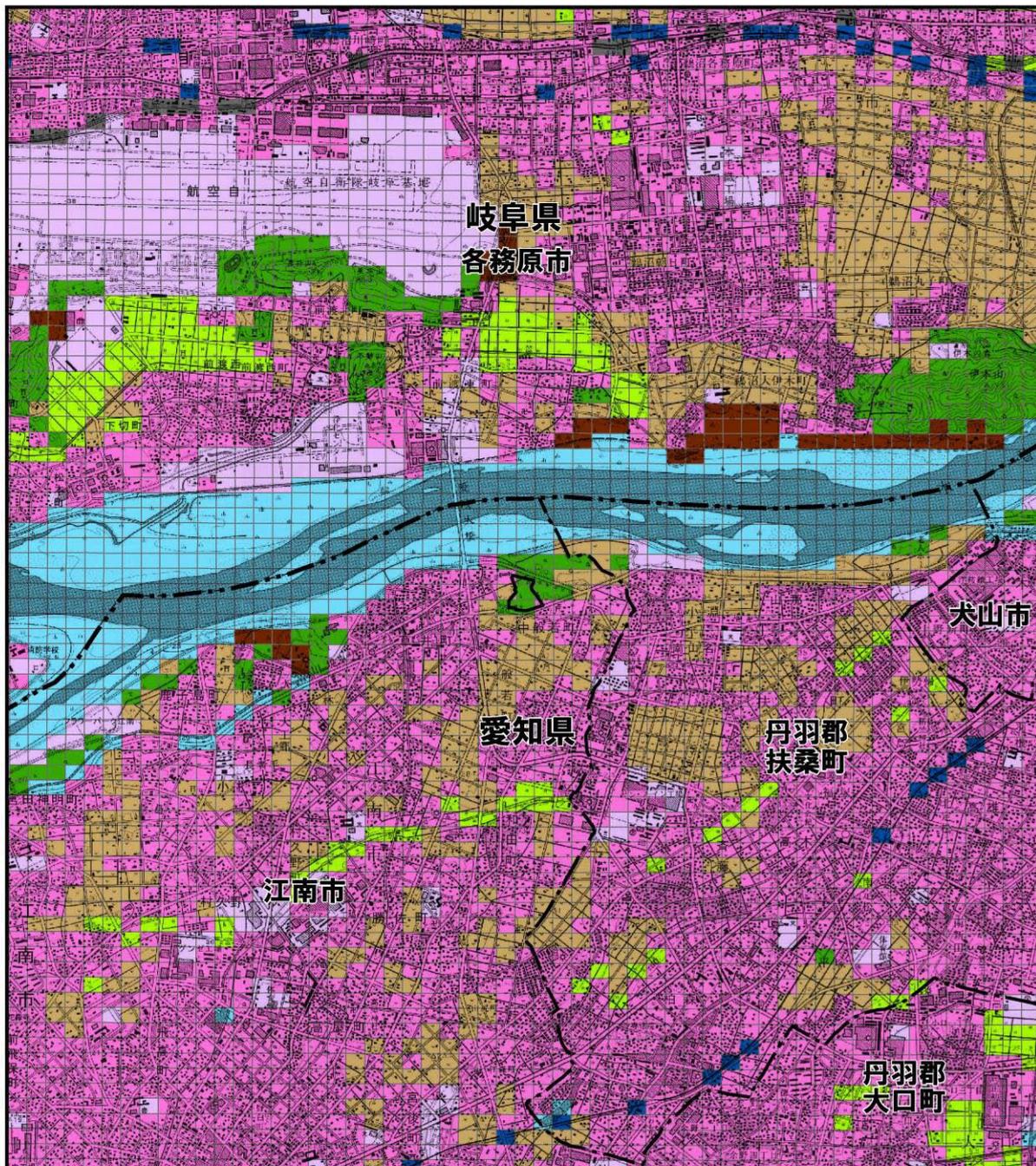
表3.2.3(2) 土地利用の状況（岐阜県）

平成27年10月1日現在

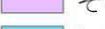
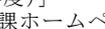
市	各務原市	
	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	8,781	-
農地	1,550	17.7
森林	1,749	19.9
野原等	-	-
道路	912	10.4
宅地	2,352	26.8

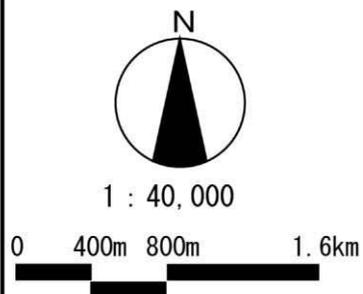
注) 土地利用の項目については、主要5項目のみの公表となっているため、総面積と内訳の合計は一致しない。

出典：「平成29年岐阜県統計書」（岐阜県ホームページ）



凡例

- |   |        |   |         |
|---|--------|---|---------|
|  | 事業実施区域 |  | 田       |
|  | 県境     |  | その他の農用地 |
|  | 市町境    |  | 森林      |
|   |        |  | 荒地      |
|   |        |  | 建物用地    |
|   |        |  | 道路      |
|   |        |  | 鉄道      |
|   |        |  | その他の用地  |
|   |        |  | 河川地及び湖沼 |



出典：「土地利用細分メッシュ（平成26年度）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図 3.2.2(1) 土地利用現況図



图 3.2.2(2) 空中写真（事業実施区域周辺）

### 3.2.3 都市計画の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における都市計画（用途地域）の指定状況は、表3.2.4に示すとおりである。

また、事業実施区域及びその周囲の都市計画図は、図3.2.3(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域は市街化調整区域となっており、建ぺい率は60%、容積率は200%となっている。

表 3.2.4 都市計画（用途地域）の指定状況

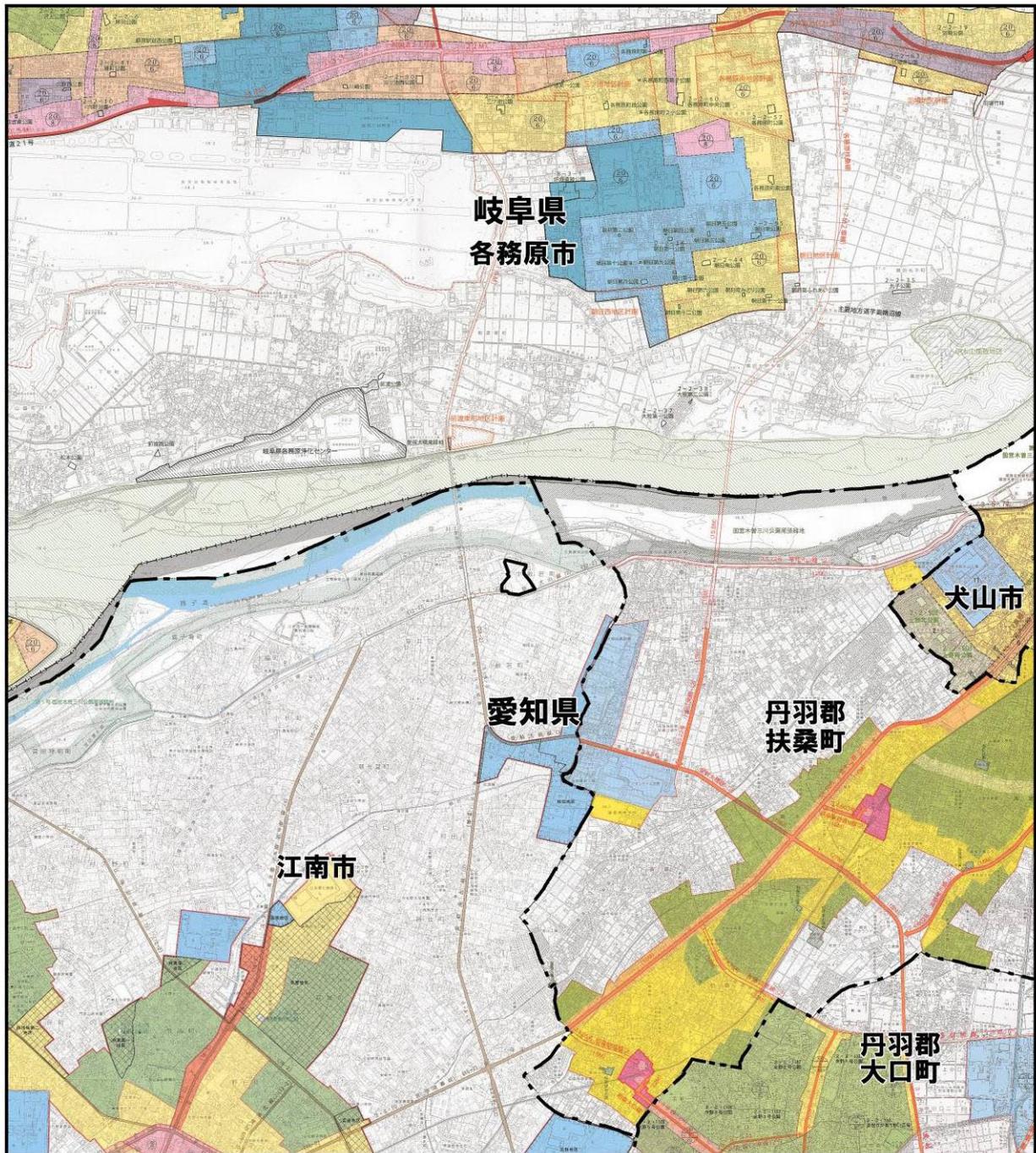
平成28年4月1日現在（愛知県）  
平成29年6月30日現在（岐阜県）

項目		県市町	愛知県				岐阜県
			江南市	犬山市	大口町	扶桑町	各務原市
都市計画区域 (ha)			3,020	7,490	1,361	1,119	8,781
市街化 区域	第一種低層 住居専用地域	面積 (ha)	28	140	-	-	352.3
		構成比 (%)	0.9	1.9	-	-	4.0
	第二種低層 住居専用地域	面積 (ha)	-	17	-	-	4.6
		構成比 (%)	-	0.2	-	-	0.1
	第一種中高層 住居専用地域	面積 (ha)	203	75	148	149	514.1
		構成比 (%)	6.7	1.0	10.9	13.3	5.9
	第二種中高層 住居専用地域	面積 (ha)	-	34	-	6	95.6
		構成比 (%)	-	0.5	-	0.5	1.1
	第一種住居地域	面積 (ha)	302	341	49	148	928.0
		構成比 (%)	10.0	4.6	3.6	13.2	10.6
	第二種住居地域	面積 (ha)	9	67	5	28	158.3
		構成比 (%)	0.3	0.9	0.4	2.5	1.8
	準住居地域	面積 (ha)	41	30	-	-	76.7
		構成比 (%)	1.4	0.4	-	-	0.9
	近隣商業地域	面積 (ha)	47	62	-	9	156.8
		構成比 (%)	1.6	0.8	-	0.8	1.8
	商業地域	面積 (ha)	25	52	-	-	50.3
		構成比 (%)	0.8	0.7	-	-	0.6
	準工業地域	面積 (ha)	-	47	-	-	76.3
		構成比 (%)	-	0.6	-	-	0.9
工業地域	面積 (ha)	80	64	88	65	263.7	
	構成比 (%)	2.6	0.9	6.5	5.8	3.0	
工業専用地域	面積 (ha)	-	128	-	-	195.6	
	構成比 (%)	-	1.7	-	-	2.2	
計	面積 (ha)	735	1,057	290	405	2,872.3	
	構成比 (%)	24.3	14.1	21.3	36.2	32.7	
市街化調整区域		面積 (ha)	2,285	6,433	1,071	714	5,908.7
		構成比 (%)	75.7	85.9	78.7	63.8	67.3

注) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典: 「平成29年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

「現行用途地域の割合」(岐阜県ホームページ)



凡例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境

出典：「尾張都市計画区 江南市都市計画図 1/10,000」  
 (平成 29 年 3 月 江南市)  
 「尾張都市計画区 犬山市都市計画図 1/15,000」  
 (平成 29 年 5 月 犬山市)  
 「尾張都市計画区 大口町都市計画図 1/10,000」  
 (平成 29 年 3 月 丹羽郡大口町)  
 「尾張都市計画区 扶桑町都市計画図 1/10,000」  
 (平成 29 年 3 月 丹羽郡扶桑町)  
 「各務原都市計画総括図 1/15,000」  
 (平成 29 年 6 月 各務原市)

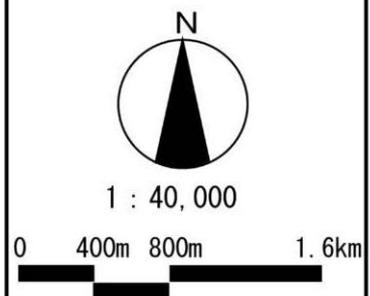


図 3.2.3(1) 都市計画図

凡 例

都市計画の種類	江南市	犬山市	大口町	扶桑町	各務原市
第一種低層住居専用地域		1 1-1			
第二種低層住居専用地域		2			
第一種中高層住居専用地域		3 3-1			
第二種中高層住居専用地域		4			
第一種住居地域		5			
第二種住居地域		6			
準住居地域		7			
近隣商業地域		8			
商業地域		9			
準工業地域		10			
工業地域		11			
工業専用地域		12			
市街化区域(界)					
都市計画道路					
都市計画道路(暫定供用)					
都市計画道路(供用区間)					
チャンネル					
防火地域					
準防火地域					
平成22年DID区域					
平成27年DID区域					
都市計画公園(都市公園を含む)					
地区計画					
その他の都市施設					
区画整理区域					
土地区画整理事業地区					
地区計画区域					
特別用途地区(特別工業地区)					
都市計画緑地					
特別緑地保全地区					
景観地区					
風致地区					
立体交差及び橋梁					
駅前広場					
第2号尾張広域緑道					
下水道施設					
汚物処理場					
ごみ焼却場					
市営斎場					

出典：「尾張都市計画区 江南市都市計画図 1/10,000」(平成29年3月 江南市)  
 「尾張都市計画区 犬山市都市計画図 1/15,000」(平成29年5月 犬山市)  
 「尾張都市計画区 大口町都市計画図 1/10,000」(平成29年3月 丹羽郡大口町)  
 「尾張都市計画区 扶桑町都市計画図 1/10,000」(平成29年3月 丹羽郡扶桑町)  
 「各務原都市計画総括図 1/15,000」(平成29年6月 各務原市)

図 3.2.3(2) 都市計画図(凡例)

### 3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 3.2.4.1 漁業権の状況

事業実施区域及びその周囲の河川における漁業権の設定状況については、事業実施区域北側を流れる木曾川の一部範囲において、第5種共同漁業権が設定されている。

なお、事業実施区域及びその周囲において、漁業権が設定されている地域はない。

#### 3.2.4.2 上水道の普及状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における上水道の普及状況は、表3.2.5に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の水道普及率は99.8%となっており、水源は木曾川である。

また、その他4市町の水道普及率については、犬山市は100.0%、大口町は99.8%、扶桑町は99.8%、各務原市は99.2%となっている。

なお、江南市及び周辺市町において、簡易水道は設けられていない。

表 3.2.5 上水道の普及状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

項目 区市町	①行政区域内 総人口（人）	現在給水人口（人）				普及率（%） ②/①×100	
		②総数	上水道	簡易水道	専用水道		
愛知県	江南市	98,200	98,005	92,204	-	(5,801) 5,801	99.8
	犬山市	74,006	74,006	73,778	-	(228) 228	100.0
	大口町	23,688	57,524	(33,888) 23,636	-	-	99.8
	扶桑町	33,945	-	<33,888> 33,888	-	-	99.8
岐阜県	各務原市	144,509	143,411	142,990	-	421	99.2

注1) 上水道欄の（ ）の数値は、他の市町村へ区域外給水している人口であり、< >の値は他の市町村等事業体からの区域外給水によって供給されている人口が再掲されたものである。

注2) 普及率欄の100.0%は、小数点第2位以下の四捨五入によるものであるため、一部未普及がある。

注3) 専用水道欄の（ ）の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。

出典：「愛知県の水道（水道年報）」（愛知県ホームページ）

「岐阜県における水道の概況」（岐阜県ホームページ）

### 3.2.4.3 地下水の利用状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における地下水の工業用水としての利用状況は表3.2.6に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の工業用水として利用されている井戸水の割合は、51.8%となっている。

また、その他4市町の工業用水として利用されている井戸水の割合については、犬山市は18.1%、大口町は87.5%、扶桑町は97.6%、各務原市は90.5%となっている。

なお、事業実施区域及びその周囲は「工業用水法」（昭和31年 法律第146号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 愛知県条例第7号）により地下水の採取が一部規制されている。

表 3.2.6 地下水の利用状況

平成29年6月1日現在

県市町	項目	工業用水		井戸水の割合 (%)
		一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	内井戸水(m <sup>3</sup> )	
愛知県	江南市	17,555	9,094	51.8
	犬山市	33,837	6,106	18.1
	大口町	67,19	5,878	87.5
	扶桑町	3,224	3,147	97.6
岐阜県	各務原市	37,782	34,179	90.5

出典：「平成29年工業統計調査結果（確報）」（愛知県ホームページ）  
「平成29年工業統計調査結果（確報）」（岐阜県ホームページ）

### 3.2.5 交通の状況

#### 3.2.5.1 道路交通の状況

事業実施区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、平成 27 年度における交通量調査結果は、表 3.2.7 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の主要な道路としては、一般県道浅井犬山線及び一般県道草井羽黒線等がある。

平成 27 年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である一般県道浅井犬山線（区間番号：61470）では、12 時間交通量は 8,348 台、大型車混入率は 7.4%となっている。また、最も交通量の多い一般国道 21 号（区間番号：10370）では、26,500 台、大型車混入率は 16.4%となっている。

表 3.2.7 事業実施区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

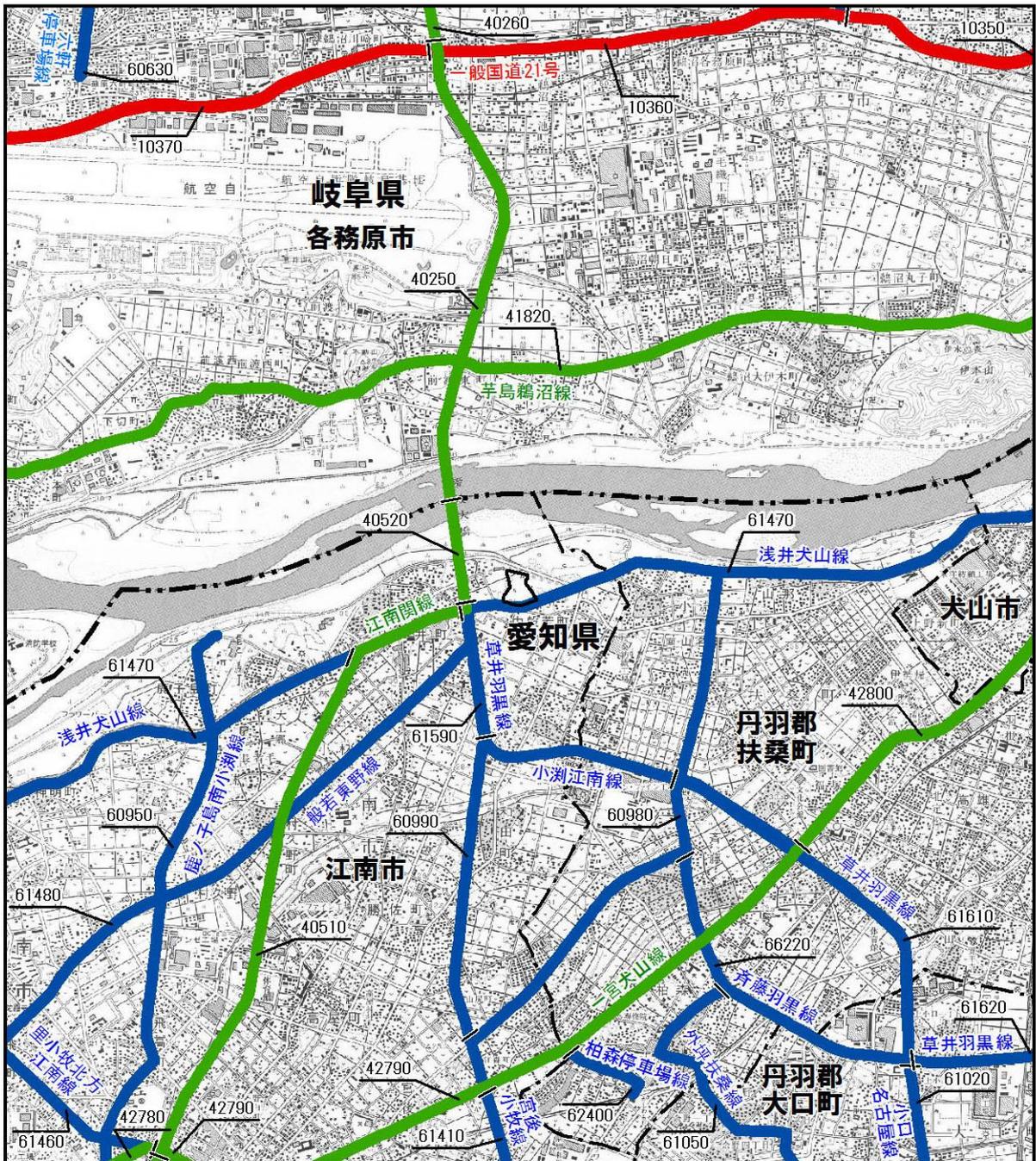
路線名	区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12 時間）			大型車混入率（%）	
			小型車	大型車	合計		
一般国道	21 号	10370	航空自衛隊岐阜基地前	22,143	4,357	26,500	16.4
	21 号	10360	鵜沼各務原町 1 丁目	21,615	2,836	24,451	11.6
	21 号	10350	鵜沼 IC 交差点	21,462	3,640	25,102	14.5
主要地方道	芋島鵜沼線	41820	各務原市前渡東町 8 丁目 106 番地先	7,443	1,082	8,525	12.7
	江南関線	40260	各務原市蘇原新生町 2 丁目 10 番地先	11,359	2,110	13,469	15.7
	江南関線	40250	愛岐大橋北	12,809	3,865	16,674	23.2
	江南関線	40520	江南市草井町宮東	12,081	2,911	14,992	19.4
	江南関線	40510	江南市村久野金森	6,797	828	7,625	10.9
	一宮犬山線	42780	江南市大字東野字鳥森	7,070	567	7,637	7.4
	一宮犬山線	42790	江南市江森町中	11,002	656	11,658	5.6
	一宮犬山線	42800	-	-	-	-	-
一般県道	浅井犬山線	61470	丹羽郡扶桑町山那字仲牧	7,731	617	8,348	7.4
	鹿ノ子島南小渕線	60950	江南市上奈良字久保	4,896	189	5,085	3.7
	里小牧北方江南線	61460	江南市宮田町字藤ノ森	9,973	872	10,845	8.0
	般若東野線	61480	江南市村久野富士塚	4,961	544	5,505	9.9
	小渕江南線	60990	江南市般若町南山	7,301	1,410	8,711	16.2
	外坪扶桑線	61050	丹羽郡大口町余野	1,440	48	1,488	3.2
	芥藤羽黒線	66220	丹羽郡大口町中小口 1 丁目地内	6,602	582	7,184	8.1
	小口名古屋線	61020	丹羽郡大口町中小口	6,778	1,638	8,416	19.5
	草井羽黒線	61590	-	-	-	-	-
	草井羽黒線	61610	-	-	-	-	-
	草井羽黒線	61620	丹羽郡大口町上小口 1 丁目	5,532	741	6,273	11.8
	小渕江南線	60980	丹羽郡扶桑町南山	5,180	223	5,403	4.1
	宮後小牧線	61410	丹羽郡扶桑町前野町	9,086	2,026	11,112	18.2
	柏森停車場線	62400	丹羽郡扶桑町柏森	2,694	84	2,778	3.0
	六軒停車場線	60630	-	5,451	215	5,666	3.8

注 1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注 2) 昼間 12 時間交通量とは、昼間（7：00～19：00）における交通量である。

注 3) 表中の「-」は、平成 27 年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。

出典：「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成 29 年 6 月 国土交通省）

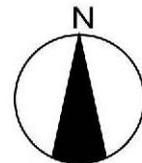


凡例

- |   |        |   |       |
|---|--------|---|-------|
|  | 事業実施区域 |  | 一般国道  |
|  | 県境     |  | 主要地方道 |
|  | 市町境    |  | 一般県道  |
|   |        |  | 区間番号  |

出典：「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）  
一般交通量調査」（国土交通省）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。



1 : 40,000



図 3.2.4 主要な道路の状況

### 3.2.5.2 鉄道の状況

事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8 (1)、(2) に示すとおりである。

事業実施区域最寄りの駅としては、事業実施区域南東側約 2.5km に名古屋鉄道犬山線の扶桑駅が存在する。扶桑駅の平成 25 年度における乗降人員は 1 日平均で 6,285 人となっている。

表 3.2.8(1) 事業実施区域周辺の主な駅別利用者数の状況（平成 28 年度）

路線名	駅名	総数(人)
東海旅客鉄道高山線 (JR 高山線)	蘇原	378,282
	各務ヶ原	160,846

出典：「各務原市の統計」（各務原市ホームページ）

表 3.2.8(2) 事業実施区域周辺の主な駅別利用者数の状況（平成 25 年度）

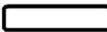
路線名	駅名	乗降人員(人)
名古屋鉄道各務原線 (名鉄各務原線)	六軒	2,553
	三柿野	4,915
	二十軒	914
	名電各務原駅	3,201
	苧ヶ瀬	726
	羽場	1,073
名古屋鉄道犬山線 (名鉄犬山線)	木津用水	2,009
	扶桑	6,285
	柏森	10,337

注) 乗降人員は、平成 25 年度における 1 日平均の値を示している。

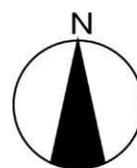
出典：「名鉄 120 年 近 20 年のあゆみ」（平成 26 年 名古屋鉄道株式会社）



凡例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  東海旅客鉄道高山線 (JR高山線)
-  名古屋鉄道各務原線 (名鉄各務原線)
-  名古屋鉄道犬山線 (名鉄犬山線)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。



1 : 40,000

0 400m 800m 1.6km

図 3.2.5 鉄道の状況

### 3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9(1)、(2)に、配置の状況は図 3.2.6(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南西側約 700mに位置する保育施設である「草井保育園」があげられる。

また、住宅の配置の状況について、最寄住居は事業実施区域南側、県道浅井犬山線を挟んで約 30mの位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の江南市草井町となっている。

表 3.2.9(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	県	市町	No.	施設名	住所
●小学校	愛知県	江南市	1	古知野東小学校	江南市宮後町船渡 58
			2	古知野北小学校	江南市和田町宮 145
			3	草井小学校	江南市小杖町長者毛西 1
			4	藤里小学校	江南市村久野町藤里 1
			5	門弟山小学校	江南市村久野町門弟山 272
		扶桑町	6	高雄小学校	扶桑町高雄北海道 61
			7	山名小学校	扶桑町南山名山神浦 152
			8	柏森小学校	扶桑町柏森丙寺裏 40
			9	扶桑東小学校	扶桑町高雄定松郷 58
	岐阜県	各務原市	10	稲羽東小学校	各務原市前渡西町 1393
			11	鶉沼第二小学校	各務原市鶉沼各務原町 2-260
			12	蘇原第二小学校	各務原市蘇原沢上町 1-19
			13	陵南小学校	各務原市鶉沼大伊木町 4-425
●中学校	愛知県	江南市	14	古知野中学校	江南市高屋町遠場 148
			15	北部中学校	江南市村久野町平松 245
		扶桑町	16	扶桑中学校	扶桑町柏森辻田 670
			17	扶桑北中学校	扶桑町高雄福塚 10
●高等学校	愛知県	江南市	18	古知野高等学校	江南市古知野町高瀬 1
			19	誠信高等学校	扶桑町斎藤本新須 1
		扶桑町	20	丹羽高等学校	扶桑町高雄柳前 95
	岐阜県	各務原市	21	岐阜各務野高等学校	各務原市鶉沼各務原町 8-7-2
●大学	愛知県	江南市	22	愛知江南短期大学	江南市高屋町大松原 172
			23	すみれ幼稚園	江南市飛高町夫見添 63
●幼稚園	愛知県	江南市	24	愛知江南短期大学附属幼稚園	江南市慈光堂町南 192
			扶桑町	25	扶桑幼稚園
	岐阜県	各務原市	26	合歓の木南幼稚園	各務原市鶉沼三ツ池町 5-208
●図書館	愛知県	扶桑町	27	扶桑町図書館	扶桑町大字高雄字福塚 183-1

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1)中の番号と対応する。

出典：「学校一覧」(愛知県ホームページ)

「私立小・中学校・中等教育学校」(愛知県ホームページ)

「私立高等学校」(愛知県ホームページ)

「愛知県内の大学」(愛知県ホームページ)

「私立幼稚園」(愛知県ホームページ)

「県内学校一覧」(岐阜県ホームページ)

「私立学校の振興に関すること」(岐阜県ホームページ)

「施設案内」(扶桑町ホームページ)

表 3.2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	県	市町	No.	施設名	住所	
◆ 病院・診療所	愛知県	江南市	1	愛知県厚生農業協同組合 連合会江南厚生病院	江南市高屋町大松原 137	
			2	やまだ産婦人科	江南市高屋町八幡 116	
	岐阜県	各務原市	3	小林内科	各務原市鵜沼羽場町 3 丁目 173	
			4	そはら赤座医院	各務原市蘇原旭町 1-96-3	
◆ 福祉施設	愛知県	江南市	特別養護老人ホーム			
			5	ふぁみりい憩苑	江南市小杵町林 125	
		扶桑町	6	医療法人真善会老人保健 施設ゆとり	扶桑町柏森字寺裏 47	
			7	扶桑苑	扶桑町大字山群字番所下 83-5	
			有料老人ホーム			
		江南市	8	コンフォート・ビラ藤華	江南市勝佐町本郷 175 番地	
			9	ライフケアレジデンス江 南	江南市前飛保町緑ヶ丘 6	
			10	ひだかの憩	江南市飛高町宮町 127 番地	
			11	ウィル・ケアライフ江南	江南市前飛保町栄 221	
			12	クラインガルテン江南	江南市草井町千代見 100	
			13	永遠の郷	扶桑町大字高雄字北東川 217	
		扶桑町	14	ライフケア扶桑	扶桑町南山名松葉 74-1	
			15	えんの里	扶桑町大字柏森字西前 281	
			有料老人ホーム			
		岐阜県	各務原市	16	シルバーハウスのぞみ	各務原市鵜沼朝日町 4-261
地域活動支援センター						
17	地域活動支援センター belief			各務原市鵜沼朝日町 2-3-10		
18	サーラほのぼの			各務原市前渡東町 2-54		
◆ 保育施設	愛知県	江南市	19	草井保育園	江南市草井町若草 57	
			20	小鹿保育園	江南市小杵町長者毛東 1	
			21	宮田東保育園	江南市宮田神明町栄 174	
			22	古知野北保育園	江南市勝佐町田代 137	
			23	古知野東保育園	江南市高屋町大師 72	
			24	古知野中保育園	江南市古知野町熱田 203	
			25	門弟山保育園	江南市村久野町門弟山 271	
		犬山市	26	上木子ども未来園	犬山市上野新町 289	
		扶桑町	27	柏森保育園	扶桑町柏森字辻田 399	
			28	山名保育園	扶桑町南山名字宮西 135	
			29	高雄保育園	扶桑町高雄字北東川 102	
			30	高雄西保育園	扶桑町高雄字堂子 151-1	
			31	高雄南保育園	扶桑町高雄字南屋敷 205	
			32	柏森南保育園	扶桑町柏森字中島 293-1	
		33	斉藤保育園	扶桑町丹羽郡扶桑町大字斎藤字県 149		
		岐阜県	各務原市	34	鵜沼西保育所	各務原市鵜沼各務原町 8 丁目 7-5
				35	認定こども園前宮保育園	各務原市前渡西町 1415
36	蘇原南保育所			各務原市蘇原六軒町 4 丁目 6-4		
37	蘇原西保育園			各務原市蘇原村雨町 2 丁目 33		

注1) 表中の番号は、図 3.2.6(2)中の番号と対応する。

注2) 病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。

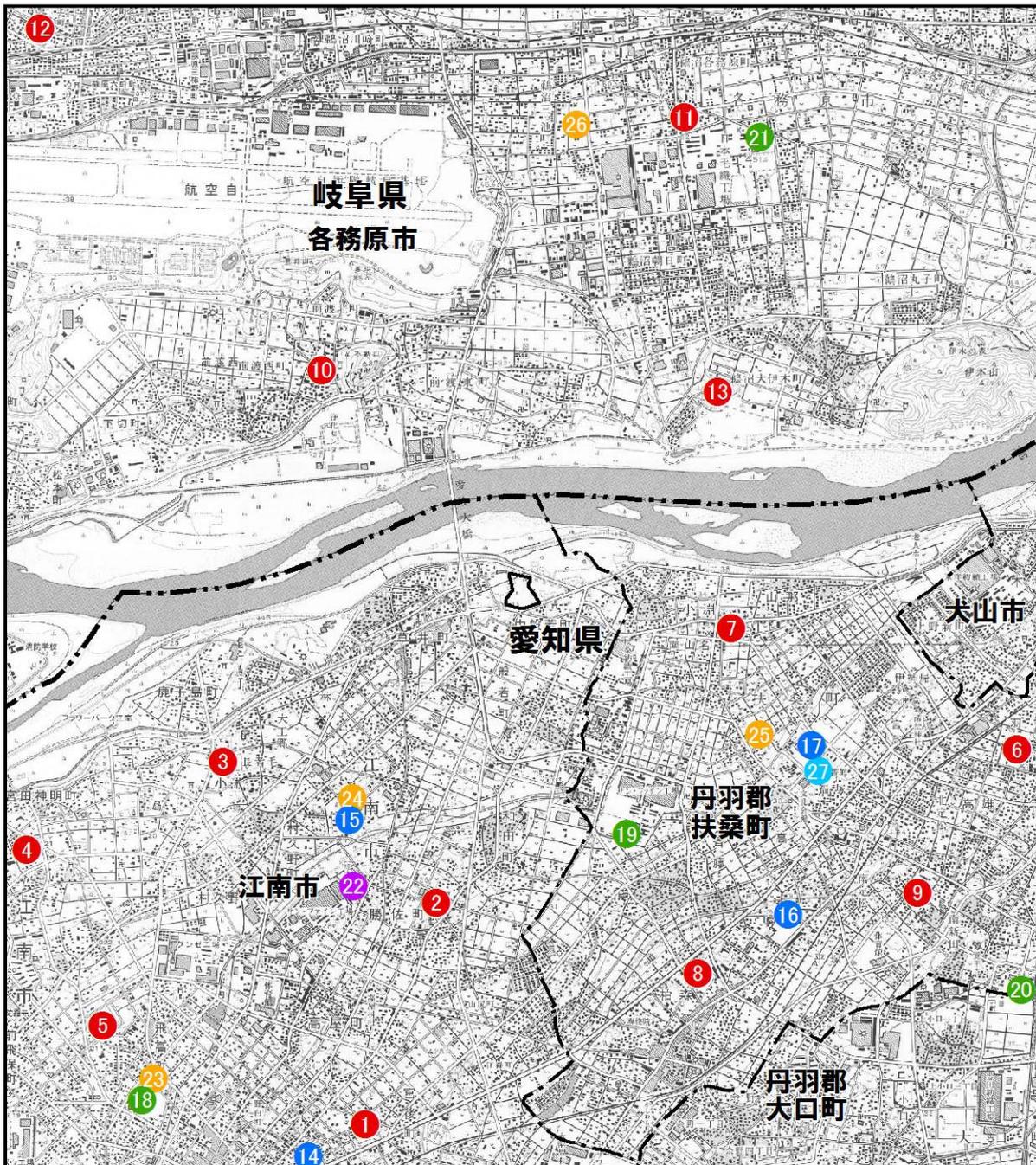
出典：「愛知県内の医療機関名簿について」（愛知県ホームページ）

「高齢者向け施設のご案内」（愛知県ホームページ）

「保育所一覧」（愛知県ホームページ）

「病院名簿」（岐阜県ホームページ）

「社会福祉施設等名簿」（岐阜県ホームページ）



凡例

- |  |   |   |
|--|---|---|
|  事業実施区域 |  小学校 |  大学  |
|  県境     |  中学校 |  幼稚園 |
|  市町境    |  高校  |  図書館 |

注) 図中の番号は、表 3.2.9(1)中の番号と対応する。

- 出典：「学校一覧」(愛知県ホームページ)  
「私立小・中学校・中等教育学校」(愛知県ホームページ)  
「私立高等学校」(愛知県ホームページ)  
「愛知県内の大学」(愛知県ホームページ)  
「私立幼稚園」(愛知県ホームページ)  
「県内学校一覧」(岐阜県ホームページ)  
「私立学校の振興に関すること」(岐阜県ホームページ)  
「施設案内」(扶桑町ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

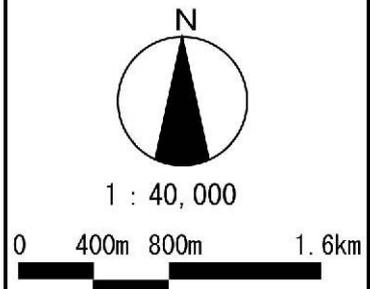


図 3.2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設 (教育施設)

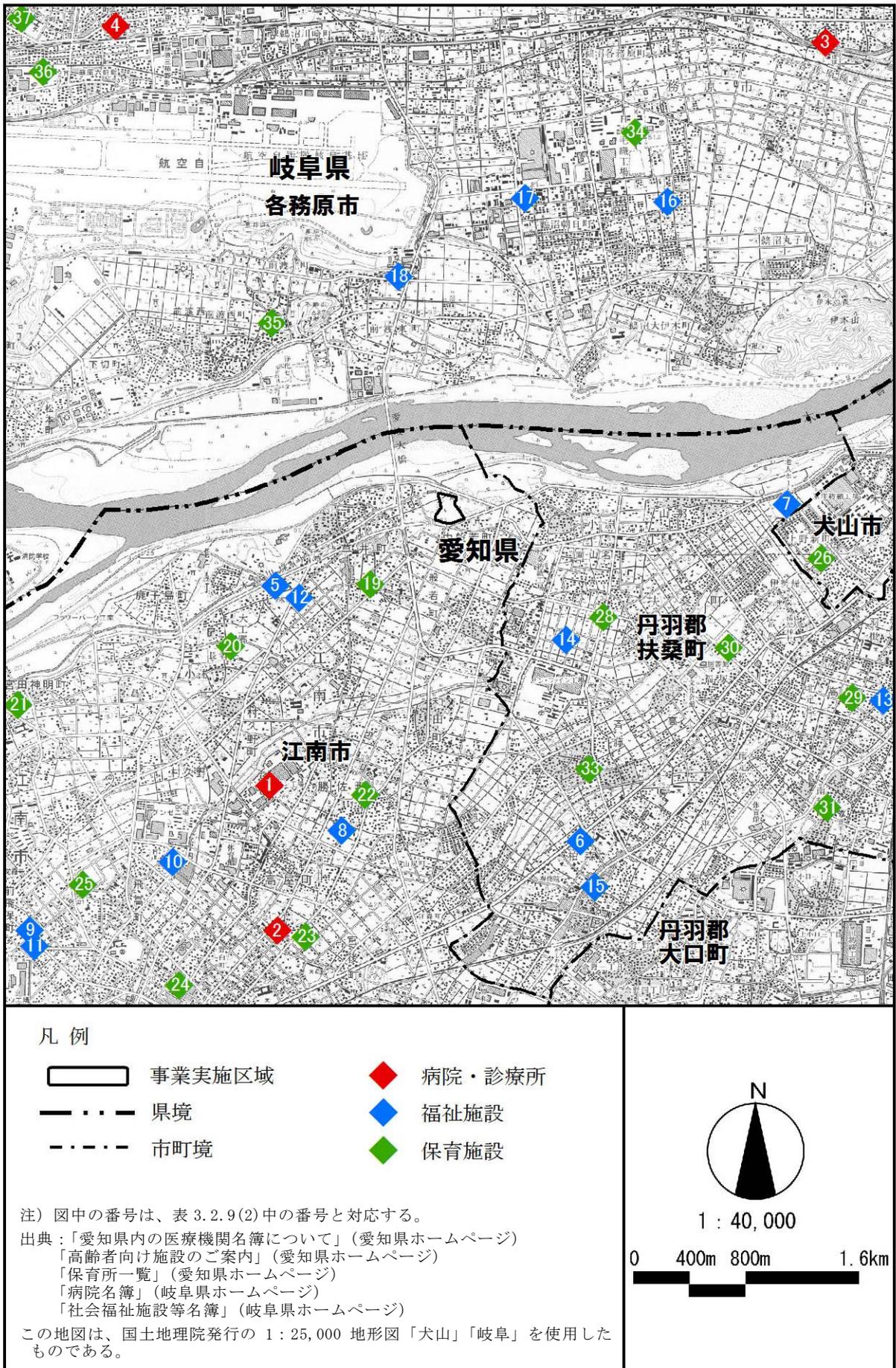


図 3.2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

### 3.2.7 下水道の整備の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における公共下水道の普及状況は、表3.2.10に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の下水道処理人口普及率は、32.1%となっている。

また、その他4市町の下水道処理人口普及率については、犬山市は66.6%、大口町は82.5%、扶桑町は37.1%、各務原市は80.4%となっている。

表 3.2.10 公共下水道普及状況

(愛知県：平成28年度)

(岐阜県：平成29年度)

県市町	項目	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率 (%)	下水道	
					下水道処理 人口 (人)	下水道処理 人口普及率 (%)
愛知県	江南市	100,915	73,160	72.5	32,360	32.1
	犬山市	74,509	62,543	83.9	49,626	66.6
	大口町	23,757	21,708	91.4	19,593	82.5
	扶桑町	34,599	20,347	58.8	12,840	37.1
岐阜県	各務原市	148,000	140,700	95.1	119,000	80.4

出典：「平成29年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

「岐阜県における平成29年度末の汚水処理人口普及状況について」(岐阜県ホームページ)

### 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 3.2.8.1 大気質

##### (1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律第105号)に基づく環境基準は、表3.2.11(1)～(4)に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域または場所については適用しない。

表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学 オキシダント (O <sub>x</sub> )
環境基準	1時間値の1日 平均値が 0.04ppm以下で あり、かつ、1 時間値が0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日 平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまでの ゾーン内又はそ れ以下であるこ と。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 であり、かつ、 1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。	1時間値が 0.06ppm以下で あること。
長期的 評価方法	年間にわたる1 日平均値である 測定値につき、 測定値の高い方 から2%の範囲 内にあるものを 除外した値が、 0.04ppm以下で あること。 ただし、1日平 均値が0.04ppm を超えた日が2 日以上連続しな いこと。	年間における1 日平均値のう ち、低い方から 98%に相当する 値が、0.06ppm 以下であるこ と。	年間にわたる1 日平均値である 測定値につき、 測定値の高い方 から2%の範囲 内にあるものを 除外した値が、 10ppm以下であ ること。 ただし、1日平 均値が10ppmを 超えた日が2日 以上連続しない こと。	年間にわたる1 日平均値である 測定値につき、 測定値の高い方 から2%の範囲 内にあるものを 除外した値が、 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。 ただし、1日平 均値が0.10mg/ m <sup>3</sup> を超えた日が 2日以上連続し ないこと。	年間を通じて、 1時間値が 0.06ppm以下で あること。 ただし、5時か ら20時の昼間時 間帯について評 価する。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年 環境庁告示第25号)  
「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年 環境庁告示第35号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年 環境庁告示第38号)

表 3.2.11(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であ ること。	年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であ ること。	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であ ること。
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年 環境庁告示第4号)  
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成13年 環境省告示第30号)  
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成30年 環境省告示第100号)

表 3.2.11(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名 項目	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
評価方法	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年 環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」

（平成21年 環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成11年 環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年 法律第97号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 愛知県条例第7号）（以下「県条例」という。）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

さらに、計画施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。江南市における排出基準（K値）は、表3.2.12に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時）

K：地域別に定める定数

He：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12 硫黄酸化物の排出基準（K値）

地域区分	区域	法			県条例	
		設置年月日			設置年月日	
		～ S 47. 1. 4	S 47. 1. 5 ～ S 49. 3. 31	S 49. 4. 1 ～	～ S 49. 9. 29	S 49. 9. 30 ～
法 51 号 県条例 3	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（一般国道 23 号以南を除く。）、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町及び飛島村（一般国道 23 号以南を除く。）	9.0			9.0	

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 政令第 329 号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 厚生省・通商産業省令第 1 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、事業実施区域が位置する江南市は指定地域には含まれていない。

c) 総排出量規制

事業実定区域が位置する江南市は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13 に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時)

W<sub>1</sub> : 昭和49年 9 月 29 日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

W<sub>2</sub> : 大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

Q'' : 昭和49年 9 月 30 日以降に設置される大气指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時)

a : 定数 (表3.2.13参照)

b : 定数 (表3.2.13参照)

R<sub>3</sub> : 定数 (江南市を含む尾張地域 = 1.0)

α S<sub>3</sub> : 定数 (= (0.298 - 0.024 log y<sub>2</sub>) / 100 )

$$y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$$

表 3.2.13 総排出量規制の定数（廃棄物焼却炉）

対象規模	大气指定工場等における大气指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 又は焼却能力 200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、焼却能力及び設置年月日による一般排出基準が、さらに「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年 愛知県条例第4号）では、施設の規模に応じた上乘せ基準が、それぞれ定められている。

なお、一般排出基準と上乘せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表3.2.14に示すとおりである。

表3.2.14 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	焼却能力 (t/時)	規模 (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	上乘せ基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )			
			設置年月日	設置年月日		0n (%)	
			S 48. 4. 1～	～H10. 6. 30	H10. 7. 1～		
廃棄物焼却炉	4以上	—	—	0.08	0.04	12	
	2以上4未満	—	—	0.15	0.08	12	
	2未満	—	—	0.25	0.15	12	
廃棄物 焼却炉	連続炉	—	4以上	0.10	—	—	0s
		—	1以上4未満	0.20	—	—	0s
		—	1未満	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

注1) この表に掲げるばいじんの量は、JIS Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

Cs : 測定時のばいじん量 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」(昭和48年 愛知県条例第4号)

③ 窒素酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表3.2.15に示すとおりである。

表3.2.15 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	0n (%)	排出基準 (ppm)		
			設置年月日		
			～S 52. 6. 17	S 52. 6. 18～ S 54. 8. 9	S 54. 8. 10～
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	12	300	250	250
	4未満		300	300	250

注) 窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)

b) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設にあたる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.16 に示すとおりである。

表 3.2.16 窒素酸化物に係る指導

指導対象工場・事業場	指導対象施設 (大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	廃棄物焼却炉 (火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が200kg/時以上)	<p>1. 表3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。</p>	<p>表3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。</p>

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成18年 愛知県）

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.17 に示すとおり定められている。

表 3.2.17 塩化水素の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	700

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup>N)

Cs : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup>N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号）

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18 に示すとおり定められている。

表 3.2.18 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )		換算酸素濃度 (%)
	新規	既存 <sup>注2)</sup>	
廃棄物焼却炉 <sup>注1)</sup>	30	50	12

注1) 火床面積  $2\text{ m}^2$ 以上又は焼却能力が  $200\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行日（平成30年4月1日）において設置されている施設（設置の工事が着工されているものを含む）を指す。

注3) 廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 水銀の量 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )

Cs : 排出ガス中の水銀の量 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号）

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19 に示すとおり定められている。

表 3.2.19 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

規模 (焼却能力 <sup>注1)</sup> )	排出基準 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ ) <sup>注2)</sup>			0n (%)
	設置年月日			
	～H9.12.1	H9.12.2～ H12.1.14	H12.1.15～	
4 t/時以上	1	0.1	0.1	12
2 t/時以上～4 t/時未満	5	1	1	
火格子面積 $2\text{ m}^2$ 以上又は 焼却能力 $0.2\text{ t}/\text{時}$ 以上 $2\text{ t}/\text{時}$ 未満	10	5	5	
上記以外	10	10	5	

注1) 火床面積  $0.5\text{ m}^2$ 以上又は焼却能力が  $50\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の量 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )

Cs : 測定時のダイオキシン類の量 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注3) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年 総理府令第67号）

(3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等

事業実施区域が位置する江南市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年 法律第70号）及び「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成22年8月 愛知県）に基づく対策地域となっている。

対策地域で適用される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び粒子状物質（PM）の排出基準は、表3.2.20に示すとおりである。また、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」では、対象自動車に対し、要請事項等が表3.2.21に示すとおり定められている。

表 3.2.20 窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車 種			排出基準
ディーゼル乗用車			NO <sub>x</sub> : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
バス・トラック等 (ディーゼル車・ ガソリン車・LPG車)	車両 総重量 区分	1.7t以下	NO <sub>x</sub> : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t超2.5t以下	NO <sub>x</sub> : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
		2.5t超3.5t以下	NO <sub>x</sub> : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
		3.5t超	NO <sub>x</sub> : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

出典：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」（平成4年 総理府令第53号）

表 3.2.21 対象自動車に対する取組内容等

対象自動車	対象者	取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車 (トラック、バン等)</li> <li>・乗合自動車 (バス、マイクロバス)</li> <li>・特種自動車 (人の輸送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く)</li> </ul>	対象自動車を運行する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車種規制非適合車の不使用</li> <li>・適合車ステッカーの表示</li> <li>・エコドライブの実践、推進</li> </ul>
	荷主等・旅行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物等の運送の委託や物品の購入等に際して、相手方に非適合車の不使用、エコドライブの実施を要請するとともに、非適合車不使用の確認</li> <li>・特定荷主等<sup>注1)</sup>及び特定旅行者<sup>注2)</sup>は非適合車不使用の要請状況・非適合車の確認状況を愛知県知事へ毎年報告</li> </ul>
	中継施設管理者 <sup>注3)</sup> 、対象自動車の販売・賃貸・整備業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非適合車の不使用についての周知</li> <li>・適合車ステッカーの表示についての周知</li> </ul>

注1) 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等（廃棄物を含む）を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万m<sup>2</sup>を超える事業所又は敷地面積が3万m<sup>2</sup>を超える事業所を有するもの。

注2) 対策地域内に営業所を有する第一種旅行者であって、他の者に委託して対策地域内で対象自動車を利用するもの。

注3) 対策地域内に存する中継施設（重要港湾、空港、鉄道の貨物駅、中央卸売市場）の管理者。

出典：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成22年 愛知県）

### 3.2.8.2 騒音

#### (1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表3.2.22(1)～(3)に示すとおり定められている。

事業実施区域は市街化調整区域に指定されており、B類型に該当する。

表3.2.22(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型		時間の区分	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型の設定に関する告示」（平成24年 江南市告示第26号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第34号）

表3.2.22(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表3-2.22(3)の基準による。

※地域の類型 A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域  
B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）  
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型の設定に関する告示」（平成24年 江南市告示第26号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第34号）

表3.2.22(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10 環境庁告示第64号）

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表3.2.23に示すとおりである。

事業実施区域は市街化調整区域に指定されており、第3種区域に該当する。

表3.2.23 特定工場等に係る騒音規制基準

単位：デシベル

地域の区分		時間の区分		
		昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～22時	夜間 22時～翌日6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	45	40	40
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域			
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域			
第3種区域	用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	60	55	50
	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	都市計画区域以外の地域	60	55	50

備考1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）、都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

備考2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（備考1.の適用を受ける区域は除く）。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和46年 愛知県告示第800号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年 愛知県規則第87号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成24年 江南市告示第29号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第34号）

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.24 に示すとおりである。

事業実施区域は、市街化調整区域であり、①地域の基準が適用される。

表 3.2.24 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	85 デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの 作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注 2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を 4 時間以上\*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注 3) 地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 厚生省・建設省告示第 1 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和 46 年 愛知県告示第 801 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成 24 年 江南市告示第 29 号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 犬山市告示第 34 号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.25 に示すとおり定められている。

表 3.2.25 自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区域区分		時間区分		道路に面する地域		幹線交通を担う 道路に近接する 空間
				1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	6時～22時	65	70	昼間 75  夜間 70
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	夜間	22時～翌日6時	55	65	
b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間	6時～22時	65	75	
	用途地域の定めのない地域 (市街化調整区域)	夜間	22時～翌日6時	55	70	
c	近隣商業地域 商業地域	昼間	6時～22時	75		
	準工業地域 工業地域	夜間	22時～翌日6時	70		

注1) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年 総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」

(平成12年 愛知県告示第312号)

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

(平成24年 江南市告示第29号)

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年 犬山市告示第34号)

### 3.2.8.3 振動

#### (1) 振動に係る規制基準

##### ① 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準が表 3.2.26 に示すとおり定められている。

事業実施区域は市街化調整区域であり、第 2 種区域に該当する。

表 3.2.26 特定工場等に係る振動規制基準

単位：デシベル

地域区分		時間区分	昼 間	夜 間
			7 時 ～ 20 時	20 時 ～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域		60	55
	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域		65	55
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60
	用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）			
	工業地域		70	65
	工業専用地域		75	70
	その他の地域		65	60

備考 1 工業地域又は工業専用地域内のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 2 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする（備考 1. の適用を受ける区域は除く）。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 環境庁告示第 90 号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和 52 年 愛知県告示第 1047 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 規則第 87 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成 24 年 江南市告示第 27 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準の設定」

（平成 24 年 犬山市告示第 35 号）

##### ② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準が、表 3.2.27 に示すとおり定められている。

事業実施区域は、市街化調整区域であり、①地域の基準が適用される。

表 3.2.27 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注 2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を 4 時間以上 \* 欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注 3) 地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定」（昭和 52 年 愛知県告示第 1048 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 規則第 87 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成 24 年 江南市告示第 27 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 犬山市告示第 35 号）

### ③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.2.28 に示すとおりである。

表 3.2.28 道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

地域区分		要請限度	
		昼間 7 時～20 時	夜間 20 時～翌日 7 時
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域	65	60
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
	田園住居地域		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
準住居地域			
第 2 種	近隣商業地域	70	65
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	用途地域の定められていない地域		

注) 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年 愛知県告示第 1049 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成 24 年 江南市告示第 27 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 犬山市告示第 35 号）

### 3.2.8.4 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年 法律第91号）の規制地域であり、事業実施区域が位置する江南市においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準は、表3.2.29に示すとおりである。

事業実施区域は市街化調整区域であり、第3種地域に該当する。

表 3.2.29 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

規制区分		敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
第1種地域	市街化区域（工業地域を除く）（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域）	臭気指数 12	規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値	臭気指数 28
第2種地域	第1種地域との緩衝地域（おおむね市街化区域に隣接する地域）及び工業地域	臭気指数 15		臭気指数 31
第3種地域	第1種地域、第2種地域以外の地域	臭気指数 18		臭気指数 34

注1) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数 10: ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 12~15: 気をつければ分かる臭気 (希釈倍率 16~32 倍)

臭気指数 18~21: らくに感知できる臭気 (希釈倍率 63~126 倍)

注2) 「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

・15m未満 指標: 臭気指数

大気拡散式: 流量を測定しない簡易な方法

・15m以上 指標: 臭気排出強度

大気拡散式: 建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典: 「悪臭防止法施行規則」（昭和47年 総理府令第39号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年 愛知県告示第378号）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に関する告示」（平成25年 江南市告示第1号）

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定」

（平成24年 犬山市告示第36号）

### 3.2.8.5 水質

#### (1) 水質汚濁に係る環境基準

##### ① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準を表 3.2.30 に示す。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.30 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示59号）

##### ② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2.31 に示すとおりである。

事業実施区域北側を流れる木曾川は、A類型及び生物B類型に指定されている。

表 3.2.31 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

項目 類型	利用目的の 適用性 <sup>注)</sup>	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考1 基準値は、日間平均値とする。

備考2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注)「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適用性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示59号）

③ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準を表 3.2.32 に示す。ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.32 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示68号）

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 一律排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年 法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設から排水がある場合には特定事業場となり、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.33 に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が50m<sup>3</sup>/日を超える場合には、表 3.2.34 に示すとおり、生活環境項目の排水基準が適用される。

なお、本事業においては、生活排水処理水（合併浄化槽処理水）及び雨水を除いて、無放流とする計画である。

表 3. 2. 33 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注)「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年 総理府令第35号）

表 3. 2. 34 排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度		海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均8mg/L）

注1)「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2)生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

注3)窒素含有量、リン含有量についての排水基準は、窒素又はリンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。（愛知県はほぼ全域が適用地域となっている。）

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年 総理府令第35号）

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出水の排出基準は、表 3. 2. 35 に示すとおりである。

表 3. 2. 35 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水）

特定施設種類	排出基準（ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> ）
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年 政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年 総理府令第67号）

② 総量規制基準

事業実施区域は「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m<sup>3</sup>/日以上の場合、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表 3.2.36 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

- L<sub>c</sub> : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)
- C<sub>c j</sub> : 表 3.2.36 に掲げる化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- C<sub>c i</sub> : 表 3.2.36 に掲げる化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- C<sub>c o</sub> : 表 3.2.36 に掲げる化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- Q<sub>c j</sub> : 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)
- Q<sub>c i</sub> : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。(単位 1日につき立方メートル)
- Q<sub>c o</sub> : 特定排出水の量 (Q<sub>c j</sub> 及び Q<sub>c i</sub> を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$L_n = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

- L<sub>n</sub> : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)
- C<sub>n i</sub> : 表 3.2.36 中に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- C<sub>n o</sub> : 表 3.2.36 中に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- Q<sub>n i</sub> : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)
- Q<sub>n</sub> : 特定排出水の量 (Q<sub>n i</sub> を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

○りん含有量に係る総量規制基準

$$L_p = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

- L<sub>p</sub> : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)
- C<sub>p i</sub> : 表 3.2.36 中に掲げるりん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- C<sub>p o</sub> : 表 3.2.36 中に掲げるりん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- Q<sub>p i</sub> : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)
- Q<sub>p o</sub> : 特定排出水の量 (Q<sub>p i</sub> を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

表 3.2.36 総量規制基準の定数

区分		化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
		C <sub>c j</sub>	C <sub>c i</sub>	C <sub>c o</sub>	C <sub>n i</sub>	C <sub>n o</sub>	C <sub>p i</sub>	C <sub>p o</sub>
ごみ処理業	日平均排水量 400m <sup>3</sup> 以上	30	30	30	20	25	1	1
	日平均排水量 400m <sup>3</sup> 未満						1.5	2.5
し尿浄化槽 <sup>注)</sup>		40	40	60	30	40	3	4

注) し尿浄化槽 (処理対象人員が200人以下のもの)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの。

出典 : 「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成29年 愛知県告示第286号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」(平成29年 愛知県告示第287号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」(平成29年 愛知県告示第288号)

③ 上乗せ基準

愛知県では「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準を定めている。

事業実施区域及びその周囲は木曾川水域に分類され、表3.2.37に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表 3.2.37 上乗せ排水基準（新設の工場又は事業場（木曾川水域））

項目		許容限度
鉛及びその化合物		鉛0.5mg/L
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
浮遊物質		30mg/L（日間平均20mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	2mg/L
	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

注) 新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年 愛知県条例第4号）

3.2.8.6 地盤、地下水及び土壌

(1) 地盤

事業実施区域が位置する江南市は、「県条例」による揚水規制の第2規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。揚水設備に係る許可の基準は、表3.2.38に示すとおりである。

表 3.2.38 揚水設備に係る許可の基準

項目	許可基準
ストレーナーの位置	地表面下10メートル以浅
揚水機の吐出口の断面積	6～19cm <sup>2</sup> （直径2.76～4.91cm）
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW以下
1日あたりの総揚水量	事業所総量は350m <sup>3</sup> 以下

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 愛知県条例第7号）

(2) 地下水及び土壌

① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.39 及び表 3.2.40 に示すとおり定められている。

表 3.2.39 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注5) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年 環境庁告示第10号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年 環境庁告示第68号)

表 3. 2. 40 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン <sup>注6)</sup>	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/gであること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注 3) 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成 3 年環境庁告示第 46 号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

注 5) ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 6) 土壌汚染対策法施行令の改正により、平成 31 年 4 月 1 日より「1, 2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の和)」として規制される。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 環境庁告示第 46 号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 環境庁告示第 68 号)

## ② 土壤汚染対策法及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

「土壤汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の形質の変更が行われる土地、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壤汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

### 「土壤汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン<sup>注)</sup>、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

注) 土壤汚染対策法施行令の改正により、平成31年4月1日より「1,2-ジクロロエチレン（シス体とトランス体の和）」として規制される。

また、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和45年 法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壤汚染対策地域として指定し、農用地土壤汚染対策計画を策定することが定められている。

### 「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

事業実施区域は、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

## ③ 土壤汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壤汚染等の有無を判断する基準である土壤汚染等対策基準が、表3.2.41に示すとおり定められている。

表 3.2.41 土壌汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—	0.03mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 条例第7号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年 規則第87号）

### 3.2.8.7 日照阻害

「建築基準法」（昭和25年 法律201号）及び「愛知県建築基準条例」（昭和39年 愛知県条例第49号）では、表3.2.42に示すとおり、「都市計画法」の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

事業実施区域は市街化調整区域であり、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」の適用を受ける。

表 3.2.42 建築基準法に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面高さ	容積率	日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	80%以下	3時間	2時間
			100%以上	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	150%以下	3時間	2時間
			200%以上	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%	4時間	2.5時間
			300%以上	5時間	3時間
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%	5時間	2.5時間
用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域)	高さが10mを超える建築物	4m	200%以下	4時間	2.5時間

出典：「建築基準法」（昭和25年 法律第201号）

「愛知県建築基準条例」（昭和39年 愛知県条例第49号）

### 3.2.8.8 その他の関係法令に基づく指定状況

事業実施区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表 3.2.43 に示すとおりである。

表 3.2.43 その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			事業実施 想定区域	事業実施 想定区域周辺
土地利用 関連	都市計画法	風致地区	該当なし	該当なし
	都市緑地保全法	緑地保全地域	該当なし	該当なし
	生産緑地法	生産緑地地区	該当なし	該当なし
	農地法	農地	該当あり	該当あり
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	該当あり	該当あり
	森林法	国有林、民有林、保安林	該当なし	該当なし
	道路法	認定道路	該当あり	該当あり
	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区	該当なし	該当なし
	都市区画整備法	土地区画整理事業の施行地区	該当なし	該当なし
	航空法	制限表面	該当あり	該当あり
	港湾法	港湾区域及び港湾隣接地域	該当なし	該当なし
自然環境 保全 関連	自然公園法	国立公園及び国定公園の特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域	該当なし	該当なし
	都市公園法	都市公園	該当なし	該当あり
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち、特別保護地区及び特別保護指定区域	該当なし	該当なし
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹及び保存樹林	該当なし	該当なし
	江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	保全地区及び保存樹林	該当あり	該当あり
	景観法	景観計画区域、景観地区、準景観地区	該当なし	該当なし
防災 関連	河川法	河川区域	該当なし	該当あり
		河川保全区域	該当あり	該当あり
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	該当なし	該当なし
	砂防法	砂防指定地	該当なし	該当なし
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当なし
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	該当なし	該当なし

#### (1) 農地法

農地とは、「農地法」(昭和 27 年 法律第 229 号)に基づき、耕作の目的に供される土地のことを指しており、事業実施区域には農地が存在している。そのため、事業の実施に際し、農地転用の手続きが必要となっている。

#### (2) 農業振興地域の整備に関する法律

愛知県では、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 法律第 58 号)に基づき、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的利用に寄与するために、長期にわたり農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を定め、その地域に農業公共投資等の施策を重点的に実施している。

事業実施区域の一部は、農業振興地域に指定されており、事業の実施に際しては、農業振興地域の指定の解除手続きが必要となっている。

#### (3) 道路法

認定道路とは、「道路法」(昭和 27 年 法律第 180 号)が適用される都道府県道や区市町村道を指し、道路法に規定する路線の認定、区域の決定、供用の開始を経た道路のことである。

事業実施区域内には認定道路が存在しており、事業の実施に際しては、道路の廃止等の手続きが必要となっている。

#### (4) 航空法

事業実施区域北西側約 3 km には、航空自衛隊岐阜基地岐阜飛行場が存在している。航空機が安全に離着陸・飛行するために空港周辺の上空に障害物がない状態にしておく必要があるため、「航空法」(昭和 27 年 法律第 231 号)により、空港周辺の一定の範囲で高さ制限(制限表面(水平表面))が設定されている。この制限を超える高さの建物等を設置することは原則として禁止されている。

岐阜飛行場においても、制限表面として「進入表面」「転移表面」「水平表面」が設定されており、制限を超える高さの建物等を建てることはできないこととなっている。

事業実施区域は、岐阜飛行場の制限表面(水平表面)の範囲内に存在しており、建物等の高さ制限を受ける。

#### (5) 江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

江南市では、自然環境の保全を図り、併せて、市、市民及び事業者が一体となって、自然を愛し緑化を推進することにより、健康で清潔なまちづくりに資することを目的として、「江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 49 年 条例第 33 号)が制定されている。

本条例では、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める地区又は樹木を所有者の承諾を得て、保全地区又は保存樹木(以下「保全地区等」という。)に指定することができる。

事業実施区域の一部は、保全地区等に指定されており、事業の実施に際しては伐採等の届出の手続きが必要となっている。

(6) 河川法

河川の堤防、樋管等の河川管理施設の安全を確保するため、河川区域に隣接する一定の区域が河川保全区域として定められている。

河川保全区域内で掘削など土地の形状を変更する行為、住宅などの工作物を新築または改築を行う際には、通常の建築の手続きの他に、河川管理者の許可が必要な場合がある。

事業実施区域の一部は、河川保全区域に指定されている。

### 3.2.8.9 環境基本計画等

#### (1) 第4次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成26年5月に「第4次愛知県環境基本計画」が策定されている。

#### <計画の位置付け及び計画の期間>

- ・愛知県のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が地域づくりに取り組むための指針である「あいちビジョン2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画である。
- ・環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
- ・平成42年（2030年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成32年度（2020年度）までに取り組むべき施策の方向を示す。

「第4次愛知県環境基本計画」における計画の目標は、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』の実現」としている。

また、目標実現のために、以下の「3つのあいち」づくりを目指すこととしている。

#### <目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり>

##### ① 環境と経済の調和のとれたあいち

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

##### ② 安全で快適に暮らせるあいち

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。

##### ③ 県民みんなが行動するあいち

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

さらに、目標の実現に向けた環境施策展開の考え方として、次の取組みを示している。

<目標の実現に向けた環境施策展開の考え方>

a 「安全・安心の確保」を最優先

- ・環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であることから、県民の健康や生命の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組む。

b 分野横断的・総合的な施策の展開

- ・各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とする。
- ・これらの取組分野は個別に対応するだけでなく、施策の効果を最大限に発揮できるよう、分野間での連携を図りながら展開していく。

c 環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進

- ・県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう、「人づくり」に取り組む。

d 多様な主体間の連携・協働による施策の展開

- ・県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていく。

(2) 改訂版第二次江南市環境基本計画

「第二次江南市環境基本計画」は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成 24 年 3 月に策定された。

その後、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応することから、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、環境の現況及び進捗状況を踏まえた計画の見直しが必要となり、平成 29 年 3 月、新たに「改訂版第二次江南市環境基本計画」が策定しており、表 3.2.44 に示すとおりである。

本計画では、望ましい環境像として“みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市”を掲げ、その実現に向けて「Ⅰ地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」、「Ⅱさわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」、「Ⅲごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」、「Ⅳ青い地球を次の世代につなぐまち」の 4 つの環境目標を定めている。

なお、本計画では、平成 33 年度を目標年度としている。

表 3.2.44 「改訂版第二次江南市環境基本計画」の目標と施策

望ましい環境像	環境目標	基本的取り組み
みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市	Ⅰ 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち	1 市民参加の推進と情報の共有化 目標：市民一人ひとりが環境保全に取り組みます 2 環境教育と環境啓発の推進 目標：市民がお互いに学び合う体制をつくります 3 環境保全活動の支援と育成 目標：市民、事業者の環境活動を活発にします
	Ⅱ さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	1 生活環境に対するマナーの強化 目標：生活環境に関する苦情の件数を減らします 2 公害防止対策の推進 目標：環境基準を達成し、公害を防止します 3 水辺と緑の整備 目標：公園施設等に対する満足度を高めます
	Ⅲ ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	1 ごみ減量化の推進 目標：4 R を合言葉に市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を削減します 2 資源の循環利用の促進 目標：資源のリサイクルに努めます 3 ごみの適正な処理 目標：不法投棄を防止します
	Ⅳ 青い地球を次の世代につなぐまち	1 低炭素社会に向けた活動の実践 目標：エネルギー使用量を減らします 2 新エネルギー、省エネ設備の普及促進 目標：新エネルギー、省エネ設備の導入を進めます 3 公共交通の充実と利用促進 目標：公共交通機関の利用を促進します

出典：「改訂版第二次江南市環境基本計画（概要版）」（平成29年3月 江南市）

### (3) 第5次犬山市総合計画改訂版

犬山市では、平成34年度を目標年度として平成23年度に「第5次犬山市総合計画」が策定されている。

その後、計画が中間地点を迎えたことを受け、計画期間残り6年間において犬山市にとって必要な施策事業を見極めるため、平成28年度に内容の見直しが行われ、「第5次犬山市総合計画改訂版」が策定されている。

本計画では、「人が輝き 地域と活きる“わ”のまち 犬山」を目指すまちの姿とし、まちづくりを推進する上での決意として10の“まちづくり宣言”を定め、それに対応した環境施策と重点的な取組みを掲げており、環境に係る施策については「宣言7 環境と調和したまちをつくります」において取りまとめられている。

その概要は、表3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45 「第 5 次犬山市総合計画改訂版」における環境に係る施策等の概要

まちづくり宣言	基本施策	目標指標	施策の展開方向	重点事業	
環境と調和したまちをつくりまします	自然環境	1 自然環境の保全と活用	◇自然環境が、大切に保全されていると感じている市民の割合 ◇外来魚駆除実施回数	①里山の実態把握 ②希少動植物の保護の推進 ③自然環境の活用	外来魚駆除事業
		2 里山文化の育成	◇環境学習・人材育成講座などの開催	①犬山里山学センターの機能充実 ②自然資源のネットワーク化 ③里山を守る市民活動の活性化	里山保全活動・活性化事業
	公園緑地・緑化	1 公園の整備・管理	◇新しく整備する公園の数 ◇点検による遊具などの修繕率	①公園の整備推進 ②市民協働の維持管理 ③安全で利用しやすい公園づくり	公園施設長寿命化計画策定事業
		2 水と緑のネットワークの形成	◇ウォーキングトレイル事業整備率 ◇緑道整備率（犬山地区内）	①河川堤防を利用した遊歩道の整備 ②拠点緑の保全・育成	さくらねっと・うおーく事業
		3 緑の創造と緑化の推進	◇民有地緑化の推進	①街路樹の整備・保全 ②民有地の緑化推進	—
	環境衛生	1 環境の保全と美化	◇クリーンタウン犬山推進事業の参加者 ◇アダプトプログラムの参加団体	①不法投棄の発生抑制 ②地域力を活かした生活環境の保全	—
		2 地球環境保全の対策	◇環境フェアなどの地球環境に関するイベントに参加した市民	①地球環境問題の意識向上 ②地球温暖化対策地域推進計画の検討 ③再生可能エネルギーの推進	環境イベント・講座開催事業
		3 公害対策の推進	◇公害防止協定の締結事業所数 ◇環境調査結果で基準を満たしている割合 ◇公害苦情申し立て件数	①発生源対策の推進 ②協定推進と内容の充実 ③公害監視体制整備と意識の高揚	—
		4 し尿・生活排水の適正処理	◇合併浄化槽の普及率	①水環境の保全 ②浄化槽の適切な維持管理の推進 ③浄化槽設置補助制度の周知	—
	循環型社会	1 ごみの適正処理	◇美化センターへ搬入されるごみの量	①新ごみ処理施設の整備推進 ②現有施設適正な管理運営 ③事業者への普及啓発	尾張北部地域ごみ焼却処理広域化事業
		2 ごみの減量化とリサイクル	◇市民 1 人当たりの家庭系可燃ごみ排出量 ◇資源物のリサイクル率	①ごみ問題への理解の向上 ②リサイクル事情の周知徹底 ③ごみの減量化とリサイクルの推進	—

出典：「第 5 次犬山市総合計画改訂版」（平成 29 年 3 月 犬山市）

(4) 扶桑町環境基本計画

扶桑町では、平成 36 年度を目標年度として平成 22 年度に「扶桑町環境基本計画」が策定されている。

本計画は、町、町民、事業者及び滞在者が協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、持続的な発展と人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな社会環境を実現するため、環境政策の方向と取組みの枠組みを明らかにすることを目的としている。

本計画において掲げられている施策分野ごとの施策目標と基本施策は、表 3.2.46 に示すとおりである。

表3.2.46 「扶桑町環境基本計画」の施策目標と基本施策

施策分野	施策目標	基本施策
共通基盤	①町民全体の活動を広める	・町政への町民参加と町民環境活動の推進 ・広域的連携・交流の推進
	②学びを豊かにする	・参加・体験型の学びの推進 ・積極的な環境情報の収集・発信
健康影響	①大気環境・音環境を守る	・自動車による排気ガス・騒音抑制対策の推進 ・公害の測定・監視・指導の推進
	②環境リスク対策を進める	・環境リスク対策の推進
快適なまち空間	①まちに潤いを増やす	・公共的空間の整備充実 ・公共的空間の町民による美化・潤いの向上 ・歴史的・文化的遺産の保護・活用
	②交通環境を良くする	・公共交通機関の利用促進 ・徒歩・自転車の快適性の向上
自然とのつきあい	①積極的に自然を守る	・自然環境の状況把握の推進 ・育みたい自然環境の選定と保全の推進 ・開発調整・自然環境保全の組織体制の確立
	②自然に親しみ学ぶ	・自然に親しみ学ぶことのできる場の整備・充実 ・自然に親しみ学ぶプログラム・人材の充実
大地と緑	①農地・樹木を保全する	・農地や樹木の計画的な保全 ・エコファーマーの推進 ・地場産業的農地の維持管理の推進
	②まちなかの緑をつなぐ	・緑がつながるまちの創出 ・気候・風土、生き物の生息環境にあった緑の創出
水と水辺	①水と水辺を守り創る	・河川・農業用水の多自然化・親水化の推進 ・地下水及び水質源などの保全
	②水をきれいにする	・下水道の整備と浄化槽の適正な維持管理の推進 ・水質浄化への意識啓発
総合環境配慮	①総合的な環境配慮の仕組みをつくる	・家庭・事業所における仕組みづくり ・行政組織における仕組みづくり
	②地域から地球を守る	・地球温暖化防止対策の推進 ・その他の地球環境問題への対応
廃棄物	①ごみの発生を減らす	・買い物時の対策の推進 ・ものを大切に使うことの推進 ・ごみに対する責任を高めることの推進
	②リサイクル・適正処理を進める	・多面的なリサイクルルートの充実 ・ごみの適正処理の推進
資源・エネルギーと地球温暖化防止対策	①資源の浪費を抑える	・省資源・省エネルギーの推進
	②地球の自然環境を活かす	・自然エネルギーの導入推進 ・雨水・地下水の有効利用促進
	③地球温暖化防止対策	・自然エネルギーの導入と緑化の促進

出典：「扶桑町環境基本計画」（平成 22 年 3 月 扶桑町）

(5) 第7次大口町総合計画

大口町では、平成37年度を目標年度として平成28年度に「第7次大口町総合計画」が策定されている。

本計画では、“輝く水と緑 元気な暮らし広がる 自治のまち おおぐち”をまちの将来像とし、“みんなで進める自立と共助のまちづくり”の基本理念のもと、「安全」、「協働」、「共生」、「公平」、「発展」、「効率」の6つのまちづくりの尺度を設定している。

本計画の中には、分野別の計画として第5章に「未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する」を将来像として、環境保全に対する施策が記載されている。

環境保全に係る施策等の概要は、表3.2.47に示すとおりである。

表3.2.47 「第7次大口町総合計画」における環境保全に係る施策等の概要

まちの将来像	基本施策	単位施策	個別施策
未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する	1 環境負荷の少ない地域社会の形成	(1) 環境意識の向上	①環境学習の推進
			②環境意識の向上につながる情報の提供
		(2) 地球温暖化防止の推進	①町の地球温暖化対策率先行動の推進
			②地球温暖化対策の地域等への普及
			③新エネルギーの導入支援
	(3) 身近な生物多様性の保全・再生		
	(4) 公害対策の推進	①公害防止対策の推進	
		②環境測定・監視等の実施	
	(5) 環境衛生の推進	①環境美化の促進	
		②空き地等の適正管理の促進	
		③狂犬病予防対策・スズメバチ類駆除に対する補助の継続実施	
	2 廃棄物・リサイクル	(1) ごみの減量化・資源化	①3R推進に関する意識啓発
			②事業所におけるごみの減量化・資源化
			③リサイクル拠点の充実
			④生ごみの堆肥化等の推進
	(2) 廃棄物の適正処理	①廃棄物不法投棄対策の推進	
		②ごみ処理施設の整備	
		③し尿処理施設の整備	
	3 水辺環境の整備・活用	(1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備	①五条川の保全・整備
			②五条川桜並木の保全・再生
③五条川沿いの散策環境の充実			
(2) 巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全・活用			
(3) 水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進	①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援		
	②水辺の環境教育の推進		
4 公園・緑地と景観	(1) 公園・緑地の整備	①新たな公園等の整備	
		②既存の公園等の魅力化	
	(2) 公園・緑地の維持・管理	①計画的な施設の更新と維持管理の推進	
		②住民参加による公園等の維持・管理	
(3) 緑の保全・育成	①既存の緑の保全		
	②公共施設の緑化推進		
	③民有地の緑化促進		
(4) 屋外広告物の適正化			

出典：「第7次大口町総合計画」（平成28年5月 大口町）

(6) 第5次岐阜県環境基本計画

岐阜県では、「岐阜県環境基本条例」（平成7年 岐阜県条例第9号）に基づき、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次岐阜県環境基本計画」が策定されており、その施策等は表3.2.48に示すとおりである。

最近では、自然環境の悪化や地球温暖化の影響と考えられる自然災害への懸念が高まっており、こうした新たな課題や社会動向の変化などに対応し、豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針となる本計画が平成28年度に策定された。

表3.2.48 「第5次岐阜県環境基本計画」の施策等

基本理念	基本目標	基本方針
新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり	・基本目標Ⅰ 環境に配慮する持続可能な仕組みを創る  ・基本目標Ⅱ 豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる	1. 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり (1) 環境に配慮した自主的行動の促進 (2) 環境社会を担う人材の育成 (3) 活動主体の連携と協働の推進
		2. 地球温暖化を防止する (1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進 (2) 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進 (3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用 (4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透
		3. 資源が循環される会社を築く (1) 廃棄物の抑制 (2) 廃棄物の適正処理の推進 (3) 再資源化の促進
		4. ふるさとの自然を守り共生する (1) 豊かな自然環境の保全 (2) 野生鳥獣被害への総合的な対策 (3) 自然とのふれあいと活用
		5. 安全で健やかな生活環境で暮らす (1) 良好な生活環境の保全 (2) 自然災害に強い県土の整備 (3) 美しい景観の保全と創出

出典：「第5次岐阜県環境基本計画」（平成28年3月 岐阜県）

(7) 第2次各務原市環境基本計画

各務原市では、平成29年度に「各務原市環境基本計画」の期間が満了したことから、これまでの取組を引き継ぐとともに、国の動きや新たな課題等に対応するため、平成30年に「第2次各務原市環境基本計画」が策定されており、その施策等は表3.2.49に示すとおりである。

本計画は、将来においても各務原市が住みよい環境を形成していくため、市民、事業者、行政の各主体が相互に連携し、それぞれの責務・役割を明らかにするとともに、各主体が協力し、一体となって各務原市の環境づくりに取り組んでいくための方向性を定めたものである。

表 3.2.49 「第2次各務原市環境基本計画」の施策等

基本理念	基本方針	行動目標
みんな で未来 につな げる美 しい各 務原	方針A 環境を考え行動する人づくり	A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう A2 大人が環境について学べる機会をつくろう A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう
	方針B 資源を大切に暮らすまちづくり	B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース） B2 製品の再使用を促進しよう（リユース） B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル） B4 適切にごみを排出しよう
	方針C 自然と共生するまちづくり	C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう C2 地球温暖化防止を推進しよう C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

出典：「第2次各務原市環境基本計画」（2018（平成30）年3月 各務原市）

### 3.2.8.10 地球温暖化防止に関する取組状況

#### (1) あいち地球温暖化防止戦略 2030

「あいち地球温暖化防止戦略 2030」（平成 30 年 2 月）では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030 年度における県内からの温室効果ガス削減量を、2013 年度比で 26% 削減という目標をかかげている。

温室効果ガス削減に向け、「県民、事業者、市町村などすべての主体による積極的な取組」、「強みや地域資源を最大限に生かした愛知らしい取組」、「関係部局と連携しあらゆる施策の実施」という 3 つの視点に基づいた取組（緩和策）により、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」の推進を図ることとしている。

緩和策の施策体制は、表 3.2.50(1)、(2)に示すとおりである。

表 3.2.50(1) 「あいち地球温暖化防止戦略 2030」における緩和策の施策体制

取組分野	施策の方向性と具体的取組
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「COOL CHOICE」と連動した県民運動の展開</li> <li>・家庭向け省エネ診断などによる「見える化」と「気づき」を通じた実践行動の促進</li> <li>・企業や市町村等と連携したクールシェアなどの取組の推進</li> </ul> </li> <li>■家庭のエネルギー消費を削減する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗による家電等の省エネ情報提供の促進</li> </ul> </li> <li>■環境に配慮した住宅を普及する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ・創エネ・蓄エネ設備の導入による「スマートハウス化」の促進</li> <li>・既設住宅の高断熱化の促進</li> </ul> </li> </ul>
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の自主取組促進に向けた「地球温暖化対策計画書制度」の充実</li> </ul> </li> <li>■中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業を対象とした総合的な支援</li> <li>・環境負荷低減設備の導入に対する低利融資</li> </ul> </li> <li>■環境に配慮した建築物を普及する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県建築物環境配慮制度」の効果的運用</li> </ul> </li> <li>■低炭素型の技術・製品・サービスの供給を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究や事業化支援などによる次世代自動車産業や環境・エネルギー産業の振興</li> <li>・顕彰制度による優れた製品等の発掘・普及</li> </ul> </li> <li>■農林水産業の省エネ化を促進する</li> <li>■行政による率先取組を推進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設の照明のLED化などの率先行動</li> </ul> </li> </ul>

出典：『あいち地球温暖化防止戦略2030』の概要（愛知県ホームページ）

表3.2.50(2) 「あいち地球温暖化防止戦略2030」における緩和策の施策体制

取組分野		施策の方向性と具体的取組
3 地域環境の低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する</li> <li>■自動車使用に伴う環境負荷を低減する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入補助や課税免除などによる次世代自動車の普及拡大</li> <li>・関連団体等と連携したエコドライブの普及</li> </ul> </li> </ul>
	3-2 「地域」における低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境負荷の小さな都市づくりを推進する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村による都市づくりに対する支援</li> </ul> </li> </ul>
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■太陽エネルギーの恵みを有効活用する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電・太陽熱利用施設の普及拡大</li> </ul> </li> <li>■未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力やバイオマスなど地域資源の活用</li> <li>・未利用資源を活用した地域循環圏の形成</li> </ul> </li> <li>■水素社会の実現に向けた取組を推進する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネを活用して低炭素水素を製造・供給する「低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大</li> </ul> </li> <li>■環境・新エネ分野の産業振興を推進する</li> </ul>
4 その他の温室効果ガスの削減対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物の排出量や処分量を抑制する</li> <li>■廃棄物を資源として活用する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した循環ビジネスの事業化支援</li> </ul> </li> </ul>
	4-2 代替フロン等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■フロン類の排出を抑制する</li> </ul>
5 温室効果ガスの吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>■森林の持つ多面的機能を発揮させる                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽や間伐など適切な森林整備・保全の推進</li> </ul> </li> <li>■吸収したCO<sub>2</sub>を長期間貯蔵する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証制度などによる県産木材の利用拡大</li> </ul> </li> <li>■身近な吸収源を確保する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の緑化の推進</li> </ul> </li> </ul>
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり（環境学習・教育）」		<ul style="list-style-type: none"> <li>■低炭素型の価値観を形成する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた教育・学習機会の提供</li> </ul> </li> <li>■指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進員等の資質向上と活動の場の創出</li> </ul> </li> </ul>

出典：『あいち地球温暖化防止戦略2030』の概要」（愛知県ホームページ）

## (2) 第三次江南市地球温暖化対策実行計画

「第三次江南市地球温暖化対策実行計画」（平成30年3月）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年 法律第117号）に基づき、市が行う事務や事業全般に関して温室効果ガスの排出量削減を図るとともに、環境配慮のための行動を率先して実行し、市民・事業者への環境保全の自主的な取組みを促すことを目的として策定しており、その概要は表3.2.51に示すとおりである。

表 3.2.51 「第三次江南市地球温暖化対策実行計画」の概要

対 象	「二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )」、「メタン (CH <sub>4</sub> )」、「一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)」、「ハイドロフルオロカーボン (HFC)」の 4 物質を削減の対象とする。
期 間	[計画期間] 2018 年度 (平成 30 年度) ~2022 年度 (平成 34 年度) [基準年度] 2016 年度 (平成 28 年度)
目 標	2022 年度 (平成 34 年度) における温室効果ガス排出量を、2016 年度 (平成 28 年度) 比で 16% (約 1,000 t-CO <sub>2</sub> /年) 削減を目標とする。
取り組みの 基本方針	ポイント1 クールチョイスの推進 ポイント2 冷暖房の温度及び運転時間の管理の徹底 ポイント3 エコドライブの実践 ポイント4 公共施設の緑のカーテンの推進 ポイント5 取り組みの「見える化」

出典：「第三次江南市地球温暖化対策実行計画」(平成30年3月 江南市)

(3) 第2次犬山市地球温暖化対策実行計画

犬山市では「第2次犬山市地球温暖化対策実行計画」(平成26年3月)が策定されており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業について率先して環境負荷を軽減する取り組みを推進することを目的とし、温室効果ガス排出量の削減のためにさまざまな取り組みを実施しており、その概要は表3.2.52に示すとおりである。

表 3.2.52 「第2次犬山市地球温暖化対策実行計画」の概要

対 象	「二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )」、「メタン (CH <sub>4</sub> )」、「一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)」の 3 物質を削減の対象とする。
期 間	[計画期間] 平成 26 年度～平成 30 年度 [基準年度] 平成 22 年度
目 標	市の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成 30 (2018) 年度までに、二酸化炭素換算で、平成 22 (2010) 年度比で 5.2%以上削減する。
取り組み	1. 省エネ推進 2. ごみ減量・再利用・リサイクル推進 3. 職員の意識向上推進 4. 公共事業における取り組み ・ 廃棄物・リサイクルに関する取り組み ・ 省エネ設備の導入 ・ 環境配慮への取り組み

出典：「第2次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」(平成26年3月 犬山市)

(4) 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成 28 年 3 月）は、低炭素社会の構築に向け、町の特性に応じた温室効果ガス排出量削減の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、大口町の温室効果ガス排出量削減に向けて、住民、事業者、町（行政）が取り組むためのものであり、その概要は表 3.2.53 に示すとおりである。

表 3.2.53 「大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

対 象	「エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 」、「エネルギー起源以外の CO <sub>2</sub> (一般廃棄物)」を対象とする。
期 間	[計画期間] 平成 28 (2016) 年度～平成 62 (2050) 年度 [基準年度] 平成 25 (2013) 年度
目 標	温室効果ガス排出量を、基準年である平成 25 年度から、短期目標年度（平成 32 年度）では-12%、中期目標年度（平成 42 年度）では 12%、長期目標年度（平成 62 年度）では 61%の削減を目標とする。
温室効果ガス削減施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システム設置費補助</li> <li>・節電対策</li> <li>・生ごみ処理機補助</li> <li>・事業系資源ごみの分別回収</li> <li>・助成金制度</li> <li>・コミュニティバス</li> <li>・レジ袋有料化</li> </ul>

出典：「大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成28年3月 大口町）

(5) 岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第 2 版

「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第 2 版」（平成 28 年 3 月）は、地球温暖化対策を推進していくため、県内の区域に関する温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標及び長期目標、並びに中期目標達成に向けた取組み等について定めたものであり、その概要は表 3.2.54 に示すとおりである。

表 3.2.54 「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第 2 版」の概要

対 象	二酸化炭素
期 間	1990 年度～2030 年度
目 標	<p>中期目標：基準年度を 2005 年度とし、2020 年までに 3.8%以上削減 基準年度を 2013 年度とし、2030 年までに 26%削減</p> <p>長期目標：基準年度を 1990 年度とし、2050 年までに 80%削減 国の削減目標を踏まえた岐阜県の見通し：2030 年までに 2013 年度比で 26%削減（2012 年度比では 25%の削減）。</p>
取組方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新エネルギーの利用促進</li> <li>(2) ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供</li> <li>(3) 事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援</li> <li>(4) 地域環境の整備及び改善</li> <li>(5) 森林の整備と新たな環境価値の創出</li> </ol>

出典：「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第 2 版」（平成28年3月 岐阜県）  
「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第 2 版<一部改定版>」（平成29年5月 岐阜県）

(6) 第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画

「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」(2018(平成30)年3月)は、「地球温暖化防止の推進に関する法律」に基づく計画で、各務原市域から排出される温室効果ガス(二酸化炭素など)の削減のための効果的な施策を示した計画として策定されており、その概要は表3.2.55に示すとおりである。

表3.2.55 「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」の概要

対 象	「二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )」、「メタン(CH <sub>4</sub> )」、「一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」、「パーフルオロカーボン(PFC)」、「六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )」、「三ふっ化窒素」を対象とし、特に二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )に焦点を当てる。
期 間	[計画期間] 2018年度～2050年度 [基準年度] 平成2013年度
目 標	温室効果ガス排出量を、計画期間の目標(2030年度)においては、基準年である2013年度比で26%削減、長期目標(2050年度)においては、2013年度比で80%削減を目標とする。
温室効果ガス削減施策	行動1. 低炭素型の生活様式の定着 行動2. 低炭素型の事業活動の促進 行動3. 資源循環の促進 行動4. 低炭素型の交通利用の促進 行動5. 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全

出典：「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」(2018(平成30)年3月 各務原市)

### 3.2.8.11 景観計画等

#### (1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本指針」を指定し、同時に景観への取組みを積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」が策定された。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月に「美しい愛知づくり基本計画」が策定されており、その計画における目標は表 3.2.56 に示すとおりである。

さらに、平成 21 年 3 月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針（案）」が策定されている。

表 3.2.56 「美しい愛知づくり基本計画」の目標

基本目標	分野別の目標
緑豊かな未来につなぐ 美しい愛知	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（愛知県ホームページ）

#### (2) 犬山市景観条例

犬山市では、「景観法」（平成 16 年 法律第 110 号）に基づき、良好な景観の形成を促進し、犬山市固有の風趣ある景観を保全又は創造するために必要な事項を定めることにより、ゆとりと潤い、愛着と活力のある美しいまちを実現することを目的として、「犬山市景観条例」（平成 19 年 犬山市条例第 24 号）が定められている。

本条例では、眺望景観保全地区や景観形成促進地区などの指定について言及されているが、現在犬山市には眺望景観保全地区に指定されている場所はなく、景観形成促進地区についても事業実施区域及びその周囲に指定区域はない。

### 3.2.9 その他都市計画配慮書対象事業に関し必要な事項

#### 3.2.9.1 廃棄物の状況

##### (1) ごみの処理状況

事業実施区域及びその周囲5市町における平成28年度のごみの処理状況は、表3.2.57(1)に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市のごみの総排出量は、27,625 tとなっている。また、その他4市町におけるごみの総排出量は、犬山市が23,810 t、大口町が9,135 t、扶桑町が8,985 t、各務原市が50,014 tとなっている。

また、構成市町（江南市、犬山市、大口町、扶桑町）におけるごみ処理合計量の推移は、表3.2.57(2)及び図3.2.7に示すとおりである。

表 3.2.57(1) ごみの処理状況（平成28年度）

単位：t/年

項目	愛知県					岐阜県
	江南市	犬山市	大口町	扶桑町	各務原市	
総排出量	27,625	23,810	9,135	8,985	50,014	
焼却処理量	20,136	18,018	5,810	7,090	39,631	
直接焼却量	19,567	17,242	5,723	7,021	37,565	
焼却以外の中間処理量	6,184	1,751	2,092	1,392	7,833	
最終処分量	2,238	2,729	616	757	558	
総資源化量	7,194	5,153	3,252	1,837	14,195	

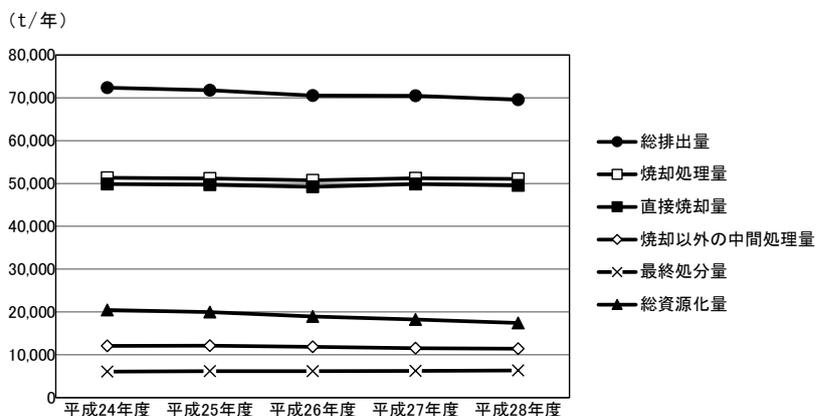
出典：「平成28年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）  
「平成28年度 一般廃棄物処理事業実態調査（岐阜県分）の概要」（岐阜県ホームページ）

表 3.2.57(2) 構成市町におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総排出量	72,344	71,752	70,511	70,490	69,555
焼却処理量	51,303	51,164	50,732	51,240	51,054
直接焼却量	49,840	49,707	49,200	49,851	49,553
焼却以外の中間処理量	12,078	12,127	11,836	11,523	11,419
最終処分量	6,061	6,144	6,188	6,189	6,340
総資源化量	20,429	19,972	18,928	18,240	17,436

出典：「平成24～28年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）



出典：「平成24～28年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

図 3.2.7 構成市町におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理状況

事業実施区域及びその周囲5市町における平成28年度のし尿及び浄化槽汚泥等の処理状況は、表3.2.58(1)に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市のし尿等の処理量の合計は、37,224kLとなっている。また、その他4市町のし尿等の処理量の合計は、犬山市が15,335kL、大口町が3,421kL、扶桑町が12,985kL、各務原市が46,361kLとなっている。

また、構成市町（江南市、犬山市、大口町、扶桑町）におけるし尿等の処理量の推移は、表3.2.58(2)及び図3.2.8に示すとおりである。

し尿等の処理量の推移は、平成24年度以降減少傾向となっている。

表 3.2.58(1) し尿及び浄化槽汚泥等の処理状況（平成28年度）

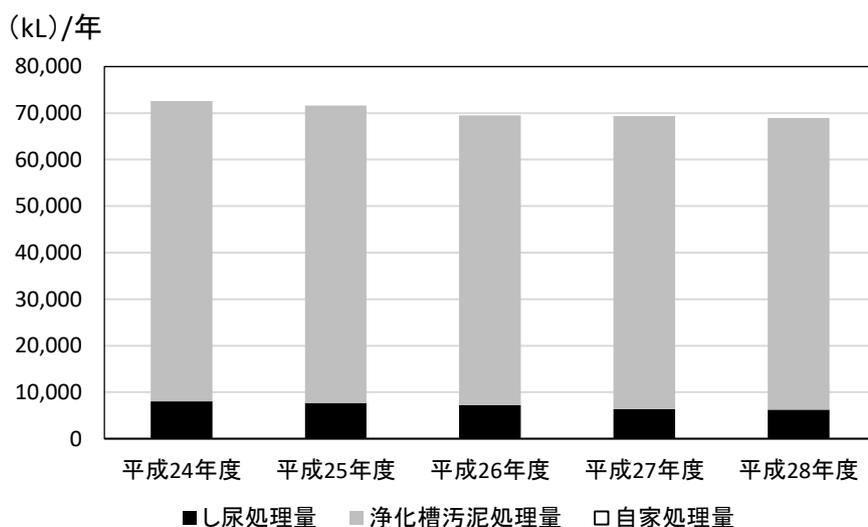
項目	愛知県				岐阜県
	江南市	犬山市	大口町	扶桑町	各務原市
し尿処理量	2,795	1,794	476	1,208	3,669
浄化槽汚泥処理量	34,429	13,541	2,945	11,777	42,692
自家処理量	0	0	0	0	0
合計	37,224	15,335	3,421	12,985	46,361

出典：「平成28年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）  
 「平成28年度 一般廃棄物処理事業実態調査（岐阜県分）の概要」（岐阜県ホームページ）

表 3.2.58(2) 構成市町におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

項目	年度				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
し尿処理量	8,069	7,637	7,234	6,413	6,273
浄化槽汚泥処理量	64,534	63,983	62,238	62,960	62,692
自家処理量	0	0	0	0	0
合計	72,603	71,620	69,472	69,373	68,965

出典：「平成24～28年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）



出典：「平成24～28年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

図 3.2.8 構成市町におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

### 3.2.9.2 公害苦情の状況

事業実施区域及びその周囲 5 市町における公害苦情の状況は、表 3.2.59(1)、(2)及び図 3.2.9 に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の公害苦情の総数は、9 件となっている。また、その他 4 市町の公害苦情の総数は、犬山市は 17 件、大口町は 49 件、扶桑町は 12 件、各務原市は 135 件となっている。

表 3.2.59(1) 公害苦情の状況（愛知県）

平成 27 年度  
単位：件

市 町 区 分	江南市	犬山市	大口町	扶桑町
大気汚染	-	1	9	2
水質汚濁	9	4	4	2
土壌汚染	-	-	-	-
騒音	-	6	1	5
振動	-	-	-	-
地盤沈下	-	-	-	-
悪臭	-	6	-	1
その他	-	-	35	2
総数	9	17	49	12

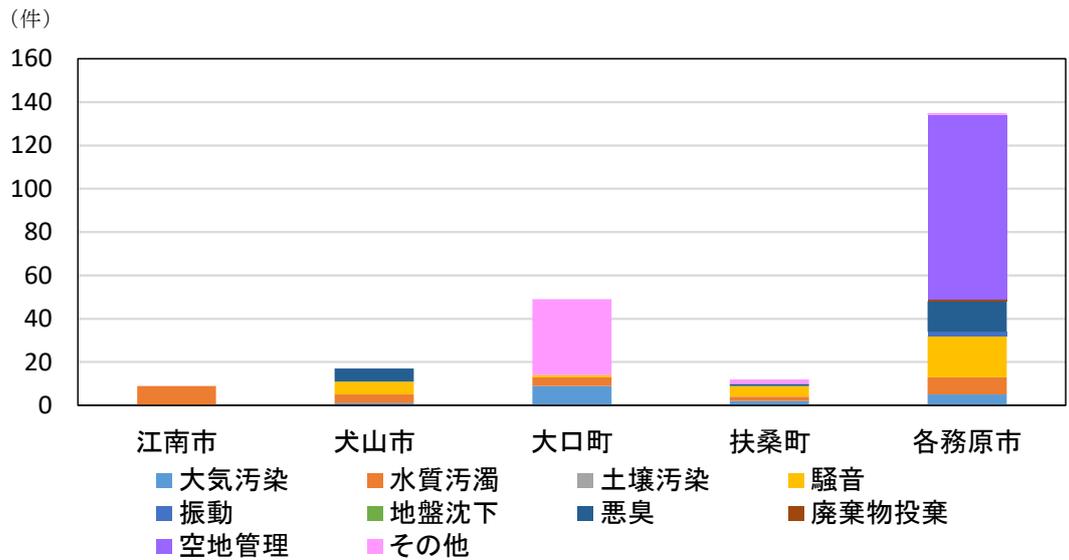
出典：「平成 29 年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

表 3.2.59(2) 公害苦情の状況（岐阜県）

平成 28 年度  
単位：件

市 区 分	各務原市
大気汚染	5
水質汚濁	8
土壌汚染	-
騒音	19
振動	2
地盤沈下	-
悪臭	14
産業廃棄物	1
空地管理	85
その他	1
総数	135

出典：「各務原市の統計」（各務原市ホームページ）



注) 江南市、犬山市、大口町及び扶桑町は平成 27 年度、各務原市は平成 28 年度のデータである。  
 出典：「平成 29 年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)  
 「各務原市の統計」(各務原市ホームページ)

図 3.2.9 公害苦情の状況



## 第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び 評価の結果



## 第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

本章は、平成30年8月に公表した「計画段階環境配慮書」の第5章の内容を基本的に抜粋したものである。

### 4.1 大気質

#### 4.1.1 調査結果

##### 4.1.1.1 調査方法

###### (1) 大気質の状況

文献及び他の資料調査結果により、事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）を調査・整理した。

なお、ダイオキシン類については事業実施想定区域周辺において、通年で測定を行っている地点が存在しないことから、各務原市内で実施された測定結果を整理した。

各測定局の位置は、前掲図3.1.5、図3.1.6（3-8、3-9頁参照）に示したとおりである。

###### (2) 気象の状況

文献及び他の資料調査結果により、事業実施想定区域の最寄りの一般環境大気測定局である江南市古知野町測定局の測定結果（風向・風速）を調査・整理した。

地上気象の観測位置は前掲図3.1.1（3-3頁参照）に示したとおりである。

##### 4.1.1.2 調査結果

###### (1) 大気質の状況

一般環境大気測定局等における測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を達成していた。

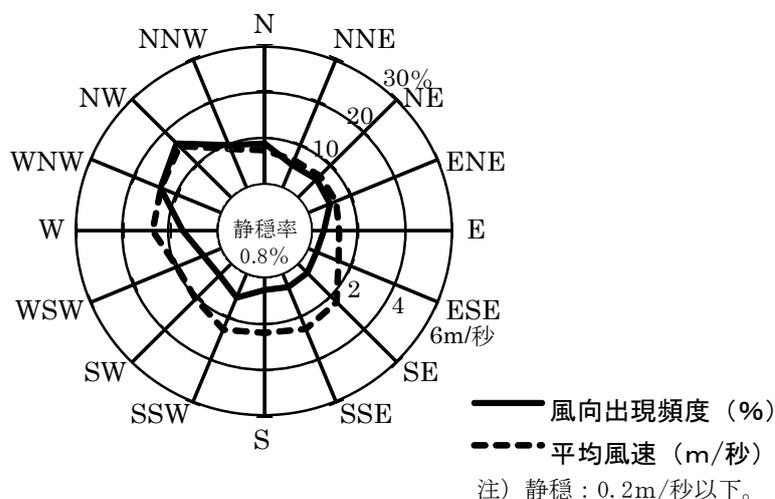
###### (2) 気象の状況

江南市古知野町測定局における平成28年度の風向及び風速の測定結果は表4.1.1に、風配図は図4.1.1に示すとおりである。

観測結果は、最多風向は北西（年間出現頻度：16.5%）、年間平均風速は2.2m/秒となっている。

表4.1.1 風向・風速の観測結果（平成28年4月～平成29年3月）

風向	北(N)	北北東(NNE)	北東(NE)	東北東(ENE)	東(E)	東南東(ESE)	南東(SE)	南南東(SSE)
出現頻度(%)	8.7	5.3	5.6	5.1	2.6	2.0	2.8	3.1
平均風速(m/秒)	1.5	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	2.4	2.6
風向	南(S)	南南西(SSW)	南西(SW)	西南西(WSW)	西(W)	西北西(WNW)	北西(NW)	北北西(NNW)
出現頻度(%)	2.8	5.5	3.6	4.1	7.5	14.0	16.5	9.9
平均風速(m/秒)	2.4	2.6	2.2	2.1	2.8	2.8	3.1	1.8



出典：「愛知県大気汚染常時監視結果」（愛知県ホームページ）

図4.1.1 江南市古知野町測定局における風向・風速及び出現頻度（平成28年度）

## 4.1.2 予測

### 4.1.2.1 予測方法

#### (1) 予測項目

予測項目は、計画施設からのばい煙の排出に係る大気質への影響の程度とし、二酸化硫黄（硫黄酸化物）、二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質（ばいじん）、ダイオキシン類の長期平均濃度（年平均値）とした。

#### (2) 予測地域

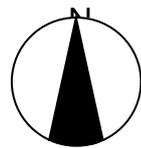
予測地域は、計画施設から排出される煙突排ガスに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図4.1.2に示すとおり、事業実施想定区域から半径約3kmの範囲とした。また、予測点高さは地上1.5mとした。

#### (3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とした。



- 凡 例
- 事業実施想定区域
  - 県境
  - 市町境



1 : 40,000



この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図 4.1.2 大気質の予測地域

(4) 予測方法

① 予測手法

現地での詳細な気象データが無いことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を用いて年平均値に相当する値を求めた。

② 予測式

a) 有風時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒以上）

拡散式は以下の点煙源プルーム式を用いた。

$$C(x,y,z) = \frac{Q_p}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[ \exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

ここで、

$C(x, y, z)$  : 予測地点の濃度

$x$  : 予測地点までの風下距離 (m)

$y$  : 予測地点までの水平距離 (m)

$z$  : 予測地点の高さ (=1.5m)

$Q_p$  : 排出強度 ( $m^3_N$ /秒、kg/秒)

$u$  : 風速 (m/秒)

$H_e$  : 有効煙突高 (m)

$\sigma_y$  : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値：表4.1.2(1)参照)

$\sigma_z$  : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値：表4.1.2(2)参照)

有風時の最大着地濃度 ( $C_m$ ) に主風向出現比率 ( $F_w$  : %) を乗じて、有風時年平均寄与濃度 ( $C_w$ ) を算出した。

$$C_w = C_m \times F_w / 100$$

b) 静穏時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒未満）

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算する。

$$C(R,z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \cdot \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

ここで、

$C(R, z)$  : 予測地点の濃度 (ppm、mg/m<sup>3</sup>)

$R$  : 予測地点までの水平距離 (m)

$z$  : 予測地点の高さ (=1.5m)

$Q_p$  : 排出強度 ( $m^3_N$ /秒、kg/秒)

$u$  : 風速 (m/秒)

$H_e$  : 有効煙突高 (m)

$\alpha$ 、 $\gamma$  : 拡散パラメータ (大気安定度Cでの値：表4.1.3参照)

静穏時の濃度 ( $C$ ) に静穏時出現比率 ( $F_c$  : %) を乗じて、静穏時年平均寄与濃度 ( $C_c$ ) を算出した。

$$C_c = C \times F_c / 100$$

c) 拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 4.1.2 (1)、(2) に示すパスキル・ギフォード (Pasquill・Gifford) 図に基づく近似関数を用いた。

表 4.1.2(1) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 ( $\sigma_y$ )

$$\sigma_y(\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安定度	$\alpha_y$	$\gamma_y$	風下距離 $\chi$ (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

表 4.1.2(2) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 ( $\sigma_z$ )

$$\sigma_z(\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安定度	$\alpha_z$	$\gamma_z$	風下距離 $\chi$ (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

なお、 $\sigma_y$ については、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot (t/t_p)^r$$

ここで、

- $\sigma_y$  : 評価時間  $t$  における水平方向の拡散パラメータ (m)
- $\sigma_{yp}$  : パスキル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ (m)
- $t$  : 評価時間 (=60分)
- $t_p$  : パスキル・ギフォード図の評価時間 (= 3分)
- $r$  : べき指数 (=0.2)

また、無風時の拡散パラメータとして、表 4.1.3 に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 4.1.3 無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	$\alpha$	$\gamma$
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」  
（平成12年12月 公害研究対策センター）

d) 年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値 (Cn) とした。

$$C_n = C_w + C_c$$

e) 有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時はCONCAWE（コンケイウ）式を、無風時はBriggs（ブリッグス）式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

$H_e$  : 有効煙突高 (m)

$H_0$  : 煙突実体高 (m)

$\Delta H$  : 排煙上昇高 (m)

$Q_H$  : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$

$\rho$  : 0°Cにおける排出ガス密度 (1.293×10<sup>3</sup>g/m<sup>3</sup>)

$C_p$  : 定圧比熱 (1.0056J/(K・g))

$Q$  : 排出ガス量 (湿り) (m<sup>3</sup><sub>N</sub>/秒)

$\Delta T$  : 排出ガス温度と気温との温度差 (°C)

$u$  : 煙突頂部の風速 (m/秒)

$d\theta/dz$  : 温位勾配 (°C/m)

③ 予測条件

a) 煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元は、表 4.1.4 に示すとおりである。

排ガス量は同規模の類似事例を参考にし、排出濃度は既存施設（犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）の自主規制値及び計画施設の法規制値を対比し、その中で最も排出濃度が低い値を排出諸元とした。なお、自主規制値及び法規制値を対比した表は、表 2.2.5（2-15 頁参照）に示したとおりである。

また、計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、項目の精査と併せて同等又は排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表 4.1.4 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値
煙突高		51m
乾ガス量		30,000m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h×2 炉
湿ガス量		40,000m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h×2 炉
排出ガス温度		180℃
排出濃度	硫黄酸化物	100ppm
	ばいじん	0.02 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	250 ppm
	塩化水素 (HCl)	700 mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>

注) 排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

b) 気象条件

江南市古知野町測定局の平成 28 年度の測定結果を用いて、年間の主風向の風速（北西：3.1 m/秒）、出現頻度（北西：16.5%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

c) バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における平成 28 年度の測定結果（年平均値）のうち、最も高い値を用いた。設定したバックグラウンド濃度は、表 4.1.5 に示すとおりである。

表4.1.5 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	測定局
二酸化硫黄	0.004 ppm	蘇原中央町観測所
二酸化窒素	0.011 ppm	犬山消防署測定局
浮遊粒子状物質	0.018 mg/m <sup>3</sup>	江南市古知野町測定局 犬山消防署測定局
ダイオキシン類 <sup>注)</sup>	0.014 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	そはらふれあいセンター

注) 事業実施想定区域周辺に、ダイオキシン類の測定を通年で行っている地点は存在しておらず、1回測定を行った結果を用いている。

④ 変換式

a) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

b) 日平均値の2%除外値または年間98%値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準と対比するために、日平均値の2%除外値または年間98%値へ換算する必要がある。

変換は、事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局（江南市古知野町測定局、犬山消防署測定局、蘇原中央町観測所）における過去5年間の測定データを用いて、年平均値と年間98%値または2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

- ・ 二酸化硫黄 :  $y = 1.7348x + 0.0007$
- ・ 二酸化窒素 :  $y = 1.6753x + 0.0035$
- ・ 浮遊粒子状物質 :  $y = 2.0685x + 0.0066$

4.1.2.2 予測結果

(1) 二酸化硫黄等の長期予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は、表4.1.6に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。なお、A案（煙突東側配置）、B案（煙突西側配置）ともに同様の値となり、複数案による違いはない。

表4.1.6 予測結果

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.0005	0.0045	0.0085	約 1.5km
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.0012	0.0122	0.0239	約 1.5km
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.018	0.0001	0.0181	0.0440	約 1.5km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.014	0.0005	0.0145	—	約 1.5km

(2) 予測の不確実性

計画施設における煙突排ガスの諸元が現時点で決定していないこと、また、気象条件及びバックグラウンド濃度について、既存資料データを用いて予測を行っていることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

### 4.1.3 評価

#### 4.1.3.1 評価方法

予測結果に基づき、環境保全に関する基準との整合性及び環境影響の程度について評価した。

#### 4.1.3.2 評価結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表4.1.7に示すとおりである。

予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表4.1.7 予測結果と環境基準の比較

項目	単位	最大着地濃度地点の 将来濃度 (年平均値)	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	ppm	0.0045	0.0085	1時間値の1日平均値が 0.04以下
二酸化窒素	ppm	0.0122	0.0239	1時間値の1日平均値が 0.04から0.06までのゾーン 内またはそれ以下
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0181	0.0440	1時間値の1日平均値が 0.10以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0145	—	年間平均値が0.6以下

## 4.2 景観

### 4.2.1 調査

#### 4.2.1.1 調査方法

文献その他の既存資料調査結果及び現地踏査により、事業実施想定区域より概ね3kmの範囲における景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況について、調査・整理した。

#### 4.2.1.2 調査結果

##### (1) 既存資料調査

###### ① 景観資源の状況

事業実施想定区域周辺における景観資源の状況は、「3.1.9.1 景観」(3-60、61 頁参照)に示したとおりである。

事業実施想定区域周辺の景観資源としては、事業実施想定区域東側の木曾川扶桑緑地公園や西側のすいとびあ江南など6地点が、「美しい愛知づくり条例」に基づく「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定されている。

###### ② 主要な眺望点等の状況

事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等の状況は、「3.1.9.1 景観」(3-62、63 頁参照)に示したとおりである。

事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等としては、すいとびあ江南、江南緑地公園(中般若)、木曾川沿川サイクリングロード、木曾川扶桑緑地公園があげられる。

##### (2) 現地踏査

###### ① 踏査時期

平成30年4月9日(月)及び平成30年7月19日(木)

###### ② 踏査地点

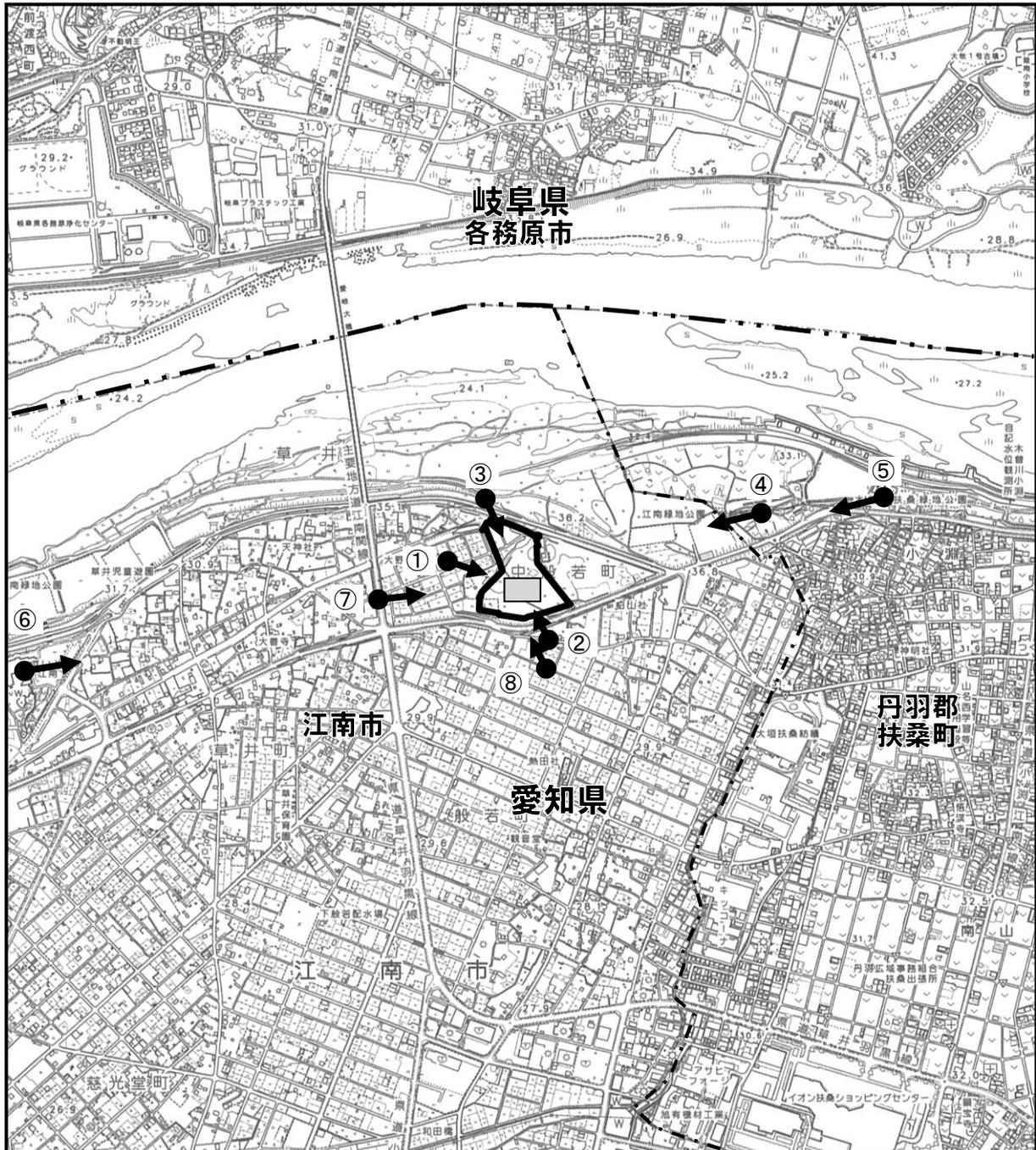
踏査地点は、煙突を含む計画施設を見通すことができ、公共性、代表性のある地点とし、主要な眺望点のほか、最寄住居付近などの日常生活における視点の場を設定した。

設定した踏査地点は、表4.2.1及び図4.2.1に示すとおりである。

表4.2.1 設定した踏査地点

踏査地点	設定理由
①西側最寄住居付近	日常生活における視点の場として設定
②南側最寄住居付近	日常生活における視点の場として設定
③木曾川沿川サイクリングロード付近	主要な眺望点として設定
④木曾川扶桑緑地公園(アスレチック広場) <sup>注)</sup>	主要な眺望点として設定
⑤木曾川扶桑緑地公園(芝生広場)	主要な眺望点として設定
⑥すいとびあ江南	主要な眺望点として設定
⑦西側住居付近	日常生活における視点の場として設定
⑧南側住居付近	日常生活における視点の場として設定

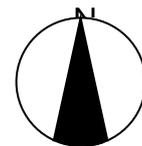
注) 主要な眺望点である江南緑地公園(中般若)を踏査地点として設定したが、公園内に計画施設を見通すことができる可能性のある地点が存在しなかったため、隣接する木曾川扶桑緑地公園内で事業実施想定区域に近く、主要な広場であるアスレチック広場を踏査地点として設定した。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 県境
- 市町境
- 計画施設
- 踏査地点

①	西側最寄住居付近
②	南側最寄住居付近
③	木曾川沿川 サイクリングロード付近
④	木曾川扶桑緑地公園 (アスレチック広場)
⑤	木曾川扶桑緑地公園 (芝生広場)
⑥	すいとぴあ江南
⑦	西側住居付近
⑧	南側住居付近



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図4.2.1 設定した踏査地点

③ 踏査方法

踏査地点における事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。なお、撮影は、地上高さ約 1.5m より、35～50mm レンズ（35mm フィルム相当）を使用して行った。

④ 踏査結果

各踏査地点における視点の状況及び眺望の状況は、表 4.2.2(1)～(8)に示すとおりである。

表4.2.2(1) 踏査結果

踏査地点	①西側最寄住居付近
視点の状況	事業実施想定区域の西側約120mに位置する地点で、周辺には住宅、畑地等が存在する。
眺望の状況	樹林地を挟み、事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表4.2.2(2) 踏査結果

踏査地点	②南側最寄住居付近
視点の状況	事業実施想定区域の南側約70mに位置する地点で、周辺には住宅、畑地等が存在する。
眺望の状況	堤防道路である県道浅井犬山線を挟み、事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表4.2.2 (3) 踏査結果

踏査地点	③木曾川沿川サイクリングロード付近
視点の状況	事業実施想定区域の北側約70mに位置する地点で、木曾川沿川サイクリングロードとなっている。サイクリングロードとして観光客などにも利用されているほか、住民の生活道路としても利用されている。
眺望の状況	<p>手前には樹木等が視認され、その奥に堤防道路を挟んで事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表4.2.2 (4) 踏査結果

踏査地点	④木曾川扶桑緑地公園（アスレチック広場）
視点の状況	事業実施想定区域の東側約530mに位置する地点で、木曾川河川敷の緑地公園となっている。多くのコンビネーション遊具やバーベキュー場なども整備され、休日など多くの子連れの家族等にぎわっている。
眺望の状況	<p>手前には広場やテニスコートが視認され、その背後の樹林地の中に、事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表4.2.2 (5) 踏査結果

踏査地点	⑤木曾川扶桑緑地公園（芝生広場）
視点の状況	事業実施想定区域の東側約810mに位置する地点で、木曾川河川敷の緑地公園となっている。グラウンド、芝生広場、憩いの水辺などが整備されたアメニティスペースとなっており、子供連れの家族等にぎわっている。
眺望の状況	<p>住居や樹木の奥に、事業実施想定区域方向を臨むことができる。          なお、木曾川扶桑緑地公園より望む国宝犬山城は、「美しい愛知づくり景観資源600選」に指定されているが、犬山城は事業実施想定区域とは逆方向に位置している。</p> 

表4.2.2 (6) 踏査結果

踏査地点	⑥すいとぴあ江南
視点の状況	事業実施想定区域の西側約1.1kmに位置する地点で、江南市のシンボル施設である。水と緑と健康の宿として展望タワーやトレーニングルーム、大浴場等、施設が備わっており、市民の憩いの場となっている。
眺望の状況	<p>地上約47.25mのスカイルームからは濃尾平野を見渡すことができ、市街地の奥に事業実施想定区域も視認できる。</p> 

表4.2.2(7) 踏査結果

踏査地点	⑦西側住居付近
視点の状況	事業実施想定区域の西側約230mに位置し、主要地方道江南関線沿道の地点で、周辺には住宅、畑地等が存在する。
眺望の状況	<p>畑地や樹林地を挟み、事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表4.2.2(8) 踏査結果

踏査地点	⑧南側住居付近
視点の状況	事業実施想定区域の南側約120mに位置する地点で、周辺には住宅、畑地等が存在する。
眺望の状況	<p>道路や畑地、県道浅井犬山線等を挟み、事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

## 4.2.2 予測

### 4.2.2.1 予測方法

#### (1) 予測項目

予測項目は、景観資源及び主要な眺望点の改変の状況並びに計画施設の存在による眺望景観への影響の程度とした。

#### (2) 予測地域及び予測地点

##### ① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

予測地域は、計画施設の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、事業実施想定区域より約3kmの範囲とした。また、予測地点は景観資源及び主要な眺望点とした。

##### ② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地域は、事業実施想定区域を視認することができる範囲とし、事業実施想定区域周辺とした。また、予測地点は、煙突を含む計画施設を見通すことができ、公共性、代表性のある地点とし、主要な眺望点のほか、最寄住居付近などの日常生活における視点の場を設定し、表4.2.1及び図4.2.1に示したとおり、踏査地点と同様の8地点とした。

#### (3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の供用開始後とした。

#### (4) 予測方法

##### ① 予測手法

##### a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

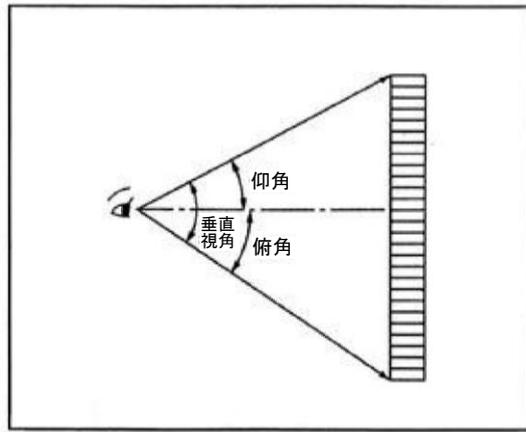
景観資源及び主要な眺望点と事業実施想定区域の位置関係について整理することにより、事業の実施による景観資源及び主要な眺望点の改変の状況について予測を行った。

##### b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの現況写真に計画施設を合成したモンタージュ写真を作成し、視覚的に表現することにより予測を行った。

また、眺望景観が変化すると予測された地点については、作成したモンタージュ写真をもとに予測地点から計画施設を見たときの仰角と垂直視角(計画施設が視認される範囲)を算出し、定量的な予測を行った。

仰角及び垂直視角の概要は、図4.2.2に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」  
(2002年10月 財団法人自然環境研究センター)

図 4.2.2 仰角及び垂直視角の概要

② 予測式

a) 仰角

仰角については、以下のとおり算出した。

$$\text{仰角}^\circ = \tan^{-1} (\text{対象物高 (m)} - \text{眺望点高 (m)} / \text{水平距離 (m)}) \times 180 / \pi$$

π：円周率

注) 眺望点高については、視点の高さ (1.5m) とした。

b) 垂直視角

垂直視角については、以下のとおり算出した。

$$\text{垂直視角}^\circ = \tan^{-1} (\text{視認範囲 (m)} / \text{水平距離 (m)}) \times 180 / \pi$$

π：円周率

③ 予測条件

予測にあたって設定した計画施設の規模は、表 4.2.3 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域は現在樹林地であるが、更地とする想定として予測を行った。

表 4.2.3 設定した計画施設の規模

項目		規模
建屋	縦 (短辺)	55m
	横 (長辺)	85m
	高さ	35m
煙突高さ		51m

#### 4.2.2.2 予測結果

##### (1) 予測結果

##### ① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点は事業実施想定区域内にないことから、直接改変による影響はないと予測する。

なお、事業実施想定区域から景観資源または主要な眺望点までの距離は、表4.2.4に示すとおりである。

表4.2.4 事業実施想定区域から主要な眺望点または景観資源までの距離

項目	地点	距離
景観資源	国営木曾三川公園 フラワーパーク江南	約 2.6km
	すいとびあ江南	約 1.1km
	曼陀羅寺	約 3.8km
	木曾川扶桑緑地公園	約 0.8km
	木曾川扶桑緑地公園より望む国宝犬山城	約 0.8km
	扶桑町柏森東山自然林	約 2.8km
主要な眺望点	すいとびあ江南	約 1.1km
	江南緑地公園（中般若）	約 0.2 km
	木曾川沿川サイクリングロード	約 0.1km
	木曾川扶桑緑地公園	約 0.8km

##### ② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、表4.2.5及び表4.2.6(1)～(8)に示すとおりである。

事業実施想定区域近傍の地点（地点①～地点③、地点⑦、地点⑧）については、眺望景観が変化すると予測する。その他の地点（地点④～地点⑥）については、事業実施想定区域からの距離があることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。

表4.2.5 眺望景観の予測結果

予測地点	対象計画案	
	A案 (煙突東側配置)	B案 (煙突西側配置)
①西側最寄住居付近	樹林の奥に建屋が視認され、眺望景観が大きく変化すると予測する。	樹林の奥に建屋が視認されるとともに、併せて煙突も視認され、眺望景観が大きく変化すると予測する。
②南側最寄住居付近	県道浅井犬山線の奥に建屋及び煙突が視認され、眺望景観が大きく変化すると予測する。	県道浅井犬山線の奥に建屋及び煙突の一部が視認され、眺望景観が大きく変化すると予測する。
③木曽川沿川サイクリングロード付近	建屋及び煙突の一部が樹木の間から視認され、眺望景観が変化すると予測する。	煙突が視認されるとともに、建屋の一部が樹木の間から視認され、眺望景観が変化すると予測する。
④木曽川扶桑緑地公園 (アスレチック広場)	事業実施想定区域からの距離があることから、眺望景観の変化は小さく、また、複数案による眺望景観の変化の程度の差は小さいと予測する。	
⑤木曽川扶桑緑地公園 (芝生広場)		
⑥すいとびあ江南		
⑦西側住居付近	樹林の奥に建屋が視認され、眺望景観が変化すると予測する。	樹林の奥に建屋が視認されるとともに、併せて煙突も視認され、眺望景観が変化すると予測する。
⑧南側住居付近	県道浅井犬山線の奥に建屋及び煙突が視認され、眺望景観が変化すると予測する。	県道浅井犬山線の奥に建屋及び煙突の一部が視認され、眺望景観が変化すると予測する。

表4.2.6(1) 眺望の予測結果

予測地点	①西側最寄住居付近
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>樹木の奥に建屋が視認される。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>樹木の奥に建屋と煙突が視認される。</p>

注) 前面に見える建物及び樹林地を含むエリアについては、別事業での活用を検討しており、今後、このエリアの土地利用が変わる可能性がある。

表4.2.6(2) 眺望の予測結果

予測地点	②南側最寄住居付近
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>県道浅井犬山線の奥に建屋と煙突が視認される。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>県道浅井犬山線の奥に建屋と煙突の一部が視認される。</p>

注) 事業実施想定区域には緩衝緑地帯を設ける計画であるが、詳細が決まっていないため、更地とする想定で予測を行った。

表4.2.6(3) 眺望の予測結果

予測地点	③木曾川沿川サイクリングロード付近
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>建屋及び煙突の一部が樹木の間から視認される。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>煙突が視認されるとともに、樹木の間から建屋の一部が視認される。</p>

注) 事業実施想定区域には緩衝緑地帯を設ける計画であるが、詳細が決まっていないため、更地とする想定で予測を行った。

表4.2.6(4) 眺望の予測結果

予測地点	④木曽川扶桑緑地公園 (アスレチック広場)
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>樹木の中に煙突の一部が視認される。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>樹木の中に煙突の一部が視認される。</p>

表4.2.6(5) 眺望の予測結果

予測地点	⑤木曾川扶桑緑地公園（芝生広場）
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>計画施設は視認されない。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>計画施設は視認されない。</p>

表4.2.6(6) 眺望の予測結果

予測地点	⑥すいとぴあ江南
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>住宅地の奥に建屋の一部及び煙突が視認される。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>住宅地の奥に建屋の一部及び煙突が視認される。</p>

表4.2.6(7) 眺望の予測結果

予測地点	⑦西側住居付近
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>樹林の奥に建屋と煙突が視認される。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>樹林の奥に建屋と煙突が視認される。</p>

注) 前面に見える建物及び樹林地を含むエリアについては、別事業での活用を検討しており、今後、このエリアの土地利用が変わる可能性がある。

表4.2.6(8) 眺望の予測結果

予測地点	⑧南側住居付近
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>県道浅井犬山線の奥に建屋と煙突が視認される。</p>
<p>B案 (煙突西側配置)</p>	 <p>県道浅井犬山線の奥に建屋と煙突の一部が視認される。</p>

注) 事業実施想定区域には緩衝緑地帯を設ける計画であるが、詳細が決まっていないため、更地とする想定で予測を行った。

眺望景観が変化すると予測された事業実施想定区域近傍の地点のうち、代表的な地点（地点①～地点③）について、予測地点からの仰角を算出した結果は、表4.2.7に示すとおりである。また、垂直視角に応じた対象の見え方の例は表4.2.8に示すとおりである。

予測地点から計画施設を見たときの仰角は、A案では約11.1～26.3度、B案では約15.4～19.5度であり、A案、B案ともにいずれの地点についても、圧迫感を感じる目安である10度を超えると予測する。

表4.2.7 仰角の予測結果

予測地点	A案 (煙突東側配置)			B案 (煙突西側配置)		
	対象物高 <sup>注)</sup> (m)	水平距離 <sup>注)</sup> (m)	仰角 (度)	対象物高 <sup>注)</sup> (m)	水平距離 <sup>注)</sup> (m)	仰角 (度)
①西側最寄住居付近	35	170	11.1	51	170	16.2
②南側最寄住居付近	51	100	26.3	51	140	19.5
③木曾川沿川サイクリングロード付近	51	200	13.9	51	180	15.4

注) 対象物高：煙突高さを基本とし、煙突が視認できない地点については建屋高さとした。  
水平距離：予測地点と対象物高が最大となる計画施設の建屋壁面との距離とした。

表4.2.8 垂直視角と鉄塔の見え方

視角	距離	鉄塔の場合
0.5°	8000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5°～2°	2000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。 シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5°～6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10°～12°	400m	眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002年10月 財団法人自然環境研究センター）

また、フォトモンタージュの予測結果から、実際には構造物や樹林等による遮へいがみられることから、予測地点から実際に建物を視認することができる範囲を算出した結果（垂直視角）は表 4.2.9 に示すとおりである。

予測地点から計画施設を見たときの垂直視角は、A案では約 5.6～16.4 度、B案では約 8.8～16.7 度であり、対象計画案を比較すると、地点①と地点②でトレードオフの関係が見られ、地点③については同程度の垂直視角になると予測する。

表4.2.9 垂直視角の予測結果

予測地点	A案 (煙突東側配置)			B案 (煙突西側配置)		
	視認範囲 <sup>注1)</sup> (m)	水平距離 <sup>注1)</sup> (m)	垂直視角 (度)	視認範囲 <sup>注1)</sup> (m)	水平距離 <sup>注1)</sup> (m)	垂直視角 (度)
①西側最寄住居付近	17	170	5.6 [11.6] <sup>注2)</sup>	31	170	10.2 [16.7] <sup>注2)</sup>
②南側最寄住居付近	29	100	16.4	24	140	9.6
③木曾川沿川サイクリングロード付近	30	200	8.6	28	180	8.8

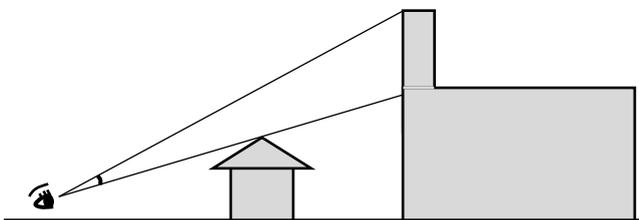
注1) 視認範囲：作成したモンタージュ写真より算出した、計画施設が視認される最大の範囲とした。

水平距離：予測地点と視認範囲が最大となる計画施設の建屋壁面との距離とした。

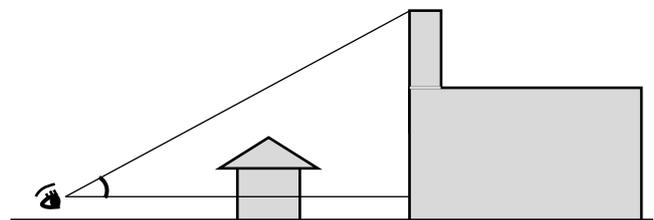
注2) [ ] は、別事業での活用が検討されているエリアが更地となった場合の垂直視角を示している。

注3) 垂直視角及び仰角のイメージ図を以下に示す。

【垂直視角】



【仰角】



## (2) 予測の不確実性

計画施設の大きさが現時点における最大条件であること、また、これをもとに作成したモンタージュ写真を用いて予測地点と計画施設との垂直視角を算出していることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

### 4.2.3 評価

#### 4.2.3.1 評価方法

予測結果をもとに、対象計画案ごとに主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への影響について、計画施設との位置関係等から比較整理し、重大な環境影響の程度について評価した。

#### 4.2.3.2 評価結果

##### (1) 景観資源及び主要な眺望点の改変

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価する。

##### (2) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、事業実施想定区域近傍の地点（地点①～地点③、地点⑦、地点⑧）については眺望景観の変化が大きく、その他の地点（地点④～地点⑥）については、事業実施想定区域からの距離があることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。

また、事業実施想定区域近傍の地点のうち、代表的な地点（地点①～地点③）から計画施設を見たときの仰角は、A案では約11.1～26.3度、B案では約15.4～19.5度であり、A案、B案ともにいずれの地点についても、圧迫感を感じる目安である10度を超えると予測される。また、フォトモンタージュの予測結果から、実際には構造物や樹林等による遮へいがみられることから、予測地点から実際に建物を視認することができる範囲を算出した結果（垂直視角）はA案では約5.6～16.4度、B案では約8.8～16.7度であり、対象計画案を比較すると、地点①と地点②でトレードオフの関係が見られ、地点③については同程度の垂直視角になると予測する。

以上により、いずれの案についても、事業実施想定区域近傍の地点（地点①～地点③、地点⑦、地点⑧）については影響がみられることから、緩衝緑地帯の設置や、デザイン・色彩等への配慮を講じる必要があり、これにより環境に配慮した案になるものと評価する。

## **4.3 総合評価**

大気質及び景観に係る総合評価は、表 4.3.1 に示すとおりである。

### **4.3.1 大気質**

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

### **4.3.2 景観**

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設が存在が重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価する。

また、眺望景観への影響について、対象計画案を比較すると、地点①と地点②でトレードオフの関係が見られる。

いずれの案についても、事業実施想定区域から離れた地点（地点④～地点⑥）については、眺望景観の変化は小さいものの、事業実施想定区域近傍の地点（地点①～地点③、地点⑦、地点⑧）については影響がみられることから、緩衝緑地帯の設置や、デザイン・色彩等への配慮を講じる必要があり、これにより環境に配慮した案になるものと評価する。

表4.3.1 総合評価

計画段階 配慮事項	項目		予測結果		総合評価
			A案 (煙突東側配置)	B案 (煙突西側配置)	
大気質	最大着地濃度地点 の将来濃度 (年平均値)  (寄与濃度+ バックグラウンド 濃度)	二酸化硫黄	0.0045 ppm		【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案において も、予測結果は同様の値となる。  【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、 重大な影響が生じることは ないと評価する。
		窒素酸化物	0.0122 ppm		
		浮遊粒子状 物質	0.0181 mg/m <sup>3</sup>		
		ダイオキシン類	0.0145 pg-TEQ/m <sup>3</sup>		
景 観	直接改変による影響		なし		【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画 施設の存在が重大な環境影響を 及ぼすことはないものと評価す る。
	眺望景観への 影響 (仰角)	①西側最寄住居 付近	11.1度	16.2度	【対象計画案による比較】 地点①と地点②でトレードオフ の関係が見られる。  【重大な影響の有無】 事業実施想定区域から離れた地 点(地点④～地点⑥)について は、眺望景観の変化は小さいも の、事業実施想定区域近傍の 地点(地点①～地点③、地点⑦、 地点⑧)については影響がみら れることから、緩衝緑地帯の設 置や、デザイン・色彩等への配 慮を講じる必要があり、これに より環境に配慮した案になるも のと評価する。
		②南側最寄住居 付近	26.3度	19.5度	
		③木曾川沿川 サイクリング ロード付近	13.9度	15.4度	
	眺望景観への 影響 (垂直視角)	①西側最寄住居 付近	5.6度 [11.6度] <sup>注)</sup>	10.2度 [16.7度] <sup>注)</sup>	
		②南側最寄住居 付近	16.4度	9.6度	
		③木曾川沿川 サイクリング ロード付近	8.6度	8.8度	

注) [ ] は、別事業での活用が検討されているエリアが更地となった場合の垂直視角を示している。



## 第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解



## 第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

### 5.1 配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況

#### 5.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成30年6月6日（水）～7月5日（木）
- ・意見書提出期限：平成30年7月5日（木）

表5.1.1 計画段階環境配慮書の案についての縦覧状況

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	6
		布袋支所	0
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	0
	大口町	産業建設部環境経済課	0
	扶桑町	産業建設部産業環境課	1
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	0
合計			7

#### 5.1.2 意見書の提出状況

計画段階環境配慮書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計2通（6件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表5.1.2に示すとおりである。

表5.1.2 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の分類

分類	意見数
第1章 都市計画配慮書対象事業・都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	3
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	0
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	0
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	2
第6章 総合評価	0
第7章 計画段階配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	1
合計	6

## 5.2 配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 5.2.1(1)、(2)に示すとおりである。

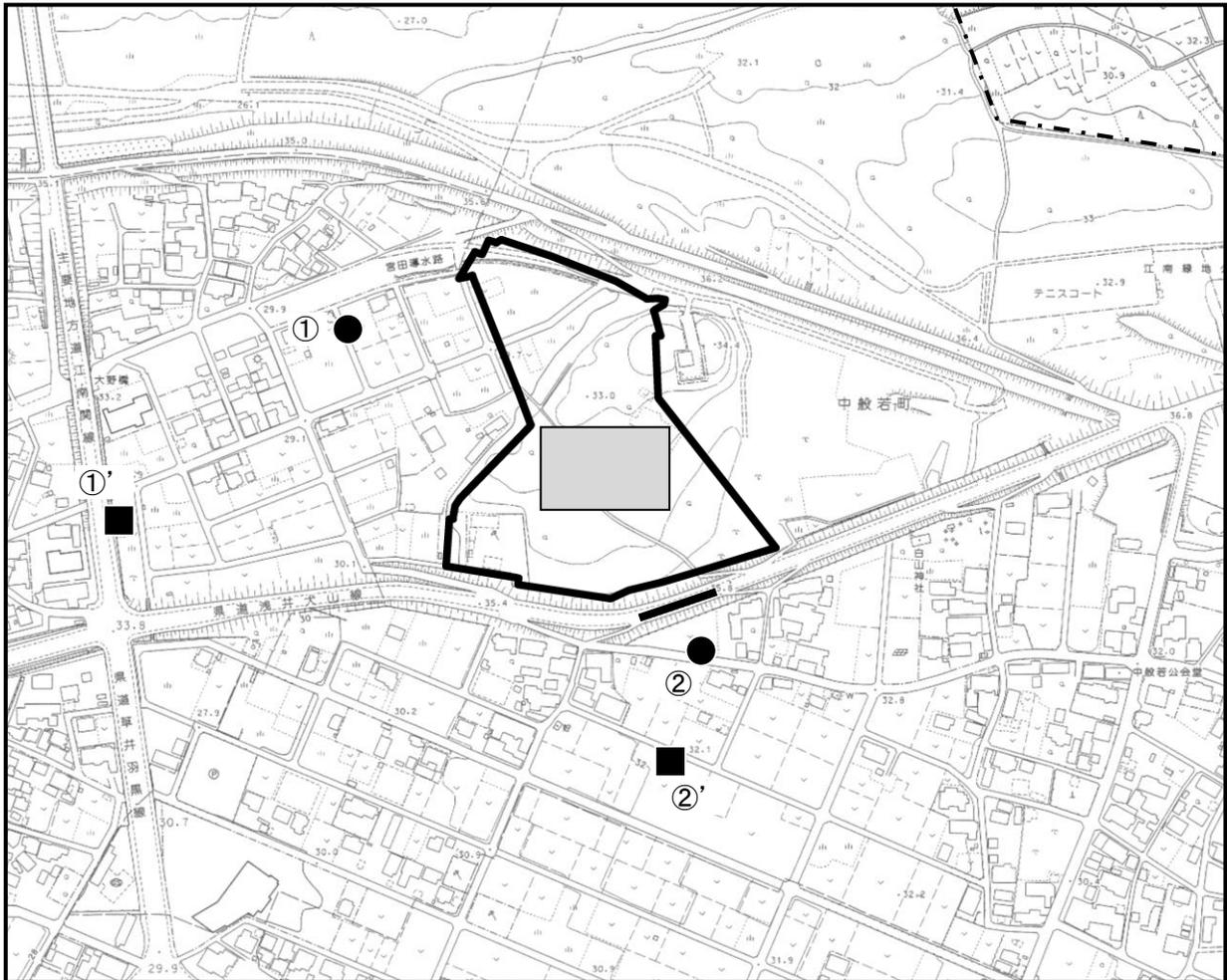
表 5.2.1(1) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	事業実施想定区域内の北西地域には中般若区の土葬の極楽墓地があり、アンケートでは、複数の縁故者から移設反対の意見が出されている。このため、墓地移転は困難であることが想定される。事業実施想定区域から、極楽墓地を除いて施設配置案を示す必要がある。	ご意見のとおり事業実施想定区域内には墓地が存在しますが、事業に必要な位置と考えていますので、今後も理解が得られるよう墓地の使用者と協議をまいります。 なお、ごみ処理に必要となる諸施設については、今後具体化してまいります。現時点で想定しました計画施設の建物の位置については、墓地の位置と重ならない案としています。
2	事業実施想定区域への搬入道路は南側の県道浅井犬山線拡幅によって付設するしか方法がないことから、緑地帯、緩衝地帯を設ける必要性を考えると、施設の配置は区域中央部分に取る必要がある。	事業実施想定区域については、堤防法尻から北側 20m と南側 40m の範囲が河川保全区域となっていること、計画施設の規模（最大の大きさを想定）やその周りに車両等の動線を確保することが必要であること等も考慮し、現在の配置としています。今後、具体的な事業計画の検討にあたっては、周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう配慮してまいります。
3	事業実施想定区域は、東側エリアも含めて、江南市内に残る貴重な樹林地の一つとなってきた。東側エリアも含めて樹林帯が全て失われることは、木曾川沿いの緑のネットワークを途切れさせることになる。できる限り、樹林帯を残す施設配置とする必要がある。	事業実施想定区域は主にシイ・カシ二次林で、木曾川の両岸に点在する二次林の一つとなっています。 方法書手続き以降に実施する現地調査において、地域の状況を詳細に把握してまいりますので、今後の具体的な事業計画の検討にあたっては、その結果も踏まえながら、周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう配慮してまいります。

表 5.2.1(2) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果		
4	<p>2, 景観踏査結果について</p> <p>「環境配慮書の案」5-11 ページ以降には景観について記載されている。「眺望景観」は、撮影地点や方角、カメラレンズの画角によってずいぶん印象が変わってくるものであり、一般的・総合的な位置決めは難しく、それだけに、より地域住民の生活の視点が求められると考える。</p> <p>広く一般に入手できる航空写真や住宅地図から判断するまでもなく、予定地の周りに極めて住宅が多い。検討委員会などでも半径 500 メートル圏内の住宅戸数は公表されている。だが、5-14 ページ以降の踏査結果の写真では、スイトピアからの写真を除けば民家はわずか 2 軒しか写っていない。画像を使って、故意に建設候補地は住宅域から離れた地点にあると言わんばかりである。</p> <p>184 ページ西側最寄住居付近は、方角的に西と言うよりは北西に位置している。ほぼ西方からは、提示した①'の画像<sup>注)</sup>へ訂正してほしい。</p> <p>185 ページ南側最寄住居付近は、まさに「最寄住居」を外して撮影した悪意がうかがえる写真である。県道から離れ、撮影ポイントを変更して提示した②'の画像へ<sup>注)</sup>訂正してほしい。</p> <p>注) 提示された画像等は、図 5.1(1)～(3)に示すとおりである。</p>	<p>本計画段階環境配慮書の案では、「重大な影響の有無」及び「複数案による影響の程度の比較」の観点から評価を行っており、踏査地点は、「日常生活における視点の場」と「主要な眺望地点」という 2 つの観点で設定しています。</p> <p>「日常生活における視点の場」の観点からは、住宅の分布状況が把握できるような地点としてではなく、事業実施想定区域を中心に影響が最大となることが想定される最寄住居付近を設定しており、近景の地点が多くなっています（踏査地点①、②）。</p> <p>また、「主要な眺望地点」という観点からは、江南市のホームページ等に掲載されている情報を基に、本事業による影響が大きくなると想定される踏査地点を設定しました（踏査地点③～⑥）。</p> <p>いただいたご意見にも配慮し、景観の踏査地点に西側及び南側の地点を追加し、予測した結果を配慮書に追加しました。予測結果等は配慮書の「5.2 景観」（5-11～32 頁参照）に記載しました。</p> <p>なお、追加地点は意見書において提出された地点（図 5.1(1)）と同様の地点で、一般的な人の視野に近いとされる 60 度となる画角で撮影を行いました。</p>
5	<p>景観踏査地点の④江南緑地公園（中般若）の地図と写真が一致していない。写真は扶桑緑地公園内から撮影されたものであり、地図上の④はテニスコートを示している。</p>	<p>景観踏査地点の設定にあたっては、第 3 章で整理した主要な眺望点を基本としており、配慮書の表 5.2.2(4)に示す地点④については江南緑地公園（中般若）として設定し、計画施設を見通すことができる可能性のある地点として、テニスコートの東側にあるアスレチック広場付近で撮影を行いました。</p> <p>ご指摘を踏まえ地点を確認したところ、ここは扶桑緑地公園内であったため、地点④の地点名を「扶桑緑地公園（アスレチック広場）」と改め、実際の撮影地点、名称が正しいものとなるよう修正いたしました。また、これに伴い地点⑤の地点名を「扶桑緑地公園（芝生広場）」に修正いたしました。</p>
その他の事項		
6	<p>事業実施想定区域内の南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。造成工事前には、土壌汚染調査や地下埋設物調査を行う必要がある。</p>	<p>一定規模以上の土地の改変を行う場合には、土壌汚染対策法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、届出等を行うとともに、必要に応じて土壌汚染状況調査を実施します。また、埋設された廃棄物が確認された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に対応します。</p>

注) 計画段階環境配慮書から参照頁など一部内容を変更しており、変更箇所については斜体で表記した。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  市町境
-  計画施設
-  配慮書の案における踏査地点
-  意見書において提示された地点
-  撮影対象となった堤防法面

注) 意見書において提示された画像をもとに作成。

この地図は、「江南市都市計画基本図 No.02 1:2,500」を使用したものである。



1 : 5,000



図5.1(1) 意見書において提示された地点

▼画像①' 愛岐大橋南交差点北より東を望む



図5.1(2) 意見書において提示された画像

画像▼②' 想定区域南200mあたりより北を望む



図5.1(3) 意見書において提示された画像



第6章 配慮書についての縦覧状況並びに  
愛知県知事の意見及び  
都市計画決定権者の見解



## 第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び 都市計画決定権者の見解

### 6.1 配慮書についての縦覧状況

・縦覧期間：平成30年8月16日（木）～9月14日（金）

表6.1.1 計画段階環境配慮書についての縦覧状況

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	0
		布袋支所	0
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	0
	大口町	産業建設部環境経済課	1
	扶桑町	産業建設部産業環境課	1
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	0
合 計			2

### 6.2 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表6.2.1(1)～(3)に示すとおりである

表6.2.1(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見  
及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成します。
1 全般的事項	
(1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。	事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めます。
(2) 木曾川の両岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。	事業実施想定区域の位置を選定した経緯については、尾張北部ブロックや第1小ブロックでの検討経緯など、第2章に詳細を記載しました。 また、事業実施想定区域内の改変面積については、できる限り小さくし保全が可能な部分については極力保全を図るよう配慮するとともに、今後実施する現地調査及び予測・評価の結果を踏まえ必要な環境保全措置を検討してまいります。

表 6.2.1(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見  
及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 大気質、騒音、振動及び悪臭	
(1) 事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	本事業の事業特性、地域特性から、特殊な気象条件下における大気汚染物質による高濃度の影響が懸念されることを踏まえ、大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第7章に記載しました。
(2) 既存の2施設が1施設に集約され、ごみ収集車等の交通量が増加することが想定されることから、ごみ収集車等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	本事業の実施により、廃棄物運搬車両等の交通量が増加することが想定されることから、廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努めるなど、道路沿道への影響に配慮した事業計画とします。 また、廃棄物運搬車両等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動についての調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。
(3) 事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、騒音、振動及び悪臭の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とするなど、近隣の住居に配慮した事業計画とします。 また、騒音、振動及び悪臭については、敷地境界での調査のほか近隣の住宅地付近での調査も実施します。その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。
3 動物・植物・生態系	
事業実施想定区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることを踏まえ、改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。 また、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曾川沿いも含んだ範囲とし、その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。
4 景観	
事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、煙突の位置だけでなく、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討し、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とします。 また、調査地点については、近隣の住居からの景観も踏まえた調査地点を設定します。その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。

表 6.2.1(3) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見  
及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
5 温室効果ガス等	
<p>廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画を検討してまいります。また予測・評価については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果についても予測・評価を行うこととし、その結果を第7章に記載しました。</p>
6 その他	
<p>住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めます。</p>



## 第7章

# 都市計画対象事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法



## 第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法

### 7.1 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、「環境影響評価指針」（平成11年 愛知県告示第445号）の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）を、「工事の実施」、「土地又は工作物の存在」（以下「施設の存在」という。）及び「土地又は工作物の供用」（以下「施設の供用」という。）の各段階について抽出し、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表7.1.1に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表7.1.2(1)～(5)に示すとおりである。

表7.1.1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分			工事の実施			施設の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	出	廃棄物等の搬入及び搬	施設からの悪臭の漏洩		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物					◎							
		窒素酸化物	○	○			◎				○			
		浮遊粒子状物質	○	○			◎				○			
		粉じん等	○	○	○									
		有害物質等					◎							
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○										
		施設からの騒音						○						
		道路交通騒音	○									○		
		低周波音						○						
	振動	建設作業等振動		○										
		施設からの振動						○						
		道路交通振動	○									○		
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数											○	
	水質	水素イオン濃度			○									
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)												
		水の濁り(浮遊物質量)			○									
		富栄養化												
		有害物質等												
	地形及び地質	重要な地形及び地質												
	地盤・土壌	土壌環境			○									
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○									
	地下水質			○										
	日照障害				○									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○								
	植物	重要な種及び群落			○	○								
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○								
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎								
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○						○		
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況												
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○	○					
		残土その他の副産物			○									
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○			○			

注) 表中の「○」は選定した項目を、「◎」は配慮書においても選定した項目を、網掛けは指針別表第1に掲げられている参考項目を示す。

表7.1.2(1) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削・盛土の土工に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「-」は非選定とした項目を示す。

表7.1.2(2) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	有害物質等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
騒音及び超低周波音	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		低周波音	機械等の稼働	○
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		施設からの振動	機械等の稼働	○
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表7.1.2(3) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水(ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水)については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	水の濁り	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り(浮遊物質量)が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	富栄養化	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	有害物質等	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変並びに施設の存在	—	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。
地盤・土壌	土壌環境	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
	地下水質	掘削・盛土等の土工	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	—	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。
日照障害	地形改変並びに施設の存在	○	施設の存在に伴い周辺環境が日照障害の影響を受けるおそれがあるため。	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(4) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	○	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水(ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水)については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工	○	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	○	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表7.1.2(5) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	資材等の搬入及び搬出	—	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
	地形改変並びに施設存在	—	地形改変並びに施設の存在により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
廃棄物等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置によって捕集される排出ガス中の飛灰（ばいじん）等、処理の過程で廃棄物が発生するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、機械等の稼働に伴い廃棄物（焼却灰等）が発生するため。
	汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する汚水は排水処理施設で適正に処理した上で再利用する計画であるが、処理の際に廃棄物（汚泥）が発生するため。
残土その他の副産物	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事に伴う副産物が発生するため。
温室効果ガス等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

## 7.2 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。また、評価の手法は、指針第21の規定に留意し選定した。

調査、予測及び評価の手法は、表7.2.1～15に示すとおりである。

表7.2.1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出  <施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出	調査すべき 情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 資材等の運搬及び廃棄物等の運搬に使用される道路の状況、交通量及び走行速度の状況 (3) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）、気温（地上1.5m）、湿度（地上1.5m）、日射量（地上3m）及び放射収支量（地上1.5m）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路の状況：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要運行ルート沿道

表7.2.1(2) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<p>&lt;工事の実施&gt; 資材等の搬入及び搬出</p> <p>&lt;施設の供用&gt; 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)</p>	調査地点	<p>(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等</p> <p>② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点（地点1～5） （図7.2.1 道路沿道大気質の調査地点参照）</p> <p>(2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況</p> <p>① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した5地点（地点1～5） （図7.2.1 道路沿道大気質の調査地点参照）</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等</p> <p>② 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）</p>
		調査期間等	<p>(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>① 文献その他の資料調査 過去5年間程度</p> <p>② 現地調査 四季に各1週間連続測定</p> <p>(2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況</p> <p>① 現地調査 平日1日及び休日（土曜日）1日の2日（各24時間）</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>① 文献その他の資料調査 過去5年間程度</p> <p>② 現地調査 1年間連続測定</p>

表7.2.1(3) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
	<施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出 (続き)	予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値

表7.2.1(4) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 建設機械の稼働 等	調査すべき 情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）、気温（地上1.5m）、湿度（地上1.5m）、日射量（地上3m）及び放射収支量（地上1.5m）	
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法	
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等 ② 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定	

表7.2.1(5) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働 等(続き)	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値

表7.2.1(6) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
粉じん等	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 降下ばいじん量の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）	
		調査の基本的な手法	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 「衛生試験法・注解2015 4.4.1.2 2) 日本薬学会」に基づく方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法	
		調査地域	粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等 ② 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 四季に各1ヵ月間 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定	
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測	
		予測地域	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工による粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域に同じ	
		予測対象時期等	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工による粉じんに係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工による粉じんに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	

表7.2.1(7) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき情報	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）、気温（地上1.5m）、湿度（地上1.5m）、日射量（地上3m）及び放射収支量（地上1.5m） ② 上層気象 風向・風速及び気温（地上1,000mまで50mごと）の鉛直分布
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質：環境基準に規定する測定の方法 ・水銀：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年 環境省）に準拠した方法 ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年 環境庁）に準拠した方法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年改訂 環境省）に準拠した方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ア 地上気象 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法 イ 上層気象 「高層気象観測指針」（平成16年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び事業実施区域から半径約3kmの範囲

表7.2.1(8) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

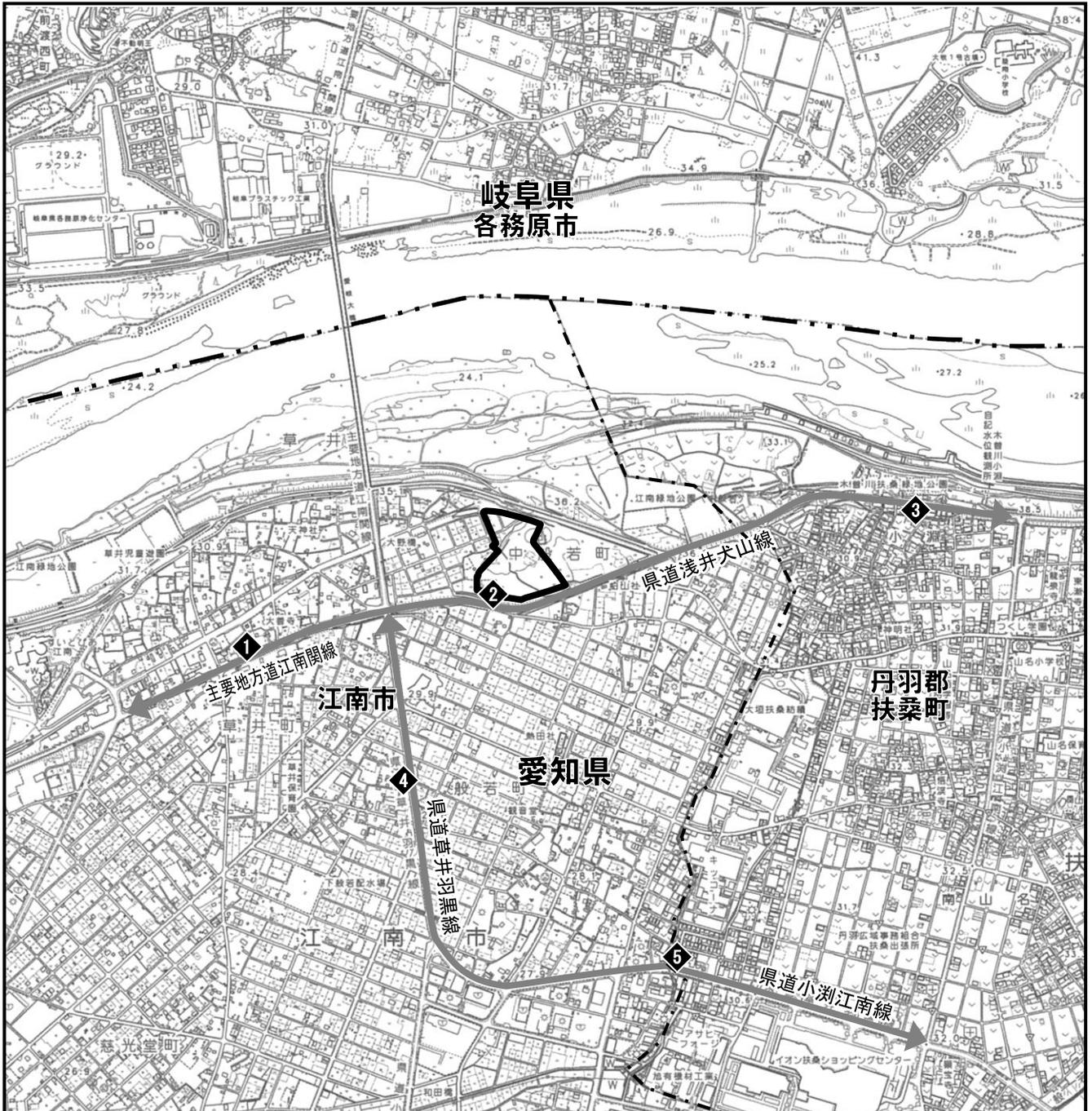
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 （続き）	<施設の供用> ばい煙の排出 （続き）	調査地点	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 事業実施区域 : 1地点（地点A） 事業実施区域周辺：5地点（地点B～F） ※微小粒子状物質については事業実施区域1地点 （調査地域において主風向の風下（南東側）と反対側（北西側）、これに直行する方向（南西側、北東側）を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定：図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等 ② 現地調査 ア 地上気象 事業実施区域 : 1地点（地点A） 事業実施区域周辺：5地点（地点B～F） （風向・風速のみ測定） イ 上層気象 事業実施区域1地点（地点A）（地上1,000mまでの範囲） （図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）

表7.2.1(9) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

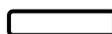
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	調査期間等	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 事業実施区域 : 1年間連続測定 事業実施区域周辺: 四季に各1週間連続測定 (2) 微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 四季に各1週間連続測定 (塩化水素、水銀は四季に各7日間(1検体/日)、ダイオキシン類は四季に各7日間(1検体/7日)) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 ア 地上気象 事業実施区域 : 1年間連続測定 事業実施区域周辺: 四季に各1週間連続測定 イ 上層気象 四季に各1週間(1日あたり8回)
		予測の基本的な手法	(1) 長期予測(年平均値) プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる予測 (2) 短期予測(高濃度出現条件下における1時間値) 高濃度発生の可能性がある次の条件を対象とし、プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測 ・大気安定度不安定時 ・上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時 ・ダウンウォッシュ時(煙突後流) ・ダウンドラフト時(建物後流)
		予測地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期

表7.2.1(10) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	評価の手法	
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 （続き）	<施設の供用> ばい煙の排出 （続き）	評価の手法	ばい煙の排出による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号））による塩化水素の目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年環境省通知 環管総発第03090004号）による水銀の指針値 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  主な走行経路
-  道路沿道大気質、交通量等調査地点

この地図は、各務原市発行「1 : 10,000 各務原市都市計画基本図No.02」を使用したものである。

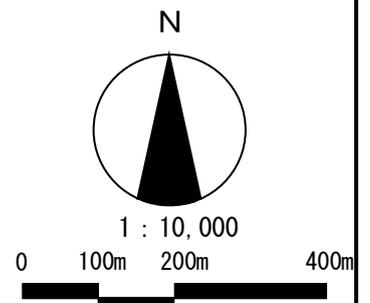


図 7.2.1 道路沿道大気質の調査地点

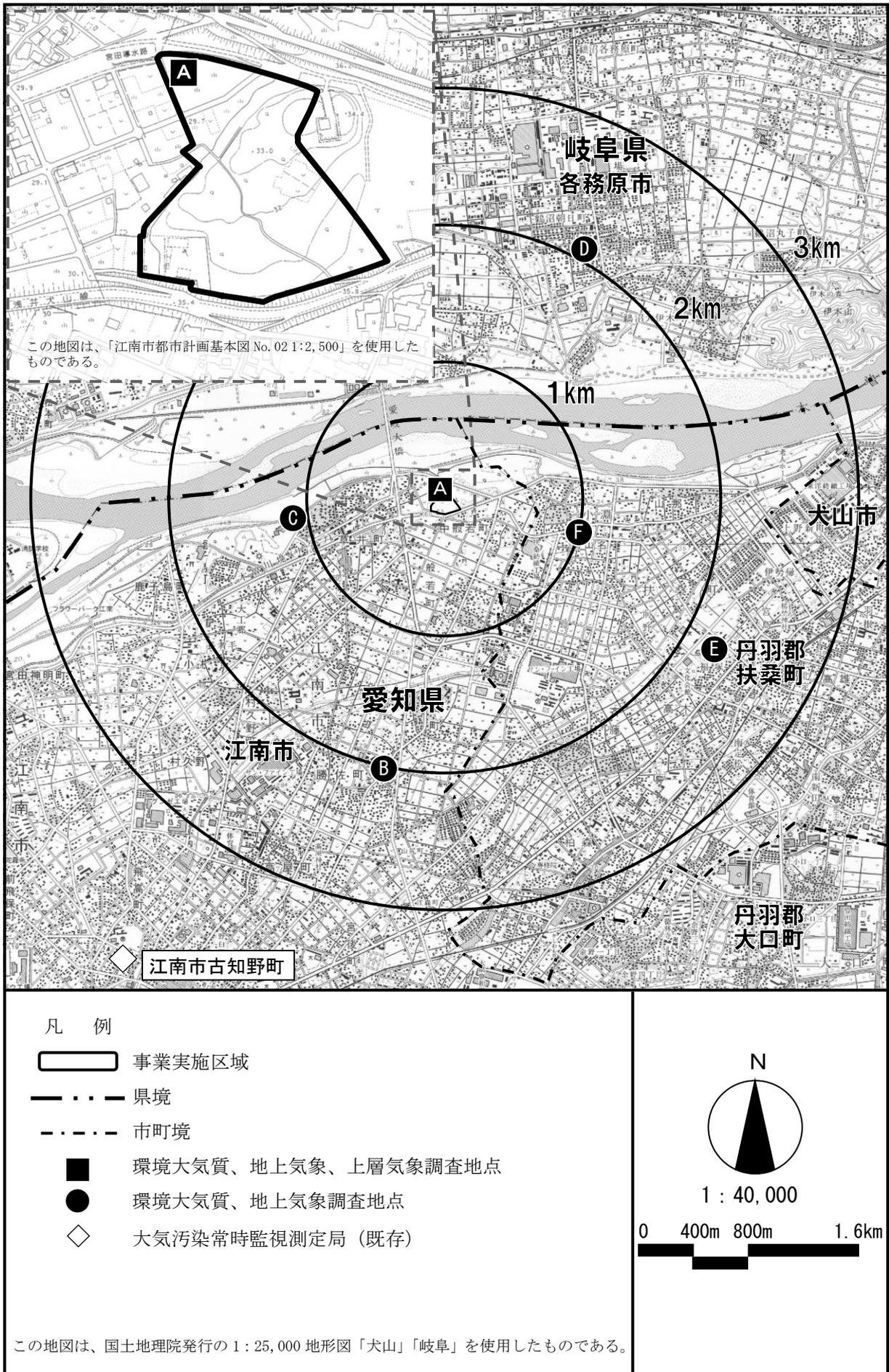


図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点

表 7.2.2(1) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
建設作業等騒音	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 騒音の状況 最寄り住居側の事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2）及び周辺の住宅地を代表する2地点（地点3、4）の計4地点 （図7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日（土曜日）1日の2日（24時間） (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 騒音の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	ASJ CN-Model 2007（日本音響学会式）による予測	
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点	
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」	

表7.2.2(2) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの騒音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 騒音の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	騒音伝搬理論式による予測
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	<p>機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについても見解を明らかにする。</p> <p>また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。</p> <p>&lt;基準・目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音に係る環境基準について」</li> <li>・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」</li> <li>・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」</li> </ul>

表7.2.2(3) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

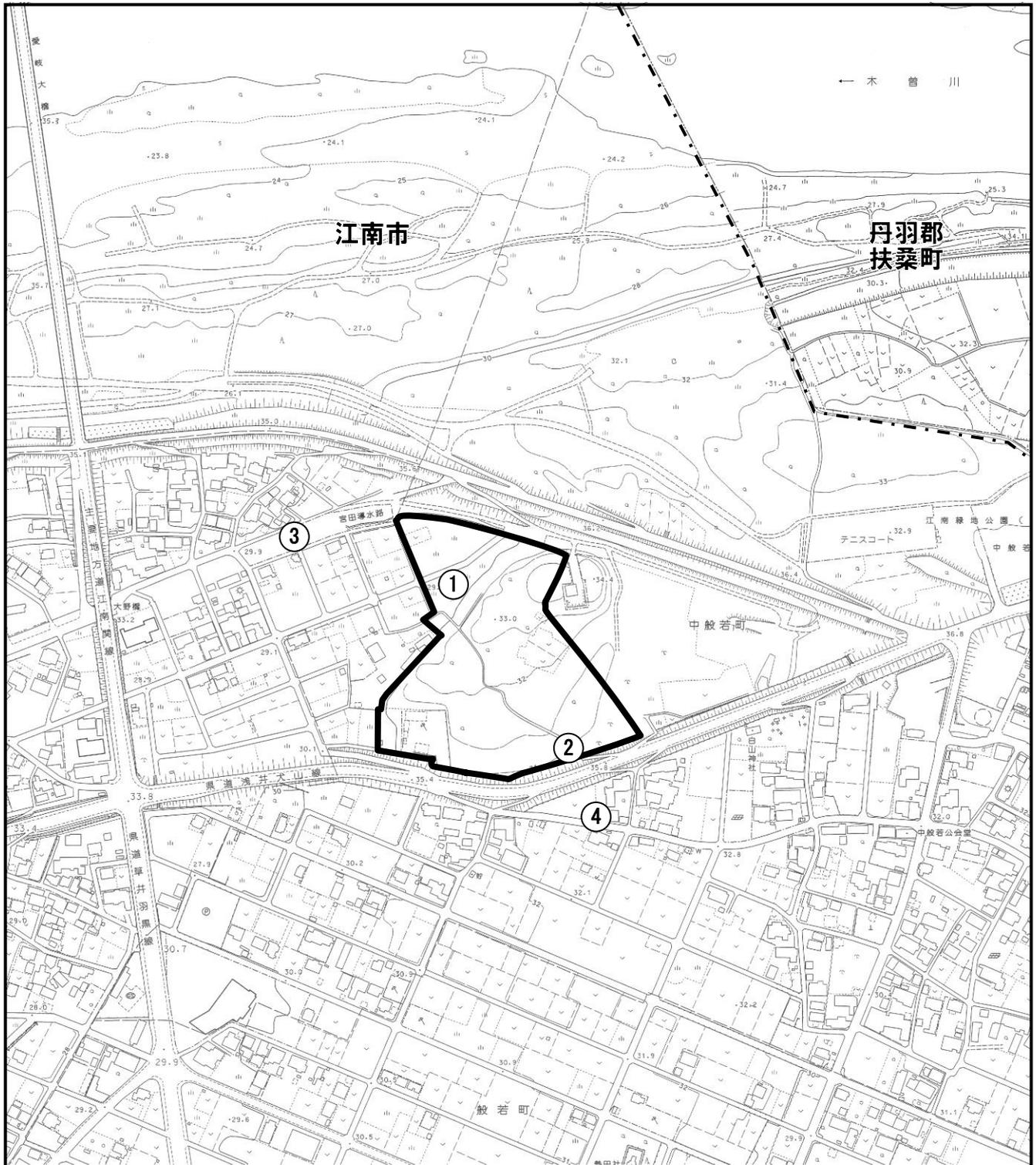
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出  <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測
		調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
		調査地点	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した5地点（地点1～5） （図7.2.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通騒音の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道のうち、道路交通騒音の調査地点と同様の5地点（地点1～5）

表7.2.2(4) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出  <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日(土曜日)1日の2日 (16時間:6時~22時) (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び 走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	ASJ RTN-Model 2013 (日本音響学会式)による予測
		予測地域	音の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」

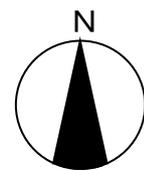
表7.2.2(5) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
低周波音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年 環境庁）に準拠した方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	機械等の稼働に伴う低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 低周波音の状況 最寄り住居側の事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2） （図7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地表面の状況 低周波音の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 平日1日（24時間） (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 低周波音の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測	
		予測地域	低周波音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域に同じ	
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期	
		評価の手法	機械等の稼働による低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	



凡 例

- 事業実施区域
- 市町境
- 環境騒音、低周波音、環境振動調査地点  
注) 低周波音については、地点1、2で実施する。

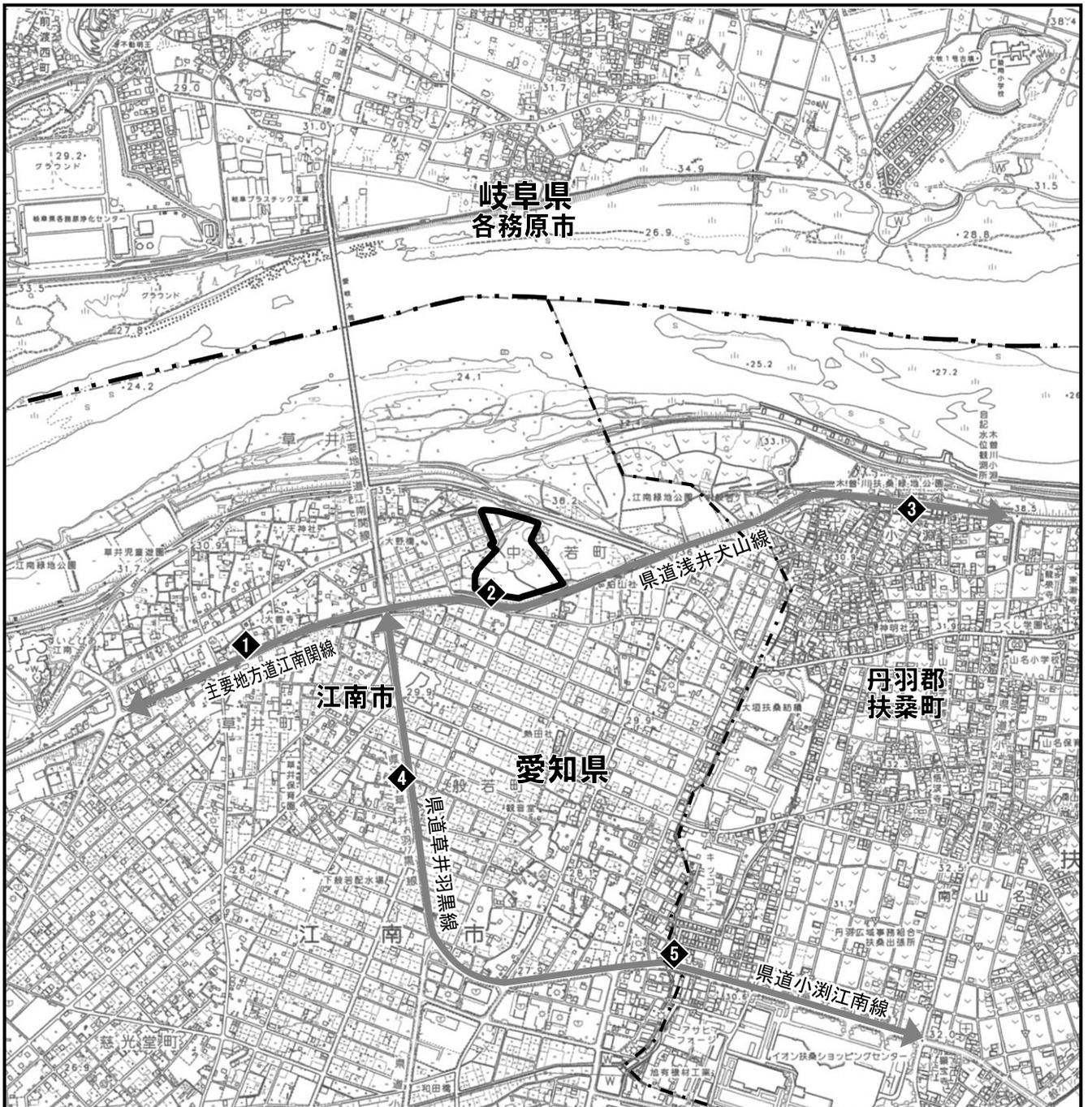


1 : 5,000

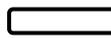


この地図は、「江南市都市計画基本図 No. 02 1:2,500」を使用したものである。

図 7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  主な走行経路
-  道路交通騒音・振動、交通量等調査地点

この地図は、各務原市発行「1：10,000 各務原市都市計画基本図No.02」を使用したものである。

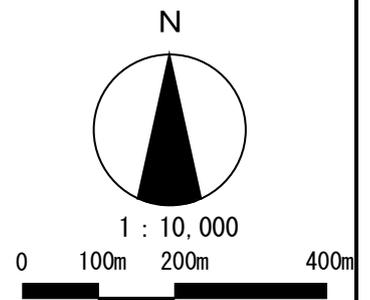


図 7.2.4 道路交通騒音、振動の調査地点

表7.2.3(1) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項	目	調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
建設作業等振動	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 振動の状況 ① 現地調査 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法 (2) 地盤の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 振動の状況 最寄り住居側の事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2）及び周辺の住宅地を代表する2地点（地点3、4）の計4地点 （図7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地盤の状況 振動の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 振動の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日（土曜日）1日の2日（24時間） (2) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 振動の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	振動の伝搬理論式による予測	
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、建設機械の稼働による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点	
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「振動規制法施行規則」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」	

表7.2.3(2) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの振動	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 ・振動の感覚閾値

表7.2.3(3) 調査、予測及び評価の手法（振動）

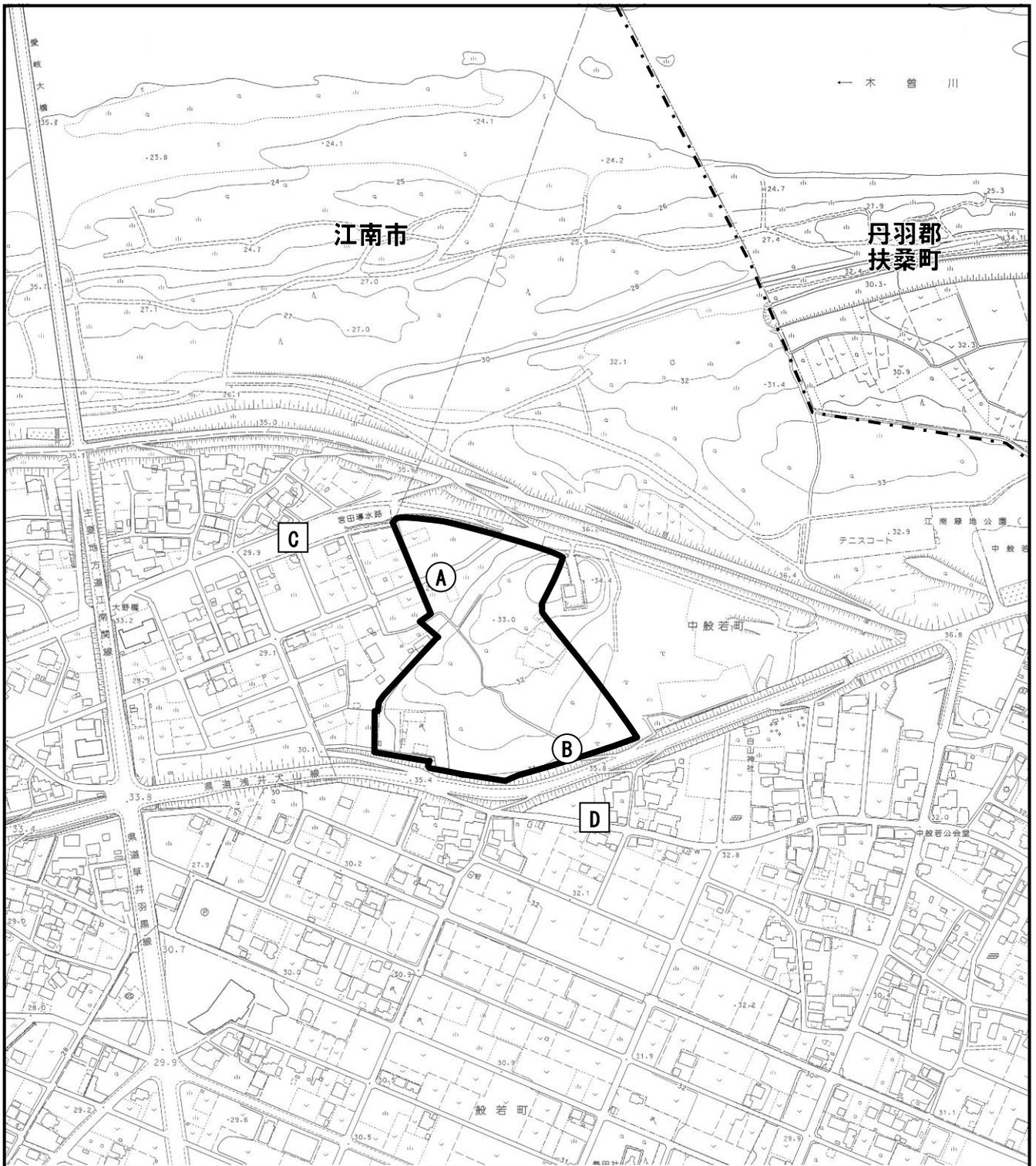
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出  <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通振動の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 (4) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 振動規制法施行規則に定める測定方法に準拠した方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 「道路環境整備マニュアル」に準拠した方法
	調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道	
		調査地点	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した5地点（地点1～5） （図7.2.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道のうち、道路交通振動の調査地点と同様の5地点（地点1～5） (4) 地盤の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺

表7.2.3(4) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出  <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日(土曜日)1日の2日 (7時~20時(毎正時後10分間)) (2) 沿道大気質 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び 走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時のう ち、いずれか1日
		予測の基本的な手法	旧建設省土木研究所提案式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「道路交通振動の要請限度」

表7.2.4 調査、予測及び評価の手法（悪臭）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
臭気指数	<施設の供用> 施設からの悪臭の漏洩	調査すべき情報	(1) 悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）の状況 (2) 気象（風向・風速、気温、湿度）の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 悪臭の状況 ① 現地調査 ・特定悪臭物質：「特定悪臭物質の測定方法」に準拠した方法 ・臭気指数：三点比較式臭袋法 (2) 気象の状況 ① 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法	
		調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 悪臭の状況 ・特定悪臭物質、臭気指数 調査当日の風上、風下を考慮した事業実施区域敷地境界付近2地点（地点A、B） ・臭気指数 周辺の住居を代表する2地点（地点C、D） （図7.2.5 悪臭の調査地点参照） (2) 気象の状況 事業実施区域1地点（地点A） （図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 悪臭の状況 梅雨期、夏季に各1日1回 (2) 気象の状況 1年間連続測定	
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測	
		予測地域	悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域に同じ	
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期	
		評価の手法	施設からの悪臭の漏洩による悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「悪臭防止法施行規則」による敷地境界における規制基準	



凡例

- 事業実施区域
- 市町境
- 悪臭調査地点（特定悪臭物質、臭気指数）  
注）調査地点は図中の地点を基本とし、調査日の風向の状況に応じて風上、風下となる地点を設定する。
- 悪臭調査地点（臭気指数）



1 : 5,000



この地図は、「江南市都市計画基本図 No.02 1:2,500」を使用したものである。

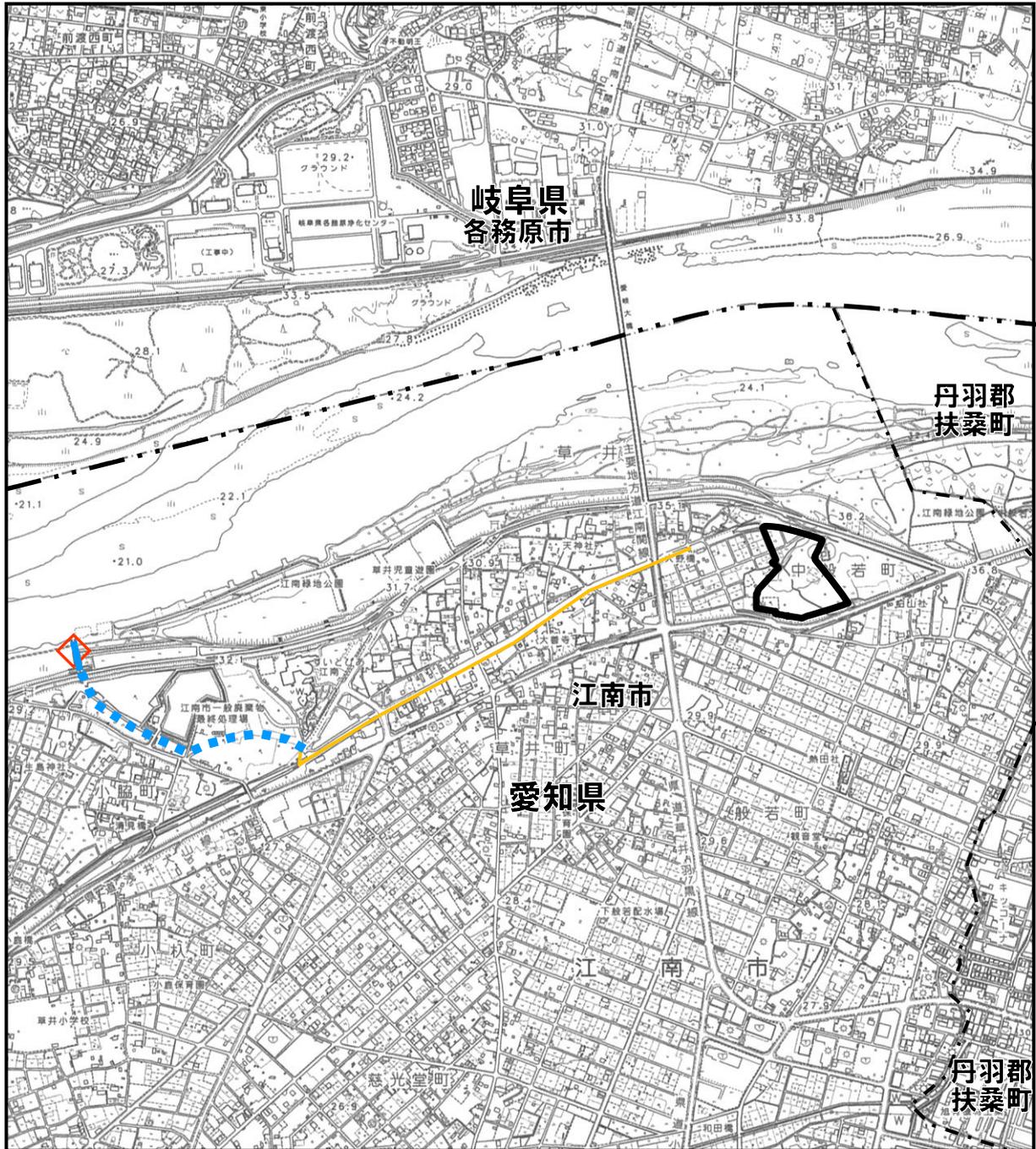
図 7.2.5 悪臭の調査地点

表7.2.5 (1) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水素イオン濃度	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 (2) 現地調査 ・水素イオン濃度：環境基準に規定する測定の方法 ・流量：JIS K 0094
		調査地域	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 (2) 現地調査 放流先となる排水路の1地点 (図7.2.6 水質の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 過去5年間程度 (2) 現地調査 四季に各1日1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて、コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	コンクリート打設等による公共用水域の水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準について」

表7.2.5(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
水の濁り	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 水の濁り（浮遊物質量）、濁度及びその調査時における流量の状況 (2) 土質の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・浮遊物質量：環境基準に規定する測定の方法 ・濁度：JIS K 0101 ・流量：JIS K 0094 (2) 土質の状況 沈降試験	
		調査地域	土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域	
		調査地点	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 放流先となる排水路の1地点 (図7.2.6 水質の調査地点参照) (2) 土質の状況 事業実施区域の代表的な1地点	
		調査期間等	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 降雨時1回（ピーク時を含む10回程度採水） (2) 土質の状況 1回	
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測	
		予測地域	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて、土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	現地調査地点と同じ	
		予測対象時期等	工事の実施による公共用水域の水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	工事の実施による水の濁りに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	



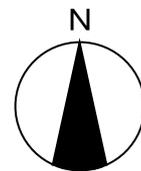
凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 排水ルート（鴨川排水路※）  
※宮田導水路の排水路（余水）も合流している。
- 排水ルート（側溝）
- 水質調査地点

注1) 排水ルートのうち、暗渠部分は点線で示した。

注2) 事業実施区域内及び事業実施区域から既存の排水路までのルートについては未定である。

この地図は、各務原市発行「1：15,000 各務原市全図」を使用したものである。



1 : 15,000



図7.2.6 水質の調査地点

表7.2.6 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
土壌環境	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 土地利用及び居住状況 (2) 有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類）による汚染状況	
		調査の基本的な手法	(1) 土地利用及び居住の状況 文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 有害物質による汚染状況 「土壌の汚染に係る環境基準について」、 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年 環境省）等に記載の方法	
		調査地域	掘削・盛土等の土工に伴う土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 土地利用及び居住状況 事業実施区域及びその周辺 (2) 有害物質による汚染状況 土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点（地点1～3） （図7.2.7 土壌環境の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 土地利用及び居住状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 有害物質による汚染状況の現地調査時 (2) 有害物質による汚染状況 1回	
		予測の基本的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測	
		予測地域	工事計画を踏まえて、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域に同じ	
		予測対象時期等	掘削・盛土等の土工時期	
		評価の手法	掘削・盛土等の土工による土壌環境に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」	



表 7.2.7(1) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況	<p>&lt;工事の実施&gt; 掘削・盛土等の土工</p> <p>&lt;施設の存在&gt; 地形改変並びに施設の存在</p>	調査すべき情報	<p>(1) 地形、地質及び地盤の状況</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>(3) 地下水の利用の状況</p>
		調査の基本的な手法	<p>(1) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析</p> <p>(2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 事業実施区域でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 事業実施区域の観測井戸での測定</p> <p>(3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析</p>
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	<p>(1) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺</p> <p>(2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点 (図7.2.8 地下水位、地下水質の調査地点参照)</p> <p>(3) 地下水の利用の状況 事業実施区域及びその周辺</p>
		調査期間等	<p>(1) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集</p> <p>(2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 四季に各1日1回</p> <p>(3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度</p>
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画・事業計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ

表7.2.7(2) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

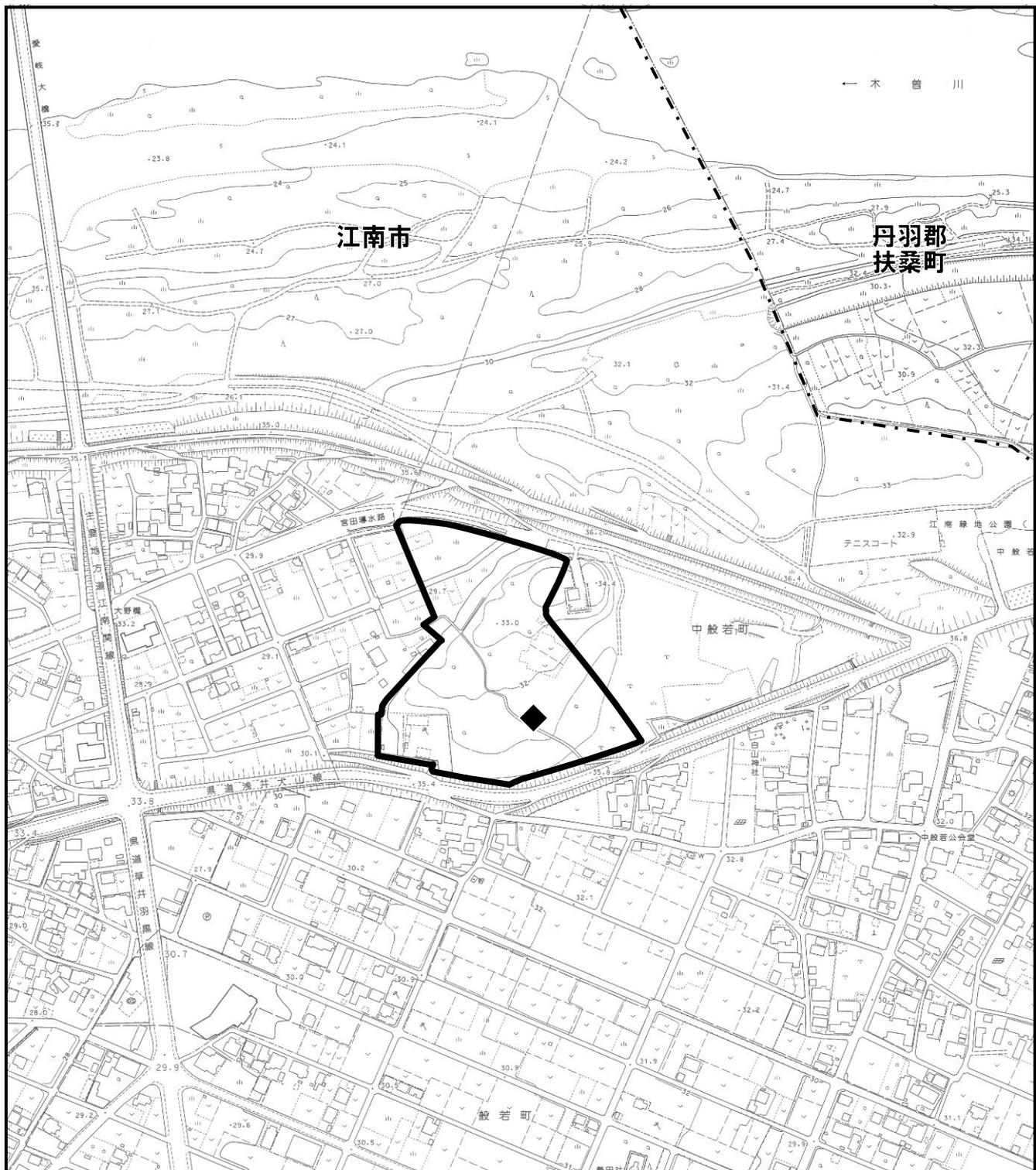
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	予測対象時期等	(1) 工事の実施 掘削工事による環境影響が最大となる時期 (2) 施設の存在 施設の存在で環境影響を的確に把握できる時期
	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 (続き)	評価の手法	掘削・盛土等の土工、施設の存在に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.7(3) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 地下水質（地下水環境基準項目及びダイオキシン類）の状況 (2) 地形、地質及び地盤の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な手法	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 ・地下水環境基準項目：環境基準に規定する測定の方法 ・ダイオキシン類：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に規定する測定の方法 (2) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点 (図7.2.8 地下水位、地下水質の調査地点参照) (2) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺 (3) 地下水の利用の状況 事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 四季に各1日1回 (2) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度

表7.2.7(4) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工 (続き)	予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	掘削工事による環境影響が最大となる時期等
		評価の手法	掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



- 凡 例
- 事業実施区域
  - - - 市町境
  - ◆ 地下水位、地下水質調査地点

この地図は、「江南市都市計画基本図 No.02 1:2,500」を使用したものである。

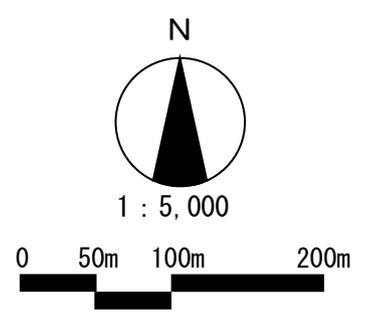


図 7.2.8 地下水位、地下水質の調査地点

表7.2.8 調査、予測及び評価の手法（日照阻害）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
日照阻害	<施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき 情報	(1) 土地利用及び居住の状況 (2) 地形の状況
		調査の基本的な 手法	文献その他の資料及び現地踏査による情報の 収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日 照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると 認められる地域として、事業実施区域及びその 周辺
		調査地点	事業実施区域及びその周辺
		調査期間	土地利用及び居住の状況並びに地形の状況を 適切に把握できる時期
		予測の基本的な 手法	時刻別日影図及び等時間日影図の作成による 予測
		予測地域	調査地域のうち、土地利用の状況及び地形の 状況を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域として、事業 実施区域及びその周辺
		予測地点	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて予 測地域における日照阻害に係る環境影響を的確 に把握できる地点
		予測対象時 期等	施設の設置が完了した時期の冬至日
		評価の手法	施設の存在による日照阻害に係る環境影響 が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回 避又は低減されているかどうかについて見解を 明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうか についても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に 基づく日影規制

表7.2.9(1) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地	<p>&lt;工事の実施&gt; 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工</p> <p>&lt;施設の存在&gt; 地形改変並びに施設の存在</p>	調査すべき情報	<p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p>
		調査の基本的な手法	<p>(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析</p> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類：目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法</li> <li>・鳥類：任意観察法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法</li> <li>・昆虫類：任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法</li> <li>・両生類、は虫類：任意観察法</li> <li>・魚類：任意採集法</li> <li>・底生動物：任意採集法</li> <li>・クモ類：任意観察法</li> <li>・陸産貝類：任意観察法</li> </ul>
		調査地域	動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲
		調査地点	<p>調査地域のうち、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>&lt;工事の実施&gt; 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.2.9 動植物の調査地域参照）、及び放流先となる排水路の1地点を含む範囲（図7.2.10 魚類、底生動物、水生植物相の調査地点参照）</p> <p>&lt;施設の存在&gt; 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.2.9 動植物の調査地域参照）</p>

表7.2.9(2) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工  <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 (続き)	調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集  (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各1回 ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各1回 ・両生類、は虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各1回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各1回 ・クモ類：夏季、秋季、冬季に各1回 ・陸産貝類：初夏、冬季に各1回 ※必要に応じて調査時期を追加・調整する
		予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曾川沿いの河畔林を含む範囲
		予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表7.2.10(1) 調査、予測及び評価の手法（植物）

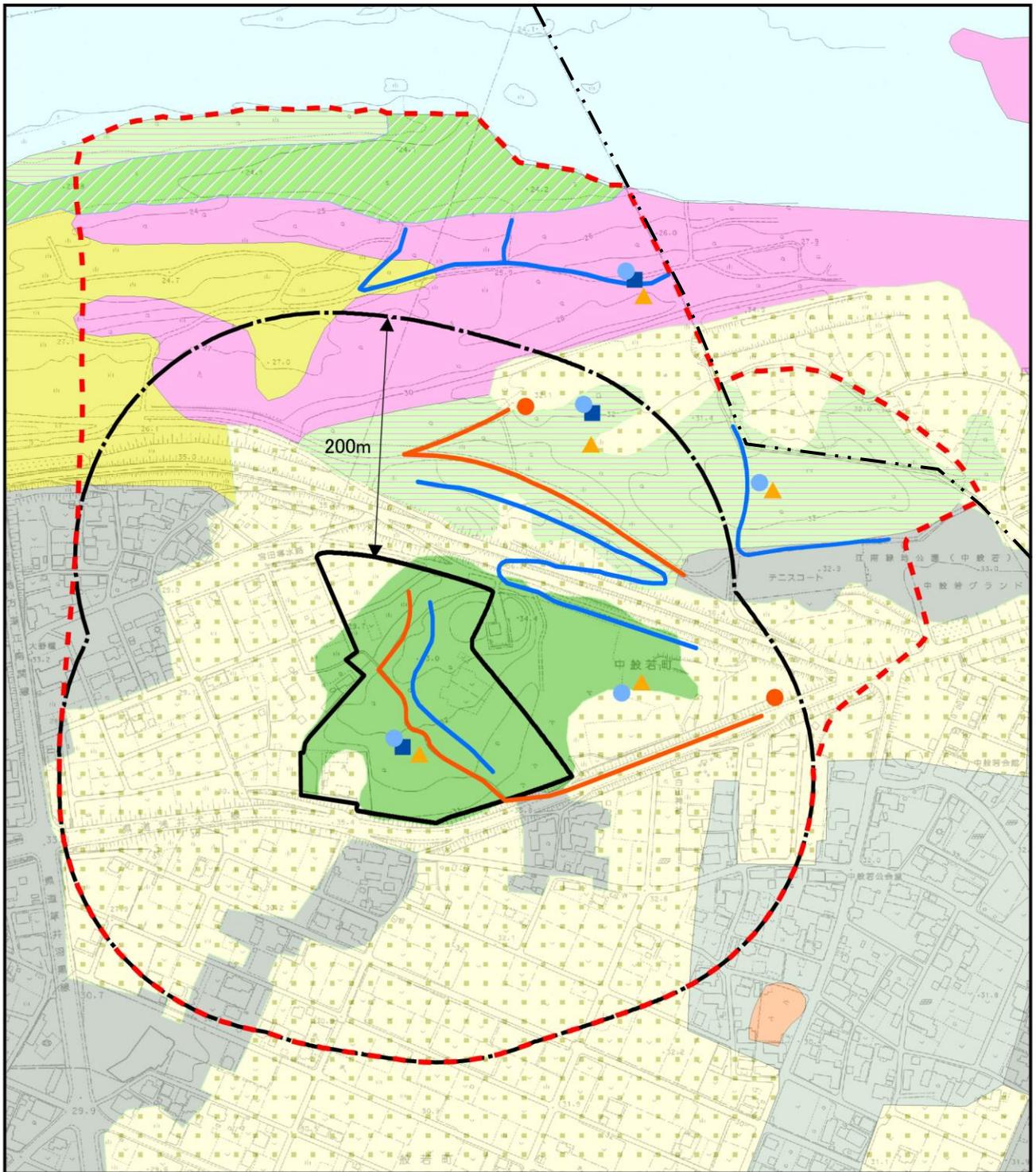
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び群落	<p>&lt;工事の実施&gt; 掘削・盛土等の土工</p> <p>&lt;施設の存在&gt; 地形改変並びに施設の存在</p>	調査すべき情報	<p>(1) 維管束植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性</p> <p>(4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p>
		調査の基本的な手法	<p>(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析</p> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植生：植生図作成調査、植生調査（コドラート法）</li> <li>・ 植物相：任意観察調査</li> <li>・ 水生植物相：任意観察調査</li> </ul>
		調査地域	<p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲</p>
		調査地点	<p>調査地域のうち、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>&lt;工事の実施&gt; 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.2.9 動植物の調査地域参照）、及び放流先となる排水路の1地点を含む範囲（図7.2.10 魚類、底生動物、水生植物相の調査地点参照）</p> <p>&lt;施設の存在&gt; 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.2.9 動植物の調査地域参照）</p>
		調査期間等	<p>(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集</p> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植生：秋季1回</li> <li>・ 植物相：早春季、春季、夏季、秋季に各1回</li> <li>・ 水生植物相：春季、夏季、秋季に各1回</li> </ul>

表7.2.10(2) 調査、予測及び評価の手法（植物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び群落 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工  <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在 (続き)	予測の基本的な手法	重要な種及び重要な群落について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曾川沿いの河畔林を含む範囲
		予測対象時期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による植物の重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

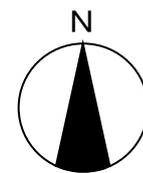
表7.2.11 調査、予測及び評価の手法（生態系）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域を特徴付ける生態系	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工  <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び動物、植物の現地調査結果を踏まえた定性的、定量的情報の収集並びに当該情報の整理・解析
		調査地域	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
		調査期間等	動植物の調査時期に準じた時期
		予測の基本的な手法	注目種（上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種）等の分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	動植物の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曾川沿いの河畔林を含む範囲
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による地域を特徴づける生態系の注目種等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



凡例

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 事業実施区域        | 任意踏査ルート(哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類) |
| 事業実施区域より 200m | 哺乳類：シャーメントラップ            |
| 調査範囲          | 鳥類：ポイントセンサス              |
| 市町境           | 鳥類：ラインセンサスルート            |
|               | 昆虫類：ベイトトラップ              |
|               | 昆虫類：ライトトラップ              |
| ヤナギ低木群落 (V I) | 路傍・空地雑草群落                |
| シイ・カシ二次林      | 畑雑草群落                    |
| ケネザサーコナラ群集    | 市街地                      |
| オギ群集          | 緑の多い住宅地                  |
| 竹林            | 開放水域                     |



1 : 5,000



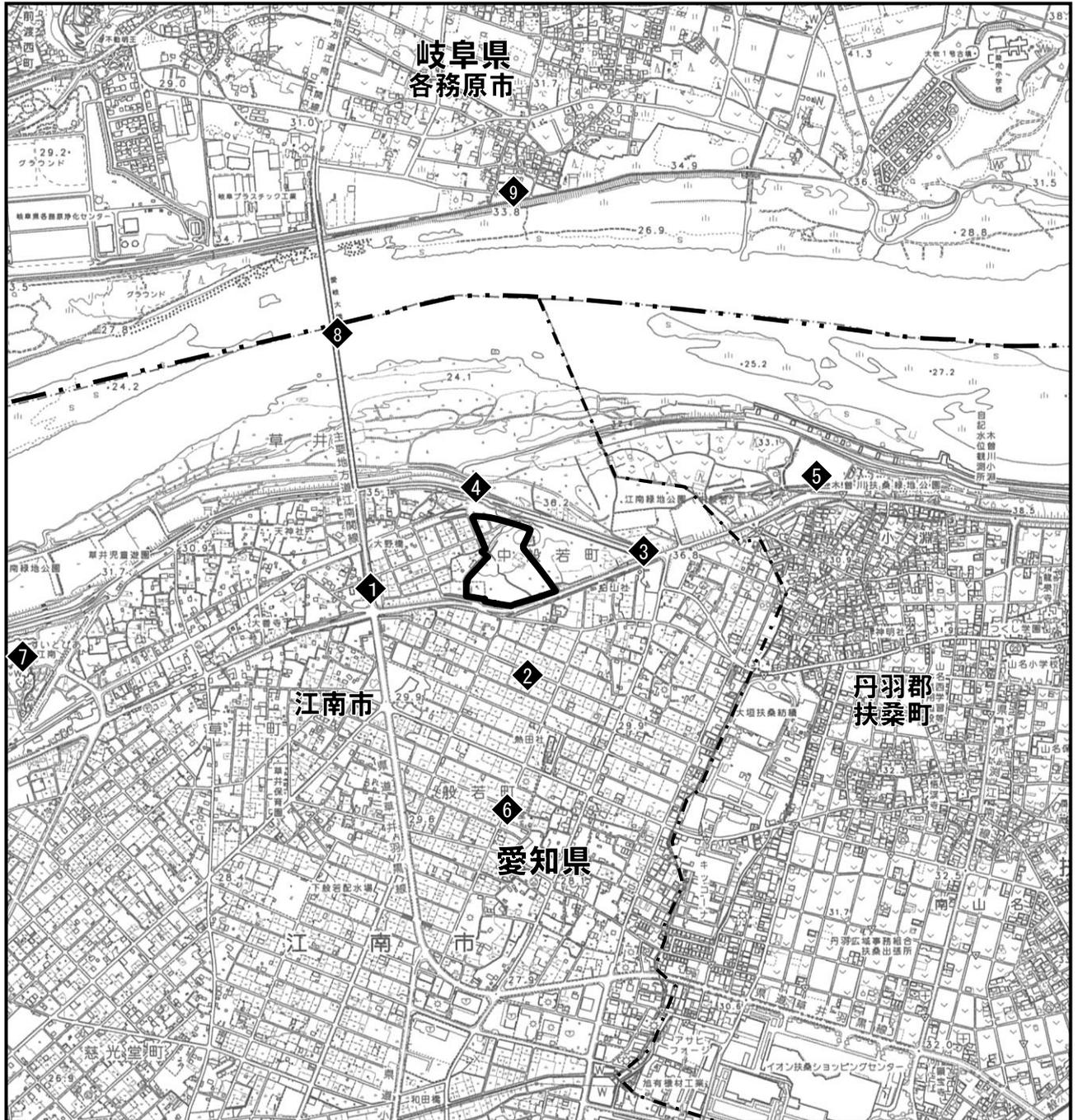
この地図は、「江南市都市計画基本図 No. 02 1:2,500」を使用したものである。

図 7.2.9 動植物の調査地域



表7.2.12 調査、予測及び評価の手法（景観）

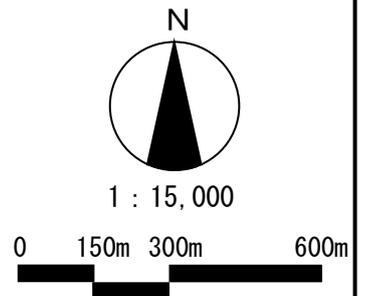
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 景観資源の状況 (2) 主要な眺望点の状況 (3) 主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	(1) 景観資源の状況 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (2) 主要な眺望点の状況 ① 文献その他の資料調査 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (3) 主要な眺望景観の状況 ① 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析
		調査地域	景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における景観に係る影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 眺望点及び眺望景観については、日常生活における視点の場及び不特定多数の人が集まる地点計9地点（地点1～9）（図7.2.11 景観の調査地点参照）
		調査期間等	①文献その他の資料調査 最近年について収集 ②現地調査 落葉季、繁茂季に各1回
		予測の基本的な手法	フォトモンタージュ法等による定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	施設の存在で環境影響を的確に把握できる時期
評価の手法	地形改変並びに施設の存在による景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。		



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 景観調査地点

No.	地点
1	西側住居付近
2	南側住居付近
3	東側交差点付近
4	サイクリングロード付近
5	木曽川扶桑緑地公園
6	般若公園
7	すいとびあ江南
8	愛岐大橋
9	木曽川対岸

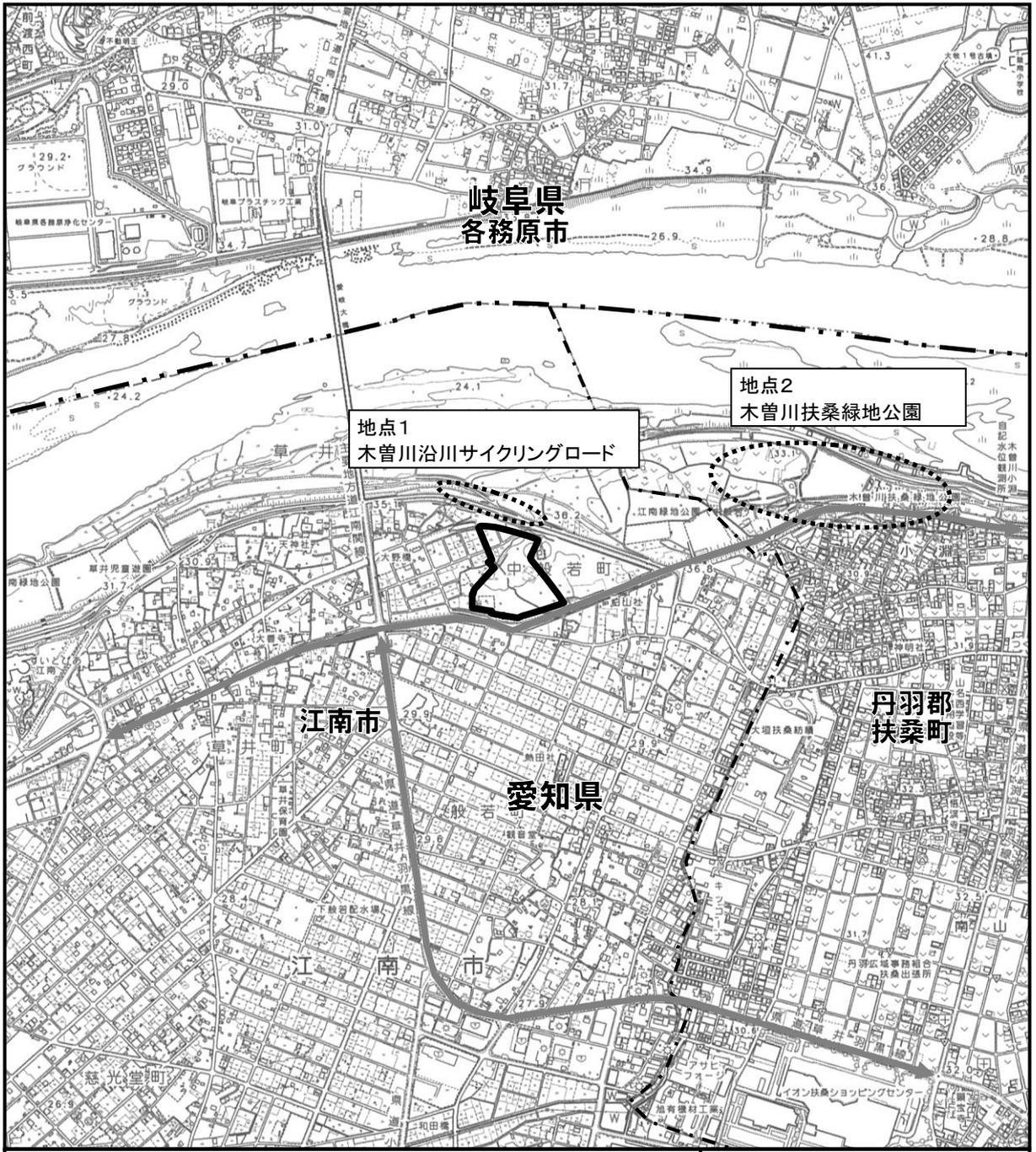


この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図7.2.11 景観の調査地点

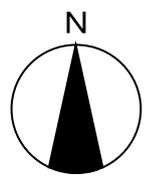
表7.2.13 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合い活動の場）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出  <施設の使用> 地形改変並びに施設の使用  <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
		調査の基本的な手法	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる2地点（地点1、2） （図7.2.12 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 最近年について収集 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 年に2回程度
		予測の基本的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、調査結果、工事計画及び事業計画に基づいた定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	施設の使用で環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等、廃棄物運搬車両等の運行及び施設の使用による人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点
-  主な走行経路



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図7.2.12 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

表7.2.14 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働 汚水の排出	予測の基本的な手法	事業計画等に基づいた廃棄物の種類ごとの発生量及び最終処分量等の予測
		予測地域	事業実施区域
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び汚水の排出に伴う廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
残土その他の副産物	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	予測の基本的な手法	(1) 残土 工事計画による残土の発生量の算定 (2) 建設工事に伴う副産物 工事計画等に基づいた建設工事に伴う副産物の種類ごとの排出量の算定
		予測地域	事業実施区域
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	残土、建設工事に伴う副産物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表7.2.15 調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス等 （二酸化炭素等）	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等	予測の基本的な手法	工事計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.3.2」（平成30年6月 環境省・経済産業省）に基づいた工事の実施に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の算定による予測
		予測地域	事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	資材等運搬車両等の運行及び建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働 廃棄物等の搬入及び搬出	予測の基本的な手法	事業計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.3.2」（平成30年6月 環境省・経済産業省）に基づき、施設の供用による温室効果ガス等の排出量及び廃棄物発電により発生する電力等による削減量の程度を予測する。
		予測地域	事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



第 8 章 方法書に関する業務を委託した事業者の  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の  
所在地



## 第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名 称 : 八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店

代 表 者 : 執行役員支店長 眞間 修一

所 在 地 : 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9



# 用語解説



## 用語解説

### 【 あ行 】

#### ・ 1時間値

大気質の測定において、60分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）は1時間値の1日平均値によることとしている。

#### ・ 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）などの総称。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる物質である。また、上空で酸化されると硫酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられている。

#### ・ 一酸化窒素（NO）

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の形で大気中に存在する。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。

#### ・ 一般環境大気測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路、工場等の特定の大気汚染物質発生源の影響を受けない場所で、その地域を代表すると考えられる場所に設置されたものをいう。一般環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局である。

#### ・ 上乘せ基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法では、国が全国一律の排出基準、排水基準を定めている。しかし、自然的・社会的条件からみて不十分であれば、都道府県は条例でこれらの基準に代えて適用するより厳しい基準を定めることができる。これを「上乘せ規制」といい、この基準値を「上乘せ基準」と呼ぶ。

#### ・ エアカーテン

施設の入出口などに早い気流の幕をつくり、内外の空気の移動を遮断する設備。

#### ・ 塩化水素（HCl）

石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック（ポリ塩化ビニルなど）の中に含まれる塩素が、燃焼に伴って放出された物質のことである。

## ・温室効果ガス

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

## 【 行 】

### ・化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素の量をいい、BODと同様に水質汚濁の指標とされ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。海域及び湖沼の汚濁状況を表すときに用いられる。

### ・ガス化溶融施設・シャフト式

熱分解と溶融を一体で行う方式を一体式ガス化方式といい、助燃用副資材の種類により、コークスベット式と酸素式に分類される。

一体式ガス化溶融施設は、製鉄所の高炉設備をごみ処理に転用したもので、都市ごみを高温で溶融しスラグを回収する施設である。

### ・ガス化溶融施設・流動床式

熱分解と溶融を別々の工程で行なう方式を分離式ガス化溶融方式といい、さらに、熱分解炉の形式の違いにより、キルン式と流動床式がある。分離式ガス化溶融施設は、ごみを熱分解し、ごみの持つ熱エネルギーを用いて灰分を溶融し、スラグを回収する施設である。なお、流動床式は、塔状の炉内に多孔板または、多孔管があり、その上にけい砂による流動層を形成させ、下部から予熱空気を送り上部からごみを投入し、炉内の流動状態で浮遊する高温の砂とごみをむらなく接触させることにより、上部の燃焼室で焼却させる施設である。

### ・環境影響評価

環境アセスメントともいう。また、英語ではEnvironmental Impact Assessmentであり、EIAという略称も広く使用される。

事業の内容を決めるにあたって、環境へどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行うこと。また、その結果を公表し、市民や関係市町村などからの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げ、環境と開発の調和をはかっていくための制度である。

## ・環境基準

「環境基本法」第16条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁（底質も含む）、土壌汚染について定められている。

## ・環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。1994（平成6）年に第1次計画、2000（平成12）年に第2次計画、2006（平成18）年に第3次計画、2012（平成24）年に第4次計画、2018（平成30）年に第5次計画が閣議決定されている。

## ・環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。環境基本法第20条には、環境影響評価の推進の規定がある。

## ・環境振動

ある地点で観測される振動は、様々な振動源からの振動が重なり合っているため、そのレベルの時間変化は複雑な様相を呈する。このようにある観測地点において観測されるあらゆる振動源からの総合された振動を環境振動という。

## ・環境騒音

観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。環境基準との比較などを行う場合は、等価騒音レベル $L_{eq}$ を用いる。

## ・環境要素

環境影響評価の評価対象のうち、環境影響を受ける要素を環境要素という。

環境影響評価項目を選定する際の区分として示されているものであり、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気環境、水環境、土壌環境、その他の環境）、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（植物、動物、生態系）、人と自然との豊かな触れ合い（景観、人と自然との触れ合いの活動の場）、及び環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス等）の4分野について環境要素を設定している。

## ・規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。

## ・寄与濃度

事業の実施に伴い、ばい煙の排出や施設関連車両の走行、建設機械の稼働等により大気汚染物質が排出されることで、計画地周辺において新たに増加する大気汚染物質濃度のこと。

## ・計画段階環境配慮書

2011（平成23）年4月の環境影響評価法改正により、事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階環境配慮書を作成し、送付等を行うことが義務付けられている。

愛知県では、愛知県環境影響評価条例の一部改正（条例第49号、平成24年7月）により、計画段階環境配慮書の作成、公表等の手続きが設けられた。

## ・景観資源

景観と認識される自然的構成要素及び自然的構成要素と一体をなす名勝や、自然景観資源（山岳、湖沼等）及び歴史的文化的価値のある人文景観資源（史跡、名勝等）。

## ・光化学オキシダント（ $O_x$ ）

大気中の窒素酸化物（ $NO_x$ ）、炭化水素（HC）などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン（ $O_3$ ）である。

## ・ 降下ばいじん

大気中に排出されたり、風により地表から舞い上がった粒子状物質のうち、粒子が比較的大きいため自重で地上に落下（降下）するものや、雨や雪に取り込まれて地上に落下するもの。

## 【 さ行 】

### ・ 最大着地濃度

煙突等から排出された汚染物質が、煙源の風下で地上に到着するときの最大濃度。煙源から最大着地濃度の距離は、有効煙突高さが高いほど大きく、大気が不安定なほど小さい。

### ・ サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収することで、熱回収ともいう。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後もサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

### ・ 自動撮影法

哺乳類の体温に反応するセンサーと連動し作動するカメラ（センサーカメラ）を用いる調査方法。

### ・ 自動車排出ガス測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路周辺に設置されたものをいう。自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局。

### ・ 臭気指数（臭気濃度）

官能試験法による臭気の数量化方法のひとつであり、対象空気を無臭の正常な空気で希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍率を臭気濃度という。

臭気指数は、臭気濃度を基礎として、次式により得られる。

$$(\text{臭気指数}) = 10\text{Log} (\text{臭気濃度})$$

#### ・ 主要な眺望点及び主要な眺望景観

眺望点は、人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台などだけではなく、例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所なども眺望点として取り上げるのが一般的である。主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観が「主要な眺望景観」である。

#### ・ 上層逆転時

煙突の上空に気温の逆転層が停滞する場合、煙突からの排ガスは上層逆転層内へは拡散されず、地表と逆転層の間で反射を繰り返して、地上に高い濃度をもたらすことがある。

#### ・ 植物群落

同一場所である種の単位性と個別性をもって一緒に生活している植物群を指す操作的・便宜的な植生の単位。その大きさや広がりについて、特に規定はない。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が、ある程度の再現性を持ってみられる。

#### ・ 植物相

フロラともいう。特定の場所に分布、生育する植物の種類組成を指す。動物相（特定の場所に分布、生息する動物の種類組成）と合わせて、生物相を構成する。

#### ・ 振動レベル

人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。単位として dB(デシベル)が用いられる。

#### ・ 水素イオン濃度 (pH)

水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数を pH 単位としてあらわすものである。pH7 で中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。

#### ・ ストーカ式焼却炉

耐熱鋳鋼製の火格子上にごみを供給し、火格子の下方から空気を吹き込みながら 900°C 程度で燃焼させる施設である。安定的な焼却処理ができ、建設実績は一番多い。ごみの焼却処理により、残渣（灰）が発生する。

## ・ 静穏

風が弱く穏やかな状態を表す用語。気象観測等において、風速がある数値より小さいときに「静穏 (calm)」または「C (calmの頭文字)」を用いて表すが、その定義は観測方法等により異なる。風がこのような静穏状態になると汚染物質は拡散せず滞留しやすくなる。

## ・ 生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

## ・ 生活排水

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水(し尿)を除いたものを生活雑排水という。

## ・ 生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

## ・ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物が水中の細菌によって分解されるときに必要な酸素の量をいい、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。河川の汚濁状況を表すときに用いられる。

## ・ 接地逆転層崩壊時

夜間から早朝にかけて形成されていた気温逆転層が日の出とともに地面付近から崩壊し、不安定層が次第に上昇する形となって上空の煙を地上に引き降ろし、いぶしの状態を起し地上に高い濃度をもたらすことがある。

## ・ 総量規制

一定の地域内の汚染物質・汚濁物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染物質・汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの、水質汚濁では排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は硫黄酸化物と窒素酸化物について、水質汚濁ではCOD (Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量)、窒素及びりんについて、特定地域と特定水域を対象に実施されている。

## 【 た行 】

### ・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD 75種類)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF 135種類)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称をいう。ごみの燃焼過程など、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような過程で非意図的に生成される。

### ・大気安定度

大気の安定性の度合いを大気安定度といい、基本的に気温の高度分布によって決まるものである。

気温の鉛直方向の変化をみた場合は、通常、地表から上空に行くに従って気温が低下し、乾燥した空気が上昇する場合は、その温度の減率が、高度 100mあたり 0.98℃ (湿度を持つ空気の場合は 0.6℃) であり、これは乾燥断熱減率と呼ばれる。

実際の大気中では、その時の気象条件等により温度の分布は変化しており、気温の高度分布が乾燥断熱減率に近い状態を中立といい、その他、気温勾配によって、大気の状態を不安定、安定という。大気が安定のときは、汚染物質が拡散しにくく、逆に不安定の場合は拡散が大きくなる。大気安定度の不安定時は、安定時、中立時に比べて拡散が活発で、近傍の着地濃度が大きくなる状態となる。

### ・大気汚染常時監視測定局

大気汚染の状況を常時監視するための測定局で、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局がある。

### ・大気拡散

煙突から排出された煙や排ガスが、風によって運ばれながら、大気と混合して、薄まりながら広がること。大気を持つ性質のうち、拡散や希釈作用を持つものは「風速」と「乱れ」で、最大着地濃度は、有効煙突高の二乗に反比例し、排出量に比例する。環境影響評価では、発生源の種類、気象条件を勘案して、種々の拡散モデルを使用して、大気環境濃度を推計している。

### ・ダウンウォッシュ

強風は、ばい煙や排出ガスの希釈作用に効果的に働くので、大気汚染は風が弱いとき著しいのが普通である。しかし、煙突からの排煙は、風が強くなり排出ガス吐出速度の 1/1.5 以上の速度に達すると、煙突自身の後方にできる負圧域に引込まれて、地上に吹き付けられる現象。

## ・ダウンドラフト

煙突の高さが周辺の建物等の高さの2.5倍以下の場合に、建物等の影響によって生じる乱流域に排ガスが巻き込まれる現象。

## ・短期濃度

「環境基準による大気汚染の評価（二酸化硫黄等）」（昭和48年5月12日 環大企143大気保全局長通知）によると、「二酸化硫黄等の大気汚染の状況を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。」としていることから、当計画による影響濃度を1時間値として予測し、その影響を評価する。

## ・窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

NO<sub>x</sub>（Nitrogen Oxide）ともいう。窒素原子（N）と酸素原子（O）の化合物の総称。窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど大量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOである。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOの形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついてNO<sub>2</sub>となる。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また、紫外線により炭化水素と光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

## ・眺望点

人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台などだけではなく、例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所なども眺望点として取り上げるのが一般的である。

## ・低周波音

一般に、周波数がおおむね100Hz以下の音をいう。人の耳には聞こえにくい。

## ・動物相

ファウナともいう。特定の限られた地域に生息する動物の種類組成を指す。植物相（特定の限られた地域に分布、生育する植物の種類組成）と合わせて、生物相を構成する。

## ・ 道路交通振動

自動車は道路を通行することに伴い発生する振動をいう。振動規制法では、指定地域内における道路交通振動について、区域及び時間の区分により限度（道路交通振動の要請限度）が定められている。道路交通振動の要請限度との比較は、5秒間隔で連続して測定して得た値を100個得て、その測定値の80パーセントレンジの上端の数値（ $L_{10}$ ）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値で行う。

## ・ 特定悪臭物質

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の規制を目的とした悪臭防止法第2条第1項において「不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」とされているもので、現在、アンモニアや硫化水素等22物質が指定されている。

## ・ 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められている。騒音規制法では8項目、振動規制法では4項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音または振動レベルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは85dB、振動レベルは75dBを超えないこととされている。レベルの規制以外に1日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。

## ・ 特定工場

環境関係法令で特定工場には、次に示すようなものがある。

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定める工場、すなわち製造業、エネルギー（電気・ガス・熱）供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生又は排出施設を設置するものをいう。特定工場は公害防止組織を整備する（公害防止管理者の任命等）義務がある。
- (2) 大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場（同法第5条の2）。
- (3) 騒音規制法又は振動規制法で定められた特定施設（騒音規制法第2条、振動規制法第2条）を設置する工場又は事業場。

## ・ トラップ法

小型哺乳類の捕獲罠を用いた調査方法。個体を捕獲する小型はじき罠（スナップトラップやパンチュートラップ）、生け捕り可能なライブトラップがある。

## 【 な行 】

### ・ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

### ・ 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

温室効果ガスの一つ。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。二酸化炭素濃度の増加が、地球温暖化の主要因と考えられている。

### ・ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

### ・ 日平均値の年間 98%値

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを指す。

### ・ 2%除外値

一日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外したうち、最も大きい測定値を2%除外値という。

### ・ 任意観察法

直接観察法ともいい、調査地域を任意に踏査し、捕虫網を用いた見つけ捕りのほか、主にチョウ・トンボ類等を目視により確認する手法。

### ・ 任意採集法

陸上昆虫類やクモ類を捕虫ネットを用いて直接採集する方法である。多様な環境で多くの種類を対象とすることができるため、陸上昆虫類等の調査において不可欠な調査方法である。

### ・ m<sup>3</sup><sub>N</sub>

排ガス量などの体積を表す便宜的な単位で、温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル(m<sup>3</sup>)単位の体積である。従来はNm<sup>3</sup>で表されていたが、Nが国際単位のニュートンと間違えられるためm<sup>3</sup><sub>N</sub>に改められた。

## 【 は行 】

### ・ ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称している。ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

### ・ 廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）」と定義される。排水は原則として含まれない。さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

### ・ ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

### ・ バックグラウンド濃度

事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算して予測を行う。この「当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態」の濃度のことをバックグラウンド濃度という。

### ・ パフ式

排煙の煙流を細切れにし、一つ一つの煙塊として移流・拡散を表現する式で、無風時（風速 0.4m/秒以下）に濃度分布を予測する式である。

### ・ ppm

濃度の単位で、100 万分の 1 を 1 ppm と表示する。例えば、 $1 \text{ m}^3$  の空気中に  $1 \text{ cm}^3$  の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を 1 ppm と表示する。

#### ・フィールドサイン法

調査対象地域を可能な限り詳細に踏査してフィールドサイン（フンや足跡、食痕、巣、爪痕、塚等の生息痕跡）を発見し、生息する動物種を確認する方法。主に大型・中型哺乳類の確認が可能な調査方法である。

#### ・風配図

ある地点の風向（風速）の統計的性質を示すために用いられる各方位別に風向（風速）の出現頻度を線分の長さで示したもの。環境影響評価では主に風向のみが扱われる。

#### ・フォトモンタージュ法

現況写真に、計画施設等のカラーパースを合成して将来景観図を作成することにより、現況景観と将来景観とを対比する手法である。

#### ・浮遊物質（SS）

水中に浮遊する物質の量のことである。各種排水からの不溶性物質などからなり、数値が大きいくほど水質汚濁が著しく、水の濁りの原因となり、SSが大きくなると魚類に対する影響が現れる。

#### ・浮遊粒子状物質（SPM）

発生源は、土砂等の飛散、固体物質の破碎によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これら微粒子の大きさが  $10\mu\text{m}$  以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）と呼ぶ。比較的長期間大気中に滞留する物質である。

#### ・ブルーム式

排煙の移流・拡散を煙流で表現した式で、有風時（風速  $0.5\text{m/秒}$  以上）に風や拡散係数、排出量を一定として濃度分布を予測する式である。

#### ・ベイトトラップ法

地面と同じレベルに口がくるように、プラスチックコップなどを埋め、1晩放置した後に落下した陸上昆虫類等を回収する調査方法である。

#### ・ポイントセンサス法

対象とする地域が一望できるような地点に定点を設け、定点から一定範囲、一定時間内に確認できた鳥の種類や個体数を記録する調査方法である。

#### ・方法書

環境影響評価（環境アセスメント）を行うにあたって、あらかじめどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかを示すものである。

方法書は、事業者により公告・縦覧され、住民は意見書を提出することができる。

### 【 ま行 】

#### ・目撃法

調査中に哺乳類の姿を見かけたら、双眼鏡等を用いて種類を識別し、目撃した場所の状況と合わせて記録する調査方法である。

### 【 や行 】

#### ・有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取しつづけることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成8年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の22物質が定められている。

#### ・有効煙突高

煙突実体高と排ガス上昇高との和で算出するもので、大気拡散計算の基礎となるもの。

#### ・要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている（騒音規制法第17条、振動規制法第16条）。この限度のことを要請限度という。

## 【 ら行・わ行 】

### ・ライトトラップ法

夜間、光に誘因される夜行性昆虫を採集する方法。白布スクリーン（カーテンともいう）に光を投射し、集まる昆虫を採集するカーテン法のほか、光源に集まる昆虫を捕獲箱に落とすボックス法がある。

### ・ラインセンサス法

あらかじめ設定しておいたセンサスルート上を歩いて、一定の範囲内に出現する鳥類を姿や鳴き声により識別して、種別個体数をカウントする方法。ルートセンサス法ともいう。

### ・レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめたもの。RDB と略される。

### ・レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してまとめたもの。